



中国経済と 日本企業 2011年白書

**中国经济与日本企业
2011年白皮书**

目次

ご挨拶----- 4	第2部----- 129	第7章
2011年建議の共通ポイント - 6	各産業の現状・建議	流通・小売業
エグゼクティブサマリー - 8	第1章----- 130	1. 卸売業----- 284
第1部----- 21	農林水産業・食品	2. 小売業----- 290
共通課題・建議	第2章	第8章
第1章----- 22	鉱業・エネルギー	金融・保険業
中国経済および日系企業の現状	1. 石炭----- 138	1. 銀行----- 296
第2章----- 32	2. レアアース----- 144	2. 生命保険----- 302
金融・財政動向	3. 電力----- 148	3. 損害保険----- 306
第3章----- 38	第3章	4. 証券----- 314
貿易・通関上の問題点	建設業	第9章
第4章----- 46	1. 建設----- 154	観光・レジャー
税務・会計上の問題点	2. 不動産----- 160	1. 旅行----- 322
第5章----- 52	第4章	2. ホテル----- 328
労務上の問題点	製造業	第3部----- 337
第6章----- 62	1. 繊維・アパレル----- 164	各地域の現状・建議
知的財産権保護の現状と問題点	2. 化学工業----- 172	第1章----- 338
第7章----- 76	3. 医薬品----- 180	華北地域（北京、天津、青島）
省エネ・環境産業・市場の現状と問題点	4. 化粧品----- 186	第2章----- 356
第8章----- 84	5. セメント----- 194	華東地域（上海、江蘇、浙江）
技術標準・認証の現状と問題点	6. 鉄鋼----- 200	第3章----- 366
第9章----- 94	7. 家電----- 208	華南地域（広東、福建）
技術・イノベーションの現状と問題点	8. 事務機器----- 216	第4章----- 378
第10章----- 100	9. 電子部品・デバイス----- 224	東北地域（瀋陽、大連）
物流の現状と問題点	10. 自動車----- 230	第5章----- 384
第11章----- 112	11. 造船----- 238	中西部地域
政府調達の実況と問題点	第5章	（安徽、湖北、湖南、重慶、四川）
第12章----- 122	情報通信業	
CSR（社会貢献）の現状	1. 情報通信----- 242	
	2. ソフトウェア----- 250	
	3. コンテンツ----- 254	
	4. 広告----- 262	
	第6章	
	運輸業	
	1. 海運----- 270	
	2. 空運----- 278	

ご挨拶

我々中国日本商会は昨年、中国の中央並びに地方政府との対話促進を目的として、在中国日系企業が直面している課題の分析、並びに解決のための建議を取りまとめた「白書」を初めて作成しました。この「中国経済と日本企業 2011 年白書」はその第 2 版となります。

ここに描かれるのは、日本企業が目で見た中国経済の今の姿にほかならず、中国全土で長きにわたり事業に携わってきた日系企業が、中国での発展を追い求める過程で遭遇した様々な問題点が浮き彫りになっています。今回この白書の作成に当たっては、中国日本商会及び中国各地の商工会議所組織の企業 6,260 社から、前回を超える件数の中国の投資環境に関する改善要望が寄せられています。

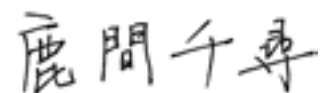
以前の「世界の工場としての中国」から「市場としての中国」への進化に、世界が関心と期待を寄せています。中国経済の持続的発展は世界経済にとって不可欠なものになりました。日本企業の戦略の中心も中国で作るためだけの投資から、中国で作って中国で売る、あるいは中国でサービスを提供する投資に次第にシフトして来ています。

その一方で、中国企業の台頭も著しく、市場での競争は厳しさを増しており、さらに近年は労務・税務をはじめとするコストも大きく上昇するなど、中国の投資環境は大きく変化してきています。中国の経済発展や市場開放の進展に伴い、在中国日系企業が直面する問題はその内容が変化し、より複雑化する傾向にあります。

中国経済の改革開放において、外資の重要性は計り知れず、中でも日本企業の果たしてきた役割は非常に大きいものと認識しています。中国日本商会は先人の業績を引き継ぎ、今や世界経済の屋台骨となっている中国マーケットの投資環境を更に良いものとするために、今後も中国の中央並びに地方政府に積極的に提言して参ります。日中両国お互いが開かれたマーケットとなり、両国が相乗的に発展することがアジア、そして世界経済にも貢献することに繋がると信じているからです。

本書の取りまとめは、調査委員会事務局（日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター）が中心的な役割を担いました。また、中国各地の商工会議所組織との連携では、中国日本商会事務局及び上海、広州、大連、青島の各ジェトロ事務所がその役割を担いました。本書の執筆はすべて、中国日本商会の会員である企業、団体の方々が仕事の傍ら寄せてくれた玉稿から成っています。この場を借り、これらの方々に心からお礼を申し上げたいと思います。

日本は、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、かつてない甚大な被害を受けました。困難に直面する我が国に対し、一衣帯水の隣国である中国の政府および多くの国民の皆様から、いち早い支援の手を差し伸べて頂きました。ここに改めて心から感謝の意を表します。また、本白書を通じて日中両国の対話が促進され、両国の絆がより強化され、共に更なる発展を遂げていくことに繋がることを切に願っています。



鹿間 千尋
中国日本商会会長

2011年建議の共通ポイント

「中国経済と日本企業 2011 年白書」の建議には、各分野に共通して見られる内容も多い。代表的なものは以下の4つ。

1. 制度の実施段階での解釈が地域や現場担当者で異なることがある。実施細則の策定が、法制度の実施に間に合わない場合も多い。統一的運用を強く要望したい。
2. 法制度が急に変更され、十分な準備期間がない事態が多々発生する。十分な準備期間を確保していただきたい。
3. 各種申請の手順や必要書類が煩雑かつ複雑で、手続きに多大な時間を要する。手続きの簡素化、効率化を徹底していただきたい。
4. 企業からの申請および問い合わせに対し、口頭による回答が多い。地域や現場担当者が異なる解釈をした際に示すこともできない。企業から文書にて回答を求めたものには、文書で回答していただきたい。

エグゼクティブ・サマリー

はじめに

2010年4月、中国日本商会は中国の中央・地方政府との対話促進を目的として初めて、在中国日系企業が直面している課題を取りまとめた「中国経済と日本企業2010年白書」を作成した。今回、第2版となる「中国経済と日本企業2011年白書」を発刊する。

この1年の中国の投資環境を振り返ると、中国政府は「外資利用の一段の改善に関する若干の意見」を公布し、中国経済の構造調整に外資を積極的に活用することを表明した。その後、商務部、国家発展改革委員会、国家工商行政管理総局などは、それぞれ外資導入にかかわる行政手続きの簡素化、審査許認可権限の地方政府への移譲といった行政効率上の関連措置を発表するなど、外資系企業にとって中国ビジネスに追い風となる措置が打ち出された。

2010年の日中経済は、貿易が3,000億ドル（日本側統計）を超え、日本企業の対中投資も単独国ベースでは米国に次ぐ第2位で、全投資に占める中国のシェアも12.6%に拡大している。日本企業は中国市場の成長性などから、今後の事業展開先として最も有望視する国として位置付けている。その一方で、中国の経済発展や市場開放の進展に伴い、在中国日系企業が直面する問題は、その内容がより細かく複雑化する傾向にある。

中国日本商会は昨年に引き続き、この「白書」を通じ、中国の投資環境の更なる改善に向けて、中国の中央・地方政府と対話し、努力したいと考えている。白書は「共通課題・建議」、「各産業の現状・建議」および「各地域の現状・建議」の3部に分かれ、全26章、48の建議項目から成る。

在中国日系企業のビジネス環境

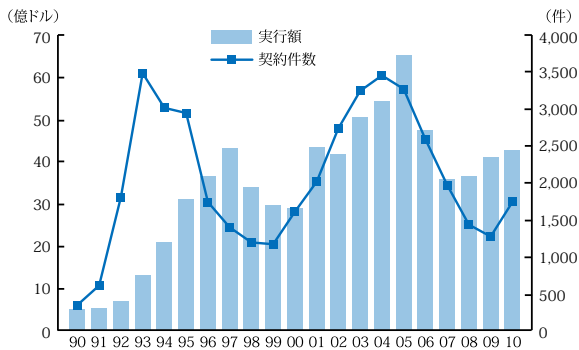
2010年、中国のGDPは日本を抜き第二位となった。成長率は10.3%で前年を上回ったほか、2010年の経済目標を概ね達成した。今年は第12次五カ年計画（以下、十二五計画）の初年度に当たる。十二五計画では「経済発展モデルの転換の加速」が主要目標と位置付けられ、「内需拡大戦略を実施し、消費と投資と輸出がバランスを取りながら成長する」ことを強調している。国民所得をGDP成長率と同じペースで増加させること、社会保障制度を整備することなど、所得分配を通じて国民生活を改善する方針も示している。

十二五計画は基本的に十一五計画の内容をさらに一歩進めた内容になっている。その意味において中国ビジネスの大きな転換点は、5年前の十一五計画のスタートであった。確かに日系企業など外資系企業の対中投資は、特にこの5年間は中国の国内市場開拓を狙った案件が増えている。M&Aによる中国企業との提携や省エネ・環境保護分野の需要が急拡大したことに伴った投資などが目立っている。

2010年の日本企業による対中投資は、前年比2.4%増と微増ながらも08年以降増加し続けている（図1）。在中国日系企業の収益状況（注1）は、ここ数年低下が続き、特に2009年は金融危機の影響を受け著しく落ち込んだが、2010年は危機以前の水準に復帰した（図2）。中国は、日本企業が最も期待を寄せる市場でもある。

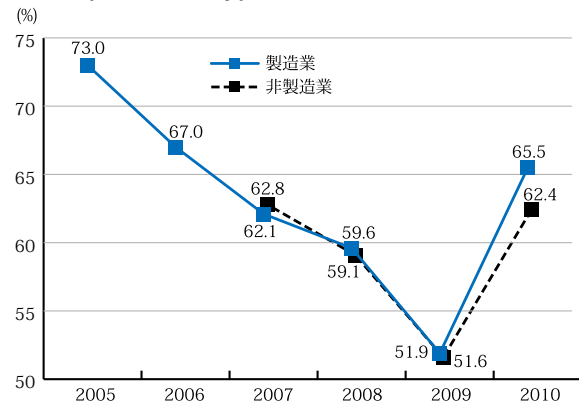
（注1）ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」（2010年版）調査対象企業数1359社、有効回答率59.3%

図1：日本の対中投資推移



資料：商務部

図2：在中国日系企業の黒字企業数の比率 (2005～10年)



注：非製造業は2007年から調査を開始した。

出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」（各年版）

一方で中国市場は、地場企業の台頭も著しく、市場での競争は厳しさを増している。さらに近年は、労務・税務をはじめとするコストも大きく上昇しており、中国のビジネス環境は大きく変化してきている。

08年から施行された労働契約法やその実施細則により労働者権利の保護意識が高まり、新世代農民工の増加により権利意識も高まっている。その反面、急速な経済成長の中で低所得者の生活は依然として苦しい状況にあり、発展の成果を享受できない不満が高まってきているとの声も聞かれる。これらは、中国政府が十二五規画で国民生活の改善を強調している背景でもある。昨年は最低賃金が相次いで引き上げられ、それに伴い在中国日系企業の労務コストは急激に上昇している。このことは在中国日系企業にとって大きな懸念となっている（表1）。

表1：在中国日系企業の経営上の問題点

		回答率(%)
1	従業員の賃金上昇	79.6
2	競合相手の台頭(コスト面で競合)	57.5
3	調達コストの上昇	55.9
4	従業員の質	48.4
5	主要取引先からの値下げ要請	44.1
6	現地人材の育成が進まない	44.0
7	品質管理の難しさ	43.3
8	原材料・部品の現地調達の難しさ	43.1
9	人材(一般ワーカー)の採用難(製造業のみ)	42.7
9	限界に近づきつつあるコスト削減	42.7

出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」（2010年版）

主な建議内容

現在、在中国日系企業の改善要望の内容には、各業種により多少の違いはあるものの、共通して見られる内容も多い。以下は、貿易・通関、税務・会計、労務など共通課題9分野における主要な課題・改善要望である。

貿易・通関上の問題点

- 各税関において法制度やHSコードの解釈に違いがみられるなどの問題が発生している。税関の窓口が十分な対応ができず、手続きにおいて混乱を招くケースが多発している。通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するなどの対応をしていただきたい。
- 2010年はレアアースの対日輸出制限をはじめ、日本向け輸出を中心に通関時の開梱検査を100%実施するなど、税関の対応が突然大きく変わった。100%開梱検査自体は制度上不当なものではないが、生産活動に関わるサプライチェーンが最小限の在庫を前提として運用されている現在、突然の運用変更は企業の生産活動に大きな影響を及ぼす。明確な審査基準による運用を要望したい。
- 商品輸入時のHSコードの取得に多大な時間を要するケースや、税関での保税原材料の輸出入管理（手冊管理）が煩雑かつ画一的などの問題が存在する。手続きの簡素化を要望したい。
- 輸入ユーザンス（輸入延払）に関して、輸入約

定日・通関日より 90 日を超える場合、金額に関係なく外債登記が要求される上、同年の輸入延払の年度累計発生額を原則前年度の輸入支払総額の 25%以内に抑えなければいけないなど、管理強化に伴う手続きの煩雑化の問題などが発生している。手続きの簡素化ならびに国際慣習を考慮した対応をいただきたい。

税務・会計上の問題点

- ・ 現在、中国における税法、税務通達の多くの解釈および適用に当たっての最終判断は税務当局によってなされる場面が少なくない。しかしながら、中国各地によってその運用が異なる場面があるとともに状況によっては窓口担当者によって異なる対応が存在する。納税者の立場からは、個別税務問題については税務局内部での共通認識を持って対応頂くことを強く希望する。
- ・ 増値税、営業税、消費税に対して 2009 年に新しい暫定条例が施行された。新しい増値税法のもとでも仕入増値税の不還付についてはこれまで同様に、輸出企業は不還付率より生じるコスト負担を強いられることになる。当該不還付率の設定については、突然変更されることが少なくないため、対象企業にとっては予算管理、財務管理上の実務において多大な混乱を招くケースが少なくない。対応の改善が望まれる。
- ・ 恒久的施設 (PE: Permanent Establishment) 課税について、現行の企業所得税法においては、中国非居住者に対する徴税管理がより明確に規定されているが、最近の傾向として各地で PE 課税の認定における税務問題が頻発している。PE 課税の認定にあたっては、これまでと異なる解釈で突然問題視されるケースも少なくなく、速やかに税務当局から明確なガイドラインが示されること及び駐在員関連人件費の立替送金が滞ることのないよう税務当局の画一的な対応が望まれる。
- ・ 現在中国では、従来の「企業会計制度」と国際会計基準 (IFRS) に近いと言われている新「企業会計準則」の 2 つの制度が存在している。法

的には新「企業会計準則」の適用対象は、中国上場企業および特定業種企業、大型国有企業のみが義務化されるとともに、各地で 2010 年或いは 2011 年から適用が開始されたが、中国全土で一律の対応となっていない。統一した対応が望まれる。

労務上の問題点

- ・ 労働契約法における無期限労働契約に関し、期限を定めた契約を 2 回更新した従業員に対して、自動的に無期限労働契約となるが、事業状況 (拡大・縮小) に応じた従業員との臨機応変な契約締結が困難であるため、是正を要望したい。
- ・ 最低賃金について、物価上昇と比較し最低賃金が大幅に上がりすぎているため、段階を追った引き上げとなるよう上昇幅の縮小をしてほしい。また、最低賃金上昇率等のガイドラインがあるのであれば早めに公表してもらうよう要望したい。最低賃金など地域差があるべきものの以外は、中央政府が定める法規に基づく全国統一の労務関連規定の制定を要望したい。
- ・ 中国政府が審議している賃金条例 (工資条例) において、「同工同酬」、給与の「集団協商」の内容が盛り込まれると聞いている。しかし、従業員の給与は会社 (経営) 側が会社の経営・収益状況を元に、各従業員の業績、会社への貢献度、勤務態度等の要素を総合的に評価した上で決めるものであり、企業の裁量権を損なうような政策の実施は再考いただきたい。
- ・ 社会保険の全国での移動可能はよい施策であるが、納付額、移動可能額は依然として異なっており、場合によっては社会保障の享受まで結び付かないこともあるため、統一に向けた施策をお願いしたい。

知的財産権保護の現状と問題点

- ・ 模倣品業者に対する行政罰の強化、行政罰に関する過料水準の引き上げや、製造設備の没収の強化を要望する。また押収品価格評価時における純正品価格への考慮、権利者への行政処罰結

果通知についても併せて要望する。

- ・ 模倣品業者の再犯に対する対策の強化策として、再犯者への処罰の強化や、再犯者情報の摘発行政機関との情報共有の強化を要望したい。
- ・ 「特許に係る国家標準の制定及び改定についての管理規定（暫定施行）」に関し、中国国家管理標準化委員会は、日本の産業界の意見に耳を傾け、国家標準の制改定において特許権者の権利に十分配慮するとともに、手続の簡素化、判断基準の明確化を図るべきである。また、その実施規定である「国家標準の特許に係る処置規則」の検討についても、十分に日本の産業界の意見を反映していただきたい。
- ・ 取引先からの技術・ノウハウの技術漏洩リスクが日系企業の研究開発や技術移転を阻害する恐れがある。技術・ノウハウ・営業秘密等が適切に保護されるよう、法制度の整備を要望したい。

省エネ・環境産業・市場の現状と問題点

- ・ 中国政府は基本的に省エネ・環境関連政策・法律を公表しているものの、関連実施細則の整備や解釈の明確化は依然として進んでいない。また政府内の担当窓口が定まっていないことも問題となっており、特に規制の問い合わせ窓口の明確化を要望したい。
- ・ 第 11 次五カ年計画より、中国政府は省エネ・汚染物排出削減目標を掲げている。最終年である 2010 年は目標達成のために工場への電気供給制限が突然一律、かつ、強制的に課せられ、工場の稼働の低下や停止を余儀なくされる状況が発生した。対応の改善を要望したい。
- ・ 省エネ・環境関連ラベル制度における認証、試験、ラベル添付等に時間やコストが掛かる関連法規・標準の効率化を要望する。例えば、「環境配慮製品」として、一つの省エネラベルに統合すること及び多地域間の相互認証を認めることで認証業務、工場監査、製品検査などの対応を合理化することを要望する。

- ・ 中国政府は電子情報製品汚染制御管理法（中国版 RoHS）の検討（新管理法の制定・重点管理目録の制定・対象製品の追加、3C 認証実施規則、国家推薦電子情報製品自発的認証制度の創設等）に際して、制度設計全体が分かりづらいものとなっていることを十分に認識いただきたい。その上、今後とも外資企業に対する十分な説明、手続きの透明性、公正性を確保するとともに、引き続き日本企業の意見を聞く機会を持っていただきたい。
- ・ 廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版 WEEE）の本格的な実施が遅れている。中国政府は、対象製品の範囲、基金徴収・補助金交付の対象及び金額、基金徴収の起算点及び開始時期、地方政府の回収処理管理計画などの情報を開示し、より透明性、公正性が確保された中で検討を行っていただきたい。また中国政府は、日系企業をはじめとする外資企業の意見を聞く機会を持つよう強く要望したい。

技術標準・認証の現状と問題

- ・ 一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や、目標値や理想値のような高い数値設定が見受けられる。標準の策定においては理想を追求しすぎることなく、現実の技術の発展状況を踏まえ進めていただきたい。
- ・ 標準の公布日から実施日まで、十分な猶予期間を取るべきである。特に強制標準については、他の国際的標準同様、実施日までの猶予期間について 1 年ないし 2 年を確保してもらいたい。また猶予期間の起算日を、公布日ではなく公に誰もが入手可能となった日としてもらいたい。
- ・ 認証、試験等に係る費用低減及び手続透明化を図るべきである。制度および手続の簡素化、審査のスピードアップ、判断基準の明確化、担当による判断の統一、標準の統廃合などに努めていただきたい。
- ・ 国レベルと地方レベルで標準が異なることや、同一であってもその適用がまちまちであること

により混乱を来している。標準と現場の運用の乖離をなくし、国と地方の連携の強化を図ってもらいたい。

- ・ CCC と類似する検査制度等との間で、重複の排除或いは制度の一本化を図るべきである。例えば自動車については、車両の生産から輸入、販売、登録までの流れの中で、CCC の他に公告制度、公安の検査制度があり、複数の政府部門が管理し、類似した要件を要求されており、メーカーに対する負担が大きくなっている。

技術・イノベーションの現状と問題点

- ・ 「2010 年の国家自主創新製品の認定の展開に関する通知（案）」は実行に移されていないが、認定条件が不明確である内容を包含している。外国製品の排除につながる懸念が依然として拭いきれていない。制度の明確化、公平・公正化、透明化など、各国産業界の意見を検討していただきたい。また、既に先行試行されている地方政府の制度には、外国製品が排除されたものとなっている。国家レベルの制度との整合性・統一化を図るよう検討していただきたい。
- ・ 「ハイテク企業認定管理弁法」において、ハイテク企業として認定されるためには、主たる製品の知的財産は海外にある本社に帰属するのではなく、中国内の現地法人に帰属することが求められている。しかし、グローバルな戦略の中で知的財産管理を行う外資系企業にとって、当該規定は現実的ではなく、競争阻害的になることが懸念される。制度の改善を要望したい。
- ・ ハイテク企業への優遇策に関し、類似の研究開発業務を実施しながら、製品化プロセスとの連携のために工場の一部門として実施されている研究開発については支援が受けられない。イノベーション推進の観点から、本来、組織形態如何ではなく、研究開発内容に応じて支援が得られるべきものと考えられることから、そのような仕組みとして欲しい。
- ・ 信頼できる公的試験・検査機関の充実に努めて

いただきたい。品質を支えるインフラを整備することは、日本企業にとってメリットがあるだけでなく、中国製品の品質レベルを高める上でも不可欠と考える。

国内物流に関する問題点

- ・ メーカー企業のサプライチェーンは「最小限の在庫」が主流となっている。通関、開梱検査率の突然の運用変更は制度上不当なものではないものの、生産活動への影響は大きく、世界的な需給関係にも影響を及ぼす。実状を考慮した慎重な対応を要望したい。
- ・ 空港での粗雑な貨物取扱いにより貨物破損が多発している。事故が発生する区域が既得権のある特定業者の「聖域」となっている場合が多く、一般の物流業者の立ち入りが認められないことがある。作業品質の改善・指導が進まず、貨物の輸送品質の向上が困難である。「聖域」の開放を要望したい。
- ・ 海上運賃の「ゼロ運賃」など無秩序な状態改善を目的に、交通運輸部が 2010 年 9 月に物流企業（NVO 事業者）に運賃のファイリングを実施させた。しかし違反への罰則規定はあるものの、その監視体制、秩序維持手法が不明確であるため、制度を確実に実効していただきたい。また、通知公布から実施までの期間も短く今後の改善を望む。
- ・ 自動車への排ガス規制は局地的な規制では実効性に欠け、燃料の全国的な均質化など総合的な環境政策を要望したい。
- ・ 公路運送業の認可に関し、地方によって最低必要保有車両数などが異なり分かりにくい。また、基準の明確化、上限規制の撤廃を求める。
- ・ 物流業者が貨物輸送業務を直接、中国鉄道部と行おうとしても、指定業者を通じてでなければ業務ができない。これにより指定業者ではない物流業者は料金面、貨物スペースの確保面などにおいて競争力が低下する。また、指定業者の要件も明確でなく、透明化と機会均等を望む。

- ・ 物流企業が荷主企業のニーズに応えるため、保税區、物流園區または保税港區に進出しようとする場合、独立法人の設立がしばしば要求される。投資、経営効率の向上、または均質なサービスを提供するため支店設立による進出を認めて欲しい。

政府調達現状と問題点

- ・ 中国は GPA に早期に加盟するためのプロセスを加速させるとともに、『政府調達法』などの関連法制度について、外資企業に対する差別状況を解消し、GPA などグローバルスタンダードに沿った内容で改正・制定することを要望する。
- ・ 『政府調達法』の公布からすでに 8 年が経過しているが、関連法規は相対的に少ない状況にある。このままでは、政府調達部門の業務の規範化を効果的に進めることが難しく、日系企業を含む多くの企業の対応を困難にしている。『政府調達法実施条例』を含む一連の関連法制度の早期制定・公布を要望したい。また本法制度の検討に際しては、今後も外資企業への十分な説明、手続きの透明性、公正性を確保いただき、引き続き日本の意見を聞く機会を持っていただきたい。
- ・ 『中国政府調達法実施条例案』や『中国自国製品政府調達管理弁法案』、『省エネ製品の強制調達リスト』では、政府調達で自国製品が優先（輸入品排除）されており、輸入品は一般的に対象外となっている。『中華人民共和国政府調達法』は、輸入品の調達を条件付で認めているが、法律と運用の取り扱いが異なっている部分が多い。調達者が輸入品を調達する際の事前申請の利便性を向上するため、「政府調達リスト」に輸入品であることを明記し、掲載することを要望する。
- ・ 入札後に改めて多くの条件交渉が発生する商習慣を改めるとともに、資格やルールを明確化、オープン化することを要望する。また落札要件として、価格のみならず性能条件、効率、メンテナンス面などの要素も勘案することを要望する。

温家宝首相は 2011 年 3 月の全国人民代表大会の中で、急速な経済成長の結果、「資源、環境保護の制約が高まったこと、所得格差が拡大していること、イノベーション能力が弱いこと」などを問題として指摘した。日本企業は製造業はもとよりサービス業においても、世界有数の先進技術とノウハウを有する。中国が目指す戦略的新興産業の育成と発展の加速において、イノベーション能力の向上や現代サービス業の発展など、多くの分野で貢献できるものと考えられる。

日本企業は、中国の経済発展の重要なパートナーとなることを強く望み、この白書が中国との対話の深化につながることを願ってやまない。

第1部
共通課題・建議

第1部
共同問題及建議

第1章 中国経済および日系企業の現状

2010年、中国のGDPは日本を抜き第二位となった。成長率は10.3%で前年を上回ったほか、2010年の経済目標を概ね達成した。しかしインフレは注視が必要な状況となっており、金融引き締めの動きが加速している。2011年は輸出の伸びの鈍化が予想されるものの、前年に近い成長が予想される。日系企業の状況は、金融危機の影響が大きかった2009年に比べれば、2010年は収益が改善した模様。また投資先として中国は引き続き有望とされているが、昨年はストが多発し、最低賃金の引き上げも再開したことから企業は賃金や労働争議への関心を高めているものとみられる。

2010年中国経済の回顧

マクロ経済：GDPが世界第二位に

国家統計局の発表によれば、2010年の名目GDP（国内総生産）は39兆7,983億元となった。ドル換算では5兆8,786億ドルで、日本の5兆4,742億ドルを上回り世界第二位となった（日本の内閣府による計算）。実質GDP成長率は10.3%増であった。政府目標の8%、前年の9.2%を上回っただけでなく、3年ぶりに2ケタ成長に復帰した。季節調整系列がない中国では、2009年の各四半期の成長率が年末にかけて高まっていった裏返しとして2010年は年末にかけ鈍化するものとみられていたが、実際は第1四半期から順に11.9%、10.3%、9.6%と鈍化した後、第4四半期は9.8%と伸びが高まる結果となった。

需要項目別寄与度をみると、消費が3.9ポイント、資本形成が5.6ポイント、外需（輸出－輸入）が0.8ポイントであった。資本形成が成長の

牽引役であることに変わりはないが、2009年よりも2010年の成長率が高かった理由として大きかったのは、消費や投資といった内需ではなく外需だった。外需寄与度は09年、3.7ポイントと大幅なマイナスだったが10年にはプラスに転じた。要因として世界と中国の景気回復テンポの差が指摘できる。輸出は世界の需要、輸入は中国国内需要で決まる。09年は中国が世界で逸早く回復に向かったため輸出より輸入が相対的に強かったが、2010年になると世界経済も回復に向かい中国との成長率格差が縮小する形となった。

経済目標の多くを達成

2010年について掲げた経済目標は概ね達成された（表1）。特に貿易総額は目標の8%増を大幅に上回る34.7%増となった。消費者物価指数（CPI）については通年で上昇率3%前後が目標だったが、実際は3.3%であった。その背景として、マネーサプライや貸出の伸びが高かった点が指摘できる。

表1：中国経済の2010年の目標と実績

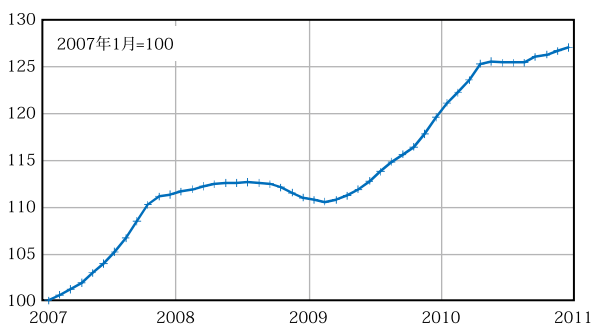
項目	2010年目標	2010年実績
国内総生産(GDP)成長率	8.0%前後	10.3%
全社会固定資産投資額	20%増	23.8%増
社会消費品小売総額	15%増	18.3%
貿易総額	8%増	34.7%増
対内直接投資(FDI)	960億ドル	1,057億 3,500万ドル
消費者物価指数(CPI)	3%上昇	3.3%上昇
マネーサプライ(M2)	17%増	19.7%増
貸出残高増加額 (人民元建て)	7兆5,000億元	7兆9,500億元
農民純収入(一人当たり)	6%増 (実質)	10.9%増 (実質)

2010年については年初から、経済政策をいつ金融危機対応から平常時に戻すのか、いわゆる出口戦略の行方が注目されていた。緩和的な金融政

策を維持する中、不動産価格や物価の上昇が関心を集めていった。

不動産価格については、4月17日に「一部の都市の住宅価格の行き過ぎた上昇の抑制に関する通知」(国発[2010]10号)が発表された。この「国十条」と呼ばれる通知により住宅購入は、軒数に応じ頭金や金利など貸出条件に制限が課せられることとなった。自家用の建築面積90平方メートル以上の家を初めて購入する世帯については頭金の比率を最低30%に、2軒目を購入する世帯に対しては最低50%とし貸出金利も基準金利の1.1倍以上と決められた。3軒目以降については頭金の比率も基準金利に対する貸出金利の倍率も大幅に高めると規定された。その後、北京市をはじめとする地方政府がこの「国十条」に沿った規制を発表し、総じて言えば4月以降しばらく不動産価格の安定が続いた。しかし9月以降は再び上昇し始めた(図1)。

図1：不動産市況の推移



注：政府発表の前月比をもとに2007年1月=100として指数化。

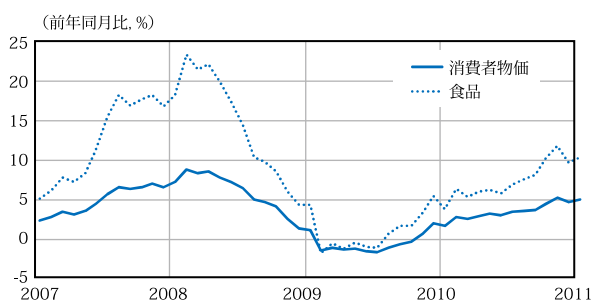
資料：国家統計局、国家发展改革委員会

消費者物価上昇率(前年同月比)は、年初来4月までは3%以下であったが、5月に3.1%となった。当時は前年が8月以降物価が騰勢を強めたことの裏返しとして8月以降は鈍化するとの見方もあった。しかし実際には、野菜をはじめとする食料品価格の上昇により消費者物価上昇率は加速を続け、ピークの11月は5.1%となった(図2)。

金融政策もこうした不動産市況、物価の推移を反映し、秋口から引き締めが加速した。金融引き

締めは、5月までは大手行限定の預金準備率の引き上げに留まっていたが、10月20日には2年10カ月ぶりの利上げが行われた(1年物の預金貸出金利で0.25%)。その後、預金準備率は大手・中堅中小行とも11月に2度、12月に1度、毎回0.5%ずつ引き上げられ、12月には再度0.25%の利上げが行われた。金融政策は、12月3日の中央政治局会議で「適度な緩和」から「穏健(中立)」への転換が打ち出された。

図2：消費者物価上昇率の推移



資料：国家統計局

消費

2010年のGDPを需要面からみてみよう。マクロの消費を示す社会消費品小売総額は、前年比18.3%増の15兆6,998億円となった。伸びとしては2009年の15.5%を3ポイント近く上回ったことになる。品目別には自動車販売が1806万台と好調で2年連続世界一となった。これは中国史上最高となっただけでなく米国の史上最高値である2000年の1781万台(注1)をも上回った。増加の背景としては、①1.6リッター以下の自動車の購入税減税の継続、②値引きの実施、③1.6リッター以下の低燃費車に対する1台当たり3000円の補助策、などが指摘できる。他方、物価要因を除いた実質消費の伸びは前年比14.8%増で、2009年より2.1ポイント低下しており、名目消費の伸びの高まりは物価上昇による面もある。

(注1) 日刊自動車新聞社・一般社団法人日本自動車会議所共編「自動車年鑑 2010-2011年版」

投資

マクロの投資を示す全社会固定資産投資額は

23.8%増の27兆8,140億円となった。伸び率では前年より6.2ポイント低下した。物価要因を除いた実質ベースでは19.5%増だった。都市部の投資は24.5%増の24兆1,415億円、農村部が19.7%増の3兆6,725億円と、それぞれ前年より5.9、7.6ポイント低下した。都市部の投資を産業別にみると、第一次産業が18.2%増、第二次産業23.2%増、第三次産業は25.6%増であった。地域別では、沿海部が22.8%、中部地域が26.9%、西部地域が26.2%増加した。他方、不動産開発投資は33.2%増の4兆8,267億円と3割を超える高い伸びとなった。

金融危機からの脱却を目指し、2008年11月に4兆元の経済対策が発表され、その後4兆元対策以外にも中央・地方の諸々のプロジェクトが積極的に推進された。いわば2009年は危機対応の実質的な初年度であり、2010年は2年度目だった。投資の伸びが2010年に鈍化したのは、こうした景気対策が2年度目に入ったこともあるものと思われる。また、インフラプロジェクト推進の特別目的会社ともいべき「融資平台」についてはその乱立が問題視され管理強化（注2）が実施されたことも、投資の伸び鈍化の一因とみられる。

（注2）2010年6月10日、「地方政府融資平台企業の実質的な管理強化に関する通知」（国発〔2010〕19号）が打ち出された。

貿易

貿易総額は34.7%増の2兆9,728億ドルであった。うち輸出が31.3%増の1兆5,779億ドル、輸入が38.7%増の1兆3,948億ドルと、いずれも通年では高い伸びを示した。しかし月次の推移をみると、輸出は5月以降伸びの鈍化がみられた。輸出は09年来、金融危機の震源地であった欧米向けが回復を牽引してきた。背景には、金融危機時に落とした在庫水準を元に戻す「在庫復元」の動きがあったものと見られる。しかし2010年後半は欧米向け輸出金額に頭打ちの観があり、「在庫復元」の動きにも一服感がある。貿易黒字は1,831億ドルと6.4%減少した。

生産活動

工業生産（付加価値ベース）の伸び率は15.7%増と、2009年の伸びを4.7ポイント上回った。月次の推移をみると、年初の2割増ペースが、5、6月で13%台に鈍化し、以降再浮上することにはなかった。これについては、不動産価格の上昇をはじめとする景気過熱への警戒から金融が引き締められたことに加え、第11次五カ年計画の目標の一つである「GDP 1単位当たりのエネルギー消費量20%削減」の達成が危ぶまれ、鉄鋼をはじめとするエネルギー多消費型産業の抑制に拍車がかかったためとの指摘がある。

2011年の中国経済の展望

2011年の成長率については、目標は8%前後だが9~10%程度と見る向きが多い。2011年を展望するにあたり、中央経済工作会議のポイントと「第12次五カ年計画」（十二五）を概観しておく。

中央経済工作会議（2010年12月）では、持続的な経済発展のため「経済構造調整の加速と物価安定を突出した課題」と位置づけインフレへの対応が重要テーマとなった。経済政策の重点として、表2にある6点が示された。

表2：中央経済工作会議のポイント

1 マクロコントロールの強化と改善、経済の安定・健全な運行を維持する。
2 現代農業の発展と推進および農産品の有効な供給を確保する。
3 経済構造の戦略的調整を加速し、経済発展のバランスと競争力を強化する。
4 基本的な公共サービスを整備し、社会管理システムを構築する。
5 改革に対する積極的な姿勢をさらに強め、経済発展モデルの転換を推進する。
6 互利互惠の対外開放戦略を堅持し、国際経済協力を推進する。

出所：ジェトロ「通商弘報」2010年12月25日付

2011年は十二五（2011-15年）の初年度である。十二五は、経済発展モデルの転換加速が主要目標に掲げられ、消費、投資、輸出のバランスのとれた経済成長、内需拡大の重要性が強調されている。とりわけ、消費需要を拡大させる長期的メカニズムの構築が重視されている点が注目される。全体としては表3に示す点がポイントとして

指摘できる。

**表3：第12次五カ年規画綱要に関する
党中央の建議のポイント**

1	内需拡大による安定した経済発展の維持
2	農業の現代化と新農村建設の加速
3	現代産業体系の発展と産業のコアコンピタンスの強化
4	地域の協調発展の促進と積極的かつ安定的な都市化の推進
5	資源節約型・環境保護型社会の建設の加速
6	科学技術・教育による国家振興戦略と人材強国戦略の更なる実施によるイノベーション型国家建設の加速
7	社会建設の強化と健全な基本的公共サービス体系の構築
8	互恵的な開放戦略の実施による更なる対外開放レベルの向上

出所：ジェトロ「通商弘報」2010年10月29日付

2011年の中国経済を需要項目別にみると、次のとおりである。消費についてはここ2年ほど、自動車や家電を対象とする減税や補助金などの販売促進策が実施されてきた。こうした消費の拡大には需要の先食いといった面もある。「十二五」で企図されている消費拡大の姿はこれと異なり、所得の増加をベースとした持続性のある拡大である。所得の増加について2011年は、賃金の上昇に加え、政府が各種の所得再分配を通じ低所得者層を中心に引き上げを進めていくものと考えられる。

しかしここ2年ほど消費の牽引役であった自動車について、減税が終了した点は大きい。減税が導入された2009年の自動車販売台数は1364万台、2010年は1806万台を記録した。伸びは09年が45%増、10年は32%増であった。現状2011年の販売台数については2000万台前後との声があり、これは3年連続世界一と目される市場規模だが、前年比では10%程度への鈍化を意味する。

投資については、引き続き経済の牽引役との見方が根強い。第12次五カ年規画の初年度であり、中央・地方とも投資意欲は高いと考えられる。既に発表されている投資案件もいくつかある。2011年の保障性住宅1000万戸の建設は金額にして1兆元を超えるものと考えられる。鉄道部の工作会議においても、2011年に高速鉄道をはじめとする鉄道関連の投資は7000億元と発表されている。さらには7つの戦略性新興産業の育成加速の方針も打ち出されている。

外需についてみると、2010年の輸出の伸びは高かったものの、これは前年が未曾有の落ち込みであったせいもある。つまり2011年は、欧米景気が最悪期を脱しているにしても伸びの加速を期待しがたい。他方輸入については、内需の増加を背景に、昨年に続き安定的に増加するものと思われる。輸出入の動きをまとめると、外需の成長への寄与度は昨年並みか、場合によっては低下することも考えられよう。

これらの需要の動きを踏まえると、2011年のGDP成長率は今年並みか、場合によっては若干の鈍化も考えられる。2010年は10.3%増であったので、2011年は9~10%程度ということになる。

物価動向

2011年の中国経済の一番の注目点は物価だろう。現在の物価上昇は、野菜を中心とする食品価格の上昇によるものであり、基本的に一時的な天候不順と過剰流動性が原因とみられている。2011年の物価上昇率の目標は4%前後であり、実現に向け過剰流動性への金融引き締めによる対応と食品流通コスト削減などを盛り込んだ16項目の物価抑制策は既に始動している。

国家統計局の馬建堂局長は2010年通年の統計指標発表の席上、「政府が11月20日に打ち出した16項目の物価抑制策の実施により、12月のCPI上昇率は4.6%と、11月の5.1%から鈍化した」と政策の効果を強調した。しかし同時に、先進国の量的金融緩和による国際商品市況の上昇、10年からのキャリーオーバーが2.6ポイントあること、労働力や土地価格といったコスト上昇も進むことなどから、物価上昇圧力は依然根強いとの見方も示した。2011年1月の預金準備率引き上げ、2月の春節明けの金利や準備率の相次ぐ引き上げは、インフレに対する強い警戒感の表れといえよう。

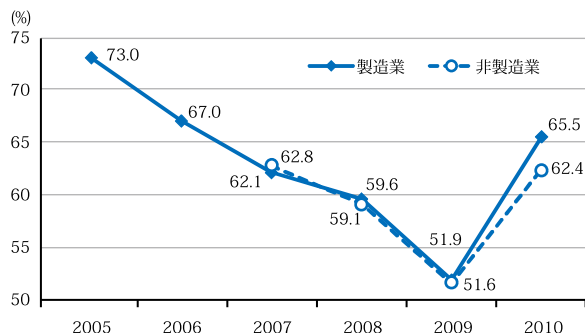
在中国日系企業の経営状況

賃金上昇に高い関心

ジェトロが毎年実施している企業アンケート（注3）によれば、在中国日系企業における黒字企業の割合はここ数年低下が続き、特に2009年は金融危機の影響を受け著しく落ち込んだが、2010年は危機以前の水準に復帰した（図3）。

（注3） 在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（調査対象企業数1359社、有効回答率59.3%）

図3：在中国日系企業の黒字企業数の比率（2005～10年）



注：非製造業は2007年から調査を開始した。

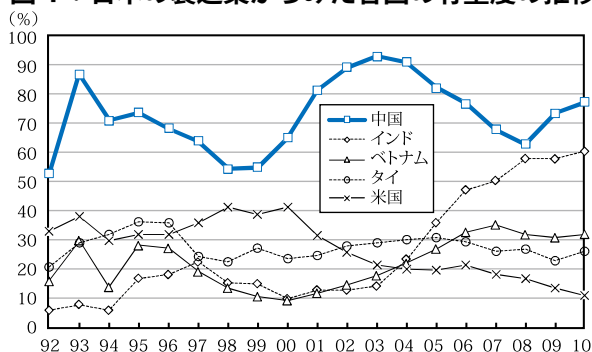
出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（各年版）」

国際協力銀行が毎年実施している「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」によれば、日本の製造業企業が3年程度を展望した場合に事業展開先として最も有望とみる国は、2010年も中国であった（図4）。中国を有望視する理由としては、「現地マーケットの今後の成長性」と回答した企業が87.8%に達し、昨年の84.8%を上回った。以下、「現地マーケットの現状規模」（38.1%）、「安価な労働力」（35.3%）が続くが、「安価な労働力」については、昨年の44.0%から8.7ポイントの大幅ダウンとなった。

同調査報告では、中国の課題についても尋ねている。課題として挙げる日本企業の比率が最も高かった項目は、「労働コストの上昇」（56.3%）であった。これに「法制的運用が不透明」（55.7%）、「他社との厳しい競争」（50.3%）などが続く。またジェトロの企業アンケートでも、在中国の日系企業が経営上で最も強い関心を寄せているのは賃金動向であった（表4）。2010年は5月から8月にかけて、大連、山東省、長江デルタ地域、珠江

デルタ地域を中心にストライキが多発したこと、2009年に見送られた最低賃金の引き上げが再開されたことなどが影響しているものとみられる。現在も日系企業の多くが、労働争議、賃上げの動向に注目している。

図4：日本の製造業からみた各国の有望度の推移



注：3年程度のスパンで展望しそれぞれの国を有望と回答した企業の割合。

資料：国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」

表4：在中国日系企業の経営上の問題点

	回答率(%)
1 従業員の賃金上昇	79.6
2 競合相手の台頭（コスト面で競合）	57.5
3 調達コストの上昇	55.9
4 従業員の質	48.4
5 主要取引先からの値下げ要請	44.1
6 現地人材の育成が進まない	44.0
7 品質管理の難しさ	43.3
8 原材料・部品の現地調達の難しさ	43.1
9 人材（一般ワーカー）の採用難（製造業のみ）	42.7
9 限界に近づきつつあるコスト削減	42.7

出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2010年度調査）」

第2章 金融・財政動向

2010年の回顧

中国経済は、2009年にV字型回復を達成した後、2010年も4兆元の大型投資に代表される政策効果の継続や輸出入の回復等に支えられ、10%を超える成長を達成した。この間、2010年の金融・財政政策は、2009年に続いて「積極的な財政政策」と「適度に緩和した金融政策」との方針は維持されたが、経済運営自体は、2009年の「成長維持（保八＝8%を維持する）」から「構造調整の促進とバランスの取れた安定的な成長を促すこと」に軸足を移した。

金融政策

2010年の金融政策については、「適度に緩和した金融政策」との方針は不変ながら、中身は、それまでの経済危機対応モードから平常状態に徐々に回帰させる一年となった。この過程を2010年1～5月、6～9月、10～12月の3つの時期に分けて見ていく。

2010年1～5月の金融政策運営

2010年初における中国政府の経済情勢認識は、「世界経済の回復の基盤は脆弱で、国際金融危機の影響はまだ残存しているほか、国内経済には自律的な回復メカニズムが依然として不足し、構造的矛盾が大きく、雇用問題も引き続き厳しい」というものであり、国内外の経済情勢に対する厳しい認識が維持されていた。

こうした中、金融政策については、「適度な緩和」という枠組みの中で、経済の安定的な高成長、構造調整、インフレ期待の管理という3つの政策目標を適切にバランスさせることに主眼が置かれた。また、それを達成するために金融政策は、連続性と安定性を維持しつつも、一段と「的確性（問

題に的を絞って対処するという意味合い）」と「機動性」を高める、との方針が加わった。これは、大きな枠組みは不変ながら、経済情勢等に応じ機動的に対応することを意味した。

こうした方針を受けて、2010年1～5月の金融政策は、2009年中のマネー・貸出の大幅な伸びに象徴される流動性に対し、その吸収に的を絞って運営された。具体的には、預金準備率の引き上げを1、2、5月と3回実施した（図表1）ほか、中銀手形の発行金利を適度に上昇させるとともに、3年物の中銀手形の発行を再開させ、1年物以下のターム物手形との組み合わせにより、流動性の調節を実施した。更に、中国人民銀行は、金融機関に対する窓口指導と貸出政策を更に強化し、年中におけるバランスの取れた貸出ペースとするよう指導した。

図表1：預金準備率の推移（注1）

公表日	実施日	預金準備率
2010年1月12日(火)	1月18日(月)	15.5% → 16.0% (+0.5%)
" 2月12日(金)	2月25日(木)	16.0% → 16.5% (+0.5%)
" 5月2日(日)	5月10日(月)	16.5% → 17.0% (+0.5%)
" 11月10日(水)	11月16日(火)	17.0% → 17.5% (+0.5%)
" 11月19日(金)	11月29日(月)	17.5% → 18.0% (+0.5%)
" 12月10日(金)	12月20日(月)	18.0% → 18.5% (+0.5%)
2011年1月14日(金)	1月20日(木)	18.5% → 19.0% (+0.5%)
" 2月18日(金)	2月24日(木)	19.0% → 19.5% (+0.5%)

出所：中国人民銀行、各種報道資料

（注1）大手行に適用される標準的な預金準備率の水準。個別行に関する実際の適用水準は不詳。

6～9月の金融政策運営

その後、2010年6月頃から9月まで、金融政策は様子見の展開が続いた。それは、①4月に打

ち出された不動産取引抑制策、②人民元レートの対ドルでの弾力化再開、③地方融資平台（プラットフォーム）への管理強化（注2）、④エネルギー消費量削減目標達成に向けたエネルギー多消費型産業の生産抑制、などの措置が、金融経済に与える影響を見極めたいとの意識が強かったためと思われる（注3）。

また、この時期のマネーサプライの伸び率が、年前半の金融政策の効果もあって鈍化したほか、消費者物価も落ち着いた動きを示し、「年後半には徐々に低下していく」との政府見通しがあったことも、こうした金融政策の様子見につながった背景と思われる。

（注2）地方融資平台（プラットフォーム）は、地方政府が開発事業のために設立した一種の子会社。「積極的な財政政策」の下で支出された財政資金等を出資金や増資資金としたうえで、「適度に緩和した金融政策」を受けて銀行からの融資や積極的な起債により事業資金を調達し、インフラ建設等の事業を進めてきた。正式な公表統計はないものの、各種研究等によれば全国で8千社以上、09年末の借入残高が7兆元（約90兆円）を上回り、全金融機関の貸出残高の約17%の規模と言われている。仮に景気が悪化し、融資平台や設立主体の地方政府が巨額の銀行貸出を返済できなくなれば、銀行業界に大きな損失を与えることになるため、国務院が2010年6月に通知を発出し、管理強化を進めた。

（注3）中国人民銀行が2010年8月5日に公表した第2四半期の「金融政策執行報告」では、この時期の金融政策の運営について、「有保有控（保つべきものと抑えるべきものがあるという方針）」に基づく貸出政策により、重点産業への貸出強化や、省エネ・技術関連、中小企業向け貸出の支援などを行う一方で、地方融資平台向けや生産能力過剰業種への貸出を厳格に管理したほか、不動産向け貸出の差別化を推進した旨を記載している。

10～12月の金融政策運営

こうした金融政策の運営は、9月の消費者物価指数が公表された10月初旬頃から大きく変化してくる。その背景には、①物価が、政府予想に反して上昇傾向を強めたこと、②不動産取引抑制のために4月に続き9月末も追加策を打ち出したが、不動産取引は、取引量・価格とも年末にかけてじり高傾向を辿ったこと、③人民元レートの上昇期待等もあり外貨流入が増加したことがある。また、地方融資平台の管理強化やエネルギー多消

費型産業の生産抑制等の景気に対する影響が懸念されていたほど強くなく、経済が力強く成長したことも、金融政策を引き締め方向に進めた背景として存在すると思われる。

こうした状況下、中国人民銀行は、預金準備率を11月16日、29日、12月20日と約1か月の短期間に3回も引き上げた。また、預金・貸出基準金利についても、10月19日に、2007年12月以来約2年10か月振りの引き上げを公表したほか、12月25日にも2回目の引き上げを公表した（図表2）。こうした措置について、中国人民銀行は金融政策執行報告書の中で、「情勢の変化に応じて、金融環境を徐々に正常な状態に回帰させるもの」と表明している。

図表2：2007年以降の預金・貸出基準金利（期間1年）の推移

公表日	貸出基準金利 (期間1年)	預金基準金利 (期間1年)
2007年3月17日(土)	6.12% → 6.39% (+0.27%)	2.52% → 2.79% (+0.27%)
" 5月18日(金)	6.39% → 6.57% (+0.18%)	2.79% → 3.06% (+0.27%)
" 7月20日(金)	6.57% → 6.84% (+0.27%)	3.06% → 3.33% (+0.27%)
" 8月21日(火)	6.84% → 7.02% (+0.18%)	3.33% → 3.60% (+0.27%)
" 9月14日(金)	7.02% → 7.29% (+0.27%)	3.60% → 3.87% (+0.27%)
" 12月20日(木)	7.29% → 7.47% (+0.18%)	3.87% → 4.14% (+0.27%)
2008年9月15日(月)	7.47% → 7.20% (-0.27%)	4.14% (据置き)
" 10月8日(水)	7.20% → 6.93% (-0.27%)	4.14% → 3.87% (-0.27%)
" 10月29日(水)	6.93% → 6.66% (-0.27%)	3.87% → 3.60% (-0.27%)
" 11月26日(水)	6.66% → 5.58% (-1.08%)	3.60% → 2.52% (-1.08%)
" 12月22日(月)	5.58% → 5.31% (-0.27%)	2.52% → 2.25% (-0.27%)
2010年10月19日(火)	5.31% → 5.56% (+0.25%)	2.25% → 2.50% (+0.25%)
" 12月25日(土)	5.56% → 5.81% (+0.25%)	2.50% → 2.75% (+0.25%)
2011年2月8日(火)	5.81% → 6.06% (+0.25%)	2.75% → 3.00% (+0.25%)

出所：中国人民銀行

財政政策

2010年の財政を振り返ると、政府の「積極的な財政政策」という方針を反映し、財政支出は前年比約+17%増（8兆9,575億円）となったが、財政収入が貿易量の回復を反映した輸入貨物増

値税等の増収や消費関連の税収の高い伸びを受けて、前年比約+21%増（8兆3,080億円）と財政支出を上回る伸びとなった。このように財政収入が好調に推移した結果、2010年の財政赤字は1兆元と、当初予算段階の見込み（1兆500億円）を下回り、名目GDPに占める財政赤字の比率も2.5%に止まった。

2011年の展望

2010年12月の中央経済工作会议で示された2011年の経済政策運営方針は、財政政策に関しては「積極的な財政政策」が維持されたが、金融政策については、従来の「適度に緩和した金融政策」から「穏健な金融政策」（注4）に変更された。また、「経済成長モデル転換の加速」に加えて、「物価水準の安定」をより重要な位置付けとするなど物価上昇への対応を強く意識したものとなった。こうした方針を受けて、2011年1月以降も、預金準備率や預金・貸出基準金利の引き上げが相次ぎ実施されているほか、為替政策についても、輸入物価の上昇を抑制する観点から人民元レート上昇の必要性が指摘されている（図表3）。先行きこうした政策運営が、やや高めの経済成長を維持しながら、懸念されている物価上昇を着実に抑制することができるか、注目が集まっている。

（注4）「穏健な金融政策」については、「引締め」、「適度な引締め」、「穏健」、「適度な緩和」、「緩和」という5段階の中間的な位置付けであり、デフレ防止とインフレ防止の両方の意味を含むものとされている。

図表3：人民元の対ドルレートの推移



出所：Bloomberg

第3章 貿易・通関上の問題点

中国は世界最大の輸出国であり、輸入も米国に次ぐ第2位の地位にある。中国は拡大する国内需要を背景に、日米欧のみならず、新興諸国にとっても、単なる輸入先としてだけでなく輸出先としての重要性も増している。日中貿易は、09年こそリーマンショックの影響を受け減少したものの、それを除けば過去10年以上にわたって増加を続けている。中国は日本の貿易相手国として、07年に米国を抜いて以降、最大となっている。

中国政府はWTO加盟後、貿易について、制度面の効率化、透明度、サービスの向上など、各種の努力を行っており、以前に比べると環境は大きく改善している。しかしながら、日系企業からは引き続き「通関等諸手続きが煩雑」、「通関に時間を要する」、「通達・規則内容の周知徹底が不十分」などの改善要望が挙げられており、更なる法制度整備および運用統一化を期待する声が大きい。

2010年における中国の貿易総額は、前年比34.7%増の2兆9,728万ドルと、過去最高を記録、3兆ドルの大台が目前となった。輸出は31.3%増の1兆5,779億3,000万ドル、輸入は38.7%増の1兆3,948億3,000万ドルと、輸出入とも前年割れした09年から大きく回復した。日本はEU、米国に次ぐ第3位の貿易パートナーであり、2010年は前年比30.2%増の2,995億ドルだった。

一方、日本にとって中国は07年以降、4年連続して最大の貿易相手国となっている。ジェトロが日本財務省のデータをドル換算したところ、2010年の日中貿易総額は前年比30.0%増加し、総額で3,019億ドルと初めて3,000億ドルを突破、過去最高を更新した。日本の対中輸出は、中国国内需要の拡大に加え、中国から日米欧向け輸

出の増加もあり、中国での完成品生産に必要な部品・原材料や自動車などの完成品の輸出が増加している。輸入は液晶テレビ、スマートフォン人気による通信機など電気機器等の完成品の輸入が増加したほか、食料品の輸入も伸長した。日本の貿易総額に占める中国のシェアは20.7%と前年比0.2ポイント上昇。第2位である米国（12.7%）との差は拡大傾向にある。

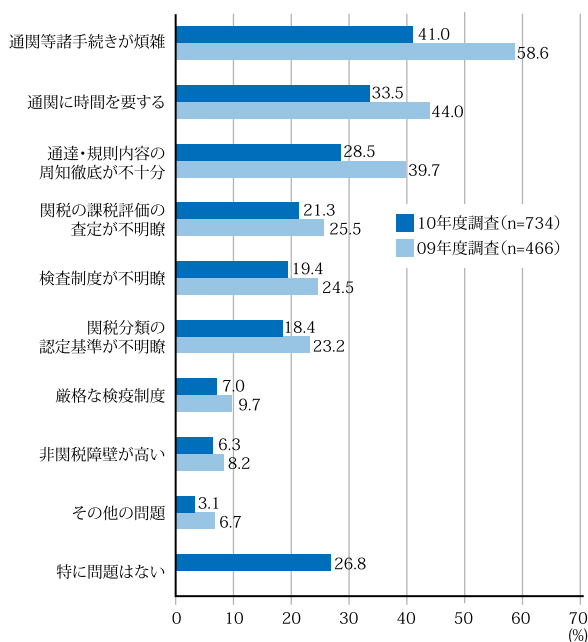
中国の統計（注1）は、09年末の在中国日系企業数は2万2,263社と2万社を超えている。また対中投資額も香港、台湾といった華僑系を除くと累計、単年度ともにどの国・地域よりも多く、日本企業が中国に生産拠点を設置し、輸出および国内販売に経営資源を傾斜していることが分かる。長年にわたり中国で事業展開を行っている日系企業にとって、中国との連携は不可欠となっている。

ジェトロが在中国日系企業に行ったアンケート調査（注2）によれば、貿易制度面の問題点についての上位3項目は「通関等諸手続きが煩雑」（41.0%）、「通関に時間を要する」（33.5%）、「通達・規則内容の周知徹底が不十分」（28.5%）であった。これら貿易制度面の問題点を指摘する企業は、前年調査に比べ減少している（図）。しかし香港、台湾、韓国、タイ、マレーシアなど、多くの日本企業が進出する国・地域において、貿易制度面の問題は「特にない」との回答がトップに挙げられている。中国政府は貿易・通関制度の透明度、効率化などの努力を行ってはいるものの、未だ改善を要すべき点も多い状況にある。

（注1）「中国貿易外経統計年鑑2010」

（注2）「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2010年度調査）」ジェトロ2011年1月

図表：貿易制度面での問題点（中国、複数回答）



出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」（2010年版）2011年1月

貿易・通関における具体的問題点

法制度・運用の不透明性

中国海関総署によると、2010年の海関税収入は前年比35.9%増の1兆2,518億元と、史上初めて1兆元を突破した。これは中央財政収入の約3割と非常に大きな割合を占めている。また中国には、海関総署直属の税関が全国で41か所あり、通関拠点数は4,000近くに達している。

これだけ多くの拠点があるためか、依然として各税関において法制度やHSコードの解釈に違いがみられるなどの問題が発生している。貿易関連制度の変更が多いこともあり、税関の窓口が十分な対応ができず、輸出入手続きにおいて混乱を招くケースが多発している。同一商品にもかかわらず、通関の担当者によって異なるHSコード区分と判定され、輸出還付税率が異なるケースも発生している。また保税区内における税還付、外貨支払いも地域間で運用が異なることが多い。通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示時期および方法について配慮いただきたい。加えて各税関署

員への教育も徹底していただきたい。その他、税関による通関許可とCIQによる許可が連動していないケースも多々発生している。税関には関税および増徴税を納付して通関許可となった後に、検疫部門から輸入禁止を申し渡されることがある。このような事態が発生しないよう、制度運用の透明性と省庁間の情報共有の向上を要望したい。

通関手続きの複雑（煩雑）性

中国政府は人的資源が限られる中、効率化やサービス向上のため、各種努力を行っており、以前に比べると状況は大きく改善している。しかしながら、商品輸入時のHSコードの取得に多大な時間を要するケースや、税関での保税原材料の輸出入管理（手冊管理）が煩雑かつ画一的などの問題が存在する。例えば、生産加工時のロスや不良品などの廃棄物予定数量を事前に申請させ、加工後の実数との乖離分に課税するなど、本措置を実行する妥当性に疑問を感じつつも、対応を余儀なくされている。また保税区内における取引について、CIFで販売した商品の仕入代金（外貨）を海外送金する際、提出を求められる書類が非常に多い。具体的には販売先との売買契約、販売先による通関書類（報関単）、販売先からの入金証明（電子底帳）を求められている。販売先からの書類遅延により仕入先への支払い遅延が発生するなどの不可抗力であっても、自社で資金繰りリスクを抱えざるを得ない状況が発生している。これら書類添付の必要性について再考を要望したい。その他、中古生産機械および設備に関する輸入手続きが煩雑で手間がかかり、かつ関税も高く、生産コストの効率化を図った事業計画に支障が出るなどの状況も起きている。その他、依然として分公司は法人格が認められておらず、分公司名義で通関ができない状況が続いている。そのため本社名義での通関書類作成、捺印などが必要となっており、手続きが煩雑で、時間を必要としている。貿易は外資系企業にとって頻繁に発生する日常業務であり、制度の緩和を要望したい。

外貨管理における問題

中国では、外貨管理局または金融機関が対外支

払いの確認手続きを行っている。08年以降、輸出前受金に対し、輸出契約時と輸出代金の入金時の2回にわたり外債登記が必要になった上、受領代金を「輸出代金審査待ち口座」にいったん入金し、銀行の審査後に人民元へ換金し、口座への入金を行うようになった。また輸入ユーザンス（輸入延払）に対しては、輸入約定日・通関日より90日を超える場合、金額に関係なく外債登記が要求される上、同年の輸入延払の年度累計発生額を原則前年度の輸入支払総額の25%以内に抑えなければいけないなど、管理強化に伴う手続きの煩雑化の問題などが発生している。例えば輸入ユーザンスに関して、制度を遵守している企業が、輸送の遅延といった不可抗力により必要書類の提出が遅れるケースにおいても、制度に則った一律の対応となっている。企業が遅延の事前報告を行うなどの対応をした場合には、提出期限など柔軟な対応をしていただきたい。この他、ビジネスの現場においては往々にして通関後の価格変更が起り得る。通関と外貨管理が連動しているのは理解できるが、税関の修正申告が受理されない場合もあり、対応に苦慮するケースも起きている。手続きの簡素化ならびに国際慣習を考慮し、対応していただきたい。

＜建議＞

- ① 通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な**準備期間**を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど**情報開示時期**および方法について配慮してもらいたい。
- ② 同一製品の**HS番号**が地域や担当者により異なる。国家海関総署から各税関に対し、統一的運用の指示を要望したい。
- ③ 保税區、物流園區または保税港區の**運用や規則、規定に対する解釈**が地域によって異なっており統一して欲しい。
- ④ **海関ホワイトリスト（許可協議情報）**運

用問題：海関総署側はホワイトリストに掲載された企業に対し、その登録内容に100%の精度を求めているとする一方で、登録内容に不備・不足がある場合や回答に時間を要した企業を一転してブラックリストに掲載し、改善を求める動きが見られる。制度に基づいた運用を要望したい。

- ⑤ **暗号管理条例**では、暗号製品の定義が不明確なため、個別に監督官庁に確認する必要がある。定義の明確化を要望したい。また、現在禁止されている海外製の暗号製品の輸入および販売の許可を要望したい。
- ⑥ **保税区内における仕入代金（外貨）の海外送金**には、一般的な貿易決済に必要な仕入先との売買契約およびインボイスのほか、販売先との売買契約、販売先による通関書類（報関単）、販売先からの入金証明（電子底帳）が求められている。必要書類があまりにも多いため、これら書類添付の必要性について再考を希望する。
- ⑦ 中国の子会社が日本の親会社から輸入する部材価格に、親会社に支払っている**製造技術ライセンスのロイヤルティ**を加算しているケースがある。製造技術ライセンスは輸入部材ではなく、完成品製造に関するものである。国際標準に従った関税評価ルールの運用徹底を要望したい。
- ⑧ レアアースの対日輸出制限をはじめ、日本向け輸出を中心に通関時の開梱検査を100%実施するなど、税関の対応が突然大きく変わるという状況が発生した。100%開梱検査自体は制度上不当なものではないが、生産活動に関わるサプライチェーンが最小限の在庫を前提として運用されている現在、**突然の運用変更**は企業の生産活動に大きな影響を及ぼす。明確な審査基準による運用を要望したい。
- ⑨ **分公司名義（分公司印）**での通関を認め

て貰いたい。

- ⑩ 生産機械の**中古品の輸入手続**が煩雑で手間がかかり、また関税も高い。改善を要望したい。
 - ⑪ 外貨支払に関する銀行への**通関関連書類提出の90日規制**に関して、デリバリーの遅延といった不可抗力な理由により、書類提出が遅れるケースが起こり得る。期限および提出書類の緩和を要望したい。
 - ⑫ サービス貿易などの対外送金において、**税務証明取得の3万ドル基準**がある。送金手続きが煩雑になっているため、同基準の撤廃、もしくは基準の引き上げを要望したい。
 - ⑬ **税関のシステムトラブル**の影響で、輸出入通関が停止また大幅に遅延する場合がある。物流企業や荷主企業に不必要なコストの発生や生産活動への影響もあるため、システムトラブルに対するバックアップや手作業による対応など、正常な通関業務の維持に向けた体制の構築を要望したい。
 - ⑭ 企業が単独で開催する展示会用の一時輸出品についても、**ATA カルネ**の使用を認めていただきたい。
 - ⑮ 税関による優良物流企業や優良荷主企業に対する AA 企業、A 企業認定などにより通関手続きにおける一定の優遇、簡素化の実態はあるものの、更に一步踏み込んで日中間での **AEO 相互認証**による信用制度を早期に導入し、通関、安全検査の簡素化、EDI 通関の拡大を要望したい。
- * AEO = Authorized Economic Operator : 輸出入に関する通関、安全検査の簡素化などの優遇措置を受けられる認定事業者。
- ⑯ 各税関に与えている**税収の年間目標設定の廃止**を検討いただきたい。

第4章 税務・会計上の問題点

2010年中国経済は好調な内需に支えられ順調に推移する一方、中国税務当局は税收確保を図るために徴税管理強化に力を入れている。中国税務当局による徴税管理強化は、中国進出日系企業にとって、非常に大きな影響を及ぼし企業の経営の継続に影響する重要問題ともいえる。また、最近の中国の税制改正は、2008年の新企業所得税法の改正にはじまり、2009年は増値税、営業税、消費税等流通税の改正施行が行われた。ここ数年の各種税制の変更に制度運用上の問題も加わり、納税者に過大な負担を強いられる場面が少なくない。また、個別の税務問題として、歴史的問題ともいえる増値税還付問題以外に移転価格税務問題、恒久的施設（PE: Permanent Establishment）課税問題、駐在員事務所課税問題等、日本本社にも多大な影響を与える税務問題が中国各地で生じている。

また、会計分野において中国では、現在、従来の「企業会計制度」と新「企業会計準則」の二つの制度が存在している。今後中国政府主導で、グローバルで移行が検討される国際財務報告基準（IFRS）に近い新「企業会計準則」への一本化が進むものと思われるが、強制適用のタイミングによっては企業に多大な負担がかかることが予想される。

税務上の問題点

制度運用上の問題

現在、中国における税法、税務通達の多くの解釈および適用に当たっての最終判断は税務当局によってなされる場面が少なくない。しかしながら、中国各地によってその運用が異なる場面があると

ともに状況によっては窓口担当者によって異なる対応が存在する。納税者の立場からは、個別税務問題については税務局内部での共通認識をもって対応頂くことを強く希望する。また、交付される各種税務通達も詳細規定が後回しになることもあり、実務遂行上支障をきたす場面が多々あるため通達交付のタイミングも実施の施行までに事前準備ができるよう納税者に時間的余裕を与える対応を希望する。

また、現在の中国の税收管理関連法規において税務当局の課税判定に不服がある場合、現行の税法においては最終的に人民法院への不服申し立てが認められる制度となっている。しかしながら、実務的には不服申し立ての条件として、課税認定を受けた税額を一旦納税しなければ不服申し立ての権利が得られないとともに、実際に外資企業が人民法院に不服申し立てをして最終的に望ましい判断が得られるかに対して不安をぬぐいきれず実務の上では定着していないのが現状である。また、相互協議についての制度は存在するがその実施に相当時間を要することから納税者にとって有用な救済措置となっていないのが現状である。納税者の立場からは税制及び法令の整備には一定の成果を認める一方で、実質的な納税者の権益保護が望まれるところである。また、中国に投資性会社を設けている、多くの大手日系企業からは中国においても連結納税制度の導入を期待する声が少なくない。

流通税（増値税・営業税）

中国の流通税である増値税、営業税、消費税に対して2009年に新しい暫定条例が施行された。新しい増値税法のもとでも仕入増値税の不還付についてはこれまでの扱いと同様に輸出企業にとっ

ては、不還付率より生じるコスト負担を強いられることになる。当該不還付率の設定については、突然変更されることが少なくないため、対象企業にとっては予算管理、財務管理上の実務において多大な混乱を招くケースが少なくない。

営業税法改正の大きな点は、納税義務の判定基準に関して従来の「属地主義」（役務提供地に基づく判断）から「属人基準」（役務の提供をする或いは受ける者の所在地に基づく判断）に変更された点である。これまで役務の発生が国外であれば営業税の納税義務が生じなかったが、当該改正により、当該契約当事者に中国の会社或いは個人が含まれていれば納税義務が発生する。新しい営業税法においては、納税義務の判定基準が変更されているためクロスボーダーの契約関係が存在する会社においては変更の影響を個別に検討する必要がある。また、ある地域では駐在員関連人件費の立替外貨送金にあたっての税務証明が発行されないことから立替送金ができない事態に伴い、営業税の納税を強いられるケースが生じているので留意が必要である。一方、政策的に営業税を免除する優遇政策を設定しているが、詳細規定が明確でなく税務当局の判断による部分が少なくないこともあり今後対応改善が望まれるとことである。

恒久的施設 (PE: Permanent Establishment) 課税

現行の企業所得税法において、中国非居住者に対する徴税管理がより明確に規定されているが、最近の傾向として各地で PE 課税の認定における税務問題が頻発している。当該 PE 問題は二つに区分され、一つは日本を始めとする海外からの出張者に対し PE を認定するものであり、もう一つは国外本社からの派遣駐在員に対し PE 認定を行う動きである。前者については、日本からの技術移転の過程において国外本社からの長期出張者に対し、PE 認定を行うものである。コンサルタント役務およびプロジェクト管理期間の解釈をめぐってこれまで問題にされない事例においても PE 認定する事例が多発しており、今後中国への技術移転の阻害要因となる可能性がある。また、

後者については、国外派遣駐在員の PE 認定が問題視されることにより、駐在員関連人件費の立替外貨送金にあたっての税務証明が発行されないことから立替送金ができない事態が生じている地域もある。

PE 課税の認定にあたっては、これまでと異なる解釈で突然問題視されるケースも少なくなく、速やかに税務当局から明確なガイドラインが示されること及び駐在員関連人件費の立替送金が滞ることのないよう税務当局の画一的な対応が望まれる。

移転価格税制

中国における移転価格税制の企業に求められる対応として、関連企業グループ間との取引が一定金額を超える企業等に対して、移転価格の状況を文書化する作成義務が課された。移転価格文書化については国際税務の潮流でもあり避けて通れない部分ではあるが、個別企業にとっては負担が増すため、同期資料の標準化を含めて制度の運用改善が望まれる。

一方、中国における移転価格調査は、その独立企業間価格での取引に対する挙証責任が個別企業にあることから、中国税務当局により移転価格調査の認定を受けた会社は対応に多大なコストと時間を強いられることになる。また、移転価格調査は各地で活発に行われており、交渉の過程において税務当局が求める利益率が、経済状況、業界動向等の市場の状況を反映しない高い利益率が要求されケースが少なくない。

駐在員事務所課税

駐在員事務所課税強化の動きは北京、上海を中心に各地で生じているが、細則規定が明確でない部分もあり、事務所運営上不安定な状態が続いている。一方で、純粋に本社との連絡業務および補助業務のみを実施している駐在員事務所に対しても経費課税を強いる等の運用面での問題もあり、詳細規定の早期交付とともに駐在員事務所が不当に課税されることのない制度運用面の改善を期待する。

会計上の問題点

現在中国では、従来の「企業会計制度」と国際財務報告（IFRS）に近いと言われている新「企業会計準則」の二つの制度が存在している。現在、法的には新「企業会計準則」の適用対象は、中国上場企業および特定業種企業、大型国有企業のみが義務化されるとともに、各地で2010年或いは2011年から適用が開始されたが、中国全土で一律の対応となっていない。すなわち、同じ中国であるにもかかわらず進出地域によって異なる会計制度の採用を余儀なくされている状況が存在している。今後中国政府主導で、IFRSに近い新「企業会計準則」への一本化が進むものと思われるが、個別企業にとって会計基準の変更は、システム対応および親会社への報告対応において企業に多大な負担がかかることが予想される。強制適用のタイミングに対しては、可能な限り事前にしかも全中国で統一した対応が期待される。

また、会計年度に関して先進国の多くでは、企業独自の判断で設定することができる。しかしながら中国では、暦年12月末決算が義務化され、それ以外の決算期を選択することは実質許されない。日本の会計制度における連結財務諸表の作成に際しては、子会社の決算差異が現在は3カ月許容されているが、今後日本もIFRS適用に移行された場合には当該3カ月差異の許容は認められなくなる。海外からの投資活動に会計決算業務の過大な負担を避けるために、他の先進国同様に会社の自主的判断で会社決算期の選択ができる法的対応が望まれる。

<建議>

- ① 税収徴収管理において、納税者の適切な納税活動を支援する体制を確保し**地域差**をなくし**窓口裁量権限**を可能な限り少なくする税務対応を希望する。
- ② 税務調整の場面においては、納税者にとって利用可能な**不服申し立て**（含む相

互協議）の機会を創出するとともに、各種通税務達の交付に対しては税務解釈の余地を少なくする詳細な規定をタイムリーに交付することを希望する。

- ③ 海外からの長期出張者に対する**技術コンサルティング**およびプロジェクト管理期間の解釈において**不当にPE認定**されることなく、これまで同様に海外から中国への技術移転が阻害されない対応が望まれる。
- ④ 海外本社からの**派遣駐在員**に対し、**不当にPE**の嫌疑をかけることなく、企業の申請に基づき速やかに**海外本社立替駐在員費用の海外送金**を実現する対応が望まれる。
- ⑤ 移転価格の文書化対応での地域格差をなくすとともに、移転価格調査の段階においては利益率ありきの**硬直的対応**でなく、個別企業の機能とリスクおよび業界の個別事情を考慮した上での税務当局の対応を希望する。
- ⑥ 輸出物品にかかわる仕入増値税の控除に対して、**還付率を突然変更**することなく事前に周知した上での変更を希望するとともに、最終的には全輸出物品に対して全額の仕入増値税還付が実現することを希望する。
- ⑦ 現在多くの日系外資企業は、従来より存在する「企業会計制度」を採用している。今後、外資企業に対し**新「企業会計準則」**の採用を義務化する場合には、個別企業の事前準備期間を考慮した全国統一対応が望まれる。
- ⑧ 現在グローバルでIFRS対応への移行が検討されているなかで、連結決算対応の観点より現在の中国における12月決算のみではなく企業の**自主的判断で決算期**を設定できる中国企業会計制度の柔軟対応が望まれる。

第5章 労務上の問題点

2010年は、『労働契約法』施行後、3年目にあたる。この1年に発生した労働紛争の状況を総覧すれば、①労働紛争の案件数は、引き続き高い水準を維持しているが、全体の総数はやや減少している、②労働紛争は依然として労働報酬、特に時間外勤務手当の支給を巡る紛争が主となっている、③労働紛争の提訴率は依然として高いなどの特徴が見受けられる。特に提訴率については、北京地域に限っても、平均して労働紛争案件2件のうち1件の当事者が、労働仲裁後、法院に提訴している。また平均して5件中3件の当事者が一審後に続いて二審への上訴を選択している。

このほか、2010年6月より8月にかけて、全国の多くの地域でストライキが発生し、企業の正常な経営に大きな影響を与えた。労働管理問題は、今後も企業の管理者が多大な労力と時間を費やして対応しなければならない課題であろう。

2010年の動向、主な政策及び行政措施

『労災保険条例』の改正

2010年12月に、国務院は、『労災保険条例』（2004年施行）を改正した。主な改正内容は以下のとおりである。

①労災認定に要する時間が短縮された

改正前は、労災認定に要する時間を通常60日と規定するに止まっていたが、改正後は、事実が明瞭で、権利義務が明確な労災認定申請に対して、労働行政部門は15日以内に労災認定を下さなければならないことを明確に規定した。

②労災認定の結論に不服である場合の救済方法が簡略化された

改正前には、当事者が労災認定の結果に不服で

ある場合に、まず行政再議の方法により解決しなければならず、再議の決定に不服である場合に、はじめて法により行政訴訟を提起することができると規定されていた。改正後は、行政再議を前置段階にする内容が取り消され、労災を被った従業員及び企業が労災認定の決定に不服である場合の救済方法を簡略化した。

③出退勤の途中に交通事故が発生した場合の労災認定基準を変更した

改正前には、「出退勤の途中に、機動車事故により傷害を負った場合には、労災と認定しなければならない。」と規定されていたが、改正後は「出退勤の途中に、本人に主要責任のない交通事故または都市軌道交通、旅客輸送船、列車事故により傷害を負った場合には、労災と認定しなければならない。」と規定された。このように、労災認定する傷害の範囲を「機動車事故」から「交通事故」に拡大すると同時に、認定範囲を「本人に主要責任のない」交通事故に限定した。

④一括労災死亡補助金と一括後遺障害補助金の基準を引き上げた

改正前『労災保険条例』には、「一括労災死亡補助金」の支払基準は「48カ月乃至60カ月分の現地の前年度従業員月平均賃金」と規定されていた。改正により、支払基準は「前年度全国都市・鎮住民1人当たり平均可処分所得の20倍」に変更され、金額は約倍増となった。「一括労災死亡補助金」は、一般に労災保険基金から支給されるものであるが、規定に基づいて従業員の労災保険を納付しない企業にとっては、企業負担となるため、コストは大きく増えることとなる。

『労働紛争案件の審理における法律適用に関する若干問題についての解釈（3）』の公布と施行

2010年9月、最高人民法院は、『労働紛争案

件の審理における法律適用に関する若干問題についての最高人民法院の解釈（3）』という司法解釈（以下「司法解釈」とする）を公布した。司法解釈は、『労働契約法』が公布、施行されて以降はじめて出された司法解釈として、近年発生している労働紛争に着目した内容となっており、一部労働紛争の処理方法につき明確な認識を示している。司法解釈の主な内容は、以下のとおりである。

①社会保険紛争は、労働紛争に属するか否かにつき明確に規定した

司法解釈は、「使用者が労働者のために社会保険の手続きを行わず、なお且つ社会保険取扱機構にて補足手続きを行えないために、労働者が社会保険待遇を受けることができないことを理由として、使用者に損失の賠償を求める紛争が発生した場合には、人民法院は、これを受理しなければならない。」と規定しており、人民法院が今後社会保険に関わる案件を受理する範囲はこれまでより拡大することが予測される。

②「二重労働関係」を認めた

司法解釈は、「給与停止・職務保留人員、法定退職年齢に到達していない内部早期退職人員、レイオフ・自宅待機人員及び企業の経営不振による生産停止による長期一時帰休人員が、新たな使用者との間で雇用紛争が発生したために、法により人民法院に訴訟を提起した場合には、人民法院はこれを労働関係として処理しなければならない。」と規定しており、事実上の「二重労働関係」を認めた。

③時間外勤務賃金を計算する際の举证責任を明確にした

司法解釈は、「労働者は、時間外勤務賃金を主張する場合には、時間外勤務の事実があることを举证する責任を負わなければならない。但し、使用者が時間外勤務の事実がある証拠を掌握していることを労働者が証拠によって証明できるにもかかわらず、使用者がこれを提供しない場合、使用者は不利な結果を引き受ける。」と規定しており、举证責任の分配を明確にした。

賃金集団協議制度の推進

2010年は、各地にてストライキ、サボタージュ

事件が発生したことを受けて、全国の多くの地域にて賃金集団協議に関する地方性法規が公布された。例えば、天津市では、『天津市企業賃金集団協議条例』、広東省では、『広東省企業賃金集団協議のガイドライン』が公布された。同時に、シンセン市、西安市などその他の地域でも賃金集団協議に関連する地方性法規がそれぞれ準備、公布され、シンセン市ではさらにその草案につき幅広くパブリックコメントを求めた。このほか、北京などの地域の地方総労働組合はその他の方法（講話の発表など）を通して、企業の賃金集団協議の普及を促進している。

最低賃金の引き上げ

2010年末までに、全国30の省、自治区、直轄市にてそれぞれ最低賃金基準が調整され、最低月給基準の平均引き上げ幅は22.8%となり、最低月給基準を最も高く設定した上海市で1,120元、最低時給基準を最も高く設定した北京市で11元であった。同時に、個別の地域で最低賃金基準の調整頻度を増やし、たとえば西安、青島などの地域では2010年5月、7月にそれぞれ最低賃金基準を調整した後、2011年1月、3月にも更に新しい最低賃金基準を適用している。

2011年の展望

『社会保険法』の施行

2010年10月に『社会保険法』が正式に公布されており、2011年7月より施行される。本法の施行により、社会保険基金の賠償金支払い後の求償権及び労働組合の社会保険の納付状況に対する監督権を明確に規定したと同時に、使用者が規定に基づき社会保険料を納付しない場合の処罰なども大きく変更された。特に本法では、「外国人が中国国内で就業した場合、本法の規定を参照して社会保険に加入する」と規定されているため、中国において就業する外国人に対する社会保険の納付制度は今後大きく変更される可能性が高いと考えられる。

労働紛争処理方法の司法解釈、 地方性立法のさらなる整備

『労働契約法』の公布及びその施行後、各地で労働紛争案件が多発しているが、『労働契約法』及びその実施条例の内容が過度に簡単で曖昧であり、2010年に公布された全国規模で施行される司法解釈においても多数の労働紛争類型は網羅されなかった。このため、2011年には、各地域において労働紛争案件の処理及び労働管理に関する地方性法規・規則が公布され、施行されることが見込まれる。また、中央政府による司法解釈、労働行政部門の部門規則も年内に公布される可能性がある。

最低賃金制度、賃金集団協議制度、 賃金ガイドライン制度のさらなる推進

収入分配制度の改革は、中国「十二五（第12次五カ年計画）」期間における重要課題である。『賃金条例』の草案は6度の審議を経て2010年7月に国務院に提出されたが、具体的な内容につき、一部の業界から反対意見があったため、全国規模で施行される『賃金条例』が2011年に公布されるか否かはいまなお不明確である。2011年、中央及び地方政府は最低賃金制度、賃金集団協議制度、集団契約、企業民主管理、賃金ガイドライン制度などにつき、分野ごとの法規を先に公布し、今後、『賃金条例』を公布するための布石とすることが予想される。

外国企業常駐代表機構の外国人在籍者数への制限

『外国企業常駐代表機構登記管理条例』は、2010年11月に公布され、2011年3月1日より施行される。当該条例は、「外国企業は業務の需要に応じて、1名から3名までの代表を任命派遣することができる」と明確に規定している。このため、当該条例の施行後、各地域は外国企業常駐代表機構にて勤務する外国人在籍者の数に対する制限をさらに強化すると見られる。

労働管理実務に関して存在する問題

無期限労働契約の締結について

『労働契約法』は、無期限労働契約の締結に関して規定しているが、実務においては、当該規定の特に「2回連続して期限を定めた労働契約を締結」することを如何に理解するかについて議論が分かれている。特に、使用者が2回目の期限を定めた労働契約を終了する権利があるか否かについては、未だ全国的に統一された解釈がなく、このことは、企業の管理を困難にしているのみならず、労働紛争の発生する可能性をさらに高めている。

労務派遣について

労務派遣において、派遣元と労働者の間に無期限労働契約の規定を適用するか。また、派遣先が法により経営を終了したか、又は事前解散を決定した場合、派遣先は労働者を派遣元に戻す権利の有無及び戻す場合の関連費用支給基準。更に、派遣元には、労働者に法定の経済補償金を支払った後、労働契約を終了又は解除する権利があるか。これらの事項は明確になっておらず、一日も早い明確な解釈の公布が待たれる。

経済的リストラについて

企業は、経営不振により、大幅な損害を被った際には、経済的リストラによって人件費を削減することができる。しかしながら、実務においては、各地の労働行政部門では一般的に不安定要素の発生を回避するために、経済的リストラの届出または審査批准のハードルを極力引き上げる傾向がある。『労働契約法』は、経済的リストラを行う場合、使用者はリストラ計画を労働行政部門に報告しなければならない旨を規定している。ここにおける「報告」については、行政審査認可または行政届出のいずれに属するか、効力はどうかなどに関して、実務において、各地方行政部門の認識と解釈は千差万別である。

＜建議＞

- ①労働契約法における無期限労働契約に関し、期限を定めた契約を2回更新した従業員に対して、**自動的に無期限労働契約**となるが、事業状況（拡大・縮小）に応じた従業員との臨機応変な契約締結が困難であるため、是正を要望したい。
- ②労働仲裁における**企業側の挙証責任**範囲が広く、仲裁でのバランスを欠く。過度な労働者保護につながるため、改善を要望したい。
- ③**不定时労働制**の申請は労働局でなかなか受理されない傾向があるが、仕事の負荷状況に応じた柔軟な時間調整が可能な勤務制度の構築が可能となるよう要望したい。また、残業時間36時間上限の規制緩和や時間外労働に対する労使間特別協定の許容も望まれる。
- ④労働契約法の改正以来、運用面において**各地域に理解の相違**が見られる。労働および社会保障主管部門は、企業が関心を寄せている法規類の解釈に対して統一かつ明確な見解を示し、地方による運用面の相違に対して指導・是正に努めるよう要望したい。
- ⑤法定年次有給休暇の付与について、**前職の在職年数を合算**する必要があるが、実務上では、企業側が従業員から申告された在職年数を検証することは困難であるため、当該規定の廃止を要望したい。
- ⑥労働契約法により、派遣従業員は一般的に「臨時的、補助的もしくは代替的な業務の職場」のみでしか採用できないと定められているが、**禁止職務と可能職務**が明確にされておらず、実施が困難である。
- ⑦**労働組合を通していない**一部従業員による**ストライキ**に対する企業内での処罰の可否、および従業員の部門間移動の可否についても、早急に明確にすることを希望したい。
- ⑧悪意（いやがらせ）の労働仲裁提起や、経済補償金を目当てに会社から労働契約解除を無理やり引き出そうとする者もいるため、**法律規定の悪用**を防ぐよう、政府としての対策を打ち出すことを要望したい。
- ⑨最低賃金について、物価上昇と比較しても、**最低賃金が大幅に上がりすぎ**ているため、段階を追った引き上げとなるよう引き上げ幅の縮小をしてほしい。また、最低賃金上昇率等のガイドラインがあるのであれば早めに公表してもらうよう要望したい。最低賃金など、地域差があるべきものの以外は、中央政府が定める法規に基づく**全国統一の労務関連規定の制定**を検討するよう要望したい。
- ⑩賃金ガイドラインについて、各地方政府が公布している**賃金（昇給）ガイドライン**は、既に十分な水準の賃金を支払っている企業に対しても、世間並みでない企業と一律で昇給率を要求しており不合理である。
- ⑪賃金決定システムについて、中国政府が審議している賃金条例（工資条例）において、「**同工同酬**」、給与の「**集団協商**」の内容が盛り込まれると聞いている。しかし、従業員の給与は会社（経営）側が会社の経営・収益状況を元に、従業員1人1人の業績、会社への貢献度、勤務態度等の要素を総合的に評価した上で決めるものであり、責任の度合い、パフォーマンス、貢献度等それぞれ異なるため、企業の裁量権を損なうような政策の実施は再考いただきたい。
- ⑫**社会保険の全国での移動**可能はよい施策であるが、納付額、移動可能額は依然として異なっており、場合によっては社会

保障の享受まで結び付かないこともあるため、統一に向けた施策をお願いしたい。

- ⑬ 福利厚生に対する従業員の意識が低く、賃金のみを評価する考えがあるため、従業員の**福利厚生、特に健康管理に対する国の補償**を期待したい。
- ⑭ **養老保険保障**が不十分であるため、今後企業年金の導入を検討せざるを得ない状況にある。その企業年金自体も制度上確立されておらず、どのような保障を従業員に付与していくかが大きな課題となっている。早急な制度構築を要望したい。
- ⑮ **医療保険手続き**が申請から手続き完了まで3カ月かかるが、これでは従業員が病気の時に医療保険を使用できないため、手続き期間を短縮してほしい。
- ⑯ 地域毎のバランスのとれた発展や産業・就業構造を実現できるよう、高学歴化に向けて大学の門戸を開くだけでなく、都市部においても**実学教育**（技術・技能、中専）の再充実を図るなど、**自動化（省人化・省力化）**促進税制のようなものを設け、地域に根ざした発展を志向する企業をサポートすること等検討して欲しい。また、沿岸部の労働者減少に伴う採用難・人件費高騰への対応及び人材流出防止の対応策の打ち出しを要望したい。
- ⑰ 労働組合（工会）経費組成における会社側からの拠出根拠である「賃金総額」という文言は曖昧であり、法制度の整備が必要と感じる。

第6章 知的財産権保護の現状と問題点

法整備の状況

2010年の知的財産法に係る改正のポイントは、職務発明に関する規定、自主创新製品認定に関する通知、インターネット商取引に関する管理暫定弁法の3点である。

改正特許法が2009年10月より施行され、かつ改正特許法実施細則が2010年2月より施行されたことにより、職務発明に関する規定が大幅に変更され、多くの日系企業が職務発明の見直しを求められた。

「国家自主创新製品の認定に関する通知」では政府調達の対象として、外資系企業の製品が含まれるのが規定上明記されておらず、日系企業の総意としてパブリックコメントを提出している。

「インターネット商品取引及び関連サービスに関する管理暫定弁法」では、インターネット商取引に係る事業者への義務や法律責任に関する規定が定められた。

専利法実施細則・専利審査指南 (2010年2月1日改正)

2009年に施行された「第3次改正専利法」に続き、2010年2月1日に「専利法実施細則」「専利審査指南」が公布された。

実施細則では、実用新案特許権は発明特許権の付与公告日を持って終了する(41条第5項)と規定され、中国での早期権利化のために実用新案特許権と発明特許権を出願した場合に、発明特許権が有効となる付与公告日まで実用新案特許権による保護が可能となった。

また、直接に外国に特許を出願する或いは関連

する外国機構に特許の国際出願を提出することが可能になった(8条(一))。ただしその場合は、事前に国务院特許行政部門へ請求を申し立て、且つその技術法案について詳しく説明する必要がある。

実施細則では、職務発明に関する規定の改正が行われている。そもそも職務発明の帰属に関しては、日本の特許法35条の下では、従業者等の職務発明を使用者等が承継することが出来る構成となっているのに対し、中国特許法では所属単位に原始的に帰属する点で異なっている(特許法6条)。また、特許権を付与された中国の全ての単位(外商投資企業を含む)は、職務発明創造の発明者又は創作者に対し奨励と報酬を支払う義務があることを規定している(特許法16条)。

これらを前提に、実施細則では、奨励と報酬の金額については、約定及び規則制度において規定することが出来るとされた(76条1項)。約定や規則制度が無い場合は、以下の基準に基づき、奨励と報酬を支給しなければならないと規定されている。奨励は、発明1件に対し3,000元以上、実用新案、意匠各1件に対し1,000元以上(77条1項)。自己実施の場合の報酬は、発明、実用新案に対し毎年営業利益の2%以上、意匠に対し毎年同0.2%以上(78条前段)。実施許諾した場合の報酬は、いずれも使用料の10%以上(78条後段)。

実施細則は、出願日が2010年2月1日以降の特許出願及び当該特許出願に付与される特許権に適用されるため、それ以前の出願に関しては改正前の実施細則が適用される。これらの規定に基づき、在中国の日系企業では、労働契約、雇用契約、労働組合との協議書、就業規則や社内規定等

において規定作業または改定作業を進めている。

「国家自主创新製品の認定に関する通知 (意見募集稿)」(2010年5月4日)

2009年10月に公布された通知では、申請者は「内資企業」「香港・マカオ・台湾系企業」「外資系企業」「大学・科学研究所」と明記されていたが、意見募集稿では「中国における法人資格を有する製品生産企業」と規定されており、外資系企業が含まれるのか否かが法規上明記されていない。

また、専利権に関する条件としては、「技術創新又は技術譲渡を通じて、研究開発した製品に関して法に基づき中国における知的財産権又は知的財産権の使用権を有する。争いや紛争がない」と規定された。これについても、本国で開発された技術の技術使用権を在中国の日系企業が所有している場合は対象になるのかなど不明確な点も多い。

一方商標権に関しては、「中国における製品の登録商標専用権または使用権を有する」と規定された。2009年10月に公布された通知では、「商標の原始登録地が中国である」という規定があったが、今回は削除されている。

2010年5月10日に科学技術部 HP 上にて意見募集終了に関する通知が出された。提出された意見及び提案を検討し、国家自主创新製品の認定に関する通知を改善するとしているが、その後は特に通知は出されておらず検討結果がどのように反映されるのかは不明である。

インターネット商品取引及び関連サービス行為に関する管理暫定弁法 (2010年5月31日改正)

本法令により、インターネット商品取引及び関連サービス行為が工商行政管理部門の監督管理範囲に組み入れられた。

インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者の義務としては、市場主体参入、商品参入、取引情報、取引契約、取引証憑、取引競争、登録商標専用権及び企業名称権等の権利の保護、消費者及び事業者権益の保護等が定められた。

また、インターネット取引プラットフォーム

サービスを提供する事業者の義務として、プラットフォーム取引主体の参入、商品参入、取引情報の検査モニタリング、使用、保管、登録商標専用権、企業名称権等の権利の保護、事業者の商業秘密及び消費者個人情報の保護、消費者権益の保護、インターネットプラットフォームサービス契約の締結、インターネットプラットフォーム規則制度の策定、工商行政管理部門によるインターネット上の違法経営行為の取締への協力等などが定められた。

さらに、インターネット商品取引及び関連サービス行為の監督管理職責として、主に以下3点が規定された。

- (1) 県級以上の工商行政管理部門は、信用記録ファイルを作成しなければならない。信用記録ファイルの記録に基づき、インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者に対し信用分類監督管理を実施する。(第三十三条)。
- (2) 工商行政管理部門は、ウェブサイト許可地の通信管理部門に法に基づき、一時的な封鎖又は当該違法ウェブサイトの引込サービスの一時的な停止を命じるよう要請することができ、ウェブサイト許可地通信管理部門に法に基づき当該違法ウェブサイトの閉鎖を命じるよう要請することができる(第三十四条、第三十五条)。
- (3) インターネット商品取引及び関連サービス違法行為は、違法行為が発生したウェブサイトの事業者住所地の県級以上の工商行政管理部門が管轄する。ウェブサイトの事業者住所地の県級以上の工商行政管理部門が異なる地域の違法行為者を管轄することが困難である場合、違法行為者の違法状況を違法行為者所在地の県級以上の工商行政管理部門に移管し処理することができる(第三十六条)。

また、法律責任についても規定がなされ、法律法規に規定がない場合、本法令の規定に照らし、

処罰する。主たる処罰措置には、警告、期限付きの是正命令、期限を過ぎても是正しなかった場合、状況に応じて、一万元又は三万元以下の罰金に処することが含まれると明記されている。

中華人民共和国知的財産権海関保護条例 (2010年3月23日改正)

権利者の義務として、第11条に「(海関総署に)登録された知的財産権に変更が生じた場合には、知的財産権の権利者は変更が生じた日より30労働日以内に、海関総署に登録の変更又は取消の申請をしなければならない」と規定された。知的財産権の権利者が前項の規定に従って変更または取消の申請を行わず、他人の合法的な輸出入または海関の法に基づく監督管理職責の履行に対して深刻な影響を与えた場合、海関総署は関連の利害関係者の申立に基づいて関連登録の取消を行うことができ、自発的に関連登録の取消を行うこともできる。但し、日系企業の要望が強い権利侵害品の廃棄処分等については、27条にて「海関は侵害貨物を社会公益事業に用いること」を求められている。「知的財産権の権利者に購入意欲がある場合には、海関は有償で知的財産権の権利者に譲渡することができる」制度が出来たが、社会公益事業への転用とどちらを優先させるべきか定かではない。

「国家標準の特許に係る処置規則 (意見募集稿)」 (2010年1月)

同規則は、「特許に係る国家標準の制定及び改訂についての管理規定 (暫定施行) 意見募集稿」(2009年11月)における、「特許情報の公開」「特許権許諾声明」の具体的措置を規定するものとして位置づけられている。特許許諾声明に関しては、管理規定では以下のように定められている。「特許権者は以下のいずれかを選択した書面を提出する。①合理的かつ無差別な条件により、無料による実施許諾を認める。②合理的かつ無差別な条件により、通常の実施料金より明らかに下回る額にて実施を認める。③上記①及び②のいずれにも同意しない」。これに対し、処置規則では「許諾側は以下のいずれかを選択した書面を提出する。①

合理的かつ無差別な無償許諾。②合理的かつ無差別な許諾。③上記①及び②に従って許諾することと同意しない」と定めている。技術標準に係る特許について、ライセンス料を強制的に低く設定させる内容である。また、強制国家標準の特殊要求として、管理規定には、「強制国家標準は原則、特許権に係らない」「強制国家標準が特許権に係る必要がある場合、無料使用許諾を得るか、特許権者と協議する。特許権者と合意に至らなかった場合、国家標準の公布を許可しないか、強制実施許諾を与える」との規定があったが、処置規則では強制国家標準に関する規定はなかった。

科学技術重大プロジェクト輸入税政策に関する通知 (2010年7月24日)

同通知は、国の重大戦略に関わる製品、要となる共通技術、重大プロジェクトの研究開発に対する支援が目的である。輸入関税及び輸入段階増値税の免除を規定するものであり、中央財政の拠出金や地方財政資金、自己資金およびその他の方法で獲得した資金を利用して、プロジェクトに必要なが国内では生産できない要となる設備(ソフトウェアツール・技術を含む)の輸入が対象となる。

その他に中央政府より発表された法律、司法解释、行政法規には主に以下のようなものがある。原文の仮訳はジェトロ北京センター知的財産権部ホームページ上に公開されている。

最高人民法院の第一審知的財産権民事案件管轄標準の発行に関する通知(2010年2月1日執行)

地方各級人民法院の第一審知的財産権民事案件管轄標準の調整に関する通知(2010年2月1日執行)

商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件の審理における若干問題に関する最高人民法院の意見(2010年4月20日公布)

最高人民検察院、公安部による公安機関の管轄する刑事案件の立件訴追基準に関する規定(2010年5月7日公布)

中華人民共和国権利侵害責任法(2010年7月

1 日改正)

不正競争防止法も国務院で審議され、改正案の公布が注目されていたが、現時点では特に動きはない。在中国日系企業の関心の高い分野であるため、12月に人民大学との共催にて、中国政府機関を含めた意見交換会を開催するなど、引き続き注目したい。

中国政府の知的財産権保護の取組

広州交易会ガイドラインの改正

2010年春期第107回広州交易会よりガイドラインの改正が行われた。新ガイドライン第18条では、クレーム受付所は権利侵害嫌疑行為を起こした出店企業に関してコンピューターに記録するとともに交易団に報告する。同一企業が一回の広交会において、3つ以上の権利所属番号の権利を侵害した場合、交易団範囲内で通達して警告を与える」と定めた。また、「出展企業が同一展示区内において連続して二回もしくは二年内で累計三回特許、著作権侵害嫌疑行為を起こした場合、或は商標権侵害行為を累計して二回起こした場合、公易団範囲内で通達して警告を与える（以下省略）」と規定した。旧ガイドラインでは「大会が警告を行い、次回の広交会参加資格を取り消すことができる（第26条）」「当該企業の6回の広交会参加資格を取り消し、大会に報告する」と規定されていたのに比べ、再犯者への厳罰化が困難な規定になっている。

また、商務部は第108回広州交易会開催期間中に知財保護宣伝会を設けるなど、展示会における知的財産権保護の強化に取り組んでいる。

知的財産権侵害及び模倣品や粗悪品の製造・販売の摘発に関する特別プロジェクト活動

国務院は10月27日、「知的財産権侵害及び模倣品や粗悪品の製造・販売の摘発に関する特別プロジェクト活动方案」（国弁発〔2010〕50号）を発表した。この方案の公布を受けて、国務院や各直属機関、各省、自治区、直轄市は、2010年10

月から2011年3月にかけて、知財権侵害品や侵害行為に対して一斉に特別取締りを実施する。

今回の特別プロジェクト方案では、大規模な知的財産権侵害行為を抑制し、市場環境の整備にかかる重点分野を定め、更に、特別プロジェクトの任務や各直属機関の担当業務について明記されており、過去に類をみない大規模な知財権保護活動である。

本特別プロジェクト法案に関して、2010年12月7日に開催した中国日本商会IPG全体会合の場で、商務部及び国家質量監督検閲検疫総局の知財担当者より特別キャンペーンの概要及び取組内容に関してご講演をいただいた。

また、2011年1月14日には商務部主催にて外国企業との座談会が開催され、知的財産保護に関する外資企業（日米欧韓など）の意見ヒアリング、26の中国政府機関と外資企業との意見交換の場が設定された。中国政府のこの取組みに対し、書面を借りて、感謝と評価を表したい。

日本の取組み・中国政府との連携強化

中国における知財問題は、日系企業独自の摘発活動と並行して各業界団体の連携や中国政府機関への要請など、多角的に対応していく必要がある。中国日本商会内には、中国での知的財産権の保護・活用に関する研究や中国政府への建議を行うために、業種横断的に組織された「中国日本商会IPG」がある。現在75社が参加し、2010年は日系企業に必要な知財情報を共有する全体会合を隔月で開催している。

また、知財関連の法改正等に関連して行われるパブリックコメントに際しては、積極的に商会会員企業の意見を集約し、以下の通り12度にわたり意見具申を行った。

2010年2月5日

国務院法制弁公室の「政府調達法実施条例」（意

見募集稿)に対する意見書提出

2010年2月26日

中国標準化研究院の「国家標準の特許に係る処置規則」(意見募集稿)に対する意見書提出

2010年3月31日

國務院法制弁公室の「商標法」(意見募集稿)に対する意見書提出

2010年4月23日

国家工商行政管理総局の「インターネット商品取引および関連のサービス行為に関する管理暫定弁法」(意見募集稿)に対する意見書提出

2010年5月4日

科学技術部、發展改革委員会及び財政部の「2010年国家自主創新製品認定の展開に関する通知」(意見募集稿)に対する意見書提出

2010年5月14日

国家版權局の「著作権質権登記弁法」(意見募集稿)に対する意見書提出

2010年6月7日

工商行政管理機関による独占協定行為の禁止に関する規定(意見募集稿)等3つの反独占法規定に対する意見書提出

2010年6月11日

国家知識産権局の「専利権質権設定登記弁法」(意見募集稿)に対する意見書提出

2010年7月26日

国家知識産権局の「専利の電子出願に関する規定」(意見募集稿)に対する意見書提出

2010年9月25日

国家知識産権局の「専利代理条例改正案」(意見募集稿)に対する意見書提出

2010年9月25日

国家知識産権局の「専利行政法執行弁法改正案」(意見募集稿)に対する意見書提出

2010年11月26日

国家知識産権局の「特許実施許諾契約届出管理方法」(意見募集稿)に対する意見書提出

この中で、特に日系企業の関心が高い「商標法改正案に関する意見募集」(國務院、2010年3月)に関しては、商標権侵害に該当する行為として以下2点の追加を提案した。①倉庫保管、輸送、郵送、隠匿、生産工具、生産技術、経営場所などの便宜を故意に図る行為。②他人の登録商標と同一又は類似する文字を企業名称における商号とし、登録商標と同一又は類似する商品において目立つように使用し、誤認混同を生じさせる行為。

さらには、侵害商品の製造、登録商標標識の偽造におもに使用される工具を、没収、廃棄対象に含めること、商標権侵害を2回以上行った者に対し、より嚴重な処罰を科すことを提案した。

地方政府に対しては、2004年より実効的な知財保護対策を求めるため、商会会員企業の参加により、全国各地で地方取締機関の担当官向けに、日系企業の中国人担当者が直接中国語で真贋判定を教示するエンフォースメントセミナーを開催している。2010年度は商標を管轄している工商行政管理局と製品品質を管轄している質量技術監督局に対し、計4回のセミナーを実施する。

中国海関総署との連携

今年途中から中国海関総署知識産権処からの要請により、貨物再通関リストが海関総署からジェットロを通じて各権利者に提供され、企業毎に事実確認及び必要な改善措置を検討し回答する枠組みが出来た。貨物再通関とは、中国海関が権利侵害の恐れありとして通関を中止し、権利者に通報した後、権利者からの回答を踏まえて改めて通関させることを意味する。2010年5月、6月、7月とこれまで計3回海関総署リストに基づき、ジェットロを通じて権利者より海関総署へ事実確認結果を提出した。

また、10月13日に江蘇省無錫市にて、中国海関総署知識産権処、日本企業、欧米企業、ジェットロ、QBPCの5者による「知識産権保護及び簡便な合法貿易の問題に関する座談会」を開催した。海関では知的財産権の保護措置を取る過程において、権利者の不正又は授權登録情報の不完備等の

原因により合法貨物の通関が遅滞する状況が一定の割合を占め、一部の合法貨物が港に留置され、通関が遅れ、輸出入業者の経営コストが高騰しているとの認識を表明している。

2010年5月から8月にかけて、全国の税関から報告された貨物再通関の案件数は459件、そのうち、53件は31社の日本企業に関係する。同座談会では、合法貨物の通関が遅滞状況の改善を目的に、海関の権利侵害行為の取締りの対応性と有効性の向上、権利者による税関法執行への協力の強化について討議した。日本企業からは、改善措置や中国税関との更なる連携につき発表した。

問題点と建議事項

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）と日本政府は、8月17日から19日の間、近藤洋介・経済産業大臣政務官、志賀俊之・日産自動車株式会社最高執行責任者を代表とする第7回知的財産保護官民合同訪中代表団を北京に派遣した。

中国政府機関（商務部、国家工商行政管理総局、国家知識産権局、国家版權局、最高人民法院）に対しては、主に模倣業者の再犯行為、商標の不正出願、インターネット上での知財侵害等について要請を行うとともに、日中が共同で取り組む知財保護に係る協力事業について提案を行った。

訪問先毎の具体的な協議内容は以下4点である。

商標法・反不正競争法改正 【国家工商行政管理総局】

商標法・反不正競争法の改正に関して、以下の法改正事項について、中国側より前向きな対応を行うとの回答を得た。

- ①商標再犯者に対する重罰規定の整備
- ②商号と商標の組み合わせ問題（著名な商号や商標を悪用し意図的に消費者に正規品との誤認混同を生じさせる行為）に関して、取締り、罰則の強化、悪質な商標代理人（例えば、有名企業の名称・ブランドを含む大量の悪意の先駆商標

出願を行う商標代理人）の監督強化

インターネット上の知財侵害における 対策の強化【商務部・国家版權局】

インターネット上の知財侵害問題の解決に向けて、今後とも日中の知見を共有し、協力関係を深めることで、商務部と合意した。また、インターネット上の著作物等の違法アップロード問題の解決に向けて、引き続き、日中で問題意識を共有し、協力していくことで国家版權局と認識を共有した。

知財に関する司法保護の強化【最高人民法院】

知財に関する司法保護強化に関して、知財権侵害に対する民事賠償の強化を要請し、中国側もこれに同意した。

日中政府間での知財保護の取組を強化 【商務部、国家工商行政管理総局、 国家知識産権局、国家版權局】

昨年来、2つの閣僚級の覚書を含む政府関係機関間の覚書の交換を通じた知財分野での活動強化により、日中双方の協力関係が新たなステージに移行したとの認識を両国で共有し、今後とも取り組みを強化していくことで合意した。

また、11月には第8回知的財産保護官民合同訪中代表団の実務ミッションが派遣され、国家工商行政管理総局、国家質量監督檢驗檢疫総局、最高人民法院等を訪問し、ハイレベルミッションの提案事項等に基づき実務上の意見交換会をおこなった。

中国日本商会 IPG は、知的財産保護官民合同訪中代表団に同行するなど、IIPPF との情報共有や事業の連携を行っている。

中国日本商会会員アンケート結果

中国日本商会 IPG 会員向けアンケートを2002年以降実施しており、今年は2010年3月に実施した。

中国の知財問題解決状況については、改善していると回答した企業が19社（33.9%）あったも

の、変化無し（27社、45.8%）、悪化傾向にある（9社、15.3%）との回答もあり、全体として大幅な改善が見られない状況にある。

中国の知財問題で困っていることは何かという設問に対しては、ニセモノ事件の発生（72.4%）、模倣品の輸出・海関問題（46.6%）、デザイン侵害の増大（32.8%）との回答があり（複数回答有り）、依然として模倣品対策は最も関心の高い課題である。

また、中国にて既に R&D 活動を展開しているかという設問に対しては、59社中 27社（45.8%）の企業が既に R&D 活動を展開している。内訳は、中国国内向け製品開発（23社、65.7%）が最も多く、グローバル展開の中核的位置付け（8社、22.9%）、日本での R&D の下請け（7社、20.0%）との回答が続いた。日本企業の研究機能が、中国移転を進めている結果となった。

日本企業はモノづくりと研究開発に優れており、在中国日系企業の活動は、中国の国家発展政策に大きく貢献できる。特に知的財産権分野での建議は、そうした日系企業の活動を支えるものとして、中国政府には真摯に受け止めていただきたいと考える。

<建議>

- ① 個別具体的な要望が多い課題であるが、**複雑化、巧妙化、小口化する模倣品業者や、共同不法行為者**に対する対応、摘発の強化を要望する。
- ② 模倣品業者に対する行政罰の強化行政罰に関する**過料水準の引き上げや、製造設備の没収の強化**を要望する。また**押収品価格評価時における純正品価格への考慮**、権利者への行政処罰結果通知についても併せて要望する。
- ③ 模倣品業者の再犯に対する対策の強化策として、再犯者への処罰の強化や、**再犯**

者情報の摘発行政機関間との情報共有の強化を要望したい。

- ④ 模倣品業者の間接関与者に対する罰則の強化策として、**模倣品の運送、保管のための倉庫の提供等も取締りの対象とし**、罰則を科すことを要望したい。
- ⑤ 知財侵害訴訟においては、**原告の立証責任の軽減化**、刑事案件立案基準や押収品の価格評価基準の明確化を求める。
- ⑥ **インターネット上の模倣品流通**について継続的な対策強化を要望したい。
- ⑦ **商業施設等の店舗運営管理者**に対し、模倣品の管理・監督義務を課すように指導いただきたい。
- ⑧ 「特許に係る国家標準の制定及び改定についての管理規定（暫定施行）」に関し、中国国家管理標準化委員会は、日本の産業界の意見に耳を傾け、国家標準の制改定において特許権者の権利に十分配慮するとともに、手続の簡素化、判断基準の明確化を図るべきである。また、その実施規定である「国家標準の特許に係る処置規則」の検討についても、十分に日本の産業界の意見を反映していただきたい。
- ⑨ 取引先からの**技術・ノウハウの漏洩リスク**が日系企業の研究開発や技術移転を阻害する恐れがある。技術・ノウハウ・営業秘密等が適切に保護されるよう、法制度の整備を求める。
- ⑩ ガイドラインの提示：**職務発明規定**や、**意匠**の「簡単な説明」の取り扱い等について行政/司法間の解釈が提示されておらず、企業はリスクを抱えた状態となっている。円滑な運用に向け、実例を挙げた具体的なガイドラインの提示を求める。

第7章

省エネ・環境産業・市場の現状と問題点

中国では、急速な経済発展に伴い環境問題がますます深刻化している。これに対し、中国政府は「省エネ・汚染物排出削減目標」を掲げて環境問題の改善に力を入れており、一定の成果は上げている。しかし、水質改善の遅れ、酸性雨等依然として多くの問題を抱えている状況である。

政府主導により今後も更に拡大が見込まれる中国の省エネ・環境市場において、日本企業は政策・法律解釈の不透明性、関連業界への不十分な情報公開、また、2010年にはエネルギー削減目標の達成のために工場への電気供給制限が行われる等問題を抱えている。

省エネ・環境問題に対する取り組み状況

表：「十一五規画」における「省エネ・汚染物質排出総量削減」取り組みの主な目標

項目	2005年	2010年（目標値）
全国の国内総生産（GDP）1万元（単位GDP）当たりのエネルギー消費量	1.22トン	1トン以下（20%の削減）
二酸化硫黄	2,549万トン	2,295万トン（10%の削減）
化学的酸素要求量（COD）	1,414万トン	1,270万トン（10%の削減）
都市部下水処理率	—	70%以上
都市部生活ごみ処理率	—	60%以上

2010年は、中国の第11次五カ年規画（以下「十一五規画」）期間における最後の年であり、「十一五規画」で定めた省エネ・汚染物排出削減目標を達成するため、中国政府は、省エネ・環境分野の取り組みを全面的に推進した。これら目標に対して、単位GDP当たりのエネルギー消費量は、2011年1月に国家发展改革委員会トップの

張平主任が全国エネルギー工作会議で「最終的な統計データはまだ集計中であるが、その削減幅は20%の規定目標に近いものである」と述べ、目標を概ね達成したという見解を明らかにした（実績値は19.1%）。この他、環境保護部の発表によると、2010年の二酸化硫黄（SO₂）と化学的酸素要求量（COD）は対2005年比でそれぞれ14.29%、12.45%の削減となり、上記「十一五規画」の削減目標を上回った。都市部污水处理率と生活ごみ処理率は、2009年までで、「十一五規画」で定めている目標を前倒して実現している。

しかし、その一方で国内には重点水域における水質改善の遅れ、深刻化する酸性雨問題、多発する環境汚染事故等多くの課題が残されている。

省エネ・環境産業の政策・市場の現状

省エネ・環境産業が国家レベルの戦略的新興産業に

中国政府は省エネ・環境産業の更なる発展を目指している。最近では、政府主導の循環経済、低炭素経済等政策に沿った投資拡大により、関連市場は急速に発展しており、省エネ・環境産業は中国の新たな経済成長の柱となっている。2010年10月、中国政府は「戦略的新興産業の育成と発展の加速に関する決定」を発表し、第12次五カ年規画（以下「十二五規画」）期間中に重点的に育成・発展させていく7業種に省エネ・環境保護産業が入った。現在、「省エネ・環境産業発展計画」が政府により作成されており、2011年上半期での公表が見込まれている。

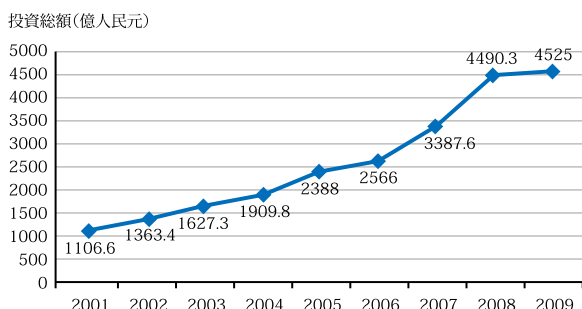
市場の現状

「十一五計画」期間中、省エネ・環境分野は、その発展が目覚しく市場規模も急速に拡大している。市場規模に関する統計で公式発表されているものはないが、環境保護分野だけでも2010年までに1兆円を突破すると予測されている。省エネ・環境分野全体としては、2012年に総生産額が2.8兆円に達する見込みであるとの政府関連担当者の見方もある。「十二五計画」では、都市部・農村部における環境インフラ整備の加速、大気汚染対策の強化、省エネ・汚染物排出取り組みの継続的な実施、リサイクル事業の推進等により関連市場の規模は更に拡大するとみられる。

投資額の増加

「十一五計画」での省エネ・廃棄物排出削減策の実施によって、各級政府・民間企業による環境関連産業分野への投資規模は年々拡大している。2009年には、全国環境汚染対策だけで4,525億円の資金が投入された。2009年は対前比で伸び率が鈍化したが見え、2008年後半に発生した世界規模の金融危機の影響であると考えられる。一方、作成中の「十二五計画」において、環境保全関連投資総額は3兆円を超える見込みと環境保護部関係者が明らかにしている。

図4：2001年—2009年
環境汚染対策分野への投資額の変遷



出所：中国環境統計年鑑 2010

具体的問題点・課題

政策・法律解釈等の不透明性

中国政府は基本的に省エネ・環境関連政策・法律を公表しているものの、関連実施細則の整備や

解釈の明確化は依然として進んでいない。また、これらに関する政府内の担当窓口が定まっていなことも問題となっており、特に規制の問い合わせ窓口の明確化が求められる。

関連業界への情報公開が不十分

政府による計画・立法・政策の策定における外資企業を含む関連業界への情報公開が不十分である。金太陽補助金制度では、2010年の入札から過去半年の出荷実績が50MW以上との要件が追加されており、実質的に外資企業を排除するためと考えられる要件が含まれている。また、現在の排気ガス規制は、導入する技術レベルに市場の燃料レベルが合っていない（燃料が粗悪なケースが多い）。そのため、規制に対し真摯に対応する生産メーカーは排気レベルを保証するためのコストアップを強いられていることも問題も発生している。

省エネ・汚染物排出削減目標への政府による対応手法

「十一五計画」より、中国政府は省エネ・汚染物排出削減目標を掲げている。2010年はこの計画最後の年となったことから、一律的、かつ、強制的な行政手法行使が取られたことも問題になった。具体的には、これら目標達成のために工場への電気供給制限が突然一律、かつ、強制的に課せられ、工場の稼働の低下や停止を余儀なくさせられる状況が発生した。

ラベル制度における法規制、標準の多様化による弊害

現在の省エネ・環境関連ラベル制度は、複数の法規制、標準に関係している。これにより、ひとつの製品、消耗品の本体・外装に種類の異なるラベルをいくつも貼付、印刷しなければならず、一つの生産工場でいくつもの監査対応が必要となり、非効率、かつ、コストアップになるため企業競争力の低下をもたらしている。

中国市場への参入における問題点

中国の省エネ・環境関連プロジェクトには、多様な形態があることやプロジェクトの入札関連情報の入手が困難なことが外資企業の参入を困難し

ている。また、日本の先進技術を有する省エネ・環境製品やプラント設備を現地で生産するための法人設立に必要な資格取得の審査は厳しく時間がかかる。そして、中国企業と外資企業との連携では、知的財産権保護に関する問題がよく取り上げられており、政府による対応が急務となっている。

電子情報製品汚染制御管理弁法(中国版 RoHS)

2006年2月28日、情報産業部(現・工業情報化部)は、関係省庁との連合で制定した「電子情報製品汚染制御管理弁法」(情報産業部39号部令)を公布した。同弁法は2007年3月1日から施行され、第1ステップとして、①電子情報製品の設計及び生産時に無毒・無害あるいは毒性や害の少ないもの等の採用、②中国市場に投入される電子情報製品について、製品上あるいは説明書に環境保護使用期限、有害有毒物質の名称、含有量等を注記させる規制を実施している。さらに、第2ステップとして、電子情報製品汚染制御重点管理目録に指定された製品は6種類の有毒製品の使用を禁止あるいは制限され、中国強制認証制度(3C認証制度)の対象として管理することが規定されている。

2009年10月9日、工業情報化部は、携帯電話、電話機、プリンターの3製品を対象とした「第1期電子情報製品汚染制御重点管理目録(意見募集稿)」を公表したが、第1期重点管理目録の公布、3C認証制度の対象品目とすることは政府部内の調整により延期されている。

一方で、工業情報化部は、2010年7月16日、規制製品の適用範囲を電気製品にまで拡大した「電子・電気製品汚染制御管理弁法(意見募集稿)」を公表した。こうした新しい規制導入に対して、中国日本商会は意見書を提出している。

また、工業情報化部は、2010年5月18日に「国家推薦電子情報製品自発的認証に関する実施意見」を公表し、規制対象となる品目の部品、材料、製品を対象とする新たな認証制度の導入を検討しているが、この認証制度が法律上、強制なの

か任意なのか分かりづらいものとなっている。

廃棄電器電子製品回収処理管理条例(中国版 WEEE)

2009年2月25日、環境保護部、国家發展改革委員会、工業情報化部、商務部、財政部など9省庁が連合で制定した「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」(國務院令第551号)が公布された。

管理条例の主な規制内容は以下のとおりである。

- ・生産者責任制を採用。
- ・国は廃棄電器電子製品処理基金を設立し、廃棄電器電子製品処理費用の補助金として用いる。電器電子製品生産者及び輸入者は、規定に基づき廃棄電器電子製品処理基金の納付義務を履行しなければならない。
- ・電器電子製品の生産者及び輸入者が生産・輸入した電器電子製品は、電子情報製品汚染制御の関連規定に合致し、資源综合利用、無害化処理に有利な設計案を採用しなければならない。無毒、無害あるいは低毒、低害及び回収利用が便利な材料を選択しなければならない。
- ・国は電器電子製品生産者が自らあるいは販売業者、メンテナンス機構、アフターサービス機構、廃棄電器電子製品回収業者に委託して廃棄電器電子製品を回収することを奨励する。

同条例は、2010年9月8日に「廃棄電器電子製品処理目録(第1次)」がようやく公布され、対象製品がテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5品目に確定し、2011年1月1日から施行されているが、政府専用基金や回収事業者の管理など制度の根幹となる関連法規の整備が遅れるなど本格的な実施には至っていない。

<建議>

- ①省エネ・環境関連政策・法律の関連実施細則の整備や解釈の明確化、規制に関する問い合わせ窓口の明確化を要望する。

また、併せて規制等を遵守しない企業に対する**取り締まりの強化と罰則強化**の徹底を要望する。

- ② 計画・法律・政策の策定における外資企業を含む関連業界への**情報公開**の強化を要望する。
- ③ **金太陽補助金制度**における実質的に外国企業の排除を目的とする要件の撤廃を要望する。
- ④ 省エネ・汚染物排出削減目標の対応に当たっては、より広い視野に立った総合的、合理的な手法による対応をお願いしたい。
- ⑤ 省エネ・環境関連ラベル制度における認証、試験、ラベル貼付等に時間やコストが掛かる関連法規・標準の効率化を要望する。例えば、「環境配慮製品」として、**一つの省エネラベル**に統合すること及び**多地域間の相互認証**を認めることで認証業務、工場監査、製品検査などの対応を合理化することを要望する。
- ⑥ 中国企業と外資企業の連携を推進するため、知的財産権保護に関する政策の改善を要望する。
- ⑦ 外資企業が現地生産や法人設立を行うために必要となる**資格取得の審査基準**を緩和し、かつ、迅速に行うことを要望する。
- ⑧ 電子情報製品汚染制御管理弁法（中国版 RoHS）
 - ・ 中国政府は、本制度の検討（新管理弁法の制定・重点管理目録の制定・対象製品の追加、3C 認証実施規則、国家推薦電子情報製品自発的認証制度の創設等）に際して、制度設計全体が分かりづらいものとなっていることを十分に認識し、今後とも、**外資企業に対する十分な説明、手続きの透明性、公正性**を確保すると

もに、引き続き日本の産業界の意見に耳を傾けることを要望する。

- ・ **3C 認証実施規則**の検討に際しては、認証證書の有効期限の延長、ISO 取得工場の工場審査プロセスの省略、シリーズ製品の一括承認など手続きの簡略化、時間の短縮、コストの低減化を十分考慮していただきたい。
- ・ **国家推薦電子情報製品自発的認証制度**については、この制度が法律上、強制なのか任意なのかを明確にするとともに、国際的な認証管理制度の踏襲や相互認証の推進などにより、検査にかかるコスト、時間、労力など産業界に過度な負担とならないよう、十分に考慮していただきたい。
- ⑨ 廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版 WEEE）
 - ・ 中国版 WEEE の本格的な実施は明らかに遅れていると思われるが、中国政府は、対象製品の範囲、基金徴収・補助金交付の対象及び金額、基金徴収の起算点及び開始時期、地方政府の回収処理管理計画などの**制度設計状況を開示**し、より透明性、公正性が確保された中での検討を行っていくことを要望する。また、中国政府は制度設計の検討に際して、利害関係者である外資企業、特に日本の産業界の意見に耳を傾けることを強く要望する。
 - ・ 中国政府は本制度の検討に際して、中国版 RoHS や以旧換新といった**関連制度との整合性**や連携を図り総合的に円滑な制度の執行に努めるべきである。
 - ・ 中国政府は本制度の適正かつ円滑な執行を促すために、**消費者の製品廃棄**に関する義務についても検討することを要望する。

第8章 技術標準・認証の現状と問題点

技術標準・認証の現状

急速に発展する中国の標準化

中国における標準化については、2000年代初頭までは、そもそも標準が古く、或いは、その改訂サイクルも長すぎて更新されておらず、時代のニーズに対応できていないと言われていた。2003年末までに発布された国家標準約20,000件について調べたデータによると、約46%の標準は10年以上前に策定されたものであった。また、国際標準の採用率が低いとの指摘があり、同データでは、国際標準の採用率は約45%にとどまっていた。

こうした状況から、中国は第11次標準発展計画において、極めて積極的な標準化政策を採用し、標準の市場適用強化、自主創新技术の採用、国際化による競争力強化等の原則の下、以下のような具体的な目標を設定した。

- ・ 2010年までに、年間6,000項目の標準を制定・修正する。そのうち、自主創新技术を2,000項目とする。
- ・ 2010年までに、国際標準導入率を85%とする。
- ・ 11-5期間中に、50項目の国際標準新規提案を行う。
- ・ 11-5期間中に、国際・地域標準化組織事務局の6%の職を占有する。そのうち、高級ポストを10ポスト程度獲得する。

実際、第11次五カ年規画中、新たに約5,000件の国家標準が策定され、2010年末現在の国家標準数は26,383件に達している。特に、農業、サービス業、食品安全、生態環境等の重点分野では制

定・改正作業が加速的に実施されてきている。また、2008年に中国がISOの常任理事国となったのをはじめ、2010年末現在、中国が提案・主導した国際標準は227件、技術委員会（TC）等が中国に置かれたケースは50件に上り、TC等の議長を中国から25人出しており、中国の標準化活動は、ここ数年で国際的にも大きく進展してきている。

標準化に係る問題

他方、こうした急速な標準化の進展により、様々な矛盾も見受けられる。

例えば、規格体系間の重複・矛盾や、その現場での適用における混乱は、以前から指摘されているところであるが、国家標準ができて業界標準が整理されずに併存する、同一製品について複数の業界が標準を策定し重複・矛盾がある、製品標準規格が過度に細分化されて系統性を欠く、川上川下業界で同一項目の標準の調整が行われていないといった指摘がある。

また、日本のJISが全て任意規格であり別の法体系によって強制されるか否かが決まるのに対し、中国の標準は、標準そのものが強制力を持ちうる。どの標準を強制標準とするのかについては、標準化法第7条において規定されているが、実際の運用上は推奨標準が強制標準と同様に扱われる場合があり、また、国家標準だけでなく地方標準や業界標準においても強制標準が存在することから、現場での混乱につながっている。

標準化体系の整備

中国の標準化は、1988年に公布された「標準化法」を中核として、実施条例などの様々な関

連規定が制定されているが、2009年1月から2011年12月までの3年間をかけて「標準化体系整備プロジェクト」が実施中である。その内容は、科学的発展観の要請に見合った標準体系の整備、重点分野・重点技術に係る標準の整備、国際標準化プロセスの強化、標準化マネジメント体制の整備、人材養成システムの整備、情報サービスプラットフォームの整備などである。

これらの一連の体系整備の中核をなすのが、標準化法の改正である。国家品質監督検査検疫総局（AQSIQ）は、2002年に標準化法の改正に着手し、2010年5月、ようやく国務院に提出され、現在、各関係者の意見募集が行われている。

その詳細は、必ずしも明確ではないが、以下の4点が挙げられている。

対象範囲の拡大

標準化の対象として、農業、マネジメント、サービス、情報、災害対策及び復興支援、工業製品の設置、リサイクル処理などが新たに加わる。日本の工業標準化法が、基本的に鉱工業品や建築物を対象とし、サービスやマネジメントの標準の扱いがあいまいであるのに対し、中国では、今回の改正により、昨今の様々なニーズを包含できる標準化体系となる。

標準への関与の拡大

標準の制定作業において企業に役割を発揮させることが盛り込まれており、機関・個人を問わず、誰でも標準の草案を提案できることとなる模様である。しかし、外国の企業や機関がどれだけ関与可能かについては、現時点では不明である。

強制標準の整理

改正法において、「国家強制標準」と題する章が単独で一章設けられる見込みであり、安全、衛生、環境、国の公共管理に関わる事項については、業界標準や地方標準は廃止され、国家標準に一本化される見込みである。

製品標準に関わる法的責任

製品品質法の規定に基づき、販売した製品が規格に適合しない場合などにおける法的責任につい

て新たな規定が盛り込まれる見込みである。

これらの一連の標準化体系の整備が、上に指摘されているような様々な問題の解消につながるとともに、日系をはじめとする外国企業にオープンな標準化体系につながることが望まれる。

今後の動き

AQSIQは、2010年3月、「国家標準化戦略計画綱要」を策定するとしている。この綱要には、国家標準化規格体系の整備とともに、重要分野の標準策定の加速、標準化モデル事業の推進、中国が知財を有する独自標準の国際標準化などが盛り込まれる見通しである。

また、2010年10月、国務院から「戦略的新興産業の育成と発展の加速に関する決定」が公表されたところであるが、第12次五カ年計画においては、この決定で示された省エネ・環境、新エネルギー等7つの産業に重点を置いて標準化が進められるものと思われる。

標準化に係る第12次五カ年計画については、現在策定中であるが、これまでに記述した標準化法改正、国家標準化体系整備、国家標準化戦略計画綱要などについて、取りまとめられるものと思われる。

特許に係る国家標準の制定及び改定についての管理規定

2009年11月2日、中国国家管理標準化委員会は、「特許に係る国家標準の制定及び改定についての管理規定（暫定施行）（意見募集稿）」を公表した。

この管理規定案は、国家標準の特許に係る問題の適切な処理、国家標準の制定及び改定過程における特許に対する措置の規範化、自主創新の奨励等を目的として起草したと説明されている。

同管理規定案では、強制国家標準が確実に特許に係る必要がある場合、「特許権者から無料使用の許諾を得る」としている点や「強制許諾を与える」としている点など、特許権者が保有する特許

権の効力を実質的に著しく低減する条項が散見され、言葉の定義や手続きが曖昧な点があるなど多くの問題を内包している。このため中国日本商会をはじめとする多くの日本の関係団体がこうした問題の改善を求め意見募集稿に対し意見書を提出した。

同管理規定案の改定案が提示されない中で、2010年1月21日、中国標準化研究院が「国家標準の特許に係る処置規則」（意見募集稿）を公表した。この処置規則案は上述の管理規定案の第17条に規定された下位規定である管理標準に該当する。中国日本商会及び電子情報技術産業協会（JEITA）等の日本の関係団体はこの意見募集稿に対しても意見書を提出している。

中国強制認証（CCC）制度へのITセキュリティ製品の追加（CC-IS認証制度）

2007年8月、中国政府は13品目のITセキュリティ製品を2009年5月より中国強制認証制度（CCC制度）の対象とするとしてWTO/TBT委員会に通報した。

ITセキュリティ製品については、国際標準に基づく任意かつ相互承認という枠組みが確立されており、このような国際動向に反した独自の規格による標準規格による強制認証制度は貿易の阻害要因となること、また、認証の過程でのソースコードの開示等により重要技術に係る知的財産や営業秘密が流出しかねないことなどの懸念があることから、日本のみならず米欧など主要国の政府及び産業界から強い懸念の表明と措置の撤回が求められてきた。

2009年4月29日、こうした主要国の強い要請を背景に、中国政府はCCC制度の運用に関し、対象を政府調達に限定し、当初の予定を1年間延期し、2010年5月1日から実施することを発表した。

これに対し、日本政府及び産業界からは、国際的な枠組みとは異なる独自の制度は貿易の阻害要因になること、政府調達の範囲が不明確であることなどを指摘し再考を求めるとともに、知的財産

の保護に関しても重大な懸念を表明した。こうした我が国からの働きかけに対し、2010年3月、中国政府は、政府調達の範囲に国有企業が含まれないことを示す文書を日本政府に提示した。これにより我が国産業界のビジネス面での直接的な影響は相当程度緩和された。

2010年5月1日よりCC-IS認証制度が開始されているが、これまでのところ多数の中国企業がCC-IS認証を取得しているものの、日本企業はCC-IS認証の申請さえ行っていない。

中国には、CC-IS制度以外にも、商用暗号管理条例や情報セキュリティ等級保護管理弁法（MLPS）といった情報セキュリティ製品に関する規制がある。

商用暗号管理条例は1999年に導入された規制であり、海外で生産された暗号化製品の中国への持ち込み及び使用について申請・許可が必要となるものである。その当時、条例の規定ふりの曖昧さから米日等の商会が問題視したことから国家暗号管理委員会弁公室（現在の国家暗号管理局）は、「暗号製品及び暗号技術を含む設備」とは、暗号化、解読化の操作を中心とする機能の専用機器及びソフトにのみ限られるとの通知を発出している。

2009年12月、国家暗号管理局は、輸入許可証の取得義務付け等を定めた公告第18号を公表し、2010年1月から施行しているが、2010年4月に官民合同ミッションが国家暗号管理局を訪問した際に、同公告の対象は2000年3月の通知文書が有効であることを確認している。なお、国家暗号管理局は商用暗号管理条例を2011年に改正することについて声明を発出している。

情報セキュリティ等級保護管理弁法（MLPS）は、2007年6月に公安部等4部門により公布された規制であり、情報インフラをその重要度に応じてレベル1から5に分類し、そのレベルに応じて厳しいセキュリティ上の要件を課す制度である。レベル3以上では、中国で法人格を有する企業の製品であること、基幹技術または主要部品に中国の知的財産権を有することが要件とされており、実質的に外国製

品の参入を禁止するものとなっている。

＜建議＞

- ① 原則として**国際標準に準拠**した標準を採用すべきである。また、ISO、IEC だけでなく、国連 1958 協定（自動車基準認証国際協定）などの**国際協定に積極的に加盟**していくべきである。
- ② 過度にスペックを詳細化した標準の策定は避けるべきである。行き過ぎた標準の策定は、自由な競争や技術の進歩を阻害しかねない。これは、中国が目指す創新国家の方向性にも反している。
- ③ 一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や、目標値や理想値のような高い数値設定が見受けられるため、標準の策定においては、理想を追求しすぎることなく、現実の技術の発展状況を踏まえ、企業や消費者との冷静な対話を深め進めていただきたい。
- ④ 標準の**適用範囲の曖昧さ、標準間の重複・矛盾**などを回避すべきである。例えば、同一機器について異なる業界で検討された複数の標準が併存するだけでなく、標準間の矛盾が存在するとの指摘がある。
- ⑤ 標準の公布日から**実施日まで、十分な猶予期間**を取るべきである。企業にとって設計変更やその他準備等が必要であるため、特に強制標準については、他の国際的標準同様、実施日までの猶予期間について、1 年乃至 2 年を確保してもらいたい。また、猶予期間の起算日を、公布日ではなく公に誰もが入手可能となった日としてもらいたい。
- ⑥ 以上のような指摘を踏まえたより良い標準を策定するためにも、**標準化活動への外国企業の参加のハードル**を低くするべ

きである。日中間の政府レベルにおいても、標準化活動への相互参加を奨励する旨の合意がなされていると認識しており、日本企業がより参加しやすい環境整備に努めていただきたい。

- ⑦ 特に、業際分野や中国にまだ市場がない分野の標準の新規策定が、担当が不明確であることなどにより時間がかかるようであるが、新しい分野の標準について、提案窓口を一本化するなど、早期に取り組むとともに、技術をもつ外資系企業の参画ができる仕組みを構築していただきたい。
- ⑧ **認証、試験等に係る費用低減及び手続透明化**を図るべきである。制度及び手続の簡素化、審査のスピードアップ、判断基準の明確化、担当による判断の統一、標準の統廃合などに努めていただきたい。
- ⑨ 国レベルと地方レベルで国家標準の解釈や運用がまちまちであることにより混乱を来しているため、**標準と現場の運用の乖離**をなくし、国と地方の連携の強化を図ってもらいたい。
- ⑩ 抜き取り検査の実施に当たっては、社会的に遵守を求めるべき強制基準と、品質等の問題として消費者の選択に委ねるべき推奨標準を適切に識別してもらいたい。また、消費者協会などが独自に**抜き取り検査**を行い、企業側に何ら弁明の機会を与えられることなく、その結果をメディアで一方向的に公表することがあるが、このような公正さに欠ける行為はやめてもらいたい。さらに、検査の公正さを担保するため、検査の実施に当たっては、製品の有償での買い上げをしていただきたい。
- ⑪ CCCと類似する検査制度等との間で、**重複の排除或いは制度の一本化**を図るべきである。例えば、自動車については、車

両の生産から輸入、販売、登録までの流れの中で、CCCの他に公告制度、公安の検査制度があり、複数の政府部門が管理し、類似した要件を要求されており、メーカーに対する負担が大きくなっている。

- ⑫ 政府内で基準と関連する制度や仕組みとの連携を図り、市場実態を踏まえて基準が有効に機能するようにすべきである。例えば、**自動車のリサイクル基準**が策定されようとしているが、市場において解体業者、リサイクル業者が適切に機能するような自動車リサイクルの仕組みが整備されていないため、せっかく基準を策定しても実態上はそれが機能しない恐れがある。

- ⑬ 「特許に係る国家標準の制定及び改定についての管理規定（暫定施行）」に関し、中国国家管理標準化委員会は、日本の産業界の意見に耳を傾け、国家標準の制改定において特許権者の権利に十分配慮するとともに、手続の簡素化、判断基準の明確化を図るべきである。また、その実施規定である「国家標準の特許に係る処置規則」の検討についても、十分に日本の産業界の意見を反映していただきたい。

- ⑭ 2010年5月に施行されたITセキュリティ製品13品目に対する中国強制認証（CCC）制度に関して、対象が政府調達に限られ国有企業（COE）が制度の対象外であることが明確化されたことは一定の評価ができるが、実際の運用においては対象機関が拡大しないことを強く要望する。

また、同制度が施行されてから約1年が経過しているが、我が国産業界が懸念していた通り我が国企業がCCC認証の申請すら行っていない。我が国企業がソースコードや関連の機密情報を国際的な枠組みであるCCRA（Common Criteria

Recognition Arrangement）に加盟していない国の試験機関等に提出することはあり得ず、中国政府は、このことを十分に認識しCCRAに早期に加盟すべきである。我が国産業界は中国のCCRA加盟のために可能な支援を行う用意があるので、今後とも継続的な対話を進めるべきである。また、新たな情報セキュリティ製品を中国強制認証（CCC）制度に追加する場合には、十分に日本の産業界の意見を聞くとともに、その実施までに産業界の懸念を払拭することを要望する。さらに、制度の運用に当たっては、日本の検査機関が実地検査を代行できるような仕組みを真剣に検討していただきたい。

- ⑮ 商用暗号管理条例については、その運用に際し2000年に発出した通知を尊重するとともに、条例改正の検討に際しては、手続きの透明性、公正性を確保するとともに、日本の産業界の意見に耳を傾けることを強く要望する。

MLPSについては、重要なインフラ市場において外国製品を差別的に取り扱うことのないよう制度・運用面での改善を強く要望する。

第9章 技術・イノベーションの現状と問題点

技術・イノベーションの現状と課題

中国のイノベーション政策の動向

中国は、2006年に策定された「中長期科学技術発展計画綱要（2006-2020）」（以下、「中長期計画」）に基づき、①研究開発への投入拡大と、②人材の質・量の向上とともに、③企業を主体としたイノベーションシステムへの改革を図り、独自財権の獲得による自主创新を達成するべく、イノベーション政策が進められている。

拡大する研究開発投資

中国の研究開発費支出は、2004年以降、毎年およそ20%ずつ増加している。2009年には5802億1000万元にまで達し、国内総生産（GDP）の1.7%を占めている。しかし、この数字は先進国と比べればまだ低く、このため、中長期計画において、2010年において2.0%、2020年までに2.5%とすることとされており、科学技術進歩法においても、科学技術投入の伸びがGDPの伸びを上回ることが規定されている。

人材育成、人材誘致

中国では、研究開発人材の総数は大きいもののハイレベル人材が不足しているとの認識から、2008年12月に公表された「千人計画」を始めとして、ここ数年、様々な海外人材誘致策が公表・実施されている。また、2010年6月には、「国家中長期人材成長プラン（2010～2020）」を発表し、イノベーション型科学技術人材の育成に乗り出している。

企業を主体としたイノベーションシステムへの改革

中国のイノベーションシステムは、計画経済下において、公的研究機関や大学がその中核を担い、或いは、改革・開放以降も外国からの投資の

呼び込みにより発展してきたことから、企業がイノベーションの主体となって来なかった。確かに、市場のニーズを踏まえた企業からの研究開発投資が研究開発投資全体の7割を占めるようになってきてはいるが、企業自身の研究開発能力は基本的に乏しい。このため、研究開発税制等による企業の支援、産業技術イノベーション連盟の設立による産学連携の促進などが進められている。

現在、科学技術に関わる第12次五カ年計画の策定作業が進められているが、中長期計画をベースとして、引き続き、上記の政策が継続・強化されていくものと思われる。

また、中国政府は、2010年9月、「戦略的新興産業の育成と発展の加速化に関する決定」を発表し、7分野、23の重点方針を今後の産業発展の重点に定めた。この7分野とは、省エネ・環境保護、次世代情報産業、バイオ産業、新エネルギー、新エネルギー車、ハイエンド機械製造業、新素材であるが、これら戦略的新興産業の発展目標は、2015年までに戦略的新興産業がGDP全体に占める割合を約8%に、2020年には約15%へと高めることである。今後、イノベーション政策において、これらの産業分野への重点化が図られると思われる。

中国の「自主创新」への懸念

中国は、中長期計画において、技術の対外依存度を30%以下とすることを目標とするなど、独自の知的財産権の獲得によるイノベーション（創新）型国家を目指している。技術力を高め、イノベーション型国家に向けて取り組むこと自体は大変素晴らしいものである。

しかし、創新型国家の中核をなす「自主創新」の概念には、新しい技術を生み出す（原始創新）のみならず、技術の単なる組み合わせや、海外の技術を導入・吸収し改変すること（再創新）も含まれており、他国の研究開発成果に若干の改変を加えるだけで商業的な利益を得ようとしているだけではないかとの見方もされている。

また、2009年に公布された国家自主創新製品の認定に関する通知などの具体的な措置からは、保護主義に突き進もうとしているのではないかと懸念されている。

2009年11月15日、中国政府（科学技術部、国家發展改革委員会、財政部）は、「2009年の国家自主創新製品の認定に関する通知」（文書は2009年10月30日付）を公布した。この通知は、2006年12月に公布・試行された「国家自主創新製品認定管理弁法（試行）」の関連規定を基に3省庁共同で制定したものと説明されている。同通知では、企業等からの申請により、電気通信機器など6分野125製品について、中国で自主的知財権を所有することや中国で最初の商標登録が行われた製品であることなどを条件に「国家自主創新製品」と認定し、政府調達の際に優遇を行うとした。これに対し、2009年12月10日、日米欧などの34の団体は、外国企業からの製品調達に差別的な要件を課すものとして、中国政府に対し、「当該規制を進めないよう強く求める」共同書簡を発出した。中国日本商会をはじめ日本の5団体もこの共同書簡に加わった。

2010年4月10日、中国政府は「2010年国家自主創新製品認定の展開に関する通知」案を公表し意見募集を開始した。同通知案では2009年の通知で条件とされていた中国での知財権所有や商標登録の有無は除外されている。この意見募集に対し、中国日本商会は、WTO政府調達協定への早急な加盟を求めるとともに、外国製品の排除への懸念を表明し、制度の明確化、公平・公正化と透明化を求める意見書を提出した。

2010年5月10日、中国政府は意見募集終了

に関する通知を公表した。同通知では、中国政府は業界からの意見及び提案を真剣に検討し、今後新たに正式通知を出し、その後申請受付を開始するとしている。現在のところ制度運用は実質的に凍結されている。

2010年11月26日、中国日本商会は、財政部からの要請に基づき、あらためて国家自主創新製品認定制度に対する意見書を提出した。

一方で、北京市、上海市など一部の地方政府では先行的に自主創新製品認定制度が着々と運用されており、中央政府との整合性は図られていない。

イノベーションが1機関や1カ国では生み出せるものではなく、オープン・イノベーションの必要性が高まっている中で、仮に中国が国内に閉じた独自路線を突き進もうとしているのであれば、かえってイノベーション国家への道から遠ざかるのではないと思われる。

むしろ、今後、日中は、戦略的互惠関係を突き進め、互いに協力・補完していくことで、新たなイノベーションを生み出し、世界に向けて発信していくべきである。

＜建議＞

- ① 省エネ・環境技術を始めとして、日本の技術の中国への移転は極めて重要と考えるが、「自主創新」の概念の中に「再創新」が含まれ、他国の技術を若干変更・追加しただけで、それを中国独自の「自主創新技術」であるとして喧伝することには、大きな違和感を覚えざるを得ない。
- ② 「2010年の国家自主創新製品の認定の展開に関する通知（案）」は実行に移されていないが、認定条件が不明確である内容を包含しており、外国製品の排除につながる懸念が依然として拭いきれない点で問題である。こうした懸念を払しょくするためにも、制度の明確化、公平・

公正化、透明化など、各国産業界の意見を真剣に検討していただきたい。また、既に先行試行されている地方政府の制度では、外国製品が排除されたものとなっているので、国家レベルの制度との整合性・統一化を図るよう真剣に検討していただきたい。

- ③「ハイテク企業認定管理弁法」において、ハイテク企業として認定されるためには、主たる製品の知的財産は海外にある本社に帰属するのではなく、中国内の現地法人に帰属することが求められている。しかし、グローバルな戦略の中で知的財産管理を行う外資系企業にとって当該規定は現実的ではなく、同規定は、競争阻害的になると懸念される。
- ④また、国家ハイテク企業の認可基準の一つとして、開発費の売上高に占める研究開発費の割合が決められているが、研究開発業務自体に変更が無くとも、売上高のみが膨らむことで当該基準に合致しなくなっているため、当該割合の計算に当たっては、完成品輸入販売に係る売上高を除外できるようにしてほしい。
- ⑤ハイテク企業への優遇策に関し、類似の研究開発業務を実施しながら、製品化プロセスとの連携のために工場の一部門として実施されている研究開発については支援が受けられない。イノベーション推進の観点から、本来、組織形態如何ではなく、研究開発内容に応じて支援が得られるべきものと考えられることから、そのような仕組みとして欲しい。
- ⑥日中のオープンなイノベーションが促進されるよう研究開発支援制度を強化してもらいたい。例えば、現在、中国に設立・登録された外資系企業のR&D部門は、基本的に中国政府の科学技術プロジェクトへの参画や研究開発ファンドへ

の参加・申請ができないが、外資系企業の参加が可能となる制度に改めてもらいたい。また、**技術輸出ライセンス**手続が、中国国内で自主開発された技術を念頭において制度設計されているようであり、国外からの委託研究開発に当たって煩雑であるため、積極的に中国への委託研究開発を行えるように手続の簡素化をしてもらいたい。

- ⑦知的財産保護のための法制面、実施面でのインフラ整備あるいは企業のモラル向上が必要である。例えば、官公庁への各種許認可申請時に、明確に必要な性を説明できない資料については現場で要求されることの無いよう指導していただきたい。
- ⑧信頼できる公的試験・検査機関の充実に努められたい。品質を支えるインフラを整備することは、日本企業にとってもメリットがあるだけでなく、中国製品の品質レベルを高める上でもなくてはならないものだと考える。

第10章

物流の現状と問題点

2010年の中国のGDPは前年比10.3%増と順調な成長を遂げ、対外貿易においても（表1）のとおりに輸出入総額の大幅な増加のほか、旺盛な国内需要も反映して貨物輸送重量、重量に輸送距離を乗じた貨物回転量とも（表2）のとおりに大幅な伸張をみた。

物流が経済成長を支える原動力となっていることはよく知られており、荷主の物流業界に対する要望が日増しに高度化、細分化される中、物流業界が荷主のニーズに応え、より良質で効率的なサービスを提供して行くことが更なる経済成長を後押しすることになる。豊富なノウハウとネットワークを持つ外資系物流企業の中国への参入を通じ、業界が発展することによる経済成長に果たす役割は大きい。物流業の外資への参入障壁は「外商投資国際貨運代理企業管理規則」（「外商投資国際貨運代理企業管理办法」中華人民共和國商務部令第19号 2005年12月1日公布）等の施行により概ね排除されたが、中国の物流業全体ではインフラのほかソフト面において依然として多くの問題を抱えている。

表1：2010年中国の輸出入総額
(単位：億ドル)

輸出		輸入		輸出入合計	
金額	対前同比	金額	対前同比	金額	対前同比
15,779	31.3%増	13,948	38.7%増	29,728	34.7%

出所：中華人民共和國2010年国民経済と
社会發展統計公報[1]
中華人民共和國国家統計局2011年2月28日

表2：2010年中国の輸送モード別貨物輸送量

輸送モード	貨物輸送重量 (単位：億トン)		貨物回転量 (単位：億トン・キロ)	
	重量	対前同比	回転量	対前同比
鉄道	36.4	9.3%増	27,644.1	9.5%増
道路	242.5	14.0%増	43,005.4	15.6%増
水運	36.4	14.0%増	64,305.3	11.7%増
民間航空	557.4	25.1%増	176.6	39.9%増
パイプライン	4.9	10.3%増	2,197.6	8.7%増
合計	320.3	13.4%増	137,329.0	12.4%増

出所：中華人民共和國2010年国民経済と
社会發展統計公報[1]
中華人民共和國国家統計局2011年2月28日

2010年の回顧と2011年の展望

サービス業である物流業は製造業や商品販売と同様に顧客のニーズを的確に応えることが重要であるが、製造業や商品販売と異なる点は形になった物を顧客に買って貰うのではなく、目に見えないサービスを顧客である荷主に買ってもらうことにある。即ち、輸送機関や倉庫などのハード面のほか、ノウハウやソフト面の充実が非常に重要であり、荷主ニーズを先取りしたサービスの提供、更にそれを一歩進めた提案をして行くことが求められる。それを実現して行くためにはより荷主が使いやすい法制面の整備や、適正な価格が維持できる仕組み、適切な資質を持った人材の配置が前提条件となってくる。また、輸送機関の利用という地球温暖化ガスの排出を伴う性質の業態であるため、いかに環境負荷を減らす取組を行うかも物流業に課せられた大命題である。ここではこれらの状況について2010年をレビューし、同時に2011年はどうあるべきかについて述べたい。

2010年の当白書でいくつかの建議をさせていただいた。健全な運賃市場の形成と過当競争防止のための違法車輛、過積載車輛、虚偽「発票」の

取り締まり強化、環境不適合車輛の計画的な淘汰、道路公共プラットフォーム事業の機会均等化などであるが、後述の通り若干の取り締まり強化などが見られたとはいえ、未だ不十分であり効果が上がっているとは言えない。また、環境対策についても後段で述べるとおり、対策が全体最適を図ることへの配慮が十分とは言えず、効果が限定的なものとなっている。その一方でハード面である道路、鉄道、空港、港湾、大規模な物流基地などのインフラ整備は急速に充実してきており、ソフト面に比較して大幅な改善が見られた。

法制面においては本章冒頭に記したとおり、規制緩和が進んだ一方で新たな参入要件の追加という事態も発生している。一例を挙げると、エクスプレス業務（中国語：快递业务）については従来商務主管部門が発行する批准証書に経営範囲が記載されることで取り扱うことが可能であったが、「中国郵政法」（「中华人民共和国郵政法」2009年4月24日改訂、10月1日施行）、「エクスプレス業務経営許可管理規則」（「快递业务经营许可管理办法」中華人民共和國交通運輸部2009年第12号 2009年9月1日公布、10月1日施行）により、郵政管理部門が許認可、発行する「エクスプレス業務経営許可証」（「快递业务经营许可证」）が必要となった。しかし、許認可やライセンス発行までのプロセスが十分確定しないうちの施行となったためか、既存のエクスプレス業務の経営実態のある企業についてもライセンス発行が2010年半ばまでずれこむなど一部に混乱がみられた。

2011年については次項で述べる項目が改善されることを望むが、多くの項目に共通することは、制度や運用の多くが政府機関の都合や既得権保護が優先され、荷主や物流企業の利便性への配慮が不十分と思われる事項が散見されることである。背景に複雑な事情があるということに一定の理解はするものの、少しでも発想の転換が進むことを期待したい。

制度や運用に関する問題点

企業動向や実態との整合性

2010年の一時期、輸出入通関、特に輸出通関において開梱検査率が急増したため通関が滞り、貨物が予定便に搭載できないという事態が発生した。最近の生産企業は経営の効率化のため生産に必要な部材などの在庫を最小限とすることが主流となっており、このような事態がグローバルな生産活動や需給関係にも影響を与えるということを考慮する必要がある。また、規則、制度を変更するにあたって、拙速に行われることが多く、実務面で混乱を来すことにしばしば遭遇する。その他、関税の徴収についても荷主や物流業の事情を全く考慮しない税関の一方的な都合での取り扱いなども依然としてあり、経済活動の目線での対応が望まれる。

航空貨物輸送に関する問題点

安全輸送に対する意識改革

（表2）でも示したように、伸張率では各貨物輸送モードの中で航空貨物の伸張が顕著である。空港周りのインフラ整備も進んでいるが、貨物の安全輸送、とりわけ貨物のダメージ防止という点では非常に多くの課題が山積されたままとなっている。貨物量の急増に貨物を捌くことに重点がおかれ、設備や人材が追いつかないという事情から貨物のダメージが発生しやすい現状がある。また、高付加価値のデジタル関連製品などを中心に抜き荷事例も発生しており、荷主や物流業者は梱包の強化など物流コストの上昇にもつながる防衛策に忙殺されている。荷主の貨物を大切に取り扱うという関係者の意識改革と既得権の排除など事業環境の整備を進める必要がある。

海上貨物輸送に関する問題点

過当競争防止と安全輸送への 実行ある対策の必要性

国際海上輸送において、中国では日中航路など

で海上運賃「ゼロ」などの無秩序状態があり過当競争の状態があったため、船社や物流企業に運賃のファイリングを求める動きがあり、一時に比較すれば改善が見られるが、その監視、秩序維持手法が不明確であるため引き続き改善の余地は大きい。また、空コンテナの管理も十分でない面があり、コンテナの穴開き事故が多発している。ソフト、ハード両面からより実効性のある対策の実施が求められる。

道路貨物輸送に関する問題点

環境対策への有効な取り組みの必要性

自動車はもっとも身近で、小回りがきく便利な輸送手段であるが、環境負荷が高いという難点があるため、有効な環境対策を行うことが必要である。このため自動車に対する EU 並みの環境基準の設定などが行われているが、それをどのように維持し、本当に環境対策として機能しているかを検証する仕組みが不十分と言える。ある都市で自動車に高度な排ガス基準を設定しても、その性能を発揮できる燃料が供給できないことから折角の性能が活かせない、或いは排ガス浄化機能そのものが故障してしまうという例が発生している。このような状況により、車検時に排ガス基準をクリアできない車両であっても、車検を通してしまう業者も存在し、折角の環境対策が十分に機能していない。

過当競争防止の更なる必要性

トラックの過積載禁止が徹底されておらず、国内トラック輸送の運賃相場が過積載を前提に形成されているという実態があり、過当競争状態に歯止めがかかっていない。また裏を返せばコンプライアンス経営を行う物流企業は運賃競争力が低くなり、公正な競争関係にない。確かに高速道路での台秤の整備など過積載への対策が行われているのは事実であるが、迂回などで規制を逃れるケースも少なくない。また、過積載は過当競争問題のほか、交通安全や道路破損にもつながるため取り締まりの強化、罰則の強化などが急務である。

鉄道貨物輸送に関する問題点

透明感を持ったシステムの構築と客貨別線化の加速

環境負荷が低く、地球温暖化防止に有効な鉄道輸送であるが、中国における鉄道貨物輸送は一般的に使いにくいと言われてきた。それは石炭、石油、鉄鋼、穀物などのエネルギー、素材、戦略物資が「計画貨物」として優先的に輸送され、一般の工業製品や副次的な農産品などは「計画外貨物」として取り扱われ、輸送の優先順位が低く、いつ貨物が載るのか、到着するのかが確定しにくいという問題にある。また、貨物駅での積み替えや走行中の振動などによる貨物の破損など多くの問題も指摘されてきた。

しかし、鉄道部においても定時性と高速性を実現するため「五定列車」（発着駅、経由地、列車番号、発着時刻、運賃など 5 項目が固定された貨物列車）や、旅客列車並の高速運転を行う「特快行郵」、「行包快運」などを設定し利便性が向上してきたのも事実であるが、物流業者に対する貨物スペース予約や運賃面での不透明感も存在している。

輸送力面においては鉄道旅客輸送需要が急増していることから、旅客輸送増への対応の陰で貨物輸送がその影響を受けている。限られた線路容量の中では輸送力増強にも限界があるため旅客専用別線を新たに敷設し、在来の線路に余裕が出た分で貨物輸送を増発、高速化することが最も有効な対応策となる。現在、多くの旅客別線が敷設、計画され進捗しているが、環境保護にも有利な輸送モードとして、なお一層の取り組みを期待したい。

一步踏み込んだ規制緩和に関する問題点

保税区域への進出規制

冒頭にも述べたように物流業界の規制緩和は大幅に進捗しているといえるが、保税区域（「保税区」、「保税物流园区」、「保税物流中心」、「綜合保税区」など）への企業の進出規制の緩和を求めたい。

例えば、保税物流園區や保税物流中心を利用した「園區遊」は一部生産型企業に大きなメリットがあり、物流企業としても荷主企業のニーズに呼応するため、保税区域への進出が必要となってくる。しかし、特例を除けば、保税区域へ進出するためには独立法人の設立が求められ、物流企業はその業務を獲得するために保税区域外に既存企業があっても、二重の投資を行いながら別途独立法人を設立しているのが現状である。独立法人を設立せずとも支店（分支機構）の形式で参入できるよう規制を緩和することが必要と考えられる。

＜建議＞

＜国際貨物における通関・検疫関連＞

- ① 生産企業のサプライチェーンが最小限の在庫が主流となっている時代、**通関、開梱検査率の突然の運用変更**は制度上不当なものではないものの、生産活動に大きく影響し、グローバルな需給関係にも影響を及ぼす。特に政治的背景等により大きく変動することは、企業の対中投資意欲にも影響するため慎重な対応を望む。
- ② 拙速な規則、制度、運用の変更や必要書類の変更が企業活動に悪影響を与えている。変更にあたっては公布から**実施まで一定の予告期間**を置くなどして、税関、検疫当局および物流企業と荷主企業が混乱なく移行できるよう配慮して欲しい。少なくとも公布即日やバックデートしての実施は望ましくない。
- ③ 税関が**税収年間目標**を達成すると関税、増値税収入を翌年扱いとするため正式に通関させず保証金差し入れで通関、翌年関税、増値税を納付するよう強いる場合があり、物流企業や荷主企業に業務の煩雑化や資金繰り面で負担となっている。逆に税収目標未達の場合は不合理な要求をするなど税関の都合を押し付けること

は慎むよう望む。

＜航空貨物輸送関連＞

- ④ 空港での**粗雑な貨物取扱い**に起因する貨物破損が多発している。事故が発生する区域が既得権のある特定業者の「聖域」になっている場合が多く、一般の物流業者の立ち入りが認められないことがあり、作業品質の改善・指導が進まず、貨物の輸送品質の向上が困難である。「聖域」の開放を望む。
 - ⑤ 急速な航空貨物取扱量の増加に**空港安全検査場の設備**が追いついていない。施設の見直しと、貨物は荷主の財産であることを現場に徹底するよう求める。例：上海浦東空港では貨物をX線安全検査機に通す際、フォークリフトで貨物を貨物で押し込むなど手荒な作業が常態化し破損が多発。梱包の強化が物流業者の大きな負担となっている。
- #### ＜海上貨物輸送関連＞
- ⑥ 海上運賃の「ゼロ運賃」など無秩序状態改善を目的に交通運輸部が2010年9月に物流企業（NVO事業者）に運賃のファイリングを実施させた。ただ、違反への罰則規定はあるものの、その監視体制、秩序維持手法が不明確であるため、**ファイリングの実効性**に疑問があり適切な対応が望まれる。また、通知の公布から実施までの期間も短く今後の改善を望む。
 - ⑦ 港湾での**コンテナの穴開き**事故が多発している。空バン（空のコンテナ）の配送に当たり、事前検査の徹底やCY（コンテナヤード）出口でコンテナ上部を確認する施設を設けるなど対策が必要。「クリーン」として空バンが配送され、バン

詰め（コンテナへの貨物搬入）時に穴開きを発見するという事態を排除する体制を構築して欲しい。

<道路貨物輸送関連>

- ⑧ 自動車への**排ガス規制**は局地的な規制では実効性に欠け、燃料の全国的な均質化など総合的な環境政策が求められる。例：2008年北京で在来ディーゼルエンジン車の一部にDPF（ディーゼル微粒子除去フィルター）の取り付けを求められたが、燃料が一定の品質以上でなければ機能せず、DPFも短期間のうちに使用不能になってしまった。
- ⑨ 排ガス基準をクリアできない「**黄標車**」の**淘汰**等の政策は支持するものの、政策発表から実施までの期間が短期間であり、車両の減価償却期間が全く考慮されておらず企業の経済的負担が大きい。今後も排ガス規制等が更に進行すると思われるが、移行期間に配慮した計画として欲しい。
- ⑩ **トラックの過積載**が依然として減っていない。国内トラック輸送の運賃相場が過積載を前提に形成されている面もあり、コンプライアンス経営を行う物流企業の競争力が低い。高速道路での台秤の整備など過積載への対策が始まってはいるものの、実際には迂回などで規制を逃れる場合もあり、過積載の取り締まり強化、罰則の強化を望む。
- ⑪ **局地的に突然発生する燃料不足**（特にディーゼル燃料）により、特定の給油所で給油待ちが数時間になることがあり、配送に支障が発生。また、突然の燃料値上げは物流業者への影響が大きく、荷主に提出した料金見積もりが翌日には使えないという事態を避けるため安定供給と

値上げ実施の予告期間を適切に設定するよう望む。

- ⑫ 「**広告車**」**禁止**の規制により、トラックへの自社指定ロゴ、指定塗装などが禁止されている。このため車検時に業者に余分な金を支払い車検を通す行為が常態化しており、余分な手間と不透明な金が動くことになっている。実態と大きく乖離し、実効性のない規制は早急に撤廃して欲しい。
- ⑬ 公路運送業の認可に関し、地方によって最低必要保有車両数などが異なり分かりにくい。また、都市によっては**公路發票の発行額総額に上限**を設定する場合があります。荷主企業は税額控除が可能な公路發票の発行を求めているというニーズに対応しきれない場合がある。基準の明確化、上限規制の撤廃を求める。
- ⑭ 高速道路網が急速に整備される中、天災などの災害を想定し高速道路に加えて一般道やバイパスなどの**迂回路線の整備**を要望する。
- ⑮ 道路の品質と過積載により、道路状態が短期間に悪化する。中国が力を入れているハイテク産業は、部品も製品も振動を極端に嫌う。**道路の品質・過積載の管理**を要望する。

<鉄道貨物輸送関連>

- ⑯ 物流業者が貨物輸送業務を直接中鉄（中国鉄道部）と行おうとしても、**指定業者**を通じてでなければ業務ができない。これに起因して指定業者ではない物流業者は料金面、貨物スペースの確保面などにおいて競争力が低下する。また、指定業者の要件も明確でなく、透明化と機会均等を望む。

- ⑰ **高速鉄道網や旅客専用線の整備**を加速して欲しい。これによって余裕のできる在来線の貨物輸送力を早急に増強することが急務である。軍事、食料、石炭、鉄鋼などが優先であるために不確実となっている一般貨物の鉄道輸送の安定性の確保、高速化、効率化を望む。

<その他>

- ⑱ 物流企業が荷主企業のニーズに応えるため、**保税區、物流園區または保税港區**に進出しようとする場合、**独立法人の設立**がしばしば要求される。投資、経営効率の向上、または均質なサービスを提供するため支店設立による進出を認めて欲しい。

第11章

政府調達の実況と問題点

中国では、2003年に『政府調達法』が施行されて以降、政府調達の規模が年々大幅に拡大している。政府調達法が施行される前年の2002年において、政府調達の規模は1,009.6億元に過ぎなかったが、2008年には5,990億元、2009年には7,413.2億元にまで急速に増加し、2009年は2008年比23.7%増加している。2010年には、北京地区だけで政府調達の金額は214億元に達した。このとおり、政府調達の規模は、中国経済の総体的な拡大、政府調達活動の規範化、財政資金の投入増大に伴って、急激に拡大しており、我が国を含む外国企業にとっても大きなビジネスチャンスとなる潜在力を有している。しかしながら、2003年に施行された政府調達法は、自国の製品、工事及びサービスを優先的に調達することが明確に規定されており、我が国を含む外国製品の市場参入を阻んでいる。さらに、政府調達分野の法律法規の整備は、相対的に遅れており、『政府調達法実施条例』は遅々として公布されず、外商投資企業の製品がスムーズに政府調達に加わるには、今なお実務および法律上、一連の障壁がある。特に、「本国の商品」という基本的な定義が明確にされない状況において、主に海外の先進技術、海外の部品を輸入して製造を完成する外商投資企業は、今後も大きな挑戦に直面することとなる。

2010年の動向、 主要政策および行政措置

WTO 政府調達協定（GPA）への加盟交渉

2001年、中国は、WTOに加盟する際、GPAへの加盟交渉の開始を各加盟国に約束し、その後、2007年に加盟交渉が開始された。2010年10月

に中国は改訂した約束内容を再提案したが、対象となる物品・サービスが少ないこと、適用基準額が高すぎることで、地方政府機関が含まれないなど対象となる機関が少ないことなどから、加盟国の同意は得られていない。

『政府調達法実施条例』に対する意見の募集

2010年1月11日、国務院法制弁公室は、『政府調達法実施条例』（意見聴取稿）（以下「実施条例意見聴取稿」という。）につき、パブリックコメントを募集した。意見を募集する過程で、国務院法制弁公室には、合わせて4,000以上の意見が寄せられた。実施条例意見聴取稿は合わせて9章116条から成る。2010年2月5日、中国日本商会は、実施条例意見聴取稿は内外差別と見られる規定が多く存在することから、中国国内企業と国外企業を平等に扱うこと等を要望する意見書を提出した。なお、その重要部分および存在する問題点については、『中国経済と日本企業2010年白書』に詳しく紹介しているので、ここでは再述しない。

『政府調達本国製品管理法』 に対する意見の募集

2010年5月26日、財政部、商務部、発展改革委員会、税関総署の4部門は、『政府調達本国製品管理法』（意見聴取稿）（以下「管理法意見聴取稿」という。）につき、パブリックコメントを募集した。2010年6月21日、中国日本商会は、管理法意見聴取稿に関する11の事項について国務院法制弁公室に修正意見を提出した。管理法意見聴取稿の中で注目に値する重要な事項には、以下が含まれる。

①「本国の商品」の画定基準について

管理弁法意見聴取稿は、「本国の商品」の画定比率を「中国国内で製造し、かつ国内における製造コストの比率が50%を超える最終製品。」と定めている。この画定は、『非優遇原産地規則の実質的基準変更に関する規定』に規定される、30%を原産地基準として画定する規定と一致しない。政府調達法には、政府調達は、特別な事由がある場合を除き、本国の商品、工事およびサービスを調達しなければならないと規定されているため、「本国の商品」の認定基準は特に注目に値する。

②「製造コスト」の画定基準について

管理弁法意見聴取稿には、「最終製品の製造コストとは、サプライヤーが政府調達契約を履行して製造する最終製品の製造コストを指す。」と規定されている。政府調達におけるサプライヤーは、必ずしも製造メーカーではなく、ODM（委託者のブランドにより設計・製造を行う）製品を購入する国内貿易会社である可能性もある。ODM製品であれば、サプライヤーが製造メーカーの製造コストを把握することは非常に難しく、また、国内貿易会社の輸入コスト（関税、商品保管コスト、輸送コストなど）が「製造コスト」に含まれるとみなされるかどうか未だ明確ではない。したがって、当該基準は、政府調達に参加する国内貿易会社にとって、特に注目に値しよう。

『政府調達代理機構資格認定弁法』の公布と施行

財政部は、2010年10月26日に、『政府調達代理機構資格認定弁法』（以下「認定弁法」という。）を修正採択し、2010年12月1日より施行している。修正後の認定弁法は、政府調達代理機構を申請する際の登録資本に関する要求を引き上げ、政府調達代理機構の資格を甲級および乙級に分けることを規定した。甲級資格を取得した政府調達代理機構は、すべての政府調達プロジェクトを代理することができる。乙級資格を取得した政府調達代理機構は、プロジェクト当たりの予算額が人民幣1,000万元以下の政府調達プロジェクトのみ代理することができる。甲級政府調達代理機構の最低登録資本は、人民幣500万元以上、乙級政府調達代理機構の最低登録資本は人民幣100

万元以上となっている。

その後、財政部は、12月にも『政府調達代理機構資格認定業務を適切に行うことに関する通知』を公布し、10枚以上の表により、政府調達代理機構資格証書の書式、甲級政府調達代理機構資格申告資料の具体的な要求および代理機構の承諾レターなどにつき、統一し規範化を図った。

国家自主创新製品の認定制度

2009年11月15日、中国政府（科学技術部、国家発展改革委員会、財政部）は、『2009年の国家自主创新製品の認定に関する通知』（文書は2009年10月30日付）を公布した。この通知は、2006年12月に公布・試行された『国家自主创新製品認定管理弁法（試行）』の関連規定を基に3省庁共同で制定したものと説明されている。同通知では、企業等からの申請により、電気通信機器など6分野125製品について、中国で自主的知財権を所有することや中国で最初の商標登録が行われた製品であることなどを条件に「国家自主创新製品」と認定し、政府調達の際に優遇を行うとした。これに対し、2009年12月10日、日米欧などの34の団体は、外国企業からの製品調達に差別的な要件を課すものだとし、中国政府に対し、「当該規制を進めないよう強く求める」共同書簡を发出した。中国日本商会をはじめ日本の5団体もこの共同書簡に加わった。

2010年4月10日、中国政府は『2010年国家自主创新製品認定の展開に関する通知』案を公表し意見募集を開始した。同通知案では2009年の通知で条件とされていた中国での知財権所有や商標登録の有無は除外されている。この意見募集に対し、中国日本商会は、WTO政府調達協定への早急な加盟を求めるとともに、外国製品の排除への懸念を表明し、制度の明確化、公平・公正化と透明化を求める意見書を提出した。

2010年5月10日、中国政府は意見募集終了に関する通知を公表した。同通知では、中国政府は業界からの意見及び提案を真剣に検討し、今後新たに正式通知を出し、その後申請受付を開始す

るとしている。現在のところ制度運用は実質的に凍結されている。

2010年11月26日、中国日本商会は、財政部からの要請に基づき、あらためて国家自主创新製品認定制度に対する意見書を提出した。

一方で、北京市、上海市など一部の地方政府では先行的に自主创新製品認定制度が着々と運用されており、中央政府との整合性は図られていない。

各地における『政府調達法』の施行に関する地方性法規の公布・施行

『政府調達法』に関連する全国的な性質を有する法規が遅々として公布されないため、全国の多くの地区では2010年内に政府調達に関連する地方性法規または規則が公布されている。例えば、海南省では、『中華人民共和国政府調達法』の施行に関する海南省の弁法』が、アモイ市では、『アモイ市政府調達管理弁法』などが公布された。

2011年の展望

『政府調達法实施条例』の公布

国務院弁公庁は、2011年2月に『国務院2011年立法工作計画の印刷・発行に関する通知』（以下「立法計画通知」という。）を公布した。立法計画通知は、至急の制定または修正を要する159件の法律および行政法規項目を2011年の立法計画に明確に加えた。そのうち、『政府調達法实施条例』および『入札募集・入札法实施条例』の制定は、共に極力年内に完了すべき項目とされている。このため、『政府調達法实施条例』は、2011年内に公布される可能性が高いといえよう。

サービス貿易分野における政府調達の促進

政府調達の総額は大きいものの、サービス類の調達がこれに占める金額はなお小さい。2009年のサービス類貿易政府調達金額は544.2億元で、2008年比20%増加しているが、政府調達総額の7.3%を占めるにすぎない。立法計画通知には、2011年はサービス類調達プロジェクトの実施に

さらに力を入れ、今後より多くの公共サービス、専門サービスなどの伝統的なサービスプロジェクトを政府調達の範囲に含め、エネルギー管理契約、「クラウド・コンピューティング」などの新型サービス業の政府調達業務を積極的に模索することを明確に規定した。したがって、サービス貿易に関連する政府調達はさらに増加することが見込まれる。

中国はWTO政府調達協定（GPA）への加盟を徐々に推進

立法計画通知には、2011年も引き続き多国間および二国間フレームワークに基づく政府調達交渉業務を行い、アメリカやEUなどのGPA加盟国と積極的に意思疎通を図り、政府調達分野における国際交流や協力をさらに広げ、これを深めることが規定されている。

中国政府は、GPA加盟国に対し、2011年中に2010年の提案をさらに改定した約束内容を再提案することを約束している。

その他関連する法律の公布・施行

立法計画通知には、2011年は非公開入札募集による政府調達の実施手順を規範化し、『政府調達非公開入札募集管理弁法』を議論し、制定することが規定されている。同時に、集中調達管理を強化、改善し、『中央単位政府調達協議商品供給管理弁法』、『中央集中調達工作規程』などの制度・弁法を制定、公布し、『政府調達品目分類表』などを修正することが規定されている。

<建議>

① 政府調達関連法規の国際基準への統一

中国は国際経済におけるその立場に相応しい内外無差別的で透明な貿易・投資制度を構築・運用することが世界から強く求められており、政府調達分野においても、**GPAに早期に加盟**するためのプロセスを加速させるとともに、『政府調達

法』などの関連法制度について、外資企業に対する差別状況を解消し、GPA などグローバルスタンダードに沿った内容で改正・制定することを要望する。

②『政府調達法』の各種関連法規の早期公布

『政府調達法』の公布からすでに8年が経過しているが、関連法規は相対的に少ないといわざるを得ない。これでは、政府調達部門の業務の規範化を効果的に進めることはできず、多くの日系企業を含むサプライヤーに極めて大きく、制御不可能な要素をもたらすこととなる。したがって、『政府調達法実施条例』を含む一連の関連法制度の早期制定・公布を要望する。また、中国政府は、本法制度の検討に際して、今後とも、外資企業に対する十分な説明、手続きの透明性、公正性を確保するとともに、引き続き日本の産業界の意見に耳を傾けることを要望する。

③政府調達に関する規定の緩和および明確化

- ・『中国調達法』や『中国自国製品政府調達管理弁法案』、『省エネ製品の強制調達リスト』に見られるように、政府調達における自国製品優先（輸入品排除）の姿勢があり、輸入品は一般的に対象外とされている。『中華人民共和国政府調達法』では、**輸入品の調達**について条件付で認められているが、法律の要求する内容と運用上の取り扱いが違っている部分はまだ多い。また、調達者が輸入品を調達する際の事前申請の利便性向上のため、「政府調達リスト」に輸入品であることを明記して掲載することを要望する。
- ・全ての輸入製品について、いずれも県級以上の人民政府に申請を行い、その審査承認を受けなければならないのであれば、中国国内にて製造していない製品又は設備もまた審査の対象となる。した

がって、審査を必要とする**輸入製品の対象範囲**を特殊な製品及び設備に絞り込むことを要望する。

- ・ **入札後に改めて多くの条件交渉**が発生する商習慣を改めていただき、更に、資格やルールを明確化、オープン化することを要望する。また、落札要件として、価格のみならず、性能条件、効率、メンテナンス面などの要素も勘案することを要望する。
- ・ 企業（外国企業又は外商投資企業）が供給者データベースへの登録をすることができない場合、供給者として選定されない可能性があるということになる。したがって、公平且つ公正に供給者を選定するためにも、**供給者データベースを公開**し、条件を満たす供給者については、自らが供給者データベースへの登録を申請できるシステムを確立することを要望する。
- ・ **政府調達リスト掲載製品の更新**に際して、製造者（日本の親会社）による承諾書の提出が求められ、その際に、製造者の日本における社名とその社名の中国語表記が同一の会社であることの公正証書の発行が要求されるが、日本語と中国語は違う言語であり、また日本企業は中国では法人登記されていないため、日本名とその中国語表記が同一会社を表すことを厳密かつ公的に証明することは実務上では不可能である。よって、製造者による日本名と中国語表記が同一会社を表している旨の声明書（誓書など）または製造者から中国で法人登記されている関係会社（販売会社など）への政府調達リスト関連手続きを授権する旨の書面提出により、政府調達リストにかかわる申請を受理するよう要望する。また、そもそも「承諾書」の内容は販売保証であるため、製造会社が保証するのではなく、現地販売会社の法人代表が署名、捺印したもの

を販売保証の証明として提出することが受理されるように要望する。

④ 自主創新製品の認定制度

『2010年の国家自主創新製品の認定の展開に関する通知（案）』は実行に移されていないが、認定条件が不明確である内容を包含しており、外国製品の排除につながる懸念が依然として拭いきれない点で問題である。こうした懸念を払しょくするためにも、制度の明確化、公平・公正化、透明化など、各国産業界の意見を真剣に検討していただきたい。

また、既に先行試行されている地方政府の制度では、外国製品が排除されたものとなっているので、国家レベルの制度との整合性・統一化を図るよう真剣に検討していただきたい。

第12章

CSR (社会貢献)の現状

国際交流基金では中国日本商会の協力のもとに、2009年9月～11月にかけて、中国に進出した日本企業（日系企業）の社会貢献活動の実態を把握するために「中国における日系企業の社会貢献活動の課題に関するご意見伺い」と題してアンケート調査を行った。また、国際交流基金は、2006年から同様の調査を中国を含めて10カ国で実施してきており、本稿では、10カ国の調査結果の中から、地域別にヨーロッパ、東南アジア、東アジア、アメリカから5カ国を選び、5カ国の比較の中で中国における日系企業の社会貢献活動の特長と今後の方向性を述べる。

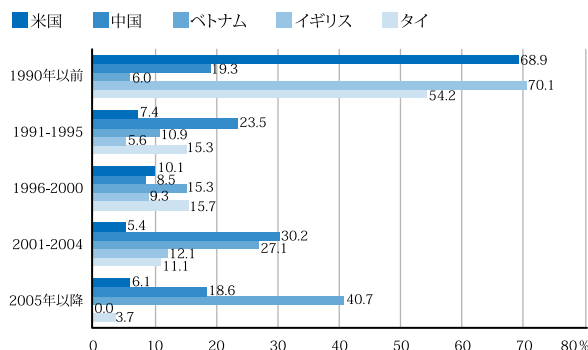
5カ国の調査の概況

調査実施国	調査実施時期	アンケート回答企業数
中国	2009年9月～11月	388社
米国	2007年～2009年	148社
英国	2007年	107社
タイ	2008年	216社
ベトナム	2009年	59社

進出時期

進出時期について、5カ国を比較してみると、1990年以前の進出、すなわち20年以上活動している企業が多い国は米国、英国、タイとなっている。

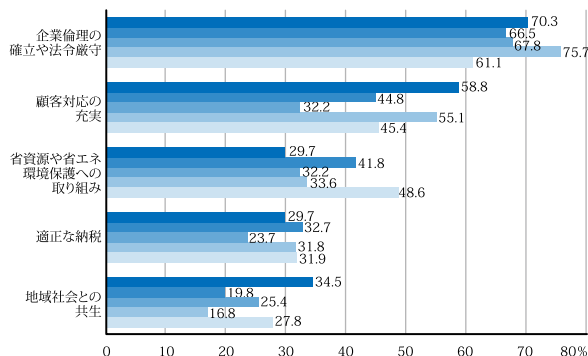
中国は進出して10年未満の日系企業が約半数で、特に2001年から2005年の間に進出した日系企業数が増えているが、それは2001年に中国がWTOに加盟し、経済開放政策が進展したことによると考えられる。



CSR (企業の社会的責任)で特に配慮していること

中国において、日系企業が企業市民としてCSRについて特に配慮していることは、「企業倫理の確立や法令遵守」がもっとも多く66.5%、次いで「顧客対応の充実」が44.8%、「省資源や省エネ、環境保護への取り組み」が41.8%となっており、上位3位の回答傾向は各国とも同様であった。

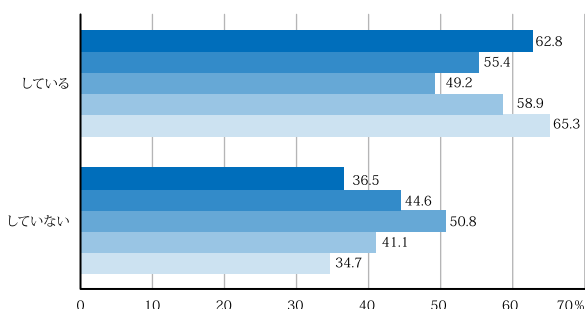
「省資源や省エネ、環境保護への取り組み」および「適正な納税」について、5カ国の中で中国はタイとともに1位、2位を占めている。



社会貢献活動の実施状況

社会貢献活動の実施状況は、中国（55.4%）が5カ国の中で4番目となっている。社会貢献活動について、その国でのビジネス活動が10年を超える企業の実施率が高いという傾向があり、米国、英国といった日系企業が長くビジネス活動している国の実施率が高くなっている。

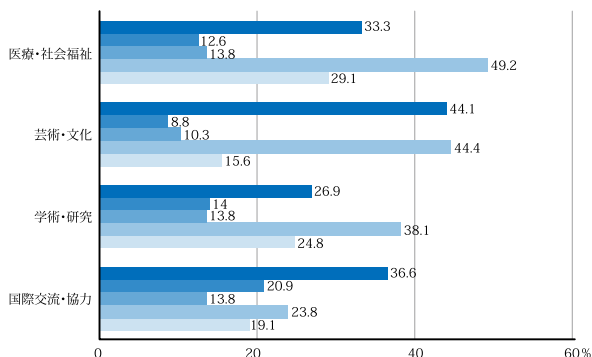
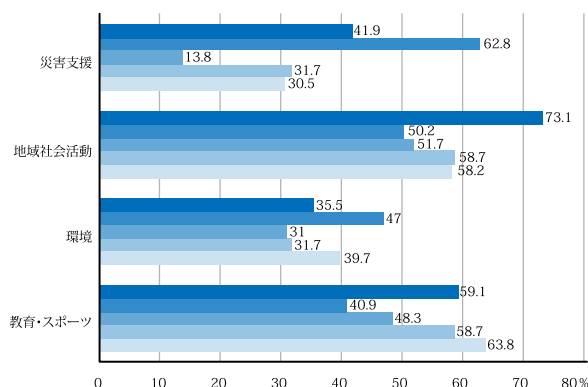
中国ではビジネス活動10年未満の企業が多いという点から実施率の順位が低くなっている。



社会貢献活動の分野

社会貢献活動の分野についての5カ国比較では、「災害支援」分野で中国が突出しており、これは四川地震の災害支援を多くの日系企業が行ったことを示している。また、「環境」分野が5カ国の中で1位であり、中国における環境問題の深刻さがうかがえる。

知的分野である「芸術・文化」「学術・研究」「国際交流・協力」についてみると、90年以前に進出しビジネス活動期間が長い日系企業が多い米国と英国の実施率の割合が高くなっている。米国と英国は、ビジネス活動に比例して社会貢献活動の経験も長く、ある意味成熟した社会貢献活動が行われ、それが知的分野である「芸術・文化」「学術・研究」「国際交流・協力」の実施率が高くなっていると考えられる。



中国日系企業の社会貢献活動の特長と今後の方向性

中国の日系企業は、進出して10年以内の企業が半数を占めており、中国での経営基盤の確立の段階にある企業が多いといえる。その結果、社会貢献活動実施率は55.4%と5カ国の中で4位と低い状況であるが、社会貢献活動を実施していない日系企業の約半数が今後実施する計画があると言っており、社会貢献活動の増加が期待される。

また、社会貢献活動の分野では「災害支援」と「環境」が5カ国の中で1位となっており、中国が現在抱えている問題の解決に向けた取り組みが進んでいる。

今後、社会貢献活動に取り組む日系企業の増加が期待される中で、中国における日系企業の社会貢献活動について二つの方向性が考えられる。

一つの方向性が政治的な問題に左右されない、地域に深く根をおろし、愛される企業市民となるための「地域への社会貢献活動」である。

二つ目が中国市場が欧米市場と同じように成熟市場へと向かう中で、中国国内でのブランド価値を向上させる活動「国際交流・協力」「学術・研究」「芸術・文化」等の「知的分野での社会貢献活動」である。

中国における日系企業のビジネス活動および社会貢献活動促進のために

前述のように欧米や日本と同じように市場としての成熟度が高まっていく中国で、企業の「ブランド力」の重要性が高まってくる。中国の日系企業もビジネス活動のみならず社会貢献活動においても「ブランド力」向上につながる活動が求められる。

多くの国では、企業が活動していく上で必要不可欠な「ブランド力」は、「知的所有権・財産権」により守られており、これから発展し、成熟度が高まる中国市場においても、「知的所有権・財産権」が守られ企業が「ブランド力」を維持・発展できる政策が積極的に取られることが望ましい。



第 2 部 各産業の現状・建議

第 2 部 各产业的现状及建议

第1章 農林水産業・食品

2010年の中国における食品関係の報道で最も世間に衝撃を与えたのはリサイクル食用油の問題であった。下水を精製して得られる油が中国内で消費されている食用油の約1割を占めるという衝撃的報道は世間を震撼させた。この事件だけでなく、食品・食品添加物の偽装問題は絶えることなく発生しており、中国食品業界が継続して抱えている解決すべき大きな課題と言える。

一方、中国の農林水産業・食品産業にとって2010年は、2009年に施行された食品安全法及び食品安全法实施条例を実施するため、2月に行われた國務院食品安全委員会の設置等、詳細な規定や具体的手続きが徐々に整備された1年となった。法改正により許可証制度が変更になり、管理部局変更による混乱等いくつかの課題が生じたが、施行後1年以上を経過した今でも明確になっていない規定・手続きがあり、混乱は未だに続いている、と言わざるを得ない。

2010年を振り返ると中国における食品の安全性欠如に関する報道は例年同様に繰り返された。前述のようにその中でも最もインパクトがあったのは下水を精製して得られた食用油が世の中に多く出回っている、という報道であった。この食用油を長期摂取すると発育障害・各種臓器肥大・脂肪肝などを発症する恐れがあるという内容であり、且つ、発癌性の高いアフラトキシンをも含んでいるということで、食品の安全性を根幹から覆す、単なる偽物食料品の域を超越した事件であったと言える。

通常の食用油よりもはるかに安価で生産できることで広まったと考えられるこのリサイクル食用油であるが、食用油に関わらず、正規品よりも安

価に製造することが可能な手段により生産された偽装食品・飲料・酒類・調味料・食品添加物等、その摘発は後を絶たない。

その一例としてワインの原液に砂糖水と化学添加物を混ぜた偽装ワインが年末に摘発された事件がある。この化学添加物も発がんを含む健康被害を引き起こす恐れがあるとの報道であった。この事件における大きな問題は、これが生産許可を得ていないヤミ業者だけが行った不正ではなく、大手のワインメーカーも摘発の対象となったことである。

市民の健康と生命を守ることを目的に新たな食品安全法が施行されたが、いかに企業の食品安全に関する責任を明確にしても、地方政府や各管理監督部門の責任を強化しても、その網を掻い潜るようなかたちで不正が行われているのが現状である。この市民の健康をなおざりにして利益を追求するような取り組みには、政府当局は強い姿勢で取り締まりに臨むべきであろう。

偽物食品の問題が絶えない一方で、その取り締まり強化を目的に行われた法整備により正規のメーカーが手続き上の問題で迅速な事業展開が来ないような事例が生じている。前述のように大手メーカーも不正を行うような状況下では、厳正な審査が必要になるのは言うまでもないが、新規参入が法改正以前よりも困難になっている現実がある。更なる経済発展のためには、食の安全を守るのを大前提とした上で、スムーズに新規事業が開始できるような関係部門の認証作業に関する整備も必要と考えられる。

もう1つ日中間の食品に関する問題として、宮崎県で発生した口蹄疫を受けての日本からの関連

製品輸入禁止があった。4月末から輸入禁止が開始され9月に解除されるまで、その期間は約五カ月間に及んだ。2008年のメラニン混入事件以来、中国内で日本製粉ミルクの消費量が増加していたため、一部の市場では価格の異常な上昇等の混乱が生じた。

以上のように2010年も食品に関する事件がそれまで同様に発生している。政府当局の取り締まり強化により摘発件数が増加している、との情報もあるが、2011年も同じような状況が続くであろう。2008年のオリンピック、2010年の万国博覧会等を通じて近代化へ急速に進んでいる中国にあって、この食の安全に関する問題は他国との関係を考慮しても解決急務な課題であろう。

在中国日系企業が直面している 問題点および中国政府への改善要望

①2009年6月1日より食品安全法が改正され、衛生部と関係各部署との関係が整理された。その結果、食品製造関係の直接の所管部署が質量監督検閲検疫総局となり、生産許可証の申請・許認可も質量監督検閲検疫総局が行うことになった。また、今回の改正で監督管理が強化された食品添加物に関しては、生産工場における生産許可証の取得が義務付けられた。しかしながら、施行後1年近くも新たな生産許可証に関する細則等が明確にされず、許可証の申請が受け付けられない状況が続いた。

例えば、新たに生産許可証の取得が必要とされた食品添加物の場合、「食品添加剤生産監督管理規定」の意見募集が行われたのは2010年1月19日で、その後の1月25日に国家質検総局による公聴会が開催され、関係者への説明と意見交換が行われた。当該規定が正式に通知されたのは4月4日付であり、つまり、法施行後約1年間近く新たな生産許可証の申請受付が行われない状態が続いた。

また、複合食品添加物については、「複合食品

添加剤通用標準」の意見募集案が2010年6月22日付で公表されて以来、未だに国家標準として公表されておらず、それを理由に、全ての複合添加物を生産する許認可申請を受け付けてもらえない状況にある。従って、既得権として、従来の許認可制度の衛生許可証を持たない新たな複合添加物は、生産許可証の申請が出来ず、一切生産出来ない状態が続いている。

法改正や管理体制を変更する場合には現業及び既に認可されているプロジェクトに影響が出ないよう、企業の状況把握や関係業界の意見を反映して、十分な移行期間を設定することが必要と考える。この移行期間における、関連規則等の計画的策定、及び体制が整備されるまでの間の特別許可等の救済措置実施を通じてスムーズに新体制に移行するような取り組みを要望したい。

②輸入食品添加物は、輸入のたびに、出入境検閲検疫局が発行する衛生証書の取得が義務付けられている。以前は検査されずに通関することがあり、一旦通関した後に再度検査依頼を申請しなければならないことがあったが、最近では、衛生証書の発行は徹底されるように改善された。しかしながら、定期的に輸入している食品添加物についても、衛生証書の発行までの日数が、現状で通関後2週間から最長で1カ月を要している。輸入食品添加物を使用する食品工場では、衛生証書がないと使用することが出来ないが、添加物には品質保証期間が定められているため、在庫量を多く持つことにより対応するにも限界がある。出入境検閲検疫局の衛生証書の発行につき、所要日数の短縮を要望したい。

③日本産食材は在中国の日本人のみならず中国人の方々もその品質の高さを理解し、要求度が増してきており、その代表的な食材の1つが魚介類である。この魚介類の輸入に関する規定・基準が明確に開示されていないため、通関・検閲に必要な以上の時間を要することがある。輸送期間に関しては通関・検閲に加え、管理上の問題で迅速な運搬が滞っていると思われる運送上も問題もあり、全体として製品劣化の問題につな

がっている。魚介類の鮮度低下を防ぎ、高品質のまま食材を届けるために、円滑な通関手続きを行うべく輸入規定・基準の明確化、輸入規制の緩和を要望したい。

また、流通業者間の力関係で優先配送が行われたり、特定業者しか取扱いを許可されなかったりの現実もあり、外国産品輸入の流通経路については不透明な部分が少なくない。業者間の力関係という部分ではお金が動いている可能性もあり、流通コストの上昇につながっている恐れもある。流通のコストアップはそのまま食材のコストアップになるため、消費者の不利益につながる。前述の運送上の問題を解決するための流通整備を含む不透明な部分の明確化を要望したい。

- ④偽物食品に関する問題については既に食用油・ワインを例に挙げて述べた通り、以前より継続して発生している問題である。この問題は商標の侵害という枠に止まらず消費者の健康被害に直結しており、実際に健康を害する可能性のある物質が検出された事例が発生してしまっている。

法改正により企業、地方政府、各管理監督部門、それぞれの責任が強化されたが、この偽物食品問題は収束に至っていない。

企業が自主的に自社製品の偽物の摘発を目指した活動をしている例も少なくないが、あくまでもこの問題は政府主導で取り組むべき課題であろう。更なる規制・取り締まり・罰則等の強化を通じて、不正な食品の流通しない、消費者が安心して安全な食生活ができる状況づくりを目指して欲しい。

- ⑤一例ではあるが、2008年12月に申請した商標が、2010年10月に登録が完了した、という事例があった。つまり、申請から商標登録までの期間として約2年を要したということになる。商標登録は販売戦略上重要であり、時間がかかれば販売活動に支障を来たすのだが、2年という審査期間は、日本が通常1年であることと比べると長過ぎると思われる。商標登録審

査期間の短縮を要望したい。

- ⑥中国市場において、食品の常温物流網、冷凍物流網（-18℃以下）については整備されつつある。しかしながら、一部の食品は品質維持のため冷凍せず2℃～7℃程度に温度を保持して輸送する必要がある。この冷蔵物流に関しては、上海→北京等主要都市間は、週2便程度の定期便があるのだが、市場として発展しつつある二、三級都市への定期便は現在存在しない。チャーター便を利用すると輸送コストが大幅アップとなるため、冷蔵輸送を必要とする商品の市場展開に支障を来たしている。食品冷蔵物流網の早期整備を要望したい。

<建議>

- ①2009年6月1日より食品安全法が施行されたのに伴い、生産許可証の申請、許認可部署が質量監督檢驗檢疫総局になったが、1年以上も新たな生産許可証に関する細則等が明確とされず、許可証の申請が受け付けられない状況が続いている。また、食品安全法施行以降、食品添加物の生産工場でも生産許可証の取得が義務付けられたが、従来の衛生許可証を取得していない新設の食品添加物工場においても、法体制不備のため生産許可証の申請が受け付けられない状況にある。法改正をする場合には、行政サービスが停滞して現業及び既に認可されているプロジェクトに影響が出ないように、細則等の計画的な策定、十分な移行措置を講じてもらいたい。

- ②輸入食品添加物の衛生証書の発行につき、従来は検査にまわらず通関後再度検査依頼をしなければならないことがあったが、最近は衛生証書の発行は徹底されるように改善された。但し、現状通関後衛生証書の発行までの日数が2週間から最長1カ月かかっている。食品工場では

衛生証書がないと使用することが出来ないため、発行までの日数を短縮するように要望したい。

- ③ 日本産魚介類について輸入規定・基準が曖昧なため、通関に必要以上の時間を要したり、発送した貨物が途中で滞ったりすることが多い。輸入規制の緩和を要望したい。また、特定業者のみが取扱いを許可されている現実もあり、外国産品輸入の流通経路の整備を含む不透明な部分の明確化を要望したい。
- ④ 偽物が市場へ出回っている。自社ブランド維持に限らず消費者への安心・安全な製品を提供する意味でも政府主導で規制強化等による偽物撲滅を図っていただきたい。
- ⑤ 商標登録までの期間が申請後約2年を要した。期間短縮を要望したい。
- ⑥ 冷蔵物流網が未整備である。主要都市間は定期便があるが、二級都市への冷蔵輸送はチャーター便を使用するしかなく、コストアップとなる。早急に冷蔵物流網の整備に取り組んでいただきたい。

第2章 鉱業・エネルギー

1. 石炭

中国の一次エネルギーに占める石炭の比率は、70%以上と日本（24.8%）などの主要各国と比べ非常に高い比率となっている。中国政府は省エネ・環境目標の達成目的もあり、この石炭の比率を今後下げていきたい意向を持っているものの、経済成長によりエネルギー消費が増加しており、石炭需要量自体は今後も増加するものと見られている。

中国国内需要増加に伴い、ここ数年は中国国内市況が国際市況を上回る傾向が強まってきており、石炭輸出量は年々減少する一方、石炭輸入量が増加。2009年には石炭純輸入国に転じた。こうした中国の需給構造の変化は一国の問題のみならず、世界経済へ大きな影響を与えている。

このような需給環境のなか、1974年から30年余にわたり「互惠平等の精神に基づいた安定取引の維持発展」という日中長期貿易取り決めの合意内容に従い継続されてきた石炭輸出に対しては「石炭輸出関税の課税」や「輸出数量枠の削減」等、日中長期貿易取り決めの合意内容と矛盾する貿易障壁が散見され始めている。

日系関係企業としては、今後も日中石炭貿易において発展的な安定取引が継続できるよう、輸出関税の適用除外或いは軽減など各種貿易障壁の是正を強く要望していきたい。

中国石炭状況

中国の一次エネルギー消費に占める石炭の比率は2009年70.4%。1995年の74.6%と比較すると、

4.2%低下しているものの、日本の2009年24.8%（出所：日本エネルギー経済研究所）と比較すると、非常に高い比率を維持している。

中国政府は第12次五カ年期間中の省エネ・環境目標（GDP単位当たりのエネルギー消費量削減等）を設定し、2015年時点における一次エネルギーに占める石炭の比率を62%まで引き下げる意向を持っているものの、一方で底堅い経済成長に伴い、エネルギー消費量自体は増加しており、自国にて豊富な埋蔵量を有する石炭の役割は依然として大きく、石炭の需要量は今後も堅調に増加する見込みである。

一次エネルギー消費構成

年	GDP 成長率推移 %	総量 (※) 億トン	石炭 %	石油 %	天然 ガス %	その他 %
1995	9.3	13.1	74.6	17.5	1.8	6.1
2000	8.6	14.6	69.2	22.2	2.2	6.4
2005	10.4	23.6	70.8	19.8	2.6	6.8
2006	11.6	25.9	71.1	19.3	2.9	6.7
2007	13.0	28.1	71.1	18.8	3.3	6.8
2008	9.6	29.1	70.3	18.3	3.7	7.7
2009	9.1	30.7	70.4	17.9	3.9	7.8

出所：中国統計局 ※中国標準炭換算

中国の石炭需給推移 (含む今後の見通し)

石炭需給推移表（単位：百万トン）

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
生産	2,325	2,523	2,622	2,960	3,240
需要	2,300	2,521	2,617	3,064	3,386
輸出	63	53	45	22	19
輸入	38	51	40	126	165

※需要：生産＋輸入－輸出の計算値

出所：中国統計局、中国煤炭工業協会、中国煤炭網

石炭生産 / 需要

2010年の中国の石炭生産量は32.4億トン（前年比+2.8億トン）で、世界最大の生産国である。

需要については、石炭使用主要産業である電力・鉄鋼・セメントの需要増等に伴い、年々伸び続けている。

主要産炭地区である山西省、内モンゴル自治区などでの大型石炭企業への集約化、新規炭鉱の開発、既存炭鉱の能力拡大により、需要の伸びに対応する生産能力はあり、当面、全体的な需給は概ねバランスする見通し。

石炭輸出

中国の石炭輸出は輸出権を有する中国中煤能源集团公司・神華集团有限责任公司・山西煤炭进出口集团有限公司・中国五鉱集团公司の4社が行っている。

2003年には1億トンに達した石炭輸出量は、それ以降、中国国内の石炭需要増加に伴い中国国内市況が国際市況を上回っていることもあり、減少傾向。2010年の輸出量は19百万トンとなっている。

また、過去には輸出時に増値税の還付が行われていたが、2006年9月に増値税還付は廃止され、逆に同年11月に原料炭、2008年8月からその他石炭（一般炭・無煙炭）へ輸出関税が課税されている。現在の税率は10%。

輸出数量に関しては、商務部が発給する石炭輸出許可証で輸出数量枠が設定されているが、当該発給数量も年々減少し、また発給時期も遅れている。

輸出許可書発給数量

（単位：万トン）

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
発給量	8,000	7,000	5,300	5,100	4,535

2011年についても大きな環境変化はなく、中国の石炭の輸出量が再び増加に転じる可能性は低いと思われる。

石炭輸入

中国は2009年以降、国際市場からの輸入量を

急増させており、2010年の輸入量は164.8百万tに達している。現在では日本に次ぐ世界第2位の輸入国となっている。

中国の国別石炭輸入量

（単位：百万トン、%）

	豪州	インドネシア	ベトナム	モンゴル	ロシア	北朝鮮	他	合計
2010	37.0	55.0	18.0	16.6	11.6	4.6	22.0	164.8
前年比	-15.9	+81.2	-25.1	+176.4	-1.7	+29.0	+266.7	+31.0

出所：中国通関統計

中国の輸入量は国内外需給・市況のバランスによって大きく増減するが、国内の需要量が堅調に増加していることもあり、今後も年間100百万t以上の輸入は継続する見通し。2009年以降、中国の石炭輸入が急増したため世界の石炭需給は大きな構造変化を遂げ、国際価格は高騰、世界の原材料市況に多大な影響を与えている。

輸入時の関税は2005年以降引き下げられ、2007年6月以降、低品位の褐炭を除き関税率はゼロとなっている。

現在の褐炭輸入関税率は3%であるが、インドネシア・ベトナム等のASEAN各国からの輸入石炭については2010年1月以降、自由貿易協定の発効に伴い関税が撤廃されている。

日本との貿易の現状と今後

日本の国別石炭輸入量（単位：百万トン、%）

	豪州	カナダ	インドネシア	中国	ロシア	アメリカ	他	合計
2007	113.4	10.6	32.7	15.2	11.5	0.0	3.1	186.5
2008	117.7	10.5	35.5	13.3	10.0	1.6	3.1	191.7
2009	102.9	9.2	31.3	6.3	8.9	0.8	2.5	161.9
2010	117.5	10.5	33.8	6.3	10.7	3.1	2.7	184.6
2010シェア	63.7%	5.7%	18.3%	3.4%	5.8%	1.7%	1.4%	100.0%

出所：財務省貿易統計

日中石炭貿易の現状

第一次石油ショック後、エネルギーを石油に頼りきっていた日本において石炭の重要性が見直された。そのような状況下、国内炭保護のための輸入禁止措置が1974年に緩和されたことに伴い、中国炭の輸入が開始された。

1978年には日中両国政府の支持のもとに日本日中長期貿易協議委員会と中国中日長期貿易協議委員会の間で日中長期貿易取り決め（通称LT貿易）が締結された。

日中双方において、当該長期貿易がこれまで日中両国の経済貿易関係に果たしてきた役割を高く評価し、今後も互惠平等の精神に基づいた安定した取引を維持し発展させていくことで意見が一致している。なお、2011年からは第7次日中長期貿易取り決め（期間：2011～2015年）がスタートする。

日本の中国炭輸入量は、2003年に31百万トン进行ピークに年々減少しており、最近では2008年からの石炭（一般炭・無煙炭）輸出関税の課税や、石炭輸出許可証の発給遅れによる配船の空白期間発生などが、前述の市況要因に加え日中間石炭貿易量のさらなる減少要因となっている。

＜建議＞

①石炭輸出に関する各種貿易障壁の是正を要望：

1) 石炭輸出関税：

現在の石炭輸出関税の税率は10%。

中国国内の需要増加に伴い、ここ数年は中国国内市況が国際市況を上回っており、このことが中国石炭生産者の輸出意欲低下の主な要因となっているが、この輸出関税課税に伴う輸出コスト増も生産者の輸出意欲低下の一因となっている。

輸出関税課税は、30年余にわたる「互惠平等の精神に基づいた安定取引の維持発展」という日中長期貿易取り決めの合意内容にも矛盾しており、輸出関税の適用除外或いは軽減を強く要望する。

2) 石炭輸出許可証（EL：Export License）：

前述のように石炭の輸出に関しては、商

務部が発給するELで輸出数量枠が設定されている。

ここ最近是中国炭の輸出量が減少していることもあり、EL数量枠の影響で輸出自体に大きな支障が出ることは無くなっているが、2008年初にはEL発給時期の遅れにより、年初の輸出手続きがスムーズに実施できず、配船に空白期間が発生する事態となった。

2009年末にも翌2010年分ELの発給が越年間際の12月25日となり、翌2010年1月の配船に影響を与えており、2010年末も同様であった。

発給量・発給時期両面において、石炭輸出業務に影響が出ないような是正対応を要望する。

②統計データ（石炭（原炭）生産量）の開示を要望：

我々が中国の石炭需給をみるうえで、非常に重要な数値である国家統計局からの生産量が2010年4月以降、公表されなくなっている。

中国の年間生産量は30億tを越え、全世界の50%と大きな割合を占めており、年間輸入量も2009年以降、1億tを越え、中国の需給環境が世界の石炭市場に与える影響がより高まってきている。

公表停止の理由は定かではないが、今後、早期の統計値公表再開を要望する。

2. レアアース

中国レアアースの状況

中国における 2010 年のレアアース輸出許可証発行枠は 2009 年比で 40% 減少したが、依然として全世界の生産量の 9 割を超える最大の輸出国である。レアアースは、従来より自動車排気ガス処理触媒、各種蛍光体等の中間原料として利用されてきたが、近年液晶テレビ用途（硝子研磨剤）、ハイブリッド自動車、風力発電用途（高性能磁石原料）、その他ハイテク分野への需要が急激に拡大していた。2010 年の中国を震源とする供給不安は、レアアースを全面的に一国に依存する構造の問題点を浮き彫りにした。

レアアース生産量推移

表 I：全世界のレアアース生産に占める
中国のシェア推移

(単位：トン)

年	全世界 生産量	中国国内 生産量	中国シェア (%)
2008年	124,000	120,000	97%
2009年	133,000	129,000	97%
2010年	134,000	130,000	97%

出所：UGSG2011 RARE EARTH

レアアース生産の概要

2010 年の中国のレアアース生産量は、13 万トン（前年比 +1,000 トン）で、依然として、全世界生産の 97% を占める最大の生産国である。1995 年以降 CIS 諸国、米国が中国との価格競争に負けて撤退を余儀なくされる中、中国の市場占有率は上昇しほぼ独占に近い状態になっていった。

中国の埋蔵量は 6,780 万トン（酸化物ベース中国レアアース協会推計値）と言われ、83% が内モンゴル自治区、8% が山東省、3% が四川省、南方（江西、広東、湖南、福建、広西、海南）と資源の大半は内モンゴルに存在する。また、中国全土にあるレアアースの分離工場の生産能力は 20 万トン / 年と推計されている。

中国国内では、近年乱開発による環境破壊が問

題となっている。企業統合が進み自主管理を実施している内モンゴルに比べ、中小企業による採掘が盛んな江西省等南部（内モンゴルで産出しない中重稀土のレアアースをメインに生産）での環境破壊は深刻であり、同地区では省政府の指導で採掘が規制された。なお、採掘規制強化を背景とした供給不安から 2010 年 3 月以降価格は上昇基調にあった。

2010 年のレアアース政策と実績

①生産量：13 万トン

②輸出量：3 万トン

③ 2010 年の概況：

中国はレアアースの輸出許可証発行枠（EL 枠）を 2005 年より漸減させており、各需要国では、中国以外の地域で資源開発を進めていたが、中国が大幅に EL 枠を削減することは想定していなかった。従い 2010 年上期の EL 枠が 2009 年上期の数量とほぼ同数と発表された際、各需要国は一様に安心感を抱いた。ところが、7 月に発表された 2010 年下期 EL 枠は市場の期待を大きく裏切り、2010 年通年での EL 枠合計数量は 2009 年に比べ 40% 減少（マイナス 2 万トン）となり、市場は大きく混乱しレアアース価格は高騰した。中国政府は、EL 枠大幅削減の背景を「環境保護、資源枯渇への懸念」と説明するものの、中国への依存度があまりに高いことから、中国以外での資源開発が進んでいない現在、市況は高騰したまま、市場の混乱は収まっていない。

2011 年のレアアース需給予想

①生産量：13 万トン

②輸出量：2.7 万トン

③ 2011 年見通し：

レアアースの世界需要は、ハイテク分野での旺

盛な需要により続伸する一方、中国以外の地区でのレアアース開発、生産は現時点で商業化しておらず中国に依存する状況に大きな変化はない。(新ソースからの供給は2012年以降本格化する見込み。) また、中国では、引き続き環境問題、資源保護の観点より、レアアース開発企業の集約化を進めており、小規模鉱の閉鎖、安全・環境管理が強化されることで、生産量自体は中期的には減少傾向にある。各需要家は、レアアース使用量の幅削努力、代替品の使用等を具体的に検討、既に一部実施しているものの、その効果には限界があり、2011年も需給のタイト感はず変わらず、EL 枠を各需要国、需要家が争奪する状況が続くものと思われる。

日本との貿易の現状と今後

日本の国別輸入量

表Ⅱ：日本のレアアースの中国からの輸入量推移
(単位：万トン)

年	中国	その他	合計
2008年	31,097	3,203	34,330
2009年	15,613	2,649	18,262
2010年	23,310	5,254	28,564
2010年シェア(%)	82%		

出所：財務省通関統計

日中レアアース貿易の現状

2010年の全世界のレアアース生産量は酸化物ベースで約13万トンであり、この9割以上が中国で生産されている。レアアースは1990年代半ば迄、CIS諸国、米国においても生産されていたが、割安な中国産レアアースの台頭を受けて、他地域での生産は縮小、停止に追い込まれた。日本は、中国にとっての最大の輸出国であり、2006年には3.2万トンを入力。近年は、EL 枠の減少もあり徐々に輸入量は減ってはいたものの、依然中国の輸出量全体の6割をしめている。

レアアースの埋蔵量は中国が36%、CIS諸国が19%、米国13%、豪州5%(米国地質調査所データより)と、生産量ほど偏在してはいない。現在中国以外で進んでいる多くのプロジェクトからレ

アースが市場に出てくるのは2012年以降であり、中国のEL 枠が2010年程度で今後推移すると仮定しても、2015年迄供給不足は継続する見込みである。今後中国政府の急激な政策変更は無いと期待するが、中国政府の動向には注意が必要である。

また、大部分のレアアース加工品については、EL 対象とならない中、資源を保有する中国企業と高度な製品技術を持つ日本企業との間で加工品での合弁事業を展開する余地も大きくなっている。但し、その為には、こういった合弁事業を進める際の規制の緩和、ルールの明確性が前提となることは言うまでもない。

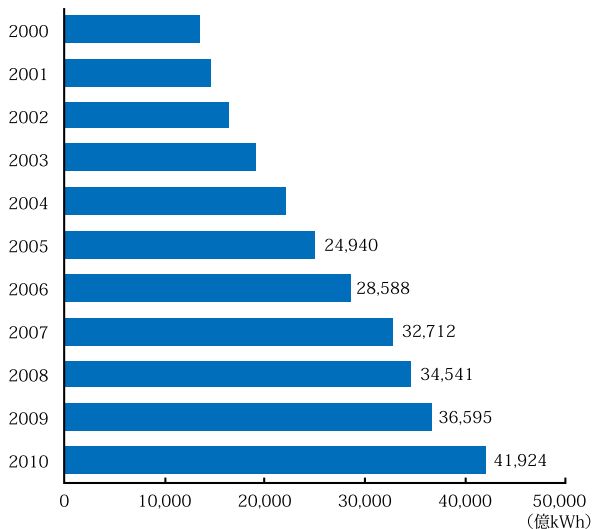
<建議>

- ①レアアースをはじめ資源輸出の大幅減、対日輸出制限、輸出時の過剰な税関検査等により、日本ユーザーへの納期遅れ、供給減など大きな影響がでた。今後このようなことのないよう改善を要望したい。
- ②レアアースの輸出管理に関して、政策の変更は十分な意見交換を経て、徐々に行っていただきたい。
- ③資源に対する外資投資の制限は明確に規定されているが、資源を加工する事業に関する外資規制の緩和を求めたい。さらに現在のルールにおいても、運用面で不明確な点があり、より明確な指針の確認を要望したい。

3. 電力

中国の電力需要は、2008年の金融危機の影響を受け伸び率は鈍化し、2008年、2009年にはそれぞれ5.6%、6.0%とそれまでの2ケタ成長から1ケタ成長となったが、2010年は内需拡大政策の効果もあり、14.6%の伸びをみせた（図－1参照）。電力設備については、着実に電源整備を実施し、2010年末現在の総発電設備容量は約9.6億kWとなっており、うち7割弱を火力が占め、そのほとんどを石炭火力が占めているが（図－2、表－1参照）、再生可能エネルギー法（2006年施行）の後押しにより非化石燃料電源の伸び率が高くなっている。電力供給面については発電設備容量不足による電力不足は基本的に解消されているが、依然として一部の地域ではピーク時の電力使用制限を行っている。

図1：電力消費量の推移



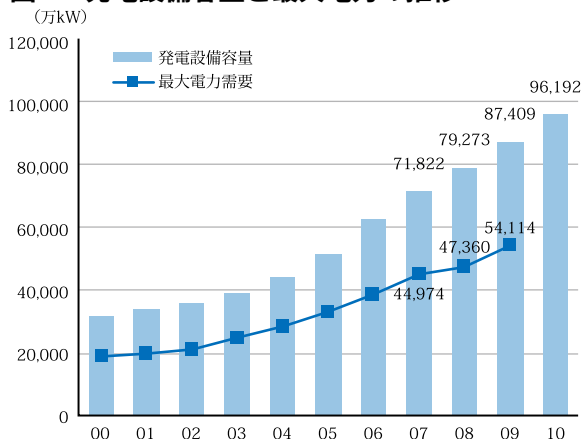
出所：中国統計年鑑

表1：電源別による発電設備容量
(単位：万kW)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
水力	7,935	8,301	8,607	9,490	10,524	11,739	13,029	14,823	17,260	19,629	21,340
火力	23,754	25,301	26,555	28,977	32,948	39,138	48,382	55,607	60,286	65,108	70,663
原子力	210	210	447	619	684	685	685	885	885	908	1,082
風力		34	40	57	76	126	207	420	839	1,760	3,107
その他	33	3	8	0	7	30	67	87	3	3	
太陽光										3	
合計	31,932	33,849	35,657	39,140	44,239	51,718	62,370	71,822	79,273	87,409	96,192

出所：中国電力年鑑、2010年は電力統計速報（国家能源局）より

図2：発電設備容量と最大電力の推移



出所：中国電力年鑑

2010年における電力業界の動向と今後の展望

2010年の動向

- 電力設備は持続的に増加しており、2010年全国の新規増加発電設備容量は9,127万kW（うち水力1,661万kW、火力5,872万kW、原子力174万kW、風力1,399万kW）となっている。全国電源開発への投資額が3,641億元（うち、水力791億元、火力1,311億元、原子力629億元、風力891億元）であるが、このうち非化石エネルギー建設への投資が電源開発総投資の63.5%を占め、前年比で4.8%上昇している。
- 年間発電電力量は累計4.14兆kWhとなり前年を13.3%上回った。また、全国発電設備平均稼働時間数は4,660時間と、前年より114時間増加し2005年以来初めての稼働率の上昇となった。うち、水力3,429時間＜前年比101時間増＞、火力5,031時間＜166時間増＞、原子力7,924時間＜208時間増＞、風力2,097時間＜

20時間増>)となった。なお、電力消費量についても4.19兆kWhとなり、前年同期を14.6%上回っている。

- ・2010年後半には、一部の地域において十一五年計画の目標達成に向けた電力供給制限が行われている。

今後の見通し

- ・2011年においては電力需要は順調に推移し、社会全体の電力消費量が2010年を約9%上回り、4.5兆kWhに達すると見込まれている。また、新規発電設備容量は8,000万kW、年末時点の累計設備容量は10.4億kWと見込まれている。
- ・今後、設備容量、電力需要はともに順調に推移することが予想されており、設備容量は2015年時点で、約14.4億kW、2020年時点で、約18億kW。電力需要については2015年には、約6.3兆kWh、2020年には、約8.2兆kWhと予想されている。
- ・今後、「十二五」計画が全面的に実施されるが、方向性としては「従来型火力電源のクリーン・効率化の推進」、「新エネルギー（原子力を含む）の加速」、「エネルギーの地域分布の最適化」、「エネルギーの国際協力」、「科学技術革新能力の向上」などが挙げられる。また、特に「省エネ・環境分野」「新エネルギー分野」については今後の中国の7大戦略的新興産業に指定されている。

なお、火力発電等、各分野毎の動向と見通しについては以下の通り。

火力発電

- ・2010年の稼働率は改善（前年比3.4%増）しているが、石炭価格の高騰にも関わらず、2005年に導入された石炭価格連動制度は運用されず、石炭価格高騰分の電力料金への反映が充分になされないため、火力発電事業者の収益は依然として低迷している。
- ・2015年時点の石炭火力設備容量は約9.3億kW

と予測されており、石炭火力は引き続き主力電源としながらも、「上大圧小」政策（小規模発電所を閉鎖し、その容量に応じて大規模発電所を新設すること）を引続き推進することにより、その開発を最適化することを目指す。あわせて重点的に大型炭鉱発電一体化基地を開発する方向である。

(石炭火力電源の効率化)

- ・全体の設備効率化を「上大圧小」政策のなかで実施。2010年は全国で1,100万kW、「十一五」期間で7,210万kWの小火力を閉鎖。その結果、稼働中の火力ユニットに占める30万kW以上のユニットの割合は70%以上、60万kW以上のユニットの割合は33%と設備の大型化、効率化が進んでいる。また、2010年末時点で100万kW超々臨界圧火力が33基稼働しており、更に11基が建設中である。これらの結果、2010年1kWh当たりの石炭消費量（給電端）は全国平均で335 g/kWhとなり、前年比5 g/kWh低下となった。

(汚染物排出削減)

- ・「省エネ・汚染物排出削減活動方案」等では、2010年までにトータル4億kW以上の石炭火力発電所で脱硫装置を稼働させる目標が設定されているが、2006年から年間約1億kWの脱硫装置が設置され、2009年末時点で4.7億kWが稼働しており、石炭火力ユニットの総容量76%を占めており、2010年目標を前倒しで達成済みである。

水力発電

- ・新規水力案件が相次いで運開した結果、全国水力総設備容量は2.1億kW（2010年末）を超え、発電総設備容量の22%を占めている。今後は、住民移転と生態保護を重視する前提で水力発電を優先的に発展することを目指している。同時に、揚水発電所の配置を合理的に展開するとともに、地元の実情に合せて小水力を開発することも目指している。2015年時点設備容量は2.84億kW、（うち揚水4,100万kW）、2020年時点は3.3億kW（うち揚水6,000万

kW)の見通しである。

原子力発電

- ・新規原子力が運転開始した結果、2010年末時点で総設備容量が1,080万kWとなるとともに、現在28基の原子力ユニット（計3,097万kW）が建設中である。今後は2015年時点で総設備容量4,294万kW、2020年時点で8,000万kWの見込みであり、優先的に沿海部の開発を推進するとともに、あわせて内陸部の開発を展開することを目指している。
- ・急増する原子力発電所を安全・安定して建設・運用するために必要な人材育成を強化すること、また、運転・保全情報の共有により安全運転を実施することが求められている。あわせて情報共有化とより一層の公開が課題とされている。

風力発電

- ・2010年新規系統連系設備容量は1,399万kW、累計は3,107万kWとなった。また、風力の発電電力量は501億kWh、前年より81.4%増加している。
- ・今後も積極的に風力発電を開発し、2015年時点9,000千万kW、2020年時点1.5~1.8億kWを目指す。1,000万kW以上を超える大型風力発電基地の開発を進めるとともに、洋上風力の開発を進める。
- ・本来、再生可能エネルギーによる発電量は、電網が全量引き取るよう法定されているものの、送電線整備の遅れにより、発電制約を受ける地点がある。

送配電設備

- ・堅強なスマートグリッド（機関となる特別高圧送電線と各電圧階級の系統を協調発展し、情報化、自動化、双方向化されたITプラットフォームによる支援のもと、「電力」、「情報」、「業務」の流れを電力系統に高度に統合されたもの。）の構築を目指すなかで以下のような取り組みがなされている。

（特別高圧送電線の整備）

- ・超高圧送電線の建設を更に推進。2015年には「三横三縦」等の基幹電力網の整備を進めるとしている。

（スマートメーターの導入）

- ・各区域電網公司以スマートメータの試験を実施。

（電気自動車の導入）

- ・補助金など電気自動車の利用促進策の実施とともに、電気自動車の分散型電源としての利用試験の実験や、送配電網と電気自動車間の双方向無線通信、充電スタンド、急速充電器等のインフラ整備などが計画されている。

<建議>

- ① 電力安定供給の着実な実施：昨年度後半、省エネ目標達成の為に、工場等への電力供給制限が課され、製造業等の生産活動や市民生活に対して悪影響を与えることとなった。大きな目的の為であっても、ライフラインである電力の供給制限は、被害に対する補償等大きな社会問題化しかねない。今後は広い視野に立った、総合的で合理的な政策の実施を要望したい。
- ② 流通設備への投資強化：送電網整備投資を確実に実施し、新設電源設置と並行した電網整備を確実に推進することを要望したい。
- ③ スマートグリッドの推進：配電レベル、送電網レベルにおける標準化へ向けた活動継続を要望したい。
- ④ 電気料金石炭価格連動制度の確実な実施：電気料金の適正化による電力会社の経営安定を図ることを要望したい。
- ⑤ 原子力安全教育、発電所間ネットワークの構築：人材育成や運用管理といったソフト面の充実。日本における研修や発電所間での定期交流、情報共有システムの構築が必要と考える。

第3章 建設業

1. 建設

2010年10月27日に中国共産党17回5中全会で決定された「国民経済と社会発展の第12次五カ年計画」の制定に関する提案が公表された。その中で、政策目標を実現する任務として、「均衡のとれた地域（国土）開発」と「資源節約・環境保護型社会への転換」が提起されている。「均衡のとれた地域（国土）開発」では西部大開発が最も重要な地域開発戦略と位置づけられており、今後は、内陸部の都市の投資プロジェクトが新たな市場となる可能性があり、中国国内での活躍の場が広がることが予想される。また、「資源節約・環境保護型社会への転換」においては、GDP当たりの二酸化炭素排出量削減の指標や炭素税の導入が明記される。日本企業の持つ省エネ技術や環境技術によって大きな市場となることが予想される。

そんな中で、日系企業が中国国内で建設業に携わるにあたって、幾つかの問題点に直面している現状がある。以下では、日系企業が直面する建設業に関わる問題点と改善要望に関して述べる。

金融危機対策として講じられた4兆元の大規模なインフラ投資による内需拡大が継続すると共に、区域経済発展計画の立案・実施、高速鉄道網の整備、大規模保障性住宅の建設等のプロジェクトが進められ、2010年も中国の建設市場は発展傾向にあった。

1-11月期までの統計資料によると、都市部の固定資産投資額は210,697億元（注1）で、前年同期比で24.9%増加している。2009年の年間の増加率30.1%からみると多少減少した傾向が見られるが、なおも安定して増加している傾向が見

られる。各産業の内訳は、第一次産業への投資総額は3,436億元で、前年同期比で16.6%増、第二次産業への投資総額は88,582億元で、前年同期比で22.7%増、第三次産業への投資総額は118,680億元で、前年同期比で26.9%増となっている。

（注1）文書中の数値は、国家統計局より発表された資料による。

建設業に関わる問題点と改善要望

分公司（支店）の設立に関する問題

分公司の設立問題については、施工許可証の発行申請に伴って当該の行政機関から条件として求められる問題である。従って、施工地の建設行政管理部門の施工許可があれば、分公司の設立は必要条件とはされていない。

因みに、施工許可取得のために分公司の設立を求められない行政機関としては、日系ゼネコンが進出している都市の中で、江蘇省、蘇州市、無錫市、唐山市（河北省）、大連市、武漢市となっている。

また、分公司の設立を要請された場合の設立時、または工事の終了後に、個々の行政機関が要求する条件にハードルが高いものが含まれ、プロジェクトのコストに対する影響及びその地域における業務展開に制限を加えられる問題も派生的に出てくる。

参考として、嘉興市においては、60万元の委託金を1年間の義務がかせられており、広州市においては、法人名義の口座の維持が事務所登録の条件となっており、寧波市では保証金150万元の返却条件は分公司を閉鎖時となっている。

日系ゼネコンが進出している都市の中で、施工許可取得のために分公司の設立を求められる行政機関としては西安市、広州市、深圳市、煙台市、天津市、広東省（東莞市、惠州市、仏山市）となっている。

しかしながら、施工許可申請と分公司の設立登録の関係が明確ではない。

→施工地の行政機関に登録しなければならないとする考えが、中央政府の関連法規の中で具体化されていない。

→実施細則については各省、自治区、直轄市人民政府の建設行政管理部門が定めることができる」とあり、国の統一見解がない。

また、問題点は設立条件も設立のための必要書類も各都市において、まちまちである点にある。

建造師資格に関する問題

2008年2月まで行われていた外国人項目經理に対する扱いは、以前から並行して推進されていた「建造師」の制度にとって替わられたことにより、現在外国人に対する現場代理人に対する現場代理人資格は新たに「建造師」試験を受けるしかその取得方法がない。会社の登録要件にもこの「建造師」の人数等が係わってくることから、この制度の在り方は、重要な問題の一つであると言える。

また、「1級建造師臨時従業員証書」の申請にあたり「1級プロジェクトマネージャー資質証書」の保有がその条件であった。「外国人のプロジェクトマネージャーは、国内の1級プロジェクトマネージャーと同等とみなすこと」が「名簿の発表に関する通知表」（建市資函[2006]89号）でうたわれていたにも係らず、一方で上記の資質証の発行は外国人プロジェクトマネージャーに対し、行わないことが同じ通知表で明記され、発行しなかったことが、外国人のプロジェクトマネージャーの「1級建造師臨時従業員証書」の申請の機会を閉ざす結果をもたらしたことは、外国人社員と中国人社員の間に不平等な取扱が発生していることは否めないと言えよう。

営業税の納付先に関する問題

上海市における問題点

上海市内で工事をする時、登録地と工事場所の管轄税務局が異なる場合がある。原則的には、登録地区の税務局で営業税を納付する考えを取っているが、数年前より、工事場所の管轄税務局より上記営業税の納付を求められるケースがあった。最近、そのような動きが増えている。日系ゼネコンへの調査によれば、現在、求められた経験のある区は閔行区、青浦、松江、金山、嘉定、奉賢、宝山と言うことである。

また、国務院令第540号14条には、建築業役務を提供する納税者は課税役務発生地で納税の考えを示している。上海市以外で工事を行う場合はその工事場所の税務局へ納税するところから問題はないが、上海市の区の場合はこの国務院令の発布を機に施工地にある税務局が要求する場合が増え、困難な対応を迫られることが予想される。

土地使用に関する法規と実態が乖離している問題

日系企業への調査によれば、工業プロジェクト用地に関する国の規制が企業活動の実態に合っておらず、外資企業の参入障壁になっているとのことである（例：建設機械販売・修理業）。

国土資源局の規定で、地区毎・業種毎に必要な投資額が定められているが、この金額は、現実に必要な投資金額をかなり上回っており、遵守するのは困難。一方で、地場企業はこの規定を遵守せずに土地購入し事業を行っている例が良く見られるとのことである。

＜建議＞

- ① 企業活動の実態に即した工業プロジェクト用地に関する国の規制の実態に即した見直しと法令の整備を要望したい。
- ② 建設業における分公司（支店）設立に関して、中央政府による統一的な法整備により、地域格差の無い統一性の確立を要

望したい。

- ③ 施工許可申請取得のために分公司（支店）設立を許可条件とすることの撤廃を要望したい。
- ④ 建設業の従事する外国人社員と現地社員との資格取得制度の不平等な取扱の是正と法令の整備が必要。外国人社員が、中国人社員と同等な取扱をされる制度への見直しを要望したい。
- ⑤ 納税制度の地域格差の是正と見直しが必要。建設業という業態にあった法令の整備を要望したい。

2.不動産

中国不動産マーケットについて

2008年9月のリーマンショックを契機とする世界金融危機の影響を受け、全体的に下落傾向を見せていた中国不動産マーケットは、2009年中盤以降の中国経済の急回復と歩調を合わせ着実な回復傾向を示している。

2010年も引き続き、販売住宅マーケットを中心に中国各都市で大幅な価格上昇傾向を見せており、不動産バブルを懸念する意見も散見される。

この不動産価格の過熱、バブル懸念に対して政府はそれまでの規制緩和の方向から一転2009年12月に「市場期待の安定化と一部都市の不動産価格の急上昇を抑制する4つの措置」（国4条）を公表し、これに引き続き2010年1月には「不動産市場の安定的かつ健全な発展促進に関する通達」を公表する等、不動産マーケット全体の過熱に対して警鐘を鳴らす施策を政府は次々と発表していった。

このような政府の施策が、どのような影響をマーケットに与えたのか、また今後にどのような影響を与えるのかが注目されるところである。

2010年の動向

2009年から一部の都市及び不動産カテゴリーを除き、全体的に下降傾向を示していた中国不動産マーケットは2010年第1四半期に底打ちを見せはじめ、全体的に上昇傾向を示した。以下、オフィスマーケットと高級住宅の販売マーケットをもとに2010年の動向を検証するものとする。

オフィスマーケットにおいては、2010年第3四半期のCBREのデータによると主要オフィスマーケットの賃料は北京、上海、広州ともそれぞれ前四半期比6.1%、1.0%、3.1%の上昇を示した。この要因としては、中国国内企業の旺盛なオフィ

ススペースに対する需要に加え、それまでオフィス移転計画の中止・延期・縮小等のマイナスの動きをとっていた外資系（欧米系）企業が急激に需要を回復し始めていることがあげられる。この需要の拡大に伴い新築物件のみならず、既存物件についても新規大型テナントや優良テナントの成約が多く見られ、それまでテナント誘致合戦に勝ち抜く為に借り手に有利な賃貸条件を提示する動きが多かった貸し手側に変化が出始めた。2010年1年間で募集賃料及び成約賃料ともに上昇傾向を示し続け、北京、上海等の優良オフィスビルに関しては需要が供給を超過するところも出始めており、マーケット全体が徐々に貸し手市場に移り始めていると考えられる。

高級住宅の販売マーケットにおいては、前述の政府の諸施策の影響が見られ、CBREのデータによれば2010年第3半期の高級住宅の販売価格は北京、上海、広州はそれぞれ前四半期比5.4%、0.9%、マイナス0.2%と、価格の上昇が小幅となるか僅かながら下落するという動きを見せた。継続的に上昇し続けてきた高級住宅の販売マーケットにおいて過度な価格上昇を抑制する政策効果が見られた結果と言える。

但し、CBREのデータによると、調査対象15都市のうち前四半期比で価格の下落が見られた都市は広州のみであり、大幅な価格上昇は抑えられたとはいえ、引き続きマーケットが上昇傾向にあることに変わりが無い状況であると言える。

また、政府の施策の効果の影響は2010年第4半期以降、薄れて行くと考えられる為、高級住宅の販売マーケットの動向については、引き続き注意が必要であると考えられる。

2011年の展望

オフィスマーケット全体としては2010年初頭から見られた需要の増加傾向は続くものと思われる、北京のようにオフィスビルの新規供給が限られる都市については、急激に貸し手市場化が進み、

借り手にとっては厳しいマーケット状況となると予想される。また、中国国内企業のグレードの高いオフィスビルに対する需要の増加の影響から、グレードの高いビルへ需要が集中する反面、築年数が経過したビルや、立地等の競争力が劣るビルの空室は上昇するという二極化が進む可能性があると考えられる。

高級住宅の販売マーケットについては、政府の諸施策の効果から 2010 年第 2 四半期以降、価格の急激な上昇は抑制されているが、今後施策の効果が薄れていくタイミングを見極めながら、政府はマーケットの乱高下を防ぐ為、追加の調整政策を取ると予想される。都市によっては引き続き投機的な需要が集中することにより 10～20%以上の価格上昇を示す可能性があるが、マーケット全体で見れば、経済性住宅の供給拡大と高級住宅の適度な供給抑制及び政府の継続的な調整政策の実施により、販売住宅マーケットはより安定的な成長を指向することとなるであろう。

商業施設や工業系の不動産については比較的安定した動きを見せており、需要の増加にともないマーケットが過熱傾向を示し始めているオフィスマーケットと、政府の調整政策の影響を大きく受ける販売住宅マーケットに関しては引き続き注視していく必要があると思われる。

＜建議＞

- ① 工場やオフィスの移転に伴う、商業不動産登記（移転）申請方法が複雑で時間がかかる。改善を要求したい。
- ② 登記事項の変更や、登記簿の移転登記手続きなどを初めとする各種手順や必要書類について、管轄の不動産交易局窓口担当者によって異なる見解を示されることがある。統一された対応を要望したい。
- ③ オフィス賃貸借契約書に印紙貼付の必要があるか否か不明確である。印紙税の納付基準の明確化を要望したい。

④ オフィス移転の際、住所変更申請に関する手続きがタイミング・方法とも不明瞭であり、窓口相談すると窓口担当者によって回答が異なり、どれが正しい方法かわからない。早急な改善を要望したい。

⑤ 北京において現登記住所と異なる区に移転を検討した際、異なる区にオフィス移転することは出来ないと政府機関に指導された。この法的根拠を確認する為、インターネット等で関係法規・通知を検索したが明確なものが見つからず、政府機関窓口まで赴いて確認した。結局は明確な根拠とリスクが判明出来なかった。行政の秩序ある対応を要望したい。

⑥ ある企業の納税管轄区税務局と現在の事務所所在地が異なる場合、この相違が問題にならないのか不明である。納税に関する明確で統一的な対応を要望したい。

⑦ 工場を売却しようとした際、過去の購入先である工業団地側が売却に際し、制限とも思われるさまざまな条件を伝えてきた。厳格な法令・ルール順守の実践を要望したい。

⑧ オフィス移転の際、消防審査に要する期間が不明確であり造作工事等の移転スケジュールを確定することが非常に難しい場合があった。ルール運用の明確化をお願いしたい。

⑨ 日系企業が直面している課題は、オフィスの移転や工場の購入・売却等の実務面に関する事項をほとんどである。実際の事業運営に直結する課題が多くあることから、関係法令の整備や管轄官庁の対応の統一等を進めて頂きたい。

第4章 製造業

1. 繊維・アパレル

2010年の中国繊維産業は、全般に好調に推移する一方で、労務費の上昇や需給バランス失調などの構造的変化が生じ、また綿花、化繊原料の高騰にも大きく影響を受けた一年であった。この状況は2011年に入っても変わらず、引き続き業界にインパクトを与えるものの、産業全体としては成長継続が予想される。日中の繊維・アパレル産業は貿易・投資面で最重要のパートナーであり、両国産業の相互発展についての検討、協力を続けているが、一部には中国関係当局に要望する課題も存在する。

中国の繊維・アパレル産業状況

2010年は、2009年後半からの回復傾向がより一層鮮明となる一年であった。内需は、衣料小売り額が前年比25%増（一定規模以上の企業対象）と順調な伸びとなり、全体では8,000億元を上回る衣料市場の規模に達したと言われている。また、輸出も2009年は前年比減少を余儀なくされたが、2010年には前年比24%増となり、2,065億ドルと大台を記録した。

これらの結果、中国紡織工業協会が公表した統計によると、繊維産業の一定規模以上企業（年商500万元以上）の生産高合計は4兆元、利益額は2,000億元、前年比40%増となり、大幅な増益を達成した。

さて中国繊維産業にとって2010年は、構造的にも循環的にも大きな変化をもたらした年として記憶に残るであろう。構造的な変化の第一は、労

働力の逼迫と賃上げ圧力の上昇である。このことが労働集約型産業の典型である縫製業を直撃した。今や沿岸地域において縫製品の生産は継続困難と言われ、多くのメーカーが内陸部や中国外への移転を強いられている。その第二は、2010年の需要拡大に呼応して、一説には30%を超える大幅な化学繊維の生産増強が計画され、その一部が実行されているという点である。中国の繊維産業は従来から「繊維大国から繊維強国へ」即ち「量より質への転換」を標榜してきたが、質の向上は徐々に実現されているものの、やはり量を追求するという姿勢が続き、将来的な需給バランス失調に繋がるものとして危惧される。一方循環的な変化としては、綿花価格の急騰と化繊原料の大幅な価格上昇が挙げられる。特に綿花は史上最高値を更新し、関連業界に大きな影響を与えている。

2011年は、引き続き内需の拡大が期待できるものの、輸出については、60%以上の比率を占める衣類が、昨年来の労働力逼迫、労務費上昇、それに加えて継続的な人民元高の影響も受けて厳しい局面に晒されるものと思われる。内需は、従来からの量的な拡大とともに、消費の高度化や用途の拡がりなどますます多面的かつ深みのある需要が形成されつつある。中国各地域における都市化が繊維消費の高度化を加速させ、SPA（specialty store retailer of private label apparel）や、ネット販売など新たな小売りもそれに資するものとして展開されよう。また、繊維製品の用途の拡がり、すなわち自動車はじめ産業用途での繊維消費拡大、家庭用のインテリア、寝具用途での需要増なども今後の成長を支えていくものと予想される。

2011年について全般的に言えば、輸出の低迷が予想されるものの内需の拡大がこれをカバー

し、引き続き着実に成長するものと思われる。

具体的な問題点と改善要望

日本の繊維産業にとって、中国は輸出、輸入ともに最大の貿易相手国であり、日本企業による中国への直接投資（現地生産）も多い。また中国から見ても日本は最大の輸出先（2000年前後は日本が1位、現在は3位に後退したが依然として2兆円超の規模）の一つである。この様に相互に最重要パートナーとの認識の下、両国繊維業界は、日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会の業界間国際会議「日中繊維産業発展・協力会議」を2004年から開始させ、相互の産業発展、貿易拡大のための各種情報、意見交換を行っている。

知的財産保護について

昨年の「2010年白書」においても問題点として取り上げた、繊維分野における知的財産権保護の問題は、日中の繊維産業双方とも重要な課題と認識、2008年末に日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会の間で覚え書きを締結した。

知財権侵害の内容は様々であるが、最も多く深刻なものは・商標の冒認登録・インターネットサイト等での模倣品の横行の2点。冒認登録とは、例えば日本のアパレルの著名商標が、中国の第三者によって中国で登録されてしまい、日本のアパレルの現地での販売行為に支障を来すものである。模倣品は、日本アパレルのブランドやデザインを無断でコピーした商品であり、そのブランド価値や企業イメージを毀損するものである。現在、覚え書きに基づいてこうした代表事例についての問題解決策、予防策を協議中であるが、中国国内企業、国民への更なる啓発が必要である。昨年度建議における商標登録審査の厳格化、模倣品に対する取り締まり強化の要望については、引き続き希望するものである。

自由貿易（FTA等）に向けた取り組み

前述の通り日中の繊維貿易は非常に大きく、貿易自由化が実現された場合の効果は非常に大きい

と考えられる。貿易自由化、特に関税撤廃は相互の国内産業への影響もあるので、その影響について慎重に検討しなければならないが、日本の繊維産業界は、中国からの輸入拡大の脅威よりも、成長する中国市場向けの輸出拡大の機会に期待している。FTAの研究に関しては、昨年日中に加えて韓国も参加する「日中韓繊維産業協力会議」が立ち上がり、その合意事項として三国間の繊維産業界で日中韓FTAについて研究していくこととなった。今後はまず関税自由化の方向や原産地規則のあり方等を議論していくこととなると思われる。FTA推進については中国政府としても積極的な貢献を希望する。

環境保護、省エネを織り込んだ産業発展

繊維産業が今後も成長していくためには、環境問題にあらゆる観点から取り組まねばならない。日本の繊維産業界は世界に先駆けて環境問題に取り組んで来た実績があり、「日中繊維産業発展・協力会議」の場でも各種の情報交換を行っている。中国は既に世界最大の繊維生産国であり、特に環境問題への対応が重要である。地球温暖化対応（CO2削減）の観点からの省エネ、リサイクル、非石油由来の各種繊維開発、有害化学物質の排出削減、大気汚染、水質汚濁防止などへの徹底した取り組みが必要である。

なお、中国における省エネ政策の一環として2010年全土で実施された電力供給制限は特に年後半においてその要求指導が厳しくなった。省エネの重要性には異存なく、日系企業としても協力は惜しまないものの、一部見られた、突然の電力供給停止通知、時期（期間）指定の電力停止、企業規模や工程を問わぬ使用電力削減指示は、内・外資を問わず事業運営、生産計画、コストに関する混乱を引き起こした。今後ともこの種の施策は継続されると考えるが、実施にあたっては長期的、計画的な観点に立ち、業種や生産形態（工程）の特殊性にも配慮の上、一律削減ではなく客観的な指標に基づく使用エネルギー目標の設定など企業運営の観点に配慮した運用を望みたい。

繊維原料相場価格の安定について

2010年の中国の化学繊維生産量は約3,000万トンに上り、世界生産の約三分の二を占めている。また天然繊維原料の代表格である綿花に関し中国は2010年665万トンを生産、284万トンを入力する一大加工・消費国である（2009年比生産3.9%増、輸入85.6%増）。こうした中、中国国内の綿花現物価格を示す中国綿花価格指数（CC Index328）の2011年1月末指数は前年比89%高の高騰となり、関連加工企業の採算や原料確保への不安要素となっている。この綿花高騰の背景には世界的な需要増に対する供給不足、国際的な投機筋の動きがあるが、中国国内においても一部に投機的動きがあると推測される。11月には中国政府による抑制策が実施された模様であるが、この綿花急騰が他の化学繊維価格にも波及する傾向も見られることから、今後とも投機要素による繊維原料価格乱高下を防ぎ、秩序ある健全な市場形成のための施策を希望する。

投資、事業運営に関する障害、各種問題点の是正 一貿易実務面での問題点

- 輸出増値税の還付金については、地域により異なるものの概ね入金に半年から一年かかるケースが多い。輸出採算は通常増値税還付を見込んだコストで設定されるため、還付金の入金までの期間が長くなるほど資金負担が大きくなり、経営を圧迫することになる。一般に諸外国において付加価値税は、輸出の場合原則100%免除が基本であることを考慮すると、本制度は特殊なものと言わざるを得ない。少なくとも申告から還付までの期間を数カ月程度にまで短縮し、企業負担の軽減を図っていただきたい。
- 昨年度の提言において、仕入先に対する決済のタイミングに関し、人民元同様外貨決済の場合も、売り先からの入金確認がない段階で決済できるよう改善を要望したが、現状変化はない。中国を産地とした三国貿易においてこの決済方式は中国からの輸出拡大の奨励策として必要不可欠であり、引き続き規制緩和を求めるものである。

ーその他、昨年度から引き続き改善を要望する点

- ATAカルネを利用した輸入については、依然として展示会用途に限られており、社内協議用のサンプルなどは認められていない。また、カルネ輸入の際に発行される批准書も3部に限られている。批准書は輸出者、展示会主催者および展示会主催者が指定する通関業者に渡す必要があり、かつ、通関の際に批准書オリジナルが求められるため、結果的に展示会に出展する際は指定通関業者を利用せざるを得なくなっている。批准書が不必要になるか、コピーにて要件が満たされるような対応の検討を望む。
- アパレル製品に関する品質表示基準について、依然として商品の下げ札に記載する品質表示基準が明確に定められてなく、各省により異なったルールが運用されている。また品質表示は、混率や組成の状況および商品品質の分類の書き方も必要以上に細かく求めて過ぎているため、遵守している企業が限られている。中国全土で統一された基準制定を要望すると共に、品質表示をより簡素化し、ルール遵守可能な法律の運用をしていただきたい。
- 品質管理基準については、依然として企業基準の登録が生産型企業に限定されている。生産型企業以外にも自社基準を企業基準として登録できるようなルールの改正を要望したい。また国内販売する商品の品質検査は、CNAS（中国適格評定国家認定委員会）とCMA（中国内販試験検査機関）の2つから認定・認証を受ける必要がある。この両機関から毎年監査が入るが、内容にほとんど差がなく、企業にとっては全く同じ受け入れ準備を2回しないといけない。品質検査機関への認定・認証はCNASとCMAの両方ではなく、どちらか片方で済むような改正を要望する。

<建議>

- ①知的財産保護について、引き続き商標登

録審査の厳格化、模倣品に対する取り締まり強化を希望する。

- ② 自由貿易（FTA 等）に向けた取り組みに関し、中国政府としての積極的な貢献を希望する。
- ③ 環境保護、省エネを織り込んだ産業政策が望まれるが、その運用に当たっては企業経営状況も考慮した適正な運用を希望する。
- ④ 投機要素による繊維原料価格乱高下を防ぎ、秩序ある健全な市場形成のための施策を希望する。
- ⑤ 輸出増値税の還付のタイミングについて、期間を数カ月程度にまで短縮するよう希望する。
- ⑥ 外貨取引における仕入先への決済時期の改善を引き続き希望する。
- ⑦ ATA カルネによる輸入の適用範囲拡大（社内サンプルを含める）と、批准書に関する運用規則の緩和を希望する。
- ⑧ アパレル製品の品質表示法に関しては、全国統一かつ簡略化してルール遵守可能な法律の運用を希望する。
- ⑨ 品質管理基準について、生産型企业以外でも自社基準を適用できるよう、また品質検査機関への認定・認証は CNAS または CMA いずれかとするよう希望する。

2. 化学工業

概況

化学産業の2010年の滑り出しは、09年後半の勢いを受け好調なスタートとなった。更に09年の石化産業の調整振興計画をはじめとする一連の政策の後押しで回復基調が加速した。世界的化学品市場となった中国では、化学品の国内生産も拡大基調が続いている。

2011年の化学品市場は、特にマイナス要因はなく、内需に加え輸出が拡大している製品もあり、荷動き、市況とも当面は総じて高い水準での推移が見込まれる。

一方で、10年は第11次五カ年計画の最終年にあたり、省エネルギー目標達成のための電力消費制限が各地で実施され、工場の稼働制限が求められた。

11年からの第12次五カ年計画では、環境対応や省エネルギー、排出削減への取り組みが一段と強まると予測される。

石化製品生産状況

化学品の基礎原料となる10年のエチレン生産量は、複数の新增設が寄与し、前年比31.7%増の1,419万トンとなった。このうち過半を生産する中国石化（SINOPEC）の通年生産量は、前年比35%増の906万トン。09年後半から10年に掛けて、福建聯合石化（福建省）、天津石化、鎮海煉化（浙江省）と、100万トン級の新規エチレン設備が相次いで稼働入りした。これに加え10年上半年に、外資合併の中海シェル石油化工が年産80万トンから同95万トンへ、上海賽科が同80万トンから同109万トンへの増設を完了した。

エチレン生産の大幅増は、09年の石化産業の調整振興計画をはじめとする一連の政策が後押しするなか、09年後半からの回復基調により加速したとみられている。

11年は新たな新設プラントも加わり、生産量

は年間1,500万トンを突破すると予測される。

一方、日本のエチレン生産は、前年比1.4%増の701万トンと07年以来の700万トン台を回復したものの、中国の2分の1の規模となった。

プロピレンは利用先が多様化し、10年の生産能力は1,500万トン（前年比27%増）となり、生産量は1,220万トン（同12%増）となった。

合成樹脂などのエチレン誘導品（ポリエチレンやエチレングリコール等）全体の需要は、依然エチレン生産量を大きく上回っている。10年の合成樹脂の生産量は4,361万トン（前年比18.3%増）となった。

このうちポリエチレンの生産量は986万トン（同28.6%増）、ポリプロピレンの生産量は917万トン（同13.5%増）、ポリ塩化ビニルの生産量は1,130万トン（同11.3%増）。

輸出入状況

原油輸入依存度は経済成長と共に年々高まっており、2010年の原油輸入量は2億3,931万トン（前年比17.4%増）で、輸入依存度（ナフサ、コンデンセート、軽油、ガソリン等を含まず）は53.8%（同2.7%）と過去最高を記録した。

エチレンの輸入量は、前年比16.3%減の82万トンとなり、輸入依存度は5.2%（前年比3%減）と低下した。プロピレンの輸入は152万トン（同1.5%減）となった。

合成樹脂の輸入量は、09年は軒並み前年比5割を越え大幅増となったが、10年は一転して縮小した。ポリエチレンは前年比0.7%減の736万トン、ポリプロピレンは同7.1%減の387万トンとなった。但し09年は、世界同時不況の影響による流入増や在庫水準の引き上げなどを背景に、輸入量は大幅増となっていた。

中東での複数の大型石油化学計画が立ち上がり、中国向け製品の流入による競争激化が予想されていたが、結果としては中国の需要拡大に吸収された形となり表面化していない。

政策・法規制動向

「新化学物質環境管理弁法」が7年ぶりに

改正され、10年10月15日に施行。

これまでと異なり、新規申請資格は中国現地法人のみとなり、保税区・輸出加工区の物質も申請対象となった。また欧州 REACH と同様に、意図的に放出する article 中の物質も申請対象となった。

生産／輸入量が年間1トン未満であっても、中国にて生態毒性試験の実施が要求されており、情報電子関連、塗料、化粧品原料等、新製品開発が活発な分野では、企業への新たな負担となっている。

省エネルギー・環境保護政策

第11次五カ年規画に、GDP1単位当たりのエネルギー消費量を20%、汚染物質排出量をそれぞれ10%削減する目標が掲げられた。10年はその最終年にあたり、特に省エネルギー目標達成のために、一部で強硬な措置が取られた。

工業情報化部より、エネルギー効率の悪い旧式設備閉鎖命令が出され、8月には2087社に及ぶ旧式設備の閉鎖リストが公表された。このうち化学関連では、カーバイド、製紙、化学繊維等の約350社が対象となった。

また一部の地域では、電力供給が強制的に制限され、企業の生産活動にも大きな影響が出た。

11年3月には第12次五カ年規画が公表されるが、引き続き省エネルギー、環境保護対策は強化される見込み。規制対象とされる環境汚染物質は、大気ではSO₂の他に窒素酸化物が、水ではCODの他にアンモニア体がそれぞれ新たに加わり、各削減目標が設定される見込み。また09年に国務院がCO₂の排出削減目標を、20年までに、GDP1単位当たり05年比40～45%削減するとしており、具体的な措置が盛り込まれると見られる。その他、環境税導入の検討も行われており、化学工業にとっては今後も引き続き対応が必要となる。

化学工業の具体的な問題点と改善要望

知的財産権保護について

知的財産権の保護については、専利法も改正され、それに伴う改正実施細則も施行されるなど、

漸く法的環境が整って来たが、運用が隅々まで行き渡るまでには、まだ暫く時間が掛かると思われる。

化学製品の模倣商品、商標違反については、相変わらず市場に流入しており、また流用技術と思われる製品も未だに見受けられる。

危険化学品管理について

危険化学品は、国際的にも貯蔵・輸送に関して厳しく管理されており、中国でも当然管理されるべきである。しかしながら、手続きが非常に煩雑で、特に劇毒品の輸送手続きは複雑であり、予想外に時間を要するなど、生産・調達に支障をきたす場合もある。企業のニーズに合わせた認可制度とするなど、手続きの簡素化が必要である。

中国国内輸送の場合には、地方運輸管理条例に従い輸送をしているが、地方ごとに規定が異なり、地方行政区を跨って輸送する場合には、全ての規定に個別に対応せねばならず、煩雑な作業を強いられている。また輸出する場合には、出荷する空港や港湾ごとに規定が異なり、提出する必要書類が異なるなど、企業の負担となっているので、簡素化のみならず、統一化されるべきである。

一方で、危険化学品管理条例等の改正作業が進み、間もなく公布施行され、GHS（化学品分類及标记全球协调制度）導入等、化学品の取り扱い規定が大きく変わろうとしている。非常に複雑で、膨大な作業が必要とされるので、全国的に十分な説明指導をすることが必要であると共に、対応につき相談できる窓口を設置することが肝要である。化学製品のラベル表示、管理変更等、化学企業にとっては大きな負担となり、また在庫品や既に流通した製品も考慮し、十分な移行対応期間の設定が必要である。

省エネ・環境保護について

第11次五カ年規画（2006～10年）にて、環境汚染物質（SO₂、COD）排出削減目標が設定され、その目標を達成するために、中央政府からの汚染物質排出に対する厳しい削減目標量が地方へ割り振られた。各地方では各地域、更には各工場に一律に設定され、その達成が強要されたケースがあった。

同様に、第11次五カ年の省エネ削減目標を達成するために、2010年後半より、工場への電気供給制限が突然一律に課せられ、工場の稼働を強制的に低下させられたり、停止せざるを得ない状況となった。工場によっては、大気汚染物質であるSO₂を削減するために新たに設置させられた脱硫装置を停止せねばならない所もあった。

省エネ目標値達成が最優先となり、目標達成に目処が立っている環境汚染対策がないがしろになってしまうような政策は望ましくない。省エネ対策が整備されている工場も、エネルギー効率が悪い旧式設備を使用している工場も、同様に一律に制限を受けるのは不合理であり、実態に応じた濃淡のある適切な対策を講じるべきである。

第12次五カ年計画（2011～2015年）では、環境汚染物質の対象が増え、二酸化炭素排出削減も含めた更なる削減目標が設定される見込みである。またGDP当たりのエネルギー消費量削減目標も更に課せられる見込みである。産業の持続可能な発展のためには、汚染物質排出、エネルギー消費の実態と、法定基準の順守実績も考慮した目標の設定と、濃淡をつけた対策が必要である。

新化学物質環境管理弁法 （環境保護部第7号令）について

1) 新化学物質環境管理弁法が改正され、2010年10月15日より施行された。意見募集により、国際整合性を持つべき点、国際ガイドラインに従い取得した毒性データの受け入れ等、業界や同業者より各種要望を提出したが、受け入れられない事項が多々残った。特に、環境毒性試験データについては、同様なデータを保有している場合であっても、中国の試験所にて実施することが要求されており、手続きが煩雑な上に時間を要し、中国へ新規事業を展開する上で大きな支障となっている。

更に、生態毒性試験を実施できる環境保護部指定の試験所は中国には7箇所しかなく、特に改正法施行後は、試験依頼件数が多いために試験開始までの待ち時間が数カ月となっている状況である。これは中国企業にとっても新たな事業展開を

する上で障害となっている状況であり、早急に改善策を講ずるべきである。

化学物質の安全性確認は、中国人民の健康と、環境保護の観点から当然のプロセスであるが、新化学物質環境管理弁法に限らず、安全性データについては、国際的なOECDガイドラインに基づき、データの質が担保される場合には、相互認証されるよう改善されるべきである。

2) 今回の改正により、これまでのハザード規制から、リスクベースの規制へと改正されたことは、国際的な潮流からして評価できることである。

改正に伴い、新規化学物質の申告ガイダンス（「新化学物質申告登記指南」）が2010年9月に公表され、その中の「四. 新化学物質の申告材料の要求」（3）常規申告報告の項目で「5）リスク評価報告」が要求されている。しかしながら、具体的なリスク評価方法、報告書の作成要領等のガイダンスが何ら示されていない状況である。

具体的に常規申告する必要も出て来ているが、申告資料を揃えることが出来ずに申告を受け付けてもらえない状況が、法施工後4カ月ほど続いている。改正法が施行されていながら、その法に従った対応ができないことは、中国の経済発展を支える企業活動を妨げるものであり、運用上で何らかの措置を取るなど、至急対応策を講ずるべきである。

工業廃棄物について

工場から工業廃棄物を出す場合、「工業廃棄物分類目録」に従って判断し、特定処理業者等により処理をしている。しかしながら、この目録の一部内容は定義が曖昧か、不十分であるため、処理基準については、実務上は行政担当の任意解釈に任せられ、企業にとって必要以上に大きな負担となるケースがある。

工業廃棄物の処理は、環境保護上重要なことであり、科学的な根拠に基づき定義を明確化させ、合理的で有効な処理を行えるような施策をとることが必要である。

また、工業廃棄物が危険品扱いか否かについて判断する際、環境保護部が定める「分類目録」にて該当品が見当たらず、対応に苦慮する場合はあ

る。このような場合には、資格を有する第3者判定機関などへ分類を依頼できるような行政サービスを要望したい。

化学品のリサイクルについて

電子産業分野では、自社製造の化学品（液体）を顧客利用後に回収し、リサイクル利用する方法が、日本・韓国では一般的に行われている。中国ではリサイクルに当たり「危険廃棄物営業許可証」の取得が必要であり、民家から800M離れている等、本認可の法的要件が厳しく、北京等では事実上新規取得が不可となっており、化学品リサイクル利用の障害になっている。今後、リサイクル利用を促進するためにも廃棄物事業とリサイクル利用の範疇を区分できるような環境法整備を要望したい。

プラスチックのリサイクルは、資源の有効利用の観点から推進されるべき方向である。しかしながら、その用途によっては、リサイクル品の使用が望ましくないものがある。例えば、食品包装材料や食品、飲用水容器など、ヒトの健康に影響する用途については、リサイクル品の使用は避けるべきであるが、一部でそのような製品が出回っているように見受けられる。これらの用途のプラスチックについては、衛生部が発表している各種衛生国家標準、衛生規範が規定されており、例えばGB19304-2003では、廃棄・回収されたプラスチック材料を用いた飲用水容器は使用厳禁としている。

省資源と人民の健康安全確保が両立されることが望ましく、そのための政府による指導、監督が必要である。

<建議>

- ① 化学製品における模倣商品、流用技術と思われる製品も未だに見受けられるので、罰則を強化するとともに、地方の工商行政管理局等における摘発の強化、公開を要望したい。
- ② 危険化学品、特に劇毒品の輸送手続きに

関して、手続き簡素化を図って頂きたい。また、危険品の新たな輸送規制については、余裕をもって対応準備ができるように前広に企業へ通知して頂きたい。

- ③ 危険化学品安全管理条例が改正公布され、今後施行されるまでに各種規定、通知が公表されると思われる。企業が具体的な対応を必要とする内容については、余裕をもって対応準備ができるように、十分な移行措置期間を取って頂きたい。
- ④ 危険化学品管理条例改正に伴い、GHS（国際危険化学品分類システム）が導入されるが、法体系と国家標準（GB）の関係が不明確なので、分かり易く公表して頂きたい。
- ⑤ 省エネ削減目標を達成させるために、対策が整備されている工場も、エネルギー効率が悪い旧式設備を使用している工場も同様に一律に制限を受けるのは不合理であり、実態に応じた濃淡のある適切な対策を講じることを要望したい。
- ⑥ 新化学物質環境管理弁法が2010年10月15日に施行されたが、生態毒性試験については、中国の生物により国内施設で実施した試験データしか認められていない。国際整合性の観点から、生態毒性に関する他国の試験データも受け入れることを要望したい。
- ⑦ 工業廃棄物分類目録について、合理性や有効性を考慮し、定義を明確にして頂きたい。
- ⑧ 化学品のリサイクル利用する際にも「危険廃棄物営業許可証」の取得が必要であるが、事実上新規取得が不可となる場合が多く、化学品リサイクル利用の障害になっている。廃棄物事業とリサイクル利用の範疇を区分できるような環境法整備を要望したい。

3. 医薬品

制度未整備・制度改革に伴う 矛盾・不合理の克服

社会の近代化、国民所得の向上を背景として、「医薬品・食品の安全」への社会的関心が高まり、医療サービスへのニーズが増大しているなか、医療サービス体制の未整備による「看病難、看病貴」問題が未だ存在している。また、「以薬養医」（薬をもって医を養う）と言われる薬価差益に頼った病院経営の現状も医薬品の適正使用を阻害する要因として未だ存在している。医薬品の許認可、管理体制においてもグローバル基準に合わせた運用が求められている。

医薬衛生改革

2009年より医薬衛生改革が実施され、①基本医療保障制度の整備推進強化、②国家基本薬物制度の基礎確立、③基層医療衛生サービス体制の整備、④基本公共衛生サービスの段階的な均等化の推進、⑤公立病院改革の試験的実施の主要方針に基づき、薬価制度・医療保険償還制度・医薬品入札制度等の新制度構築、公立病院の効率化、流通再編が実施され、「看病難、看病貴」問題の克服が目指されている。

衛生部は2011年1月に開催した全国衛生工作会议において、2010年までの「十一五」（第11次五カ年計画）期間の成果を強調するとともに、今なお、多くの問題を抱えている現状を率直に認め、医療サービスに対する国民の要求水準の高度化と複雑化に対応して「十二五」（第12次五カ年計画）期間に達成すべき4つの達成課題を明らかにし、その具体化にあたっては計画制定過程の科学性と透明性を強化し、重大理念と目標は専門家が論証し、主要目標と指標は広く関係各方面の意見を聴くことを表明した。

【中国の医療サービスが抱える問題】

- ①治療を重視しているが予防を軽視
- ②規模の拡大と施設建設は重視しているが、緻密な管理とシステムの転換を軽視
- ③先端技術の発展は重視しているが、技術普及を軽視
- ④技術サービスを重視しているが、人と人のコミュニケーションを軽視
- ⑤医療費の個人負担が依然高い

【「十二五」の達成課題】

- ①医療衛生機構能力構築強化と医療サービスレベルの向上
- ②医療保障制度の完備によって個人負担を軽減
- ③重大疾病防止、健康リスクファクターのコントロール
- ④各級政府の公共衛生への社会管理職責の切実な増強

日本企業が直面する問題点

法規改正時の日系企業との対話実施

日中間の政府・民間レベルでの対話は定期的・不定期的なものを含め実施されており、中国関係当局も日本との対話に前向きである。しかしながら、法規改正における意見聴取の局面においては、日系製薬企業との対話が実施されていないため、日系企業の意見が十分に反映できていない状況にある。

販売業許可制度の導入

今日、医薬品製造は、国境を跨いだ委託生産が広く行われており、日本を含む主要国は全て販売業許可制度（Marketing Authorization 制度）を導入済である。中国においては未だ国内製造を前提とした製造販売業許可制度を続けているため、グローバル基準にそった販売業許可制度の導入が望まれる。

新薬開発における審査・許認可制度の改善

新薬開発は、多段階の臨床試験を経て行われる

が、開発時の有効性・安全性の確認要求が高まっていることから、開発段階で多数の症例での検討が必要となっており、複数の国家・地域で一斉に臨床試験を開始することが一般的になっている。多くの人口を有する中国は開発拠点としても医薬品市場としても世界の注目を集めており、中国当局も規制・運用基準のグローバル化を進めているが、未だ改善余地が数多く残っている。

安全で信頼できる医薬品の供給

中国製品が世界を席巻する中、医薬品については中国製の原薬、医薬品に対する信頼度は未だ充分ではなく、海外企業のオリジナル製品との品質格差の是正が重大な課題となっている。医薬品の安全性と品質は製造基準（GMP）のみならず、長期安定性、製品の流通管理、副作用情報をはじめとする安全性情報の収集・提供等によって担保されるが、中国における規制・監視の対象は、品質管理基準（GMP）改正、医薬品製造原料・副原料に対する規制（DMF 制度）導入、医薬品製造所ならびに市場での監視強化といった初期段階に留まっている。また、中国当局が取り組んでいる法規制定・改正も、当局に経験と人材が不足している現状での実施は、種々の不合理な問題を生み出しており、また運用面においても承認審査の遅れが恒常化しており、製品の安定供給に支障を来している。

価格秩序の回復

乱用によって深刻な健康被害をもたらす医薬品については、処方利益を生み出さない制度導入が必須であり、流通・病院におけるマージンは必要最低限に留めるべきである。

中国当局も流通・病院マージンの圧縮を進めているが、複雑かつ不透明な薬価・実勢価格の決定プロセス、不透明な保険償還リストへの収載基準によって同一の医薬品の価格が各地で異なる状態になっている。また、品質を薬価に反映させる評価基準が脆弱なため、世界に流通しているオリジナル品と海外では受け入れられない基準で製造・管理されている国内製造模倣品の価格差を問題視

し、オリジナル品の価格を引き下げようとする動きも顕在化している。品質の格差問題が是正できていない中で、価格引き下げのみを目指す現在の薬価・入札制度では、真面目に安全で信頼できる医薬品を製造（輸入）・供給しようとする企業努力に応えることはできず、健全な国内企業の育成もおぼつかない状況にある。

<建議>

新薬を一日も早く中国国民に供給すること、安全で高品質の医薬品を中国国民に供給することを願い、以下の改善について提言したい。

- ① 法規改正時の日系企業との対話実施
 - a. 日本商會を日系企業との対話窓口とするよう要望したい
- ② 販売業許可制度（MA制度）の導入
- ③ 新薬開発における審査・許認可制度の改善
 - a. 臨床試験実施に関する障害軽減
 - 1) 臨床試験承認までの期間の大幅な短縮
 - 2) SFDA・CDE申請前相談制度の充実
 - 3) 薬品審評中心審査における申請者との対話実施による事務手続き時間の短縮
 - 4) 申請者向け薬品審評中心の研修やガイドラインの充実
 - 5) 検体の海外輸送規制の軽減
 - b. 申請資料要件のグローバル化
 - 1) 申請書類の簡素化と英語資料の受け入れによる中国語翻訳負担の軽減
- ④ 安全で信頼できる医薬品の供給促進
 - a. 医薬品、原体の品質向上への継続努力
 - b. 医薬品輸入許可更新の時間厳守と許可内容の速やかな通知
- ⑤ 薬価算定ならびに保険償還リスト収載手続きの透明化
 - a. 最高銷售価が入札価格に反映する制度

導入

- b. 安全な医薬品を供給するためのコストの薬価への盛り込み

薬価算定において、特許品・特許切れ品にかかわらず、「品質」の確保のために必要不可欠な開発費用や市販後調査、安全性情報の収集・分析に要しているコストを薬価に反映させる制度の確立をお願いしたい

- c. 保険償還目録改訂間隔の短縮
- d. 保険償還目録収載品目選定過程の透明化
- e. 保険償還目録公布後に修正を要する箇所が発見された際の改善システムの導入

- ⑥ 実勢価格を決定する集中入札制度の運営方法の透明化と統一

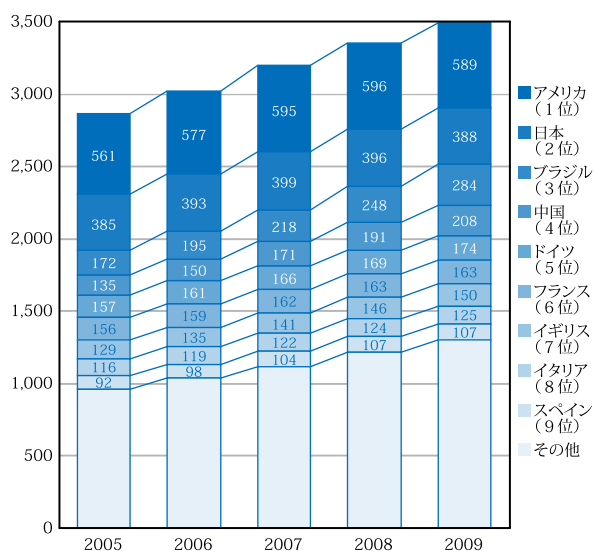
- a. 医薬品集中入札の改善
- b. 政府定価品目の入札ルール確定
- c. 医薬品の「品質」評価の強化
- d. 入札方法の統一

4. 化粧品

2010年の化粧品産業回顧

2008年後半のリーマンショック直後の中国経済の減速に伴い、2009年度の中国化粧品市場は、1990年代後半より継続していた2ケタ成長が途切れたが（図1）、その回復のスピードは早く、2010年度ではふたたび2ケタ成長が見込まれている。直近5年間の市場の伸びから推測すると、中国の化粧品市場は今後10年前後で世界最大の市場となる見通しで、既に世界全体での成長の主たる牽引役となっている。

図1：化粧品分野での世界小売市場規模額と中国の位置づけ（年次推移）
（億ドル、小売）



国別成長率の年次推移

売上規模 ランキング		2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年
1位	アメリカ	+3%	+3%	+3%	+0%	▲1%
2位	日本	+2%	+2%	+2%	▲1%	▲2%
3位	ブラジル	+17%	+13%	+12%	+13%	+15%
4位	中国	+11%	+11%	+14%	+12%	+9%
5位	ドイツ	+0%	+3%	+3%	+2%	+3%
6位	フランス	+1%	+2%	+2%	+1%	▲0%
7位	イギリス	+5%	+5%	+5%	+4%	+3%
8位	イタリア	+1%	+2%	+3%	+1%	+1%
9位	スペイン	+7%	+6%	+6%	+3%	+0%
10位	その他	+7%	+8%	+8%	+9%	+7%
グローバル全体		+5%	+5%	+6%	+5%	+4%

出所：ユーロモニター公表値の Color cosmetics、Deodorants、Fragrances、Hair Care、Skin Care、Sun Care、Sets/Kits、以上7カテゴリーを「化粧品」と捉えて算出

こうした力強い市場の成長を視野に、新旧の化粧品各社が、自国や既存展開地域での投資を制限し、これまで以上に中国へのMKT・研究投資に重点を置くようになっていることは周知の事実で、これら化粧品各社の多くは、これを喫緊の最重点課題としてとらえている。

加えて、最近では可処分所得の向上や化粧・美容文化の普及ともあいまって、成長の原動力が主要な大都市からより小さい地方都市へとシフトしていることや、「自然堂」などの中国企業がマーケティングや製品開発の面で急速に追いつき自国市場でのシェアを拡大しつつあることなどにより、既に中国の流通や消費者から高い信頼を得ている企業といえども、さらに危機感を強めなければならず、その結果、中国市場は「世界最大の激戦区」として投資が過激化している。

消費者の購買チャネルでは、中低価格帯商品を中心に品揃えするワトソンズなどの「ドラッグストア」や、カルフルー、ウォルマート、メトロなどの「ハイパー」による全土への出店拡大に伴い、チャネルの多様化が進んでいる。「デパート」のチャネル全体に占める割合は上らないものの、依然としてGDP成長より高い売上成長率を維持しながら推移している。（図2）

一方、今後の活躍が注目されるネットやTV通販などのダイレクトチャネルは、化粧品については大きな成長が見られていない。日本・経済産業

省の直近の調査によると、中国の不特定オンラインショッピングサイトを調査するためにランダムに購入した10アイテムがすべて日本ブランド品の模倣品であることが判明した。ネットを媒体にしたダイレクトチャネルは、中国で急激な成長を遂げているが、この急成長が模倣品の蔓延にもつながっており、粉ミルクなどの食品と同様、化粧品に対しても安心・安全を求める女性消費者からの信頼はまだ獲得し得ていない段階といえる。

図2：中国化粧品市場のチャネル別売上構成比と売上年平均成長率（年次推移）

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	CAGR(売上)
百貨店	37%	38%	38%	38%	38%	+14%
ハイパーマーケット	5%	6%	8%	8%	8%	+26%
スーパーマーケット	21%	22%	21%	21%	21%	+13%
化粧品専門店	5%	5%	5%	5%	5%	+15%
薬局	2%	2%	2%	2%	2%	+17%
ドラッグ	5%	6%	6%	6%	6%	+17%
cvs	3%	3%	3%	3%	3%	+12%
ダイレクト	21%	18%	17%	17%	16%	+7%
その他	1%	0%	0%	0%	0%	-
Total	100%	100%	100%	100%	100%	13%

出所：資生堂

また、カウンセリングを主とするデパートが依然としてメイン購買チャネルとなっている背景に、中国の女性消費者のスキンケアカテゴリーへの高いニーズが挙げられる。

中国市場では化粧品の美類カテゴリーのうちスキンケアの占める割合が50%と最も大きく、この傾向は以前よりもさらに大きくなりつつある。これは、フレグランスカテゴリーが占める割合が高い米国(23%)やフランス(33%)などと比較しても、非常に高い（日本も同じく高く48%）。（図3）

図3：中国化粧品市場の美類別売上構成比と売上年平均成長率（年次推移）

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	CAGR(売上)
スキンケア	47%	48%	49%	50%	50%	+15%
サンケア	2%	2%	2%	2%	3%	+14%
フェイシャル メーカーキャップ	5%	5%	5%	5%	5%	+15%
アイ メーカーキャップ	1%	1%	2%	2%	1%	+14%
リップ	6%	6%	6%	5%	5%	+7%
ネイル	0%	0%	0%	0%	0%	+6%
フレグランス	3%	3%	3%	3%	3%	+6%
ヘアケア	28%	27%	26%	25%	25%	+10%
デオドラント	0%	0%	0%	0%	0%	+0%
セット/キット	6%	6%	6%	6%	6%	+15%
Total	100%	100%	100%	100%	100%	+13%

出所：ユーロモニター

さらに中国市場においては、

- ① 気候・風土や生活習慣などが日本と大きく異なることからくるファンデーション（フェイシャルメーカーキャップ）に対する価値観や剤型に対する嗜好の違い。
- ② 中国の女性は、自分の肌本来の美しさ（素肌美）を重視する傾向が強い。
- ③ 「ファンデーション（特にパウダリー）を塗ると毛穴が詰まって、肌に悪い」といった固定観念の存在など、ファンデーション価値が一様に通用する市場ではない。

などの特徴がある。従って、スキンケアで「美白」や「アンチエイジング」などを中心とした欧米日の外資各社によるカテゴリー強化が進み、一段と競争が激化しつつある一方、メインデパートでもファンデーションを品揃えしていないブランドがあるなど、ファンデーションカテゴリーでは、これまでのところ市場を牽引する強力なブランドがまだ存在していない。

輸出入面では、2008年・2009年の景気低迷から脱出し、2010年は輸出・輸入ともに伸長している。輸出面では数量ベースで前年比29%増、金額ベースでも29%の伸長。また、輸入面でも数量ベースで32%増、金額ベースで33%の伸長となり、大きく伸張した。特に、ここ5～6年間の輸入金額の増加は、中国の消費者の輸入品嗜好が依然続いていることを読み取ることができる。（図4）

図4：中国の化粧品輸出入総額（年次推移）

	輸出				輸入			
	重量 (万トン)		金額 (億ドル)		重量 (万トン)		金額 (億ドル)	
	前年比		前年比		前年比		前年比	
2004年	20.71	+26%	6.15	+18%	1.64	+59%	1.81	+72%
2005年	26.40	+27%	8.40	+37%	1.96	+20%	2.55	+41%
2006年	32.17	+22%	10.45	+24%	2.45	+25%	3.28	+29%
2007年	36.20	+13%	12.40	+19%	3.30	+35%	4.70	+43%
2008年	32.64	-10%	12.59	+1%	3.79	+14%	7.01	+49%
2009年	28.36	-13%	12.54	-0%	3.56	-6%	7.48	+7%
2010年	36.54	+29%	16.20	+29%	4.71	+32%	9.97	+33%

出所：中国香料香精化粧品工業協会

2010年の化粧品関連法規の動向

国家食品薬品监督管理局（以下、SFDA）は化粧品許可管理の規範化を推進し、製品の安全性への要求を強めている。特に、原料から安全管理を行うという管理理念を持って、相次いで化粧品の使用禁止・制限物質の測定方法といった19件に及ぶ関連法規を発表していることに加え、その他複数の化粧品の原料規定を策定している。また、2010年、化粧品の製造管理監督を強化する目的で『化粧品技術要求規範』を公布したことにより、今後『化粧品技術要求』の内容は、化粧品許可書に加えて、製品の処方、工程など、以前よりも詳細なデータ提供が必要となった。

一方、『化粧品レーベル管理規定』、『国産非特殊用途化粧品登録管理方法』、『化粧品許可管理方法』、『化粧品新規原料申請と審査指南』等の規定の策定は速やかに推進されている。

薬品監督部門の業務効率及び利用できる資源（人材、データ、コネクション等）の豊富さには非常に感心させられる。SFDAは昨年度から現時点（2011年3月8日現在）まで、既に規範的文書を約39件公布し、かつ法規草案23件について意見募集を行っているが、ほとんどの規範的文書は十分な移行期間が短く、実行性に欠けており、さらには明確な解釈文書の公布が遅れているなどの問題もある。また、草案の公布に当たって、意見募集期間が短く、企業は実質的な意見を提出することが困難である。

同時に、化粧品業において長年存在した多機関管理、重複監督等の問題は依然として存在しており、化粧品業が持つファッション、流行性の特徴

等、他業種（食品、薬品業）との違いは十分に考慮されていない。また輸入非特殊用途化粧品の登録手続きは、簡略化を求められているものの、かえって、『化粧品技術要求規範』の実施に伴って工程への要求が増えている。

また、衛生部化粧品標準委員会が『化粧品衛生規範』2007版の修正、国家品質検査総局が『化粧品生産許可実施通則』、『化粧品生産許可審査細則』及び『輸入化粧品検閲管理規定』等の修正に取り組んでいる。

2011年以降の業界動向

IMFの予測では、2011年以降の5年間における中国経済（GDP）は、2ケタ成長まではいかないものの、引き続き内陸部の発展や内需の活性化が成長を牽引し、9%台の高い成長率が予測されている。この好況が国民1人当たり所得の伸びを大きく牽引し、農村から都市への高い人口流動も加わって、2010年に1億人に到達した化粧人口は2020年には3.5億人に到達することが見込まれる。また、この化粧品使用者層の裾野の拡大が市場全体を拡大し、2015～18年には日本を抜くことが予測されると同時に、これまで中高価格帯のスキンケア商品による対面販売を軸に成長を遂げてきた市場は、今後、中低価格帯かつスキンケア以外の美類カテゴリーまで拡がり、販売員を介さないセルフ販売領域も比重を拡大しながら成長が継続し、化粧人口一人当たりの購入単価は下がっていく傾向にある。

一方、業界では、化粧品法規制の規範化は進むものの、これまでどおり、新規原料を中心にした原料レベルでの厳しい許可管理や規制強化が続いていくことが想定されるため、商品の薬事許可取得が容易になることは見込めず、新商品のスムーズな輸入・発売に向け、企業側での新規原料配合の取り止めや、新たな原料の安全性保証試験の実施など、困難な対応が必要となり、企業側の負担が増大することには変わりはないと推測される。

＜建議＞

- ① 現在、衛生部（食品薬品监督管理局）と国家品質監督検査検疫総局は、それぞれ異なる強制的化粧品衛生基準を採用している。また、省レベルの食品薬品监督管理局が化粧品生産企業に対する衛生許可業務を、国家質量監督検査検疫総局が化粧品生産企業の生産許可業務を実施しているが、化粧品生産企業に対するこれら二種類の許可はその内容・要求ともにほぼ同様のものである。これらの多部門にわたる基準、管理体制を、改革し、統一するなど、市場投入前における審査認可の緩和を要望したい。
- ② 省レベルの生産企業の国産特殊用途化粧品に対する衛生審査を廃止し、国産特殊用途化粧品の審査許可手順の簡潔化を要望したい。
- ③ 化粧品衛生管理部門は、化粧品への新原料の使用の管理監督を強化している。しかしながら、既存の化粧品使用原料のリストが明らかになっておらず、ある原料が新原料かどうか、申請者が判断できない。また、新原料の審査に必要なデータ、判断基準も、個々の申請のケースによって異なっているように見える。今後は、既存原料リストの公開、審査基準の明確化を要望したい。それにあたり、化粧品原料は人体に対する効果が極めて緩和なものから、紫外線吸収剤、防腐剤、或いは色素のように使用が制限されているものまで幅広く利用されていることから、これらの使用目的・使用方法・海外での使用実績等に応じた審査内容の簡素化を併せて要望したい。
- ④ 登録後に配合にわずかな変化が発生したとしても、製品の安全性および主な効果に影響がない場合は、再検査・再登録手順を簡潔化していただきたい。また、衛生安全に

影響を及ぼさないその他の変更事項の審査についての簡潔化も要望したい。

- ⑤ 強制的国家基準「消費財使用説明—化粧品汎用ラベル」の規定に基づき、2010年6月17日から、企業はその生産または輸入した製品について、すべての使用成分を中国語で表記することとなり（いわゆる「全成分表示」）、その際の成分表示名称を規定する「国際化粧品原料基準中国語名称目録（2010年版）」も2011年4月1日から施行される。これは消費者の健康危機管理、或いは、需要の多様化への配慮への取り組みであり評価したい。しかし、必要以上の商品への情報の記載はむしろ消費者の混乱を生じ生産企業への不信感を招き、それぞれの利益を喪失する恐れがある。今後は、消費者の健康危機管理ために最適な化粧品表示規則の整備を要望したい。
- ⑥ 現行の「化粧品衛生規範（2007）版」の中には、化粧品中に不可避免的に存在する使用禁止物質の微量残留に関する明確な説明がない、また一部着色剤原料の規格要求が厳重すぎる、化粧品の特徴が不適切であるなど、不合理かつ非科学的な部分がある。早急な整備を要望したい。
- ⑦ 現在、国内化粧品産業の広告関連法には、主として「広告法」（1995年）、「化粧品広告管理弁法」（1993年）、「印刷品広告管理弁法」（2005年）、「反不当競争法」（1993年）の四つの法規および弁法が適用されている。これらの法規の中には、同一広告行為に対応する一部の条項、特に罰則に重複または食い違う部分がある。さらに条項の表現が曖昧で解釈の自由度が大きいという問題がある。従って、行政の担当者により解釈も異なり、企業が受ける処罰の差異は非常に大きい。早急に改善をしていただきたい。

5. セメント

概況

2010年のセメント産業は、2009年に引続き内需拡大政策の推進により公共投資が拡大、加えて民間の固定資産投資、不動産投資も堅調に推移した結果、過去最高を更新した2009年比2.4億トン増の18.7億トン（伸び率15.5%）のセメント生産量を記録した。中国国内需要旺盛に伴う生産数量増、欧米等先進諸国の需要停滞の影響による構成差により、全世界セメント生産量に占める中国の割合は57%強となり、26年間連続首位とその存在感は拡大の一途を辿っている。

中国セメント生産量の推移

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
生産量 (百万t)	862	970	1,064	1,235	1,354	1,388	1,617	1,868
伸び率 (%)	18.9	12.5	9.7	16.1	9.6	2.5	16.5	15.5

出所：数字水泥網

2010年動向及び2011年展望等

2008年はリーマン・ショックなどの影響で一時的に伸び率が鈍化したものの、2009、2010年は計4兆元の経済対策効果により、公共投資が増加、民間の設備投資、不動産投資も堅調に推移した結果、2年間でセメント生産量は4.5億トンの急増となった。

2010年単年では、建設需要が特に旺盛であった一方、第3四半期に一部の地域において、省エネ目標達成の目的で電力使用制限が実施された。この影響で一部のセメント工場では、操業停止を余儀なくされた。供給量減少の影響で、需給バランスの不均衡が生じ、売価が急騰、特に長江沿いにおいてはセメント1トン当たり600元程度まで上昇する局面（2009年平均売価は280元程度）も見られた。

上述のような予定外の操業停止や原燃料価格の高騰、特に石炭価格の高止まりと言うネガティブな一面はあったものの、2010年セメント業界は、総じて好調を維持拡大した結果となった。

第12次五カ年計画の初年度となる2011年は、各地方政府も経済の維持発展に尽くすとされており、固定資産等投資面においても鉄道建設をはじめ新規案件が豊富であると言われている。特に2011年中央1号文献（中共中央国务院关于加快水利改革发展的決定）の通り、重点プロジェクトである水利事業については、政府は向こう10年間、年投資額4,000億元を見込むと発表しており、当該事業とセメント産業の関連性から、中長期的にみても一定のセメント需要が見込めると判断出来る。

セメント協会の2011年予測においても、「官民需とも引続き需要は旺盛」と予測しており、生産数量は2010年比大幅増となる21億トンを見込むとしている。

一方、懸念事項としては、主に次の2点が挙げられる。1点目は、個別企業損益の悪化。主な理由は、旧式設備廃棄速度の停滞等による需給バランスの崩壊に伴い、過当競争が勃発、売価が低調に推移する恐れがあること。また石炭価格の更なる高騰が挙げられる。2点目は、金融総量規制等による投資過熱抑制政策に対する投資家の過敏な反応により、急激な景気失速に繋がるリスクである。

中国政府は、これらリスクに対する包括的な対応策を第12次五カ年計画方針の中で打ち出している。具体策は現状未定。

旧式設備の淘汰徹底及び企業再編の推進

環境問題等観点から旧式設備の淘汰を強化させ、業界再編に伴うM&A&Dの加速により、適正な市場競争原理の導入を図る一方、環境問題の改善を助長する方針である。

省エネ、環境保護投資への取り組み強化

第11次五カ年計画からの継続案件である余熱発電等省エネ設備の導入推進に加え、今後はセメ

ント焼成キルンを利用した都市ゴミ、焼却灰、汚泥、廃棄物資源化処理等環境保護関連の技術、設備導入を積極的に推進する方針である。

上述状況を鑑みると、2011 年に関しても、一定の損益悪化要因はあるものの、セメント需要は総じて堅調に推移すると推測され、2010 年水準を上回る予測である。省エネ、環境技術、設備を中心に設備投資も活発化する見込みであり、一定の経済効果が見込める。また本設備投資により廃棄物の安全な資源化処理が可能となり、リサイクル原料使用による個社原価低減効果に加え、環境改善、循環型社会の育成等に貢献できると確信している。セメント産業として、環境問題について率先して取り組むことにより、産業界内でのプレゼンスについても発展、拡大すると予想される。

セメント産業の具体的問題点・改善要望

電力使用制限について

2010 年、省エネ目標達成においての電力使用制限等施策実施に伴い、電力高消費産業であるセメント工場に対しても、緊急的な使用制限の通達があった。セメント産業は、重厚長大産業の一つであり、工場操業計画に関し、一般的に予め年度計画を見積もり、原料調達計画、定期修繕計画等を策定した計画に従い実行している。従って操業停止に関わる緊急対応は極めて難しく、計画外の生産活動停止は、企業経営に直結する重大問題となる。

行政機関における政府目標の達成度、進捗状況等の把握は都度出来て然るべき事項であると推測出来る。達成状況を関連業界に前広に情報提供した上で、施策実施計画を促すことで、企業側も相応の対応が可能となる。

一般的に中国での通達類は、緊急的なものが非常に多く、企業レベルでの対応難に加え、実務レベルでも一定の混乱が生じるケースが多く見受けられる。施策実施まで段階的にアナウンスする事により、スムーズな実施と施策浸透の観点からも

政府に取っても有益に働くと考える。

環境設備・省エネ設備導入に関する要望

2011 年が初年度となる第 12 次五カ年規画においても、エネルギー政策及び環境問題は中国の最重要課題の一つとなっている。セメント産業においても、天然資源消費抑制、環境負荷低減は極めて重要な課題であり、資源循環型社会の構築、廃棄物の安全処理等は政府と歩調を合わせ取り組むべき重要事項と関心が高まっている。現状、省エネ、環境に配慮した技術／設備の導入、廃棄物の安全処理等先進技術の導入に関しては、外資系及び大企業を中心に各社が独自に対応策を講じている。一方、旧式設備で生産活動が続けている企業は、当該エネルギー及び環境問題とは、未だ相互離反の関係である。本問題解決には、新規設備投資等一定の資金需要が必要となることから、未だ多くの企業が対応に至っていない。当該技術、設備は導入実施により、各種課題／問題に対して一定の効果が見込めるため、導入企業に対しては、税制等優遇政策の確立を図って欲しい。

旧式窯の淘汰の例外なき実行について

旧式窯、設備での生産活動は、操業による環境汚染以外にも、利用エネルギー、使用原料の非効率性等、多くの問題を抱えている。政府は本状況の打開、改善を掲げているからこそ、旧式窯の淘汰をいち早く警鐘し、第 12 次五カ年規画においても継続的に取り組むと公表している。従って、早急に例外なき淘汰を実行して欲しい。本施策は、当該問題以外にも、適正競争等の市場環境構築に繋がると確信している。

セメント焼成窯を利用した都市ごみ焼却灰・産業廃棄物等の無害化処理について

環境先進技術の一つに都市ゴミ（焼却灰）の資源化設備があり、現在業界内では徐々にその存在感を高めている。本設備を使用し、適正に資源化処理する事により、焼却灰はセメント原料となり、資源化リサイクルが可能となる。但し、都市ゴミ焼却灰（特に飛灰）は、危険廃棄物に指定されており、処理方法を誤れば重大な環境事故に直結す

る恐れが極めて高い。従って、当該技術（含む類似設備及び技術）の導入にあたっては、導入批准判断を下す政府側において、参入基準や導入設備の概要、安全性チェック機能等を含めて早急な整備をお願いしたい。

また処理費は、当該設備を維持する重要な原資であり、維持管理費となる処理費の適正化の他、参入、設備導入条件等を総合的な観点より明確な基準の適正化構築をお願いしたい。

環境技術普及における人材育成などに関する要望

環境技術の進歩は速く、その範囲は広い。過去の常識では考えられなかった発想から、ゴミの資源化や廃棄物処理、再利用が行われる時代である。当該技術及び設備導入の際の大局な感覚での公平な判断等、チェック機能を持つためには監督側に専門人員の育成が急務と考える。

事業環境整備をお願いしたい。特に処理費適正化の基準作成をお願いしたい。

- ⑤ 環境技術普及のため、専門人員の育成を早急に図り、技術導入判断の際は、総合的観点から公平・適正な判断をお願いしたい。

<建議>

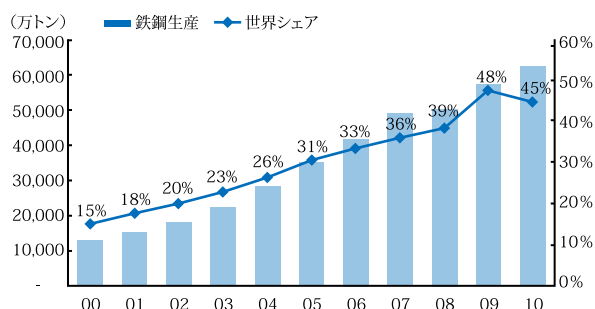
- ① 電力制限等各種施策実行に伴い、急な通達による実施を避け、前広に通知する事により、規画的実施をお願いしたい。
- ② 政府発表を見ても環境問題は目下、中国における最重要課題とも言える位置付けである。環境政策、循環型社会への貢献にあたる環境設備・省エネ設備導入について、優遇政策等の確立をお願いしたい。
- ③ 資源・エネルギー浪費と環境汚染改善、業界の適正利益追求のため、政策公布通り、継続して過剰セメント生産能力の抑制、旧式窯淘汰の例外なき実行をお願いしたい。
- ④ セメント焼成窯を利用した都市ごみ焼却灰・産業廃棄物等の無害化処理について、参入条件を明確にし、参入意思表示から批准までのフローシステムの構築と公開をお願いしたい。加えて、企業が積極的かつ安全に廃棄物処理に取り組める

6. 鉄鋼

中国鉄鋼業の概況

中国政府が08年の国際的な金融・経済危機に対し打ち出した財政出動、金融緩和策は、鉄道・道路等のインフラ投資、不動産投資、自動車・家電の消費刺激策となって経済回復を支えた。中国の鉄鋼生産はこれら産業に牽引される形で09年半ばには増産へと反転した後、高い生産水準を維持し、10年は春以降、中国政府によって景気過熱防止策、重工業に対する生産抑制策が打ち出されると減産に転じたものの暦年での粗鋼生産量は6.3億トン、前年比9.3%増となった。

中国の粗鋼生産量と世界シェア



11年はインフレ、不動産バブルなどの懸念はあるものの、政府主導の公共投資、不動産開発投資、製造業の設備投資などの投資活動、自動車、家電などに支えられる消費材小売活動の一定水準の伸びが予想され、鉄鋼需要はこれらに牽引され上向きの動きが続くものと思われる。

一方、中国鉄鋼業の改善課題として中国政府・業界が取り組んできた① - 過剰生産能力問題、② - 旧式生産設備の淘汰、③ - 産業集約度の向上は、第11次五カ年計画期間を通して着実に成果を挙げつつあるものの、その行程はいまだ道半ばである。2011年から始まる第12次五カ年計画においても中国政府・中国鉄鋼業界をあげての対応が期待される。

鉄鋼需給～2010年の回顧と2011年の展望

09年後半からの経済回復を受け10年前半の鉄鋼需要は引き続き高水準を維持し、生産は10年上半年、粗鋼生産3.3億トン（前年同期比21.1%増）と半期としての生産量は過去最大規模となった。しかし年後半は自動車購入時の減税額減額、住宅購入条件の引き締めなどによる住宅産業の伸びの減速により需要の伸びが鈍化、さらには省エネ・排出削減向上のため輸出増値税還付の取り消しによる輸出減少、電力供給制限による生産抑制などにより下半期は減産基調に転じ粗鋼生産は3億トン（同0.3%増）、年間では6.3億トン（同9.3%増）となった。

2011年の鉄鋼内需は一部景気刺激策の終了や金融引き締めなどの影響を受け、若干の伸び減速は避けられないものの、基本的な経済構造に大きな変化はなく、引き続き堅調に推移するものと思われる。中国鋼鉄工業協会（CISA）は2011年の固定資産投資が20%増加するという前提で、鉄鋼国内需要（粗鋼換算）は2010年の6億トンから前年比4,000～5,000万トン増（同6.7%～8.3%増）の6.4～6.5億トンになると予想している。

鉄鋼貿易～2010年の回顧と2011年の展望

2010年の鉄鋼輸出（前年比73%増の4,065万トン）は世界経済の回復を受け、東アジア（前年比82%増）を中心に中南米（同216%増）、EU27（156%増）も大きく伸張した。また、鉄鋼製品の輸出抑制を目的とした鉄鋼製品48品目の輸出増値税還付撤廃（7月15日施行）直前は対象製品の駆け込み輸出が全体（4～6月は同280%増）を牽引した。一方で、中国製継目無鋼管に対するEU、米国、メキシコからの通商法提訴・AD制裁措置、インドネシアの中国製厚中板へのAD調査開始など通商摩擦が頻発した。2011年の鉄鋼輸出は世界経済の景気刺激策停止などによる成長鈍化懸念、中国の鉄鋼輸出抑制策の継続な

ど、下押し圧力が増す中、中国政府・業界による鉄鋼輸出政策の策定が注視される。

2010年の輸入は前年割れ（同23%減の1,702万トン）となった。亜鉛めっき、合金鋼などの二次加工製品が前年を上回ったものの、鋼塊・半製品（同85%減）、熱延薄板類（同58%減）など原材料に近いものほど大きく減少し全体を押し下げた。供給国・地域別では日本（同24%増）、EU27（同10%増）が前年を上回ったほかは、軒並み前年割れとなった。2011年の鉄鋼輸入は概ね前年並みとなると予想されている。

中国鉄鋼業の旧式生産設備淘汰の動き

中国政府は2010年に入り「旧式生産設備淘汰の更なる加速に関する通知（2月）」、「省エネ・排出削減への注力拡大と鉄鋼産業の構造調整加速に関する若干の意見（6月）」、「鉄鋼業生産経営規範条件（6月）」、「製鉄・製鋼など老朽生産能力対象企業リスト（8月）」、など一連の政府通知を公布、政府主導による旧式生産設備の淘汰に対する取り組みを一段と強化した。

鉄鋼産業の管轄官庁である工業情報化部は2010年の鉄鋼業の旧式生産設備淘汰に関して「淘汰は計画に従って実行され、目標の製鉄能力3,000万トン、製鋼能力825万トンに対し、2010年年末までに製鉄能力3,002万トン、製鋼能力682万トンが淘汰された」との認識を示した。また、第11次五カ年計画期間中（2006～2010年）、累計で製鉄1億1,172万トン、製鋼6,683万トンの旧式生産設備を淘汰したとしている。

同部は環境保全、省エネに対する取り組みの強化などのため2010年12月、2011年以降に淘汰対象となる旧式生産設備のリストを公布しており、今後の進捗が注目される。

中国の鉄鋼企業の統合・再編の動き

2010年、中国鉄鋼企業の主な統合・再編は、①鞍山鋼鉄と攀枝花鋼鉄の統合が承認され、本溪

鋼鉄が統合した北台鋼鉄も傘下に置く鞍鋼集団が誕生した。②天津冶金集団・天鋼集団・天津鋼管集団・天鉄集団が統合し天津渤海鋼鉄集団を設立した。③生産量で中国最大の河北鋼鉄集団は2010年11月に河北敬業、唐山松汀鋼鉄、邢台龍海鋼鉄集団、河北永洋鋼鉄、河北吉泰特鋼集団5社を統合したのに続き、12月には九江線材、燕山鋼鉄、栄信鋼鉄、鑫達鋼鉄、新金鋼鉄、裕華鋼鉄、金鼎重工の7社と統合に合意した、などの統合・再編が進み、その結果2010年末現在、中国鉄鋼企業の上位5社は、粗鋼生産量で中国全体の33%、上位10社では同49%を占めるにいたった。

工業情報化部による「鉄鋼産業調整・振興計画（2009年3月）」では2011年までに宝鋼集団、武鋼集団、鞍本集団などいくつかの5,000万トン級の特大型鉄鋼企業と、若干の1～3,000万トン級の大型鉄鋼企業を形成し、「国内鉄鋼企業上位5位の生産能力が全国総量に占める割合を45%以上、上位10社で同60%以上を目指す」としている。

企業名	10年粗鋼生産量	企業シェア
(1) 河北鉄鋼集団	5,286.0	8.4%
唐山鋼鉄	1,747.0	2.8%
邯鋼集団	1,042.2	1.7%
宣化鋼鉄	248.7	0.4%
承德鋼鉄	548.6	0.9%
舞陽鋼鉄	700.8	1.1%
(石家荘鋼鉄)	190.7	0.3%
(投資公司)	808.0	1.3%
(2) 宝鋼集団	4,449.5	7.1%
八一鋼鉄	671.3	1.1%
広東韶鋼	503.6	0.8%
広州鋼鉄	242.2	0.4%
寧波鋼鉄	387.3	0.6%
(3) 鞍鋼集団	4,028.2	6.4%
鞍山鋼鉄	2,180.3	3.5%
(攀鋼集団)	841.7	1.3%
本溪鋼鉄	1,006.2	1.6%
(4) 武鋼集団	3,654.6	5.8%
武漢鋼鉄	1,662.2	2.7%
昆明鋼鉄	620.6	1.0%
鄂城鋼鉄	364.3	0.6%
柳州鋼鉄	1,001.1	1.6%
(5) 江蘇沙鋼集団	3,012.0	4.8%
沙鋼集団	1,966.0	3.1%
淮鋼特殊鋼	293.0	0.5%
永鋼集団	452.8	0.7%
鑫瑞特殊鋼	32.0	0.1%
江蘇錫興	156.3	0.2%
上位5社計	20,430.3	32.6%
上位10社計	30,473.4	48.6%
全国計	62,665.4	100.0%

※（ ）は10年新しく集団に参入した企業

鉄鉱石について

中国鉄鋼業では鉄鉱石とコークスを原料とする高炉一貫製法による生産が全体の生産量の約80%を占めていることから鉄鉱石の安定的確保が重要な課題となっている。世界的な景気回復を背景とする資源価格の上昇、資源メジャーとの価格交渉の難航などから、鉄鉱石の国産化の動きが活発になっており2010年、国内生産は前年比25%増の10.7億トンとなった一方で、輸入鉄鉱石は同1.4%減の6.2億トンと13年ぶりに前年を下回った。

<建議>

①中国政府の構造調整政策について：

中国鉄鋼業は、第11次五カ年規画期間における「鉄鋼産業発展政策」(05年)、「鉄鋼産業調整・振興規画」、「2009年旧式設備淘汰業務の割り当て実施に関する通知」(共に09年)、「旧式設備淘汰の更なる加速に関する通知」(國務院2010.2.6)、「省エネ・排出削減強化、鉄鋼産業構造調整促進に関する若干の意見」(國務院弁公庁2010.6.4)、「鉄鋼業生産経営規範条件」(2010.6.21)等の基本方針に沿った施策を推進した結果、①旧式設備淘汰による省エネ・排出削減、②企業統合・再編による産業集約度の向上、③鉄鉱石流通秩序の規範化推進について着実な成果を収めたものと認識している。

2011年からの第12次五カ年規画においても、政府は従前以上に施策を加速するよう指導するものと考えられるが、日本鉄鋼業として、引き続き上記施策の推進を全面的に支持し、最大限の協力をを行う所存であり、2011年は具体的な目標達成に向け、目に見える形での貢献を果たしていきたい。

②鉄鋼生産について：

2010年は第11次五カ年規画の最終年であり、同計画の省エネ・排出削減目標を達成するため、高エネルギー消費産業に対する電力供給制限や生産自粛指導等により、9月以降、鉄鋼生産規模が減少し、2010年の粗鋼生産は対前年10%程度の増加になった。(2009年は対前年+13%の伸び)。しかし、2010年前半は供給過剰状態にあり、メーカー・市場在庫ともに史上最高レベルとなる等、需給バランスの大きな乱れが懸念された。

日本鉄鋼業として、中国鉄鋼市場における「需給均衡」(＝実需にミートした生産レベルの自律的な維持・確保)に向けての中国鉄鋼業の取り組み強化に期待するとともに、中国市場に関するマクロ的な需給情報を共有化することで、東アジアにおける市場の安定化に寄与していきたい。

③鉄鋼貿易について：

新興国における鉄鋼生産能力の拡大が世界(特にアジア地域)の鋼材貿易市場に対して今後どのような影響を与えるのかを注目しているが、もし、中国の過剰生産能力が海外市場に振り向けられるようなことがあれば、世界的な鋼材需給に深刻な影響を与えかねないことを懸念している。

中国政府・鉄鋼業に対し、世界の鉄鋼貿易市場の安定確保を念頭に置いた鉄鋼産業政策の立案・推進を要請するとともに、2国間・地域間の対話メカニズム等を通じ、輸出市場安定化に向けた議論を深めてゆきたい。

④環境保全・省エネについて：

2010年は、第11次五カ年規画の省エネ・排出削減目標達成のため、高エネルギー

産業に対する電力供給制限、生産自粛指導等により CO2 排出量削減が強制的に推進されたが、これらの動きとは別に、中国鉄鋼業の環境保全・省エネ向上への取り組み強化の必要性が高まっている。

日本鉄鋼業は、2005 年 7 月にスタートした日中鉄鋼業 / 環境保全・省エネ先進技術交流会（その後の専門家交流会）での議論を通して、中国鉄鋼業の省エネ・排出削減に貢献してゆきたいと考えている。

また、中国鉄鋼業には国際的協力事業の一環であるアジア太平洋パートナーシップ（APP）等に対して引き続き積極的参画・貢献を期待している。

⑤ 統計：

中国鉄鋼業が実需にミートした生産レベルを自律的に維持・確保し、また、業界全体の構造調整政策を円滑に推進するためには、広範囲の鉄鋼関連統計システムの確立・運用が不可欠である。

中国鉄鋼業は、すでに相当程度の鉄鋼関連統計（メーカー在庫を含む）を整備済みであるが、日本鉄鋼業は、日中鉄鋼統計交流会等を通じ、上記目的達成に不可欠な鋼材需要部門別受注や流通・ユーザー在庫等に関する統計システムの整備について、可能な限りの協力を行う所存である。

中国鉄鋼業の質的向上の基礎となる各種統計システムの整備・拡充に向けた一層努力を期待している。

7. 家電

2010年の全世界の家電の生産・販売は成長に転じたが、未だに世界金融危機前の2008年のレベルまでには完全には回復していない。右肩上がりの成長を続ける中国の家電産業は2010年、輸出では成長の目立つ新興国ブラジル・インド・ロシア向けが大きく伸びた。一方、国内市場は政府の積極的消費刺激策の効果もあり、主要製品の国内販売は大きく成長し生産も大幅に増加した。国内市場は政府の消費刺激策により、引続き2011年も成長が期待されるが、農村地区の消費刺激策である「家電下郷」が一部地域（山東・河南・四川の3省）で、また都市部の家電買換え奨励策である「家電以旧換新」も2011年の年末で終了の予定。消費刺激策終了後の実需の落ち込みが懸念される。また市場価格は、2010年もメーカー間の競争激化及び農村向けの低価格商品販売増による価格下落が続く、輸出でも冷凍空調製品を中心に単価が大きく下落した。各家電メーカーにとって今後も厳しい状況が続くものと予想される。

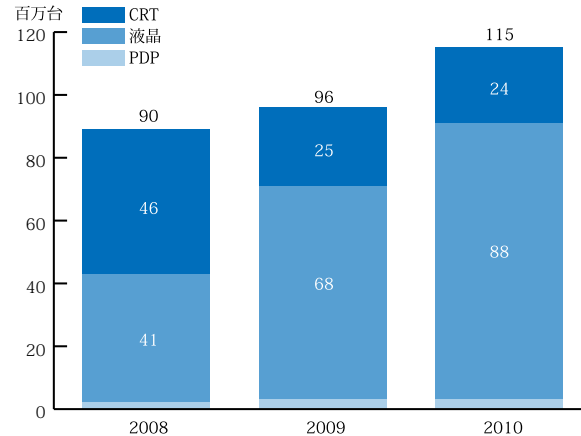
主要商品の概況

カラーテレビ

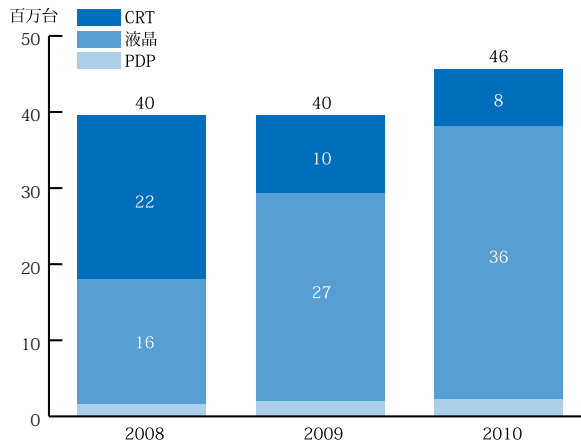
2010年の中国国内のカラーテレビ生産台数は初めて1億台を突破し、1億1,500万台。これは前年比15.8%の大幅な伸び。特に液晶TVの生産台数は8,800万台に達し（前年比+25.4%）、薄型化（79.1%）も更に進行した。輸出総台数は6,600万台と前年に比べ+21.4%の大幅回復を達成。輸出でも液晶TVは前年比+30.2%の5,160万台。またブラウン管TVの輸出台数も1,410万台と2009年に比べて若干だが増加した。国内販売総台数は4,570万台（前年比+15.6%）と2009年の3,950万台に比べ約620万台余り増加した。中国国内及び、日本、韓国、台湾の海外の大手液晶パネルメーカーによる中国国内での新規液晶パネル生産の大型プロジェクトが進行中だが、薄型TVの国内販売では日系を中心とする外資メー

カーが価格を下げた普及品の商品拡充でシェアを拡大したが、年末商戦に向け競争激化による価格下落が更に進行し、国内外のテレビメーカーにとってはコスト面で非常に厳しい状況が続いている。この傾向は2011年以降も継続するものと予想される。

カラーTV国内生産台数



カラーTV国内販売台数

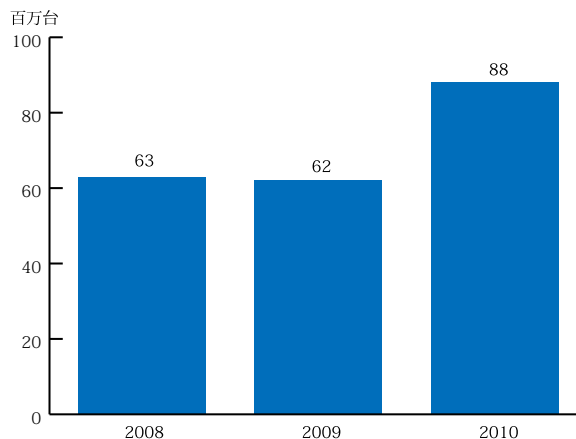


出所：中国電子商会発表数値

エアコン

2010年の国内生産は前年比41.3%増の8,800万台と2008年に比べて約2,500万台の大幅な増産を達成。特に輸出台数は3,930万台と前年比+51.6%の大幅増。国内販売も前年比+25.6%の4,100万台と大きく伸びた。また中国ブランドのシェアは88%まで拡大。一方、輸出の平均単価は11.0%以上下落し、国内販売でも高級タイプのインバーターエアコンでも市場価格の下落が進んだ。

エアコン生産台数

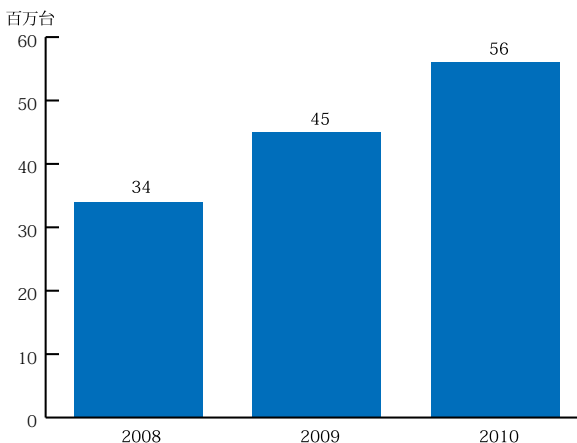


出所：G f k データ

冷蔵庫

2010年の国内生産は約5,600万台（前年比+25.3%）で昨年に比べ1,130万台増加、2年連続での1,100万台以上の大幅増。輸出は1,846万台と前年比+7.4%の一ケタ増であったが、国内販売では政府の消費刺激策の効果も大きく、前年に比べ35.8%増の3,150万台と830万台近く販売台数が拡大した。

冷蔵庫生産台数



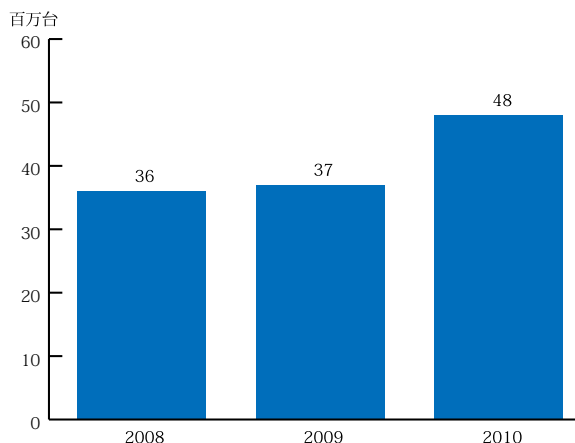
出所：G f k データ

洗濯機

2010年の国内生産は約4,800万台（前年比+27.5%）に成長。これは09年度に前年割れに終わった輸出が1,723万台と前年比+32.5%の大幅増加した事が主要因。また国内販売でも2,500万台に市場が成長。冷蔵庫と同様に政府の消費刺激

策が国内市場の成長の大きな要因の1つ。2011年年末での一部地域での消費刺激策終了による国内販売への悪影響が心配される。

洗濯機生産台数



出所：G f k データ

家電下郷

中国の都市部の家電普及率は既に飽和状態であるが、農村部の普及率は都市部の1980年代の水準で、嘗ての家電の3種の神器であったカラーテレビ、冷蔵庫、洗濯機の農村での普及率はそれぞれ都市部の約70%、40%、20%程度と思われる。農村部の生活レベルの向上と共に家電需要の高まりが期待されていたが、2009年1月から全国で実施された政府の農村部での消費刺激策の「家電下郷」が需要喚起に拍車をかけた。

商務部の発表によると2009年の「家電下郷」による主要商品別の販売実績は冷蔵庫が1,380万台、287億元（平均単価：2,080元）、カラーテレビが769万台、138億元（平均単価：1,795元）、洗濯機が558万台、62億元（平均単価：1,111元）、エアコンが301万台、81億元（平均単価：2,691元）であった。この間、国内メーカーを中心に全国の農村地区に於ける物流・流通・サービス網の構築が進み、同時に電圧変動対応・防塵対策や節水型洗濯機等々の農村向け商品の開発も進んだ。また、2010年1月末からの対象商品の上限価格の大幅な引き上げにより、消費者の商品選択の範囲も拡大した。2010年の年間の商品別の販売実

績数値は未発表であるが、2010年の販売総額は1,700億元（約2.1兆円）を超えた模様。内冷蔵庫の販売金額は567億元（約7,000億円）と09年の約2倍、またカラーテレビは09年の約3.5倍の488億元（約6,000億円）の販売を達成。農村地区での家電製品の販売はこの2年間に大幅に拡大した。しかし、「家電下郷」の実施予定の期間は4年間の為、2007年12月より開始の山東、河南、四川の3省では2011年11月末に、また他の9直轄市・省でもその1年後の2012年11月末と順次終了の予定。「家電下郷」終了後の一時的な実需の落ち込みが懸念される。一方、この「家電下郷」政策によって、各家電メーカーの農村地区での販売網・サービス網の構築が大きく進展。また多くのメーカーの農村向けの商品開発も進み、農村地区消費者の利便性も大きく改善された。農村地区で今後も家電製品の需要拡大が大いに期待される中、日本を含めた外資系メーカーにも農村市場開発に向けた企業努力の必要性が今後更に増加してくるものと予想される。

廃棄電器電子製品回収処理管理条例

都市部を中心に家電買い換えの増加に伴い、廃棄家電が急増しているが、一部商品の中古市場への流出、不法投棄、零細業者による不適切な処理により発生する環境問題等を背景に、環境保護、資源総合利用と循環型経済の実現を目指し、2011年1月1日から施行の「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」（國務院令第551号）では、国が廃棄製品処理基金を設立し、処理費用の補助金として使用、対象商品（第一期リスト：テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5品目）の生産者、輸入者に基金の納付が義務付けられている。生産者には自らか、或は販売業者、サービス機構、回収業者に委託しての廃棄製品回収が奨励されているが、現時点では基金の概要や実施管理及び施行細則等が明らかにされていない。

家電以旧換新

2011年1月の「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」施行に備え、2009年6月から試験的に北京・天津・上海・江蘇・浙江・山東・広東・福州、長沙で施行されたテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・パソコン5品目を対象にした買い換え補助による旧製品回収の奨励策の「家電以旧換新」は、2010年6月から7の省・自治区を除く全国に拡大された。商務部の発表によるとこれまでに回収された旧製品は3,000万台に上り、その内2,200万台以上が指定の解体業者により既に解体されている。この政策は2011年12月末に終了の予定である。

エネルギー効率ラベル制度

強制制度であるエネルギー効率ラベル制度の対象は産業機器、OA機器、AV機器、家電の製品であるが、家電製品ではエアコン、冷蔵庫、洗濯機等が現在対象であるが、2011年3月より薄型TV、電子レンジが追加され、今後も引き続き対象商品は拡大される見込。エネルギー効率により製品を1～3級或は1～5級にランク分けをし、製品或は梱包上にエネルギー効率ラベルの表示が義務付けられている。日本では、JIS（日本工業規格）制定に際しては、業界団体であるJEITA（日本電子情報技術産業協会）やJEMA（日本電機工業会）が検討に参画しており、各メーカーは事前の情報収集や意見具申が可能だが、中国の場合は、政府当局、研究所と一部の中国企業のみが検討メンバーになっており、外資企業が参画することは、OA機器等を除いて困難な状況。また認証、試験、マーク添付等の手続き・作業が煩雑でメーカーにとっては大きな負担になっており改善が期待されている。

その他

外資家電メーカーの多くは、1990年代に中国国内に生産拠点を順次設立してきたが、当時の生

産許認可の原因で単品生産会社を中国各地に設立、現在にいたっている。しかし、生産拠点が中国各地に分散しているため、各メーカーにとってグループとしての効率経営が困難になってきており、世界市場、中国市場が大きく変化する中で、総合力を発揮し、競争力を強化する為にグループ経営の必要性が日々高まっている。

また家電メーカーは各生産拠点から国内各地に生産した商品をトラック中心で輸送しているが、商品配送中に商品及び外装梱包の破損が多発している。最近、都市部での事故は減少の傾向にあるが、地方での破損事故発生率は依然として高く、また航空輸送時に空港で破損事故が発生する場合も散見される。破損事故はメーカーにとって経済的な損失も大きく、輸送途上での商品破損により消費者の利益を損なう恐れもあり、早急な国内輸送品質の改善が期待される。

の運用面での企業間の平等性の確保を検討いただきたい。

③その他：

- ・ 早期に中国に進出した外資家電メーカーの生産拠点は商品別に分散しているが、連結納税制度が認められておらず、経営が非効率になっており、グループ一体経営による競争力強化と更なる発展に向けての連結納税制度を検討いただきたい。
- ・ 家電製品の国内の一部地域（含む空港）での運送上の荷扱いが悪く、商品破損が多発しており、輸送業者を含む物流品質の早急な改善を要望したい。

<建議>

①廃棄電器電子製品回収処理管理条例関連について：

- ・ 生産者・輸入者の処理基金納付額については、金額設定基準の公平性と透明性を確保いただき、経営へ影響しない程度 of 金額の設定と徴収・使用実績に基づく定期的な見直しをお願いしたい。
- ・ 処理基金徴収使用管理弁法のパブコメの早期公示と回収処理補助金の使用実績の公開をお願いしたい。

②省エネ関連（エネルギー効率ラベル制度）について：

- ・ 能率限度値及び能率等級の認証、試験、マーク添付等が煩雑でコストアップの要因になっており、是非に関連法規・規準の整理と効率的運用をお願いしたい。
- ・ 国家基準制定時の外資企業、メーカー団体の参画を含めた公開性の向上と検査等

8. 事務機器

中国の事務機器産業状況

米国発の金融危機に伴う世界的な景気後退の中にあって、中国経済は他地域に先駆けて、いち早く回復傾向に転じ、以降、堅調に成長し続けており、2010年度のGDP成長率は実質で10.3%、2011年度も9%超になるとの予測が示されている。そのような中国経済の急発展を反映し、事務機器を含めた中国の電子情報産業も、2010年第1四半期を頂点として成長率は鈍化してきているものの、国内販売額が2010年度1月以降、9カ月連続20%以上という極めて高い成長率を維持している。特に、中西部地域の成長が顕著であり、東部地域の2010年度第3四半期における販売成長率が前年同期比25.5%増であったのに対し、中部地域が35.3%増、西部地域が46.8%増という極めて高い成長率となっている。

上述のとおり、中国国内の事務機器産業は成長してきているが、その反面、従来、海外企業が中心であった事務機器産業において、中国国内メーカーも着実に実力をつけてきている現状を鑑みると、市場での競争はますます激化していくものと考えられる。従来の圧倒的なコスト競争力を武器としていた中国国内メーカーが、中国産スーパーコンピューターが性能計測において世界1位を受賞、初の中国製レーザープリンタの発表といったニュースからも分かるとおり、技術的にも海外企業と肩を並べる状況になってきており、今後、市場における存在感は増していくことが想像できる。加えて、中国政府が進める国内企業育成政策とも相まって、「高品質」というだけでは市場で生き残っていけない海外メーカーも出てくると共に、生き残った場合であっても中国国内メーカーとの過度な価格競争に巻き込まれることも想定される。

高い技術力を持った中国国内メーカーが誕生し

てきている一方で、中国市場においては、依然として、模倣品（消耗品）が多く存在し続けている。近年では、模倣技術が進み、一瞥しただけでは純正品と見分けができないほど巧妙な製品も多くなっている。複写機やプリンターは出力機器本体と消耗品とを一つのシステムとして最適印字を達成できるよう各出力機メーカーが開発設計し、使用者に満足のいく印字品質を提供している。このため、消耗品は出力機メーカーにとっても消費者にとってもたいへん重要な商品であるが、中国市場ではこの消耗品の模倣品の比率が高く、政府行政や企業の継続的な摘発活動にもかかわらずその状態が依然継続している。このため、消費者が模倣品を純正品と誤解して購入し、期待する印字品質が得られないといった問題や、印刷機本体の故障や不調の原因になるケースもあり、中国の消費者に大きな損害を与えている。また、これらの模倣品が中国で生産され外国に多数輸出されており、広範な地域で前述と同様の問題を引き起こしている。特に近年は、インターネットにより模倣品の取引が業者と個人を対象に世界的なレベルで行われており、前述の問題が一層拡大傾向にある。

今後の中国国内の事務機器市場において、「環境」が重要なテーマとなると考えられる。近年の中国全体で環境への関心の高まりを受け、2011年度からは「電器電子製品污染控制管理弁法（いわゆる中国版RoHS）」及び「廃棄電器電子製品回収処理管理条例（いわゆる中国版WEEE）」といった環境規制の正式運用が開始される。これらの環境規制は欧州・日本等の他地域でもすでに運用されているものではあるが、中国版における規制は他地域を上回る厳しい内容となっている。第12次五カ年規画においても、環境保護は大きな柱の一つとして挙げられており、環境保護・環境性能は、企業活動を大きく左右する要因となっている。

また、製造分野に目を移すと、人件費の高騰、慢性的な労働力不足、物価上昇に伴う部材費の増加、外資系企業に対する各種優遇措置の廃止等、中国での製造環境は厳しさを増してきている。そ

の傾向は特に沿海部において顕著であり、長年、「世界の工場」と言われてきた中国市場が、「世界の市場」へと大きく変貌を遂げようとしている。なお、この傾向は今後も続くと予測され、中国における製造分野が抱えるリスクは増大しているといえる。

中国の2010年の名目GDPは、ついに日本を抜き、世界第2位となった。2020年には、現在世界第1位のアメリカを抜いて世界第1位となる、と予測する専門家もいる。今後、中国に対しては、グローバルスタンダードの尊重等、世界経済の安定・調和へ向けた、世界第2位の経済大国としての責任が強く求められる。

事務機器産業の具体的な問題点

外貨管理

外貨管理上、銀行への通関関連書類提出の90日規制、サービス貿易等の対外送金の際の税務証明取得の3万ドル基準、投資性公司からの出資における原則外貨での実施、外貨建債権、債務の相殺不可等、貿易取引、非貿易取引、資本取引において不合理で煩雑な手続きを求められるだけでなく、効率的な外貨取引の事務処理ができない。更に、他政府当局の関連制度との不整合、解釈の相違により非効率な対応を余儀なくされている。

税務・会計制度

会計制度・税務において、市、省ごとに諸制度の適用時期や運用において差異が存在している。例えば、中国の税法・通達の運用においては、税務所管部門が独自に判断するケースが多いため、同一の取引であっても地域によって課税状況に差異が発生している。また担当者によっても理解、取り扱いが異なることが多々あり、中国全体での統一的な事業活動に支障をきたしている。

通関関係

通関基準の明確化・統一化

中国での輸入通関は、CIQ (China Enter-Exit Inspection and Quarantine Bureau)、税関確認を

経て輸入許可となり、CIQでは、対象貨物・製品が中国安全基準に合致しているかどうかの確認が行われる。その際、商品説明として用途、スペック及び成分の開示を求められることが一般的だが、更に図面提出を求められる場合もある。しかも部品の輸入であっても図面提示が要求される等、安全性の確認という本来の目的に照らして、明らかに合理性を欠いている場合が見受けられ、基準・手続を明確にすべきである。

また、同じ製品を複数の税関で輸入する場合、申告税関毎にHS CODEの分類の確認が必要とされている。ルーリングを行ってもその税関でしか有効とならず、属人的な判断も多い状況となっており、税関として統一した運用が必要と思われる。

ATA カルネの使用

中国では企業が単独で開催する展示会用の一時輸入品について、現状ではATA カルネの使用が認められておらず、国際慣習に沿った対応が必要と考える。

模倣偽造品（消耗品）の取り締まり強化

当局による自発的な摘発

従前、行政・公安当局に摘発に動いてもらうために、模倣品（消耗品）業者の調査や証拠の提出を企業側に強いている状況にあった。昨年10月に「知的財産権の侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売を摘発する特別プロジェクト活动方案」が公布され、また現場においても当局からの鑑定協力要請件数の増加がみられる等、より自発的な活動の取り組みが開始されている。しかし、現時点において依然多数の模倣品（消耗品）が存在しており、また商標ラベルを付したラベルやパッケージと消耗品本体とを別業者が製造する分業化等、手口も巧妙化している。このような状況を早急に改善していくために、当局による自発的な活動が更に促進されることが望まれる。

インターネット販売

WEBサイト上でのB2B、B2C取引が、模倣品（消耗品）の取引に利用されているケースが増え続けている。インターネット取引は中国国内のみなら

ず、世界各国との取引にも用いられ、中国発の模倣品（消耗品）の輸出に拍車をかけている。特にWEB販売においては、出店が容易で広範にビジネスができるのに対して、模倣品（消耗品）業者の摘発リスクが少ないという実態があり、今後急激な拡大が懸念される。このような状況の中、昨年5月に「インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法」が施行された。今後本弁法に沿った実質的な管理監督が実施されるとともに、サイト運営業者の管理の強化並びに悪質なインターネット販売業者に対する罰則の強化が必要と考える。

再犯への対策

模倣品（消耗品）業者が、行政当局の摘発を一度受けた後も、場所を変え、店舗名を変える等して再犯するケースが依然多い状況にある。特に最近では、模倣品（消耗品）業者が摘発を恐れ、少量の模倣品（消耗品）在庫しか保有せず、発見された場合であっても微罪として罰則を科すことができないようにする等、巧妙化が進んでいる。また、広東で摘発された業者が翌年には上海で模倣品（消耗品）販売ネットワークを再構築して活動を継続するようなケースが後を絶たないといった問題や、沿海地区での模倣品（消耗品）業者の活動・被害が内陸地方にも拡大しているという問題もある。このような悪質な模倣品（消耗品）業者を徹底して厳しく取り締まる必要があると考える。

共同関与者への対策

模倣品（消耗品）の製造・販売は、複数の業者が分業・連携して行っているケースが多くなっており、末端の模倣品（消耗品）業者を摘発しても、すぐに同様の製品を扱う他の業者が現れる等、根本から問題を解決することが難しい状況にある。昨年「権利侵害責任法」が施行されたが、上流側の共同不法行為者に対して、行政、刑事においても責任追及されるよう更なる法律の整備、運用が必要と考える。

また、電脳城の出店者の中に模倣品（消耗品）を扱う業者が紛れ込んでいる状況も相変わらず存在する。現在、模倣品（消耗品）業者撲滅に一緒

に立ち向かうべく電脳城側が権利者と協力するようなケースが徐々に増えつつあるが、市場管理者としての電脳城側の責任を明確にし、模倣品（消耗品）を扱う業者に出店をさせている電脳城側に対しても当局が指導、罰則を与えられるよう法整備が必要と考える。

中国国家標準

中国においては、国家標準・業界標準等の数が非常に多く、それらの標準は、各国標準（ETRTO、TRA、JATMA等）・グローバル標準との整合性がとれていない場合がある。さらに、中国国家標準と中国業界標準との間でさえも不整合があり、企業ではどの標準に準拠すればよいのか混乱が生じている。推奨標準であったとしても中国市場においての判断基準とされる場合もあり、これらは新製品開発・新規市場参入を妨げるものであり、非関税障壁の一種ともいえる。中国の消費者の権益及び国内外企業の自由競争を守るためにも、各国標準・グローバル標準との整合性、さらには中国国内の各標準間の整合性をとることが必要である。

政府調達

現在検討されている政府調達管理弁法は、国内調達率が50%を超えることが求められる等、過度に国内産業保護的な内容となっている。中国は未だ、「第二のWTO」と呼ばれる政府調達協定（GPA）に加盟しておらず、早期加盟が求められる。仮に早期加盟が不可能であったとしても、中国政府が協定加盟を公言している以上、少なくとも政府調達協定に沿った内容で制定されるべきである。

また、運用の面でも、政府購買リストの運用が統一されておらず、場合によっては、製品の仕様変更を必要とする要件が口頭で指示される、日本語による社名と中国語による社名が同一であることが求められる等、合理性を欠く要求も多く、外資系企業にとっての不公平感の原因となっている。

＜建議＞

- ① 企業の事業活動の実態、企業や銀行の管理コストを考慮し、各種の外貨管理関連規制の撤廃・緩和、手続きの簡素化、運用の統一化を要望したい。
- ② 会計制度・税務において、市、省ごとに諸制度の適用時期や運用において差異が存在しないよう、中国全体及び所轄当局内での統一した運用・取り扱いの徹底を要望したい。
- ③ 中国輸入通関の CIQ 検査に於いて、商品説明資料の提示の際、部材の図面を要求されることがある。用途、成分説明の提示要求は理解出来るが、検査・判断基準が曖昧なため、その明確化を要望したい。
- ④ 同一製品の HS コードの解釈が地域や担当者により異なる。国家税関総署から各税関に対して、統一的運用の指示を要望したい。
- ⑤ 企業が単独で開催する展示会用の一時輸入品について、国際慣習にあわせ、ATA カルネの使用を認めるよう要望したい。
- ⑥ インクカートリッジ、トナーカートリッジ等の消耗品の模倣品に対する当局による一層の自発的な摘発、取り締まりの強化を要望したい。模倣品業者の拡大を防ぐために、一定期間だけではなく、継続的な取組み、特に重点エリアについては繰り返して摘発キャンペーンを行うことを要望したい。
- ⑦ 「インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法」に基づく当局の管理監督の徹底を要望したい。併せてインターネット販売における模倣品（消耗品）の取り締まり、罰則の強化、特に侵害を繰り返す悪質な業者に対してはより厳格な対応を要望したい。
- ⑧ 模倣品（消耗品）業者の再犯に対し、営

業許可の取消、経営者の責任追及等、断固たる対応を更に要望したい。少なくとも再犯者に対しては微罪であったとしても厳罰を科すことを要望したい。対応の一つとして差押えた模倣品への評価基準を厳しくし、一般市販価格での模倣品価値の認定、また主要部品やパッケージの評価基準の見直しを要望したい。

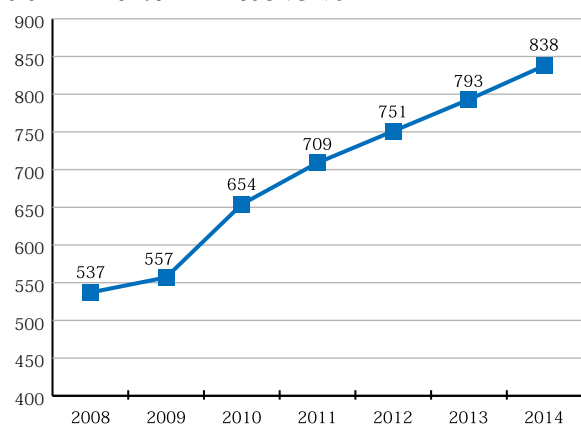
- ⑨ 直接的な侵害者だけでなく、模倣品（消耗品）製造にかかわる川上業者への取り締まり、罰則を強化し、上流の共同不法行為者に対して、行政、刑事においても責任追及されるように法律整備を要望したい。同様に、模倣品（消耗品）を扱う業者に出店をさせている電腦城側に対しても当局が指導、罰則を与えられるよう法律を整備し、また、電腦城側が自発的に自身の市場を管理・監督することを法律により義務付けすることを要望したい。具体的には出店者の身元確認、営業許可証の確認、虚偽登録や模倣品（消耗品）販売等の不正行為を働いた出店者を野放しにした場合の罰則規定等を要望したい。
- ⑩ 外資系企業は国家標準の制定活動に参入しにくく、実態としてほとんど参加できていない。外資系企業が標準化活動に参加しやすいように体系整備を要望したい。
- ⑪ 中国国家標準と各国標準・グローバル標準の規格値に不整合があり、整合化を要望したい。また中国国家標準と中国業界標準との間にも不整合があり、中国国内の各標準間の整合化を要望したい。
- ⑫ 現在検討されている政府調達管理弁法が、過度に国内産業保護的な内容になることなく、政府調達協定、グローバルスタンダードに沿った内容で制定されることを要望したい。また、政府購買リストの運用が統一されておらず、合理性を欠く要求も多いため、統一的かつ簡素な運用を要望したい。

9. 電子部品・デバイス

中国の内需拡大政策の効果や外需が徐々に回復したことにより、2010年1～11月の中国の電子情報産業は、昨年の不振からV字回復を達成し、工業全体の成長率を1.4ポイント上回る17.2%増となった。しかし、原材料、労働力、人民元の切り上げなど企業経営におけるコスト圧力の高まっており、加えて、中国政府による国内企業の保護育成に傾斜したとともとれる政策も実施されてきている。中国に進出している電子部品関連の日系企業は、中国の持続的な経済発展と企業の成長を共に実現すべく、日々努力を重ねているが、税関による透明性のある対応や通関手続きの更なる簡素化、物流網の整備、外貨管理制度の緩和などの問題に直面している。

電子部品・デバイスの代表製品ともいえるハードディスクドライブ（HDD）において中国は、全世界のHDD搭載電子機器の生産拠点である。HDD市場（特にパーソナルコンピュータ）の全世界市場が伸張すれば、中国内のHDD使用量（製品組込み）は増えるという関係にある。

図1：全世界HDD伸張予測



出所：TSR

HDDは以前はPC・サーバー（端末PCへ自身のソフト、サービスを提供する機器）向けだけの記憶装置として見なされていたが、近年はテレビ、ビデオ録画機、ポータブルミュージックプレーヤー（MP3）、デジタルビデオカムコーダー、カー

ナビゲーション、産業機器等などに応用実装されている。PC向けが一番多く、生産受託会社が中国に多数進出している。

HDDの基本構造は開発当初時と変わっておらず、構造が複雑なため製造メーカーは4社に集約されている。PCブランドメーカー・ODMメーカーは複数ベンダーから購入して、生産、品質リスクを回避するのが普通である。

現在HDDメーカーは最新技術を取り入れたHDD容量アップ・フラッシュメモリーを組み合わせた読書き高速化等によりHDD拡張を目指している。HDD組み込み電子機器の価格下落に伴い、HDD価格値下げ要求も強まっているが、HDDメーカー各社は規模増を目指すことにより利益確保を図っている。

HDD生産拠点は主にタイ、シンガポール、フィリピンなどの東南アジアであり、中国内でも受託生産であり、製品開発は日本、米国及びその製造拠点でのR&D体制を敷いている。中国がHDD組み込み製品の製造拠点となっているので、HDDは東南アジアからの輸入、中国内での製品への組み込み、完成品の海外、中国への再輸出の形を取っている。精密機械であるHDDが故障しても中国内では修理不可能であり、かつ事前品質検査ではじかれた製品はHDDメーカーが海外へ再輸出しなければならない。

電子部品・デバイス産業の具体的な問題点

拠点の内地化の為に物流リードタイム短縮

ODMは華東（上海、及び近郊）、華南（深圳、及び周辺地区）に集中しているが、近年の労働賃金上昇及び、中央政府の内陸部への経済支援により、重慶、成都地区へのODM進出がさかんになっている。しかし、まずODM工場進出がありきで、物流、保税地区整備は二の次となっているが現状。内陸輸送網は整備されておらず、HDDメーカーが保有する保税地区からODM保税地区への輸送

手続き（通関、移動手続きが）わずらわしいのが現状である。整備、簡素化しつつあるが、その為に HDD メーカーの人的リソースが必要となっており、これは他電子部品と同じ状況である。中国各地の通関業務の非統一性（ばらばらな開始時間など）及び、製品取り扱いの荒さなど、メーカーリスクが地点地点で存在する。

再輸出（返送）手続きの煩雑さ

HDD は精密機器であり、外部衝撃、など組み込み製品の最終使用者（エンドユーザー）の取り扱い次第では、破損、故障が他部品とおきる可能性がある。ODM ベンダーもこの点を注意して入荷検査が厳密であるが、検査ではじかれた製品については HDD メーカーは再生修理可能である。しかし、海外 HDD 製造拠点への返送作業が通関時に様々な問題が発生する（不良品と申告すると×印が記録され、今後の輸入検査に時間が余計かかる）。

中国の国内決済

ODM は主に米ドル建ての取引が原則となっているが、中央政府の外貨管理が厳しく、ODM 保税区から HDD メーカー地区への銀行送金も一度は中央政府の銀行を通すために、送金時間に時間がかかっているのが現状である。

<建議>

- ① 保税輸送リードタイム改善：税関の 24 時間対応、保税区通関業務簡素化、再輸出（返送）手続き簡素化といった、タイムリーな出荷が可能な税関申告の簡素化を全国的に拡大して頂きたい。
- ② 保税区から非保税区への送金における外貨管理手続き、および外貨管理制度自体の簡素化を要望したい。
- ③ HS コードの解釈が税関及び担当間で異なるケースがあり、都度輸入が滞るケースがある。同じ税関内でも HS コードの

判断が異なることがあり、全国的に統一した基準に基づく同一判断が出来るよう徹底を図っていただきたい。

- ④ 中古設備の輸入に際し、現在は通関時に税関職員が価格査定している。査定価格の根拠が不明確であり、担当者により課買うに大きな開きがある。明確な査定規定の制定を要望したい。
- ⑤ 親会社から部品を一般貿易で輸入する際、業界の平均価格より低い場合、たびたび税関から課税評価額を業界平均値まで引き上げるよう求められている。顧客への納期遅延になりかねないため、要求に従わざるを得ない状況となっている。企業が出す申告価格の根拠を十分に勘案していただきたい。
- ⑥ 税関総署第 22 号の通達により、7 月 1 日より保税港区貨物における手冊管理に対して同区内倉庫業者は電子手冊備案管理が必要となった。これにより、輸出時（保税港区への入区時）の申告作業が 2 回、輸入時（保税港区からの出区時）の申告作業が 2 回にそれぞれ分かれて申告することになった。手続きの簡素化を要望したい。

【従来】

（輸出）輸出報関申告 輸出報関申告 + 輸出 EDI 手冊備案申告

（輸入）輸入報関申告 輸入報関申告 + 輸入 EDI 手冊備案申告

L/T 4 日～5 日

L/T 4.5 日～5.5 日

【変更後】

- ⑦ 製造直接費以外の管理費は全て期間費用とされているため、製造間接費が製造原価に参入されず在庫計上されない。これによって損益計算書が他国と異なり、比較検討の妨げとなっている。さらに、将来的に日本本社が I F R S を導入すると、親子企業間の会計処理の完全統一が原則であり、この差異が問題となる可能

性が高い。製造間接費を製造原価に計上
するよう要望する。

⑧ 電子機器（セット）の知財権は保護され
るようになった点は評価できるが、電子
部品の不法模倣模造の取り締まりにも力
を入れていただきたい。

⑨ 中国の商用暗号管理条例は、非常に海外
企業の進出を難しくしている。特に暗号
製品の定義が不明確なため、個別に監督
官庁に確認しなければならない。同条例
を遵守している企業とそうでない企業と
の間に大きな差がなく、遵守している企
業の負担ばかりが増加している。また、
現在禁止されている海外製の暗号製品の
輸入および販売の許可を要望したい。

10. 自動車

2010 年における中国自動車産業の動向

2011 年 1 月 18 日工業情報化部は「2010 年自動車工業経済運行報告」を発表した。それによると、2010 年は、中国政府の内需拡大、構造調整、転換促進などの一連の政策・措置による積極的な政策展開により、中国の自動車産業は、2009 年からの発展の勢いが継続、安定し、比較的速い成長を維持した。自動車の生産・販売は急速に伸び、自主ブランドの市場シェアは拡大し、自動車輸出は次第に回復、大手企業グループ(集団)の生産・販売規模は全体的に拡大し、市場需要構造は更に最適化、自動車工業の産業構造調整は加速した、としている。

自動車（二輪車除く）の生産、販売ともに 1800 万台を上回り、昨年に引き続き、世界一位に

2010 年の中国の自動車需要は、第一四半期は高成長、その後は安定成長となった。生産販売台数は毎月 100 万台以上に達し、平均月間生産販売量は 150 万台を突破、年間生産販売累計は 1800 万台を超え、世界の歴史的記録を塗り替えた。

中国汽车工业协会の統計によると、中国の自動車の年間累計生産台数は 1826.47 万台になった。前年同期比で 32.4% 増加し、年間累計販売台数は 1806.19 万台に達し、前年同期比で 32.4% 上昇、生産販売の前年同期比の伸び率は 2009 年よりそれぞれ 15.9%、13.8% 鈍化した。そのうち、乗用車の生産販売台数はおおよそ 1389.70 万台、1375.78 万台にのぼり、前年同期比で 33.8%、33.2% に上昇し、生産販売前年同期比の伸び率は 2009 年より 20% 鈍化した。商用車の生産販売台数はそれぞれ 436.76 万台、430.41 万台になり、前年同期比で 28.2%、29.9% 上昇し、販売前年同期比の伸び率は 2009 年より 1.5% 拡大した。

ちなみに、2010 年 12 月単月、自動車の生産販売台数はそれぞれ 186.48 万台、166.67 万

台になり、前年同期比で 22%、18% 増加した。2010 年第 1 ～ 4 四半期、中国の自動車販売の前年同期比は、それぞれで 72.5%、29.0%、16.0%、23.2% であった。

1.6 リットル以下の排気量の乗用車市場の発展は安定

2009 年 1.6 リットル以下の排気量への車両购置税減税 5% 策が、2010 年 2.5% に削減された為、2010 年上期には、車両购置税減税策による販売促進力が弱くなったため、1.6 リットル以下の排気量の乗用車の市場シェアは月ごとに下落し、7 月単月では乗用車市場の 65% になり、2009 年を 5% 下回った。2010 年下期には、省エネ自動車の普及策によって、小排気量乗用車の市場シェアは次第に回復した。

2010 年の排気量 1.6 リットル以下の乗用車の年間販売量は 945.92 万台に達し、前年同期比で 31.8% 増加し、乗用車市場の 68.8% を占め、2009 年より 1% 縮小、自動車市場の 52.4% になり、2009 年とほぼ同じとなった。

自主ブランドの乗用車は好調な勢いを維持し、市場シェアの拡大継続

2010 年の自主ブランド乗用車の販売は 627.3 万台で、乗用車販売市場の 45.6% を占め、市場シェア前年同期比で 1.5% 上回った。

セダンの販売台数は 949.43 万台になり、そのうち、自主ブランドは 293.3 万台に達し、セダン市場の 30.9% を占め、市場シェアの前年同期比で 1% 上回り、第二位の日系車より 8% 上回った。

「汽車下郷」の優遇策を享受した農民は 1000 万世帯、農民の生産・生活条件が改善

2010 年全土で財政部、工業情報化部と四輪車・二輪車下郷協議を締結した四輪車メーカーと二輪車メーカーは、計 270 社に達した。汽車下郷活動に参加するモデルの数は、四輪車は 1 万車種以上で、二輪車は 1.1 万車種以上であった。

財政部の統計によれば、2010 年 12 月末までで、汽車下郷策の実施期間が 22 カ月になり、全国で補助を受けた四輪・二輪車台数は 1791.47

万台、補助金額は265.67億元に達した。そのうち、四輪車は499.69万台、二輪車は1291.78万台となった。

2010年に全国で補助を受けた四輪・二輪車台数は1208.47万台であり、補助金額は178.87億元となった。そのうち、四輪車は332.69万台、二輪車は875.78万台だった。

省エネ車の全面的普及により、自動車製品のグレードアップが加速

2010年には、中国の自動車製品燃料消耗量公示制度が編纂され、工業情報化部の「轻型汽車燃料消耗量通告」システムがその通告を12項目に分けて発布した。累計で152社、11,124項の轻型車（轻型車：最大重量3500kg以下のM1類、M2類、N1類の自動車）の燃費データを公表した。中国国内で販売されている全ての轻型車（輸入車含）の燃費状況を「轻型汽車燃料消耗量通告」システムで調べることができる。

2010年6月より「省エネ製品惠民工程」の省エネ車普及策の実施を開始した。2010年末までに、国家発展改革委員会、工業情報化部と財政部は省エネ車普及目録を4項目まで発布し、計37社の272車種は、省エネ車普及目録に盛り込まれた。

2010年下期、省エネ車普及目録にリストアップされた車種は、計168.07万台生産され、同期の乗用車生産量の24%を占め、2009年より17%向上した。

省エネと新エネ車のモデル普及を全面的に推進、技術法規も更に完全化

2010年公共サービス分野における省エネと新エネ車模範普及の実証試験都市は、2009年の13都市（北京市、上海市、重慶市、長春市、大連市、杭州市、済南市、武漢市、深圳市、合肥市、長沙市、昆明市、南昌市）から25都市（追加都市：天津、海口、鄭州、厦門、蘇州、唐山、広州、瀋陽、成都、南通、襄樊、フフホト）へと拡大し、新エネ車の個人購入補助実証試験（上海、長春、深圳、杭州、合肥、北京）が6都市でスタートした。

2010年末まで、計54社の190車種は「省エネと新エネ車模範普及応用工程における推薦モデル目録」に掲載され、それらのモデルの2010年の年間生産台数は7181台になる。

「電動自動車伝導充電用連結装置」、「電動自動車動力蓄電池構造型式及び寸法」など一連の重要な批准が審査通過または発布されたのは、電動自動車の応用及び充電インフラの構築に重要な推進の役割があり、より健全な新エネ自動車の技術基準体系を設立するためである。

企業の収益利益状況は引き続き好調、研究開発への投資能力が向上

2010年1～11月、中国の自動車産業における規模以上企業（規模以上企業：主要営業収入が500万元以上に達する企業）について、主要営業収入合計が3.9兆元となった。

前年同期比で38.8%増加し、利益総額は、合計で3314億元となり、前年同期比で66.8%の上昇、課税総額は、合計で5119億元に達し、同期比で54.8%増加した。

2010年1～11月、17社の重点企業（集団）に関して、工業増加額は合計で3987.45億元に達し、前年同期比で45.4%増加した。主要営業収入は合計で1.9兆元になり、前年同期比で41.5%上昇した。利益総額は合計で1884.23億元に達し、同期比で77.2%向上し、その増加幅は前年同期比で13.4%となった。課税総額は合計で3073.66億元になり、前年同期比で58%増加、その増加幅率は前年同期比で5%となった。

大手企業集団の生産販売規模が総体的に拡大、産業集中度が更にアップ

2010年4社の自動車メーカー（集団）の各生産販売規模は200万台を超えた。そのうち、上汽集団の自動車販売台数は300万台を突破し、355.84万に。東風、一汽と長安はそれぞれ272.48万台、255.82万台、237.88万台に達した。上述4社の2010年の自動車販売台数は1122.02万になり、自動車販売総量の62.1%を占め、自動車産業の集中度は前年同時期に比べや

や上昇した。

中国の自動車販売トップ10の企業グループは、合計で1559.61万台を販売し、自動車販売総量の86.3%を占めた。

自動車輸出入市場の発展は好調、輸入は大幅に増加

2010年、中国の自動車完成車の合計輸出台数は54.49万台にのぼり、前年同期比で63.94%となった。そのうち、乗用車の輸出台数は28.29万台に達し、前年同期比で89.18%増加した。商用車の輸出台数は26.19万台になり、前年同期比で43.28%上回った。1～11月、自動車完成車の輸入台数は合計で72.76万台で、前年同期の102.73%になる。

2010年1～11月、全国の自動車製品における輸出入総額は975.42億ドルに達し、前年同期比58.69%増加した。そのうち、輸入金額は507.74億ドルで、前年同期比で76.79%を上回った。輸出金額は、467.68億ドルで、前年同期比で42.82%上昇した。

出所：工業情報化部装備工業司（訳責：中国日本商会）

2011年の見通し

中国汽车工業協会では、2011年1月10日に記者発表を行い、その中で、2011年の予測を明らかにした。それによると、2011年の中国の自動車市場の見通しについて、比較的良好な発展傾向が見られる。一方では中国のマクロ経済は相変わらず迅速に発展をしており、都市農村の住民の生活レベルの向上が安定しており、都市化と工業化のテンポは加速しており、輸出は次第に回復している。もう一方、購置税減税などの優遇策は終了し、北京市の購入規制策の「モデル効果」、車の使用コストの増加などがある。有利と不利な要素、及び予測できない不確定要素が、2011年の中国の自動車産業の発展へ影響を及ぼす。

構造調整、小排気量車と省エネ環境車の奨励と普及は、中国政府の自動車産業発展に対する主要

方針である。2011年の自動車生産販売の伸びは10～15%になると予測している。

<建議>

① 免税で通関を行う際の手続きが煩雑かつ工数を取られる。また本来免税対象の設備・部品等でも免税が認められず関税を支払ったケースがある。改善を要望したい。

② 1.6リットル以下の燃費実力の高い車両に対し、3,000元の購入補助策が制定されたことは、2009年に比した改善点。さらなる環境・省エネ普及のために、以下の観点を加えた政策の継続／強化を要望したい。

- ・ 排気量に拘らず、燃費規制達成度合いに応じた税制面での優遇措置の拡大。一律の税制優遇から、規制達成度合いが大きい車ほど、減税が大きくなるような制度。
- ・ ハイブリッド車など省石油効果の高い環境対応車への補助金付与。

③ 燃費の良い車の購入を促進させるため、2010年より燃費ラベル制度がスタートしたが、メーカーによっては、全く対応していないところもある。市場全体の燃費向上を図るために必要だと考えるが、真面目に対応しているメーカーだけが不利益を受けることのないよう、貼り付け促進のための管理をきちんと行って頂きたい。

④ 厳しくなる排気規制に対応するためには、新しい排気技術を導入する必要がある。しかし、これらの技術導入には、同時にクリーンな燃料が要求される。中国では市場における燃料が粗悪なケースが多く、排気規制のレベルとアンマッチを起こしている。排気規制のレベルと市場での燃料性状を整合して頂きたい。

- ⑤ 市場における自動車のリサイクル制度が整備されていないにも関わらず、車のものづくり上は、リサイクルに関わる技術基準が要求されようとしており、市場実態を反映していない。市場での自動車リサイクル制度と技術基準の策定に関し、中国政府内部での連携を要望したい。
- ⑥ 車両を生産、輸入、販売、登録するまでに多くの政府部門が管理し、類似した手続きを要求されている。多重管理となっており、自動車メーカーに対する負担が大きい。例えば、公告制度、CCC 認証制度、公安の検査制度を一本化するなど、自動車の認可、登録に関わる政府部門を一本化して頂きたい。
- ⑦ 補修部品パッケージラベル記載規定など、各種規程項目の窓口を一本化し、内容の明確化を図って頂きたい。現在は複数規定にカバーされており、内容に差がある。
- ⑧ レアアースの輸出管理に関して、政策の変更は十分な意見交換を経て徐々に行っていただきたい。
- ⑨ 二輪車の都市への乗り入れ規制について、多くの都市で交通安全、または環境のためという理由で二輪車の登録や乗り入れの制限を行っているが、二輪車は省エネ、省スペースの都市に適した通勤・通学車であり、不合理な規制であるため、撤廃もしくは少なくとも緩和をしていただきたい。
- ⑩ 大型二輪車の取り扱いについて、中国の経済発展に伴い、今後大型二輪車の需要も増えると考えるが、30%を超える関税や高速道路の通行禁止など、諸外国に比べ大型二輪車普及への障害が存在する。このような大型二輪車に対する不合理な関税や不公平な取り扱いを改善していただきたい。

11. 造船

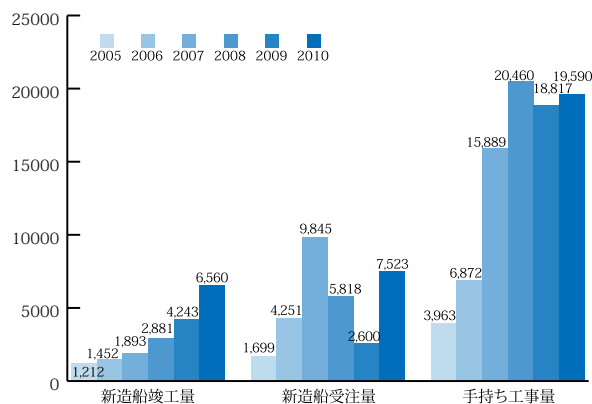
2010 年中国造船業概況

船舶生産指標

中国工業・情報化部によれば、2010 年全国船舶生産指標は、年間の新造船竣工量：6,560 万 DWT（前年比 54.6%増）、新造船受注量：7,523 万 DWT（前年比 190 % 増）、手持ち工事量：19,590 万 DWT（前年比 4.1%増）であった。

また、全国の一定規模以上（国有企業及び年間売上高が 500 万人民币以上の非国有企業）の造船及び造機企業の合計完成工業総生産額は 6,799 億元（前年比 25.2%増）となった。

図 1：最近 6 カ年の中国造船業の主要生産指標
（単位：万 DWT）



出所：中国工業・情報化部

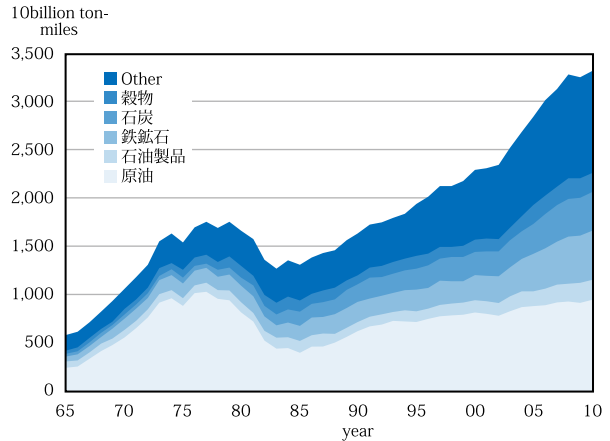
2010 年、世界造船市場における中国のシェアは、新造船竣工量：約 4 割、新造船受注量：約 5 割、手持ち工事量：約 4 割と全ての生産指標で韓国を抜き世界第一位のシェアを占めた。

世界商船船腹需給

世界の海上荷動量の推移は（図 2）のとおり近年で最も伸び高が大きかったのは 2003 年で約 7%であった。それら海上貨物を輸送する世界全体の商船船腹量は 2010 年末時点で 13 億 4 千万 DWT 規模であるが、他方、2010 年末時点での世界の各国造船所に積み上がった新造船手持ち工事量は 4 億 7 千万 DWT にのぼり世界商船船腹量

の実に 35%に相当し船腹需給は大幅な供給過多の状態に陥っている。

図 2：世界の海上荷動量の推移



出所：Fearnleys“Review”。08～10 年は推定値。

2010 年末の世界の主要船種（タンカー、ばら積み貨物船、コンテナ船、液化天然ガス運搬船）の現存船舶の合計隻数は 18,950 隻となっている。また、2011 年に新たに竣工予定の船舶の隻数は 2,695 隻で現存船舶隻数の 14.2%、2012 年に竣工予定の船舶は 1,645 隻で同じく 8.7%と隻数からも供給過多であることが判る。

表 1：現存船舶数及び竣工予定船舶数
（単位：隻数）

主要船種	2010年末 現存船	2011年 竣工予定	2012年 竣工予定
タンカー	5,466	681	308
ばら積み貨物船	8,154	1,691	1,144
コンテナ船	4,968	310	188
液化天然ガス運搬船	362	13	5
合計	18,950	2,695	1,645

出所：Clarkson Research Services
"World Shipyard Monitor"

中国造船業の課題

過剰建造能力

中国当局の発表によれば、上海長興造船基地、広州龍穴造船基地及び青島海西湾造船基地の三大造船基地を始め官民挙げて各地で造船施設を積極的に建設している。

そのような中、中国政府は 2009 年始め「船舶産業の調整と振興計画」を策定し、向こう 3 年間

新規の建造設備の拡張を行わない政策措置を取ったが、(図 1) から明らかにように 2008 年～2009 年の新造船受注量は 2010 年の新造船竣工量をかなり下回っており、現在の建造能力は明らかに過剰状態である。

外資企業に対する借入金規制

中国では外資系企業が資金調達を行う場合、定款上の総投資額から資本金を差し引いた額「外貨負債枠」を上限とする規制があり、中国現地法人が日本親会社等から外貨建てで借り入れる場合は、この外貨負債枠が上限とされている。こうした中、中国政府が外資系企業に投機的な人民元投資を抑制しようとしていること、また外資主導による過熱気味の不動産投資を抑制するため、2005 年 4 月 1 日以降、日本の親会社等による外貨建保証（親会社保証、銀行からのスタンドバイ L/C 等）が付された人民元借入金および外貨借入金について、外貨負債枠の範囲内に限定するとの新たな規制が加えられ、外資企業に対する借入制限が厳しくなった。

さらに、総投資額と資本金の比率も規定されており、例えば、総投資額が 300 万ドル以下であれば資本金比率は、70%を超えなければならない等、現実的に外資企業が経営していく上で非常に厳しい状況になっている。

船舶修繕市場

2010 年、中国の船舶修繕業は船舶の修繕数は大幅に増加したものの、厳しい海運市況を反映して一隻当たりの修繕業務量や修繕単価の高い作業が激減し、収入が大幅に下降した。統計データによると、2010 年 1-11 月中国の修繕船及び解撤船の主要事業収入は 651 億元（前年同期比 30.4%増）、利潤 33.0 億元（前年同期比 1.1%減）であった。

<建議>

①過剰建造能力：

現在、世界造船市場は過剰建造能力の状態にあるため国営・民営問わず新たな建造施設の建設及び拡大は行うべきではない。

また、供給過多は市場原理によって調節されるべきであり、資金提供など特別な助成措置を講じることは望ましくない。供給過多に対応する造船業支援を実施するのであれば、建造能力の縮小に繋がる政策を行うべき。

②「船舶産業の調整と振興計画」

措置の徹底：

過去において、地方の民営企業や外資企業の中には中央政府の方針（外商投資産業指導目録など）に反し、中央政府による承認が必要な施設にも拘わらず独自の判断で建設が行われたケースも見受けられた。「船舶産業の調整と振興計画」については、地方の民営船舶企業を含め統一した措置が取られることが望まれる。

③外資企業に対する借入金規制：

中国では外資系企業が外貨建保証（親会社保証、銀行からのスタンドバイ L/C 等）の付いた人民元や外貨を調達する場合、総投資額から資本金を差し引いた額を上限とする「外貨負債枠」という規制がある。そのため外資企業に対する借入金規制の撤廃、又は借入金の制限に関する総投資額と資本金の比率の是正を要望する。

④修繕船舶対応：

中国の造船所や港で船舶の修繕を行う場合、交換部品、修理用資機材などの輸出入の手続きや保税區での出し入れの手続きに時間を取られ円滑な修繕の実施が困難になっている。そのため船舶修繕に係る部品などの税関手続き等の簡素化を要望する。

第5章 情報通信業

1. 情報通信

工業情報化部（MIIT）報告によると、2010年、中国の情報通信業の電気通信業務総量（注1）は3兆955億元（前年同期比+20.5%）であった。全国の電話利用者は11億5,339万件（+8.7%）に達している。固定電話利用者数は減少し2.94億戸（-6.2%）、一方で携帯電話は1億以上増加し8.59億ユーザ（+14.9%）となり利用者全体の74.5%を占めた。インターネット利用者は4.57億人（+19.0%）に達し、ブロードバンド接続契約は1.26億ユーザ（+22.4%）となった。こうした携帯電話とインターネット利用者の増大に支えられて同期間の電信主営業収入は8988億元（+6.4%）まで伸びた。そのうち移動通信サービスの売上高は69.9%を占める。また物聯網、三網融合、クラウドなど新しい動きが少しずつ具体的なものとして姿を見せ始めた1年となった。

（注1）電気通信業務総量：中国での通信サービス総量を表す概念で次の式で示される。

サービス単価×実際のサービス量（トラフィック量等）

固定通信、新国家施策 （物聯網、三網融合）

電話ユーザ数

中国の携帯電話ユーザ数は前年同期から1億ユーザ以上増加した（詳細は2項参照）。一方で固定電話は減少の一途をたどっている。

表1：固定電話、携帯電話のユーザ数と普及率

	中国 ユーザ数	中国 普及率	日本 ユーザ数 (2010年 6月時点)	日本普及率 (2010年 6月時点)
固定電話	29,438万	22.1%	4,237万	33%
携帯電話	85,900万 注	64.4%	11,760万	92%

出所：工業情報化部資料『2010年全国電信統計公報』、総務省報道資料『情報通信主要データ』

注：携帯電話の数については中国3キャリアの発表合計数8.42億とは差がある

インターネット利用者数

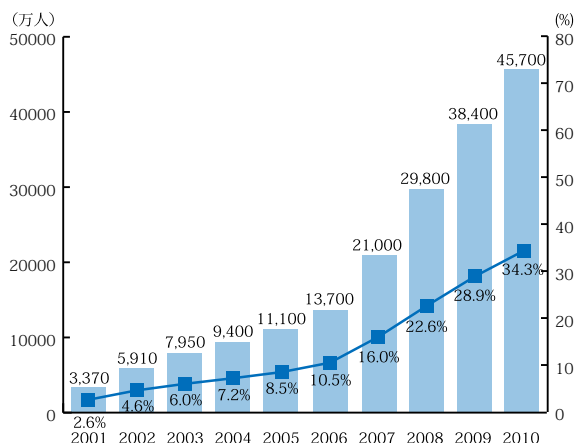
インターネット利用者総数は、2010年12月末で4.57億人となり、全人口に対する普及率は34.3%となった。利用者数は世界最大であるが、普及率はインターネット先進国に及ばない。（日本78.2%、アメリカ77.3%、韓国81.1%等、注2）

なお、利用者の構成を見ると、ブロードバンド接続の利用者が4.5億人（契約は1.26億）に達している。また、携帯からのインターネット接続が3.03億となりインターネット利用者全体の66.2%を占めており注目に値する。

（注2）日本、米国、韓国：2010年6月末の数値（出所：Internet World Status “INTERNET USAGE STATISTICS THE INTERNET BIG PICTURE”）

（注3）出所：CNNIC資料『第27回中国インターネット発展状況統計報告』

図1：インターネット利用者数



2010 年電気通信産業界の主な動き

温家宝首相は 2010 年 3 月の第 11 期全国人民代表大会における政府活動報告の中で、新エネルギー自動車、「三網融合」の推進と「物聯網」の研究開発・アプリケーションの加速を図る、と言及し、ICT 分野を経済発展のベースとして重視する姿勢を鮮明にした。

物聯網

「物聯網」に関して工業情報化部は標準化委員会を設立し、各通信キャリアは銀行、電力、医療、製鉄、自動車などとの異業種間戦略的提携を推し進めている。

また中国全土で 12 都市が「物聯網産業聯盟」やプロジェクト、各種委員会を設立している（瀋陽、北京、山東省、南京、無錫、上海、杭州、武漢、重慶、福建省、広東省、深圳）。

10 月 19 日、国務院は「物聯網」を「国家戦略的新興産業」の一つと位置付け、政策的サポートを行うこととした。2015 年までに GDP の 8 % 相当を押し上げる効果を期待し、2020 年には GDP 全体の 15% を占める規模を想定している。

三網融合

通信、TV・ラジオ、インターネットの融合で新しいサービスの実現を目指す「三網融合」であるがコンテンツはインターネットのそれと比較して極めて限定的である。国務院は 7 月に「三網融合」の第一期実験都市 12 カ所（北京、大連、ハルビ

ン、南京、杭州、アモイ、青島、武漢、珠潭地区、深圳、綿陽）を公表し、現在は各地で「三網融合」調整組織の設立、実施計画の策定、サービスの申請・準備活動組織化などが進められている。

クラウド

各キャリアが独自にクラウド計画を発表し、各地方都市は独自にクラウドコンピューティングセンタの建設投資を進めているため各地で同様の重複建設が発生している。

その他

2010 年 6 月、中国国務院新聞弁公室がインターネット白書「互聯網白皮書」を初めて発表した。中国のインターネット検閲問題やインターネット上の言論の自由の問題について中国政府の立場を明確に説明、主張する内容となっている。

2011 年の展望

2010 年 10 月発表された第 12 次五カ年規画では、情報化水準の向上、情報化と工業化の推進、経済社会の各領域での情報化推進、ソフトウェア産業の発展、電子商取引の推進がうたわれ、三網融合の実現と、物聯網の研究開発と応用を進めるとされている。また、工業情報化部の李毅中部長（当時）は第 12 次五カ年規画に関し、三網融合、4G の研究と産業化、ソフト産業の発展、物聯網の研究開発応用をさらに加速させるとしている。

移動体通信（携帯電話）

2010 年の中国の移動体通信市場は、3G サービスを中心に引き続き高い成長を維持した。2010 年 12 月末の携帯電話サービスの総ユーザ数は、各通信会社の発表数値では 8 億 4,200 万、うち 3G サービスは 4,705 万を占めるに至っている。純増ユーザの大半は、内陸部の 2G サービス（GSM/GPRS）であるが、都市部では 2G から 3G へのマイグレーションが進んでおり、付随する各種のモバイル付加価値サービスの発展と欧米の最新のスマートフォンの同時並行的な中国への導入が進んだことが、2010 年の最大の特徴となった。

こうした急速な市場の拡大とサービスの深化に対して、中国の法制度や業界内のルールの整備は進んでおらず、日本のみならず、海外の通信事業者、コンテンツ事業者等の中国進出の障壁の一つとなっている。

拡大を続ける携帯電話サービス市場

2010年12月末時点の中国の携帯電話サービスユーザ数は8億4,200万に到達した。各通信事業者のユーザ数（市場シェア）は、中国移动が5億8,400万（69.5%）、中国联通が約1億6,700万（19.8%）、中国电信が9,100万（10.7%）となっている。上記のうち、3Gサービスユーザ総数は4,700万超であり、全体の5%程度にとどまるが、各社の3Gユーザ数（市場シェア）は、中国移动が2,070万（44.0%）、中国联通が1,406万（29.9%）、中国电信が1,229万（26.1%）と拮抗しており、3Gサービスでの競争が進展していることが窺える。

図2：中国の携帯電話ユーザ数と年間伸び率推移

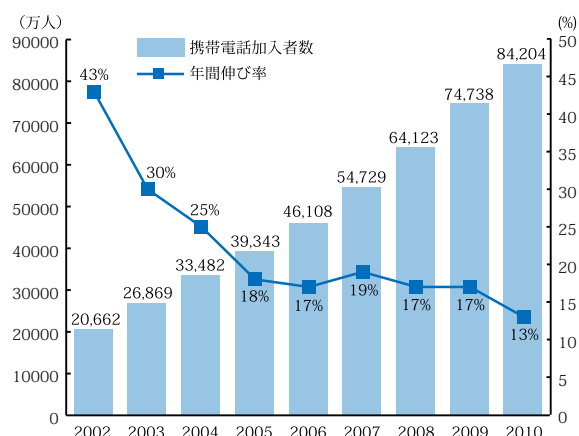


表2：通信事業者3社のユーザ数と市場シェア比較

通信事業者	携帯電話ユーザ数	市場シェア	3Gサービス（再掲）		
			ユーザ数	市場シェア	技術方式
中国移动	5.84億	69.5%	2,070万	44.0%	TD-SCDMA
中国联通	1.67億	19.8%	1,406万	29.9%	W-CDMA
中国电信	0.91億	10.7%	1,229万	26.1%	CDMA 1X EVDO

3G 関連の付加価値サービスの成長とスマートフォンの台頭

3G サービスの拡大に伴い、高速データ通信の

利点を活かした各種の付加価値サービス市場が急速に拡大している。良く利用されているサービスは、音楽、ゲーム、SNS、プロフ（ミニブログ）、漫画、小説等であり、ここ1～2年ほどの間に、地下鉄やコーヒーショップ等で、わずかな時間の合間も携帯電話の画面に釘付けになっている若者の姿が増えてきており、日本の携帯電話利用の様相と近似してきていることが窺える。加えて、2010年は中国でもスマートフォン元年と呼べる一年であった。アップルのiPhoneは中国でも人気が高く、サムスン是世界戦略端末のGALAXYを日本よりも早く中国へ導入している。これらの対抗軸が、従来のノキアやモトローラではなく、中国ベンダーの華為、中興、多普達、聯想に取って代わっているという点も、業界地図の大きな変動を物語っている。

進まない法整備と業界内のルール作り

市場の拡大と新サービスや新技術が急速に進展する一方、通信サービスに関する法整備は進んでいない。すでに10年近くも電信法の制定が議論されているが、いまだ発効しておらず、業界ルールは2001年に制定された電気通信条例のみであり、付随する規定類が業界のサービスや競争の進展に合わせて後付けで発表されるという状況である。加えて、日本の優良なコンテンツの商標や知的財産権が妄りに侵害されており、模造品、海賊版といった形で市場に流布していることが、日本の通信事業者やコンテンツ事業者に中国市場への参入を躊躇させている。中国のWTO加盟から10年を経過していることから、中国政府には規模の拡大と自国技術の確立のみならず、業界の規律性と自浄力の向上に、一層の配意を期待する。

<建議>

①通信関連の法整備の推進と

業界内の不正等への取り組み強化：

情報通信、特に移動体通信は技術の進展、市場の発展速度が著しいことから、電信

法をはじめとする関連法制の整備が喫緊の課題であり、政府の積極的な取り組みと実効性のある成果を期待したい。

また、情報通信産業の発展は、そこで流通されるコンテンツの品質に依存するところが大きい。しかしながらコンテンツやサービスに関わる海賊版、模倣の横行といった知的財産権の侵害は、依然、市場に蔓延している。健全なマーケット育成のためにも不正業者に対する刑罰の強化等の取り組みと一体化した業界内のルール作りについて政府の真摯な取り組みを執行していただきたい。

②事業ライセンス取得要件の

緩和と外資への非開放項目の改善：

基礎通信、付加価値通信サービスライセンスの取得のために、外資は中国国内企業と、一定資本金規模以上の合弁会社を設立する必要がある、参入障壁となっている。外資が独自に事業参入可能である日本の外資参入要件と同程度まで、中国の外資参入要件の緩和を要望したい。また、WTO 承諾表において外資に開放されている電信サービスが限定的であり、今後需要の高まるであろうデータセンター、コールセンター等の付加価値電信サービスが外資に未開放となっている。データセンター、コールセンター等の事業ライセンスの外資へ開放を求めたい。

③アクセス網の故障時の連携：

通信網はエンドーエンドでの品質が確保されてこそ、利用者、企業が安心して業務を進めることができる。アクセス網のネットワークが故障した際に迅速に対応できるように、通信各社との情報連絡をさらに円滑に進めたい。

可能であれば故障の際に両者立会いの元で故障切り分けを実施し、故障個所の特

定を行いたい。また、より一層のネットワーク情報の開示をお願いしたい。

2. ソフトウェア

中国国内のソフトウェア産業の状況

世界の工場としてハードウェア産業だけでなくソフトウェア産業でも中国の人材活用が進んできたが、拡大の中で課題も浮かんできた。既に中国の大学進学率も向上し、人材の供給は就業人数の拡大にもかかわらず供給過剰による就職難に至るまでになった。さらに、北京・上海等の湾岸地域の成功体験に基づき各地の政府が同様の政策を駆使して、ソフトウェア産業の拡大を各省都中心に独自性を出すべく推進している。逆に日本企業からみたソフトウェア産業にとっても、中国人材無き環境は構成することが有り得ない状況であり、組織はさらに中国人スタッフによる独立した組織として運営される環境に進んできている。

そんな中で中国でのソフトウェア産業の活動を推進し、拡大をしていく上で課題も多く発生しており、随時対応しているが解決していく上で企業だけでは解決が難しいものも多く、以下にその内容を具体的に報告し改善事項を整理していく。

中国のソフトウェア産業

日本の各企業はハードウェアの領域と同様、安価で優秀な人材を豊富に享受できることを目的にオフショア開発領域を中心にソフトウェア事業を拡大してきた。日本語が出来る人材も日本への留学・就業を経験した人材だけでなく、大学の日本語教育の強化、日本語検定等により大量の人材が供給される環境に有る。中国国内の製造業も世界の単純作業としての工場からノウハウをベースにした製造業に変革してきており、優秀な人材確保に向けた競争が活発になってきている。

また、北京・上海・大連を中心にした沿岸地区で成功したソフトウェア産業に対する政策として、輸出企業への優遇税制、さらに大規模ソフトウェアパークを設立しそこにオフィスを設立す

る企業に対する各種優遇措置等が挙げられる。このような政策を各地の政府が競うように模倣し、独自性も見出して打ち出すことから、各企業にとって活動する地域を拡大していく中で、事業の拡大に伴い人事処遇面等に課題が発生している。

さらにソフトウェア産業において中国国内のシステムインテグレーションビジネスの拡大に伴い人材の流動化が進み、技術者として指導してきた人材が中国国内向けのシステムインテグレーターに流出する事例も増えてきており、日本からの技術流出も含めた対策が必要な状況にある。特にハイテク技術もソフトウェア化が進み、既にノウハウを習得している人材流動化による技術流出が危惧される状況にある。

中国のソフトウェア産業の拡大と企業の継続的なビジネス拡大に向けて企業努力と共に中国政府及び各地政府も含めた対策が必要と考える。

具体的な問題点と改善要望

模倣品・知的財産権の保護

ハードウェアの外観上の模倣は取りざたされているが、ソフトウェア産業においてもソフトウェアの設計、コーディングの技術、さらには人材のマネジメントについて技術移転を進めてきた。標準的な設計技法、コーディング基準等具体的なドキュメントとそれを徹底していくための人材教育指導要領など多岐にわたってソフトウェア人材の強化が進められてきた。

インターネットの掲示板に書き込まれる等の情報からも各種情報流出の予兆が懸念され、さらに人材の流動性からも企業と個人の契約で知的財産の保護をしつつも、法令上の制限に及ばない領域は追求が難しい状況にある。

知的財産の保護について中国全土で統一した法令・指針の提示がなければ、企業にとっては中国への革新技術の移転にわるシステム開発や研究開発の拡大が進まず、中国にとってもノウハウの蓄積や最先端技術の人材育成に影響を与えることになるので、必要な措置および具体的な対応を要望する。

グループ企業内取引における課税

オフショア開発における輸出関連の手厚い優遇税制により、人材確保の拡大、事業の拡大が加速化されている。単一地域での優秀なソフトウェア人材の確保が多数の企業進出により、難しくなりつつある。さらに、複数の地方政府からの進出要望に伴い、同一企業グループにおいて複数の地域に現地法人を設立している事例が多く発生している。

また、オフショア開発から中国国内のシステムインテグレーション事業への推移に伴い、複数の地域企業間のリソースの共有やノウハウによる役割分担を積極的に推進していく必要が出てきている。

同一企業グループにおいてリソースの活用を効率化させるためにも、グループ内企業取引に対する課税を軽減することで、人材の多地域での確保が進み、中国全土での経済成長に貢献できるものとする。

ソフトウェア人材育成・確保のための優遇措置

ソフトウェア人材の確保に向けて、企業だけでなく従業員への優遇措置が上げられる。特に大学卒業した新卒者に対して都市戸籍の取得、在住者への個人所得税の還付等がある。

ところが、各種施策が都市により異なり、企業グループ内部でも企業毎、または分公司毎に従業員の処遇の差を生んでいる。特に衣食住（特に住宅関連）、年金関連、さらに年収に対する税制優遇等の施策は個人所得にも直結しており、統一した制度により都市間の人事施策の共通化が必要と考える。

日本への中国社員の出向・研修時の課税問題

ソフトウェア人材のレベル向上、及び日本の技術者との連携を強化するため、人材を日本に異動や研修派遣をして、技術供与を受ける事例が定常的に進められている。しかしながら、現実的には両国での二重課税が発生しており、個人もしくは会社の負担になっているケースが見受けられ、企業において日本派遣の阻害要因となっている。

優秀な中国のソフトウェア人材のより一層の日本への派遣推進により、企業側としても将来の中核人材の育成が強化されるものとする。

<建議>

①模倣品・知的財産権の保護：

ソフトウェア産業において知的財産の保護がなければ、企業にとっては中国への革新技術の開発移転や研究開発が進まず、中国にとってもノウハウの蓄積や最先端技術の人材育成に影響を与えることになるので、必要な措置および具体的な対応を要望する。

②グループ企業内取引における課税：

優秀なソフトウェア人材の確保や各地方政府からの進出要望を受けて、同一企業において複数の現地法人を設立している場合、リソースの負荷状況により相互の会社間で人材の活用を行うケースでは、親会社が同一企業である場合は営業税の免除をお願いしたい。それによりグループ内経営での人材リソースの有効活用を促進できる。

③ソフトウェア人材育成・確保のための優遇措置：

ソフトウェア人材への優遇措置として、都市戸籍の獲得や個人所得税の還付等があるが、地方によって政策が異なっており、同じ企業に所属していても勤務する都市によって待遇が異なってくるので、全国统一の政策をお願いしたい。

④日本への中国社員の出向・研修時の課税問題：

ソフトウェア人材のレベル向上のために、日本の本社に出向を行った場合、中国での個人所得税納付が継続され、日本の課税との二重課税になり、派遣の阻害要因となっている。日中間の租税条約により還付されるはずであるが、実行面で還付されていないので、制度の運用と簡素化をお願いしたい。

3. コンテンツ

中国のコンテンツ市場は2010 年も拡大を続けているものの、コンテンツの無許可・違法配信や模倣品・海賊版コンテンツの横行、中国政府による中国企業保護政策、外資企業への各種規制といった問題があり、外資企業のビジネス展開には大きな障害となっている。

このような市場において、日本企業は幅広く積極的な事業展開を行っているが、本項では、「ゲーム（携帯電話ゲーム）」、「出版」、「アニメ」を取り上げて、各市場の現状や問題点等を紹介したい。

携帯電話ゲーム

携帯電話ゲーム市場の現状

工業情報化部の発表によると、中国の携帯電話契約者数は2010 年末現在で約8 億6,000 万人である。一方、中国インターネット情報センターの発表によると、2010 年末現在での中国本土の携帯電話利用によるインターネット人口は前年同期比6,930 万人増の3 億300 万人である。この3 億人余りが最も広い意味での携帯電話ゲームユーザーになる。中国の携帯電話ゲーム市場は、推計で約18 億元（約220 億円）とされるが、日本の市場約900 億円と比べると市場としてはまだ小さい。この数字及び国内におけるコンテンツの多さにより中国市場は今後更なる拡大が期待されているが、実際は市場の停滞やコンテンツプロバイダー（以下「CP」）が儲かる仕組みになっていないといった問題がある。

ビジネスの仕組み

CP は中国での携帯電話コンテンツの配信に当たって、中国移动等のキャリアと契約を結ぶが、厳密には外資CP はキャリアと直接契約できず、一定の資格を有する内資企業を通さなければならない。契約を結ぶとコンテンツに対し、ビルングポイント（以下「BP」）が付与され、CP はこのBP をコンテンツに埋蔵する。コンテンツがキャ

リアのサイト（中国移动であれば「移動夢網」＝NTT ドコモで言えばi モードに相当）に掲載され、このサイトにアクセスしたユーザーがダウンロードする際に課金される仕組みである。

具体的問題点・課題

お金を支払う真のユーザー不在（自己消費）

中国では、キャリアからBP を得た企業が自社のコンテンツをダウンロードして売り上げを稼ぐこと（自己消費）が行われている。それは、ダウンロードの量に応じて支払うキャリアへの手数料等を支払っても、使用期限が迫った割安のプリペイドカードを纏めて購入し自己消費することにより「利ざや」を稼ぐことができるためである。また、もう一つの狙いはサイトでより良い場所を確保するためである。ダウンロード数が上がればサイト内のランキングに上位掲載され、これを見た本当のユーザーが購入する可能性が高くなるというメリットもある。

売れているのに分け前なし（違法な課金付替）

上記のBP が本来のコンテンツとは異なるコンテンツに埋め込まれることも日常的に行われている。例えば、CP であるA 社の有力ゲームタイトル α がキャリア以外のサイト上で α とは関係のないコンテンツのBP を埋蔵されて販売されるのである。ユーザーが α をダウンロードすると課金が行われるが、A 社には全くレベニューシェアされない。「自己消費」や「課金付替」は、キャリア（中国移动）も罰則規定を設けそのようなことを行う企業を頻繁に処罰しているが、効果がないどころかこうした行為は逆に増えつつある。

海賊版コンテンツの横行

インターネット上には海賊版コンテンツが溢れている。本来は法的手段に訴え、海賊版コンテンツの削除に結び付けるべきであろうが、ヒト、カネと限られた個別企業のリソースでは対応にも限界がある。

低すぎるレベニューシェア等

CP は収益をキャリアとシェアする段階で「冷遇」されている。キャリアの取り分や不明瞭な名

目により相当な額が引かれ、CP はユーザーが支払った額の3分の1が入金されれば良い方である。このようなビジネス環境で優れたCPを育成することは不可能である。

キャリアの運営スキルが不足

例えば、中国移动傘下の広東移動は昨年夏から Mobile Market というゲームを含んだアプリケーションソフトの販売を行っているが、全く不振となっている。その原因の一つとして、キャリアの運営スキルが低いことが挙げられる。無料コンテンツと有料コンテンツが雑多に並べられていたり、優良ゲームが探しにくかったり等改善すべき点が多い。

キャリアは中国移动のみが先行

CPの販売先となる中国国内のキャリアでは、まだ中国移动しかゲームのサービスを開始しておらず、ビジネス条件も整っていないことも問題である。中国電信も昨年9月に「愛ゲーム」というブランドでサービス開始を発表しコンテンツを募集したにも関わらず、現在（2011年1月時点）でも契約にも至っていない状況である。

マーケットデータの入手が困難

ユーザー情報や売れ筋ゲームの分野・タイトル等マーケットデータの入手が困難なことも市場参入のハードルとなっている。

出版

出版市場の現状

2010年の中国出版業界の総売上げは約370億元（約4,600億円）、そのうちインターネットによる売上げは50億元程度（約600億円）である（いずれも新聞出版総署の速報値、以下同）。2009年に比べて、1.83%の増加である。販売された書籍は、約105万種類で、前年より5万4000種類多くなっている。なお、新聞出版業界としては1.3兆元（約16兆円）市場に成長したとのことである。

2010年「出版改革」

2010年の中国出版界は、新聞出版総署主導の「出版改革」がピークを迎えた年であった。「出版改革」とは、全国に579社（中央管轄220社、地方管轄359社）ある出版社を、2010年末までに国の事業体から国有企業へと変える。加えて、全国に約3,000カ所ある新華書店等、出版関連業界も同様の措置を取るというものである。この「出版改革」は、2010年末をもって一応終了した。新聞出版総署の調査によると、企業化後の出版社の総資産は22%、売上げは15.3%、利益は35.8%それぞれ増加し、再販率は6割以上に向上したとのことである。

今後5年間の目標（「3化」、6大能力向上）

新聞出版総署の柳斌傑署長は、2011年に入って、出版業界の「3化」（大型化、電子化、体系化）と「6大能力向上」（創造、消費、伝達、管理、競争、発展能力の向上）を、今後5年間（第12期5カ年計画）の目標に掲げている。これは、以下の4つの潮流であろう。

第一に、「大が小を兼ねる」時代の到来である。株式を上場した新聞出版業界の企業は、既に45社に上り、年間売上げが100億元を超える出版社も4社出現している。今後は出版物の物流業界にも3～4社の「巨艦」を養成していくと柳署長は述べている。

第二に、電子化の流れである。電子書籍業界の総生産値は、2006年が213億元、2007年が362億元、2008年が530億元、そして2009年が779億元（約9,700億円）と着実に伸びている。2010年の速報値はまだ出ていないが、おそらく1,000億元（約1兆2,500億円）近くに達していると思われる。

電子図書の閲読器の売上げは、2010年は103万台を突破した。また、中国は既に「スマートフォン」が主流となる時代（新規販売台数の約半数）に入っているため、特に携帯電話ネットによる雑誌・マンガ・一部書籍等の市場は、拡大が見込まれる。

第三に、文化会社の役割である。前述の出版社改革に伴って、中国全土で4万社（そのうち北京が5,000社）と言われる民間の文化会社が、出版の脇役から主役に躍り出てきており、主要なベストセラーは文化会社が作る時代が到来している。

第四に、中国図書の輸出である。新聞出版総署の統計によると、2005年に海外図書の輸入と中国図書の海外への輸出の比率は金額にして7.2対1であった。これが2009年には、3.3対1に縮小している。中国政府は、「走出去」（輸出）を国是にしており、多額の補助金を出している。加えて、中国の図書の品質向上は目覚ましく、今後は「図書のインバウンド」が起こってくるものと思われる。

具体的問題点・課題

日本マンガの開放

中国は、1997年の全人大で日本マンガを実質的に禁止して以降、既に14年間にわたって、この政策を続けている。新聞出版総署の公式見解では、「中国政府批判、暴力過多、性表現過多の作品以外は、禁止をしていない」というものであるが、実際に刊号を申請し許可されるのは年間5作品にも満たない。マンガだけでなく、日本のアニメ、映画、テレビドラマ等も同様の措置が取られている。

ネット海賊版

中国は、昨年秋から模倣品・海賊版コンテンツの特別取り締まりキャンペーンを温家宝総理主導の下で始めたが、日本のマンガ、アニメ、テレビドラマ、映画等は、中国の海賊版ネットにより無料で見放題の状態となっている。

アニメ

アニメ市場の現状

中国では2004年以降、アニメをエンタテインメント産業の重要なコンテンツと位置づけて、国を挙げてアニメ産業の育成のための推進政策を行っている。中国各地に動漫基地を作り、国産アニメ

の支援・育成を大々的に展開していく一方で、外国アニメのテレビ放送に厳しい規制を課すことで、事実上の締め出しを図っている。

中国における2010年のアニメ市場規模は、民間調査会社の推計で208億元（約2,600億円）となっており、既に日本の市場規模（2009年で約2,164億円）を上回っているものと思われる。なお、キャラクター市場全体では、模倣品・海賊版等まで考慮すると、その規模は数千億元のポテンシャルを有していると考えられる。しかし、この市場規模の拡大があるべき市場の健全な発展に繋がっておらず、まだまだ未成熟で多くの問題を抱えているのが現状である。

具体的問題点・課題

輸入規制・テレビ放送規制の問題

現在、日本アニメを含む海外制作アニメ作品にはテレビ放送規制を始めとして、ビジネス推進の根幹にかかわる部分で多くの厳しい規制が課されている。更には、公序良俗にかかわる審査、政治的な配慮にかかわる審査等非常に厳しいチェックを受けており、2006年のSMG輸入による「テニスの王子様」以降、日本を含む外国アニメは全く許可されていない状況である。劇場アニメ映画についても同様の状況で、2009年から2010年にかけて中国国内で大ヒットした国産アニメ「喜羊羊与灰太狼」等基本的に国産アニメ作品の保護を目的としている背景も透けて見える。

インターネットでの無許可・違法動画配信問題

中国でのアニメ視聴はここ数年、インターネットでの動画視聴が急速に拡大してきている。中国の大手動画サイトを見ると、日本アニメは非常に人気が高く、「ドラえもん」「クレヨンしんちゃん」「ワンピース」等人気アニメ作品がほとんどのサイトで無許可・違法配信されているのが現状である。このようなインターネット動画サイトの市場規模は既に50億元を超えているとの試算もあり、大手動画サイトを始めたとしたインターネット各社は、無許可・違法配信で大規模なビジネスを展開しているといっても過言ではない。

模倣品・海賊版コンテンツの問題

中国には模倣品・海賊版コンテンツが溢れており、WTO 加盟後もほとんど実行対策が行われていない。野放しとなっている海賊版の横行で、日本の著作権元の権利は侵害されたままである。また、「クレヨンしんちゃん」の中国語名「蠟筆小新」が、第三者に勝手に商標登録され、権利侵害状態が継続しているケース等を見ると、中国での日本著作権各社のビジネス展開は大きな制約を受けていることが分かる。

優秀なクリエイター・人材不足の問題

上述に挙げている数々の問題については、直接的、間接的に、アニメ制作にかかわる優秀な人材の不足にも起因していると思われる。中国アニメ作品のストーリーやキャラクター等は、日本の人気アニメの真似や作品自体にオリジナルのアイデアが欠如しているケースが目立つ。これは、中国にアニメの原作となっている漫画文化が無いことが大きな原因と考えられるが、一方で、中国政府の国内アニメ保護政策により、健全な競争文化が育っていないことが国内制作会社及びその人材のクオリティ向上を逆に妨げてしまっていると思われる。

て売り上げを稼ぐこと（自己消費）」や「BPが本来のコンテンツとは異なるコンテンツに埋め込まれること（課金付替）」は違反行為であり健全な市場の発展を阻害している。その解決をキャリアだけの努力に任せるのではなく、監督官庁である工業信息化部の指導強化を要望する。

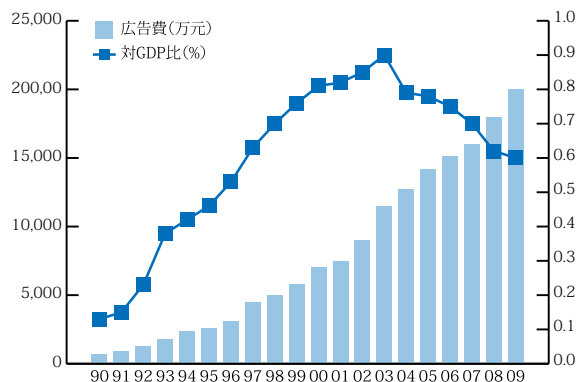
<建議>

- ① コンテンツの無許可・違法配信や模倣品・海賊版コンテンツに対する取り締まり強化と罰則強化の徹底を要望する。特に、インターネットでの模倣品・海賊版対策では、所管官庁の取り締まり要請手続きが不明確なので、明確にしていきたい。
- ② 中国コンテンツ市場の健全な発展のため、政府は中国企業に対する保護政策を早急に止め、外資企業に対する各種規制（参入障壁）を緩和・撤廃すべきである。
- ③ 携帯電話ゲームにおける「BPを得た企業が自社のコンテンツをダウンロードし

4. 広告

2009 年中国の総広告費は 2,041 億元で前年比 141 億元、7.45%の伸びを示した。2008 年の伸び率 9.11%より 1.66 ポイント下がっており、対 GDP 比で見ても、2008 年は 0.63%、2009 年は 0.61%とその比重を下げて来ている。(2009 年度における日本の総広告費の対 GDP 比は 1.25%で中国の約 2 倍である。) 経済全体の規模の拡大に比較し、2003 年から 5 年連続でニケタを超えていた中国の広告費の伸び率も、リーマンショック以降は鈍化傾向にある。(図 1)

図 1：中国総広告費と対GDP比

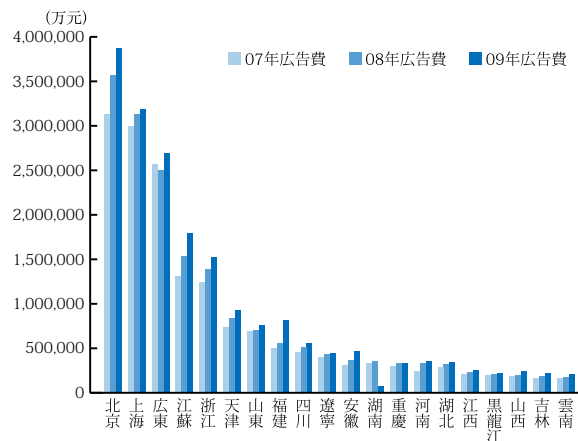


資料：中国広告協会

中国広告業界の動向

2009 年の地域別広告費は、北京、上海、広東省という上位 3 者は変わらないが広告費の伸び率は鈍化している。上位 3 者の広告費を合計すると 974 億元となり、総広告費の 47.7%を占めており、依然として上記三大市場が広告消費の中心であることは事実だが、今後は周辺部および内陸部の方へ広告費の伸びもシフトしていく傾向がみられる。(図 2)

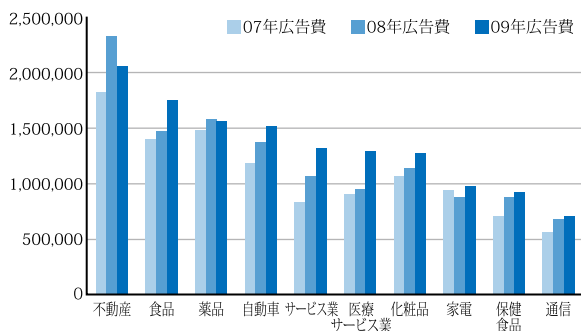
図 2：2009年地域別広告費



資料：中国広告協会

2009 年の業種別広告費をみると、不動産（207 億 85 万元、前年比 13.2%減）が引き続き 1 位の座を占め、食品（175 億 6,407 万元、前年比 15.95%増）、薬品（156 億 8,711 万元、前年比 0.8%減）、自動車（151 億 6,022 万元、前年比 8.9%増）がこれに続いている。広告費の伸び率では、サービス業（39 億 2,558 万元、前年比 42.9%増）、医療サービス業（83 億 1,954 万元、前年比 35.7%増）が 1 位、2 位を占めた。(図 3)

図 3：業種別広告費



資料：中国広告協会

2009 年の媒体別広告費シェアは、テレビが 536 億 1,903 万元、前年比 6.9%増で首位をキープしており、媒体費シェアは、41.6%を占めた。しかし、2008 年の 13.22%増に較べると伸び率は低下している。新聞広告は、370 億 4,633 万元、前年比 8.1%増。媒体費シェアは、28.4%。ラジオ広告は、71 億 8,703 万元、前年比 5.2%増。媒

体費シェアは5.7%だった。雑誌広告は、30億3,792万円、前年比2.1%減。媒体費シェアは2.6%に止まる。

屋外広告とインターネット広告は順調な伸びを示している。屋外広告の推計広告費は、192億2,153万円とされ、前年比7.0%増。媒体費シェアは、14.7%。インターネット広告は、推計広告費109億1,616万円、対前年比9.6%であった。媒体費シェアは8.3%。上記の二媒体の伸長は、伝統的四媒体の媒体費高騰と企業の広告費削減を受けて、より消費者と密接な接点を求める動きの表れと言える。(図4)

図4a：2008年媒体別広告費シェア

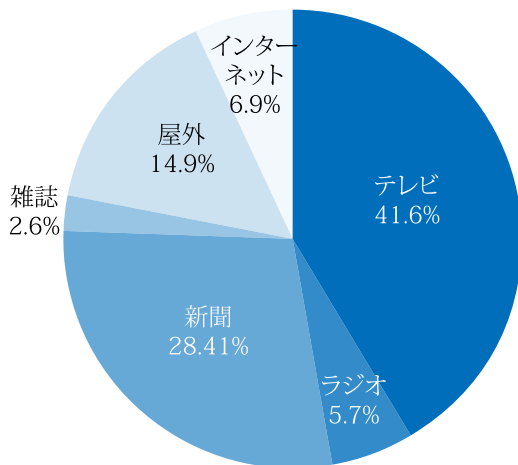
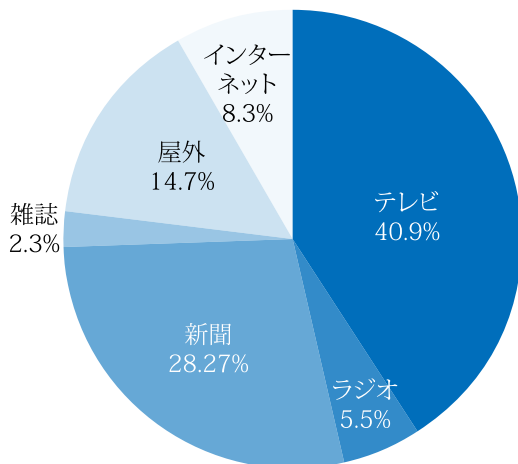


図4b：2009年媒体別広告費シェア



資料：中国広告協会

2009年の全国広告会社の総売上高は849

億4,297万円で、前年比9.1%増。総広告費の41.6%を占めた。そのうち、上位10社の売上高の合計は、299億5,059万円で広告会社全体の35.3%を占めている。総利益および売上高による順位は、表5-1、表5-2のとおり、外資系広告会社が過半数を占めている。

表5-1：主要広告会社 総利益上位10社

(単位：万元)

順位	広告会社名	総利益
1	北京電通广告有限公司	110,757
2	盛世長城国際广告有限公司 (サーッチ&サーッチ)	75,609
3	上海广告有限公司	73,751
4	中航文化股份有限公司	71,104
5	上海靈獅广告有限公司 (リントス)	55,437
6	上海美術设计公司	36,484
7	思美伝媒股份有限公司	11,410
8	長春吉伝媒集团有限公司	10,205
9	四川省巴蜀新形象廣告伝媒股份有限公司	9,971
10	北京互通聯合国際广告有限公司	9,568
合計		464,296

表5-2：主要広告会社 売上高上位10社

(単位：万元)

順位	広告会社名	売上高
1	智威湯遜・中喬广告有限公司 (JW・トンプソン)	566,800
2	上海李奥貝納广告有限公司 (レオ・バーネット)	496,205
3	盛世長城国際广告有限公司 (サーッチ&サーッチ)	421,895
4	麦肯・光明广告有限公司 (マッキヤン・エリクソン)	368,590
5	北京電通广告有限公司	367,416
6	北京恒美广告有限公司上海分公司 (DDB)	225,596
7	広東省廣告股份有限公司	205,024
8	上海广告有限公司	131,815
9	中航文化股份有限公司	111,718
10	福建奥華集団	100,000
合計		2,995,059

資料：中国広告協会

広告産業の問題、改善要望点

「广播電視廣告播出管理弁法」による総量規制

2009年も中央政府を始めとして、多くの広告規制に関する法規制、通知が施行された。

医療関連（特に性病、性機能昂進薬）の虚偽広告に関する規制や薬品の安全性に関わる規制が新たに施行されたが、広告業界に最もインパクトを

与えたのは、9月10日に施行の国家広電局発「广播电视广告播出管理办法」だろう。部分的にはこれまでの広告管理条例と重複しているが、テレビ・ラジオ広告の総量がかかなり厳しく規制されることになった。テレビ・ラジオの放送中每一時間に広告の挿入は12分以下とされ、テレビの場合19時から21時のゴールデンタイムは、18分以下と規定された。これまで広告枠を多めに取っていた各衛星TV局は、推計によると100億元に上る損失を被ったとのことだが、その損失を補填するために広告料金が一気に20%前後上昇し、損失のリスクは広告主および広告会社へそのまま転嫁されてしまった。前節の数字によっても明らかであるが、順調な伸びを示していたテレビ広告費の伸び率が半減した主要な理由がこの総量規制である。広告費全体としては、テレビで伸び悩んだ部分が、インターネットおよび屋外広告に流れたと考えられる。広告の内容に虚偽があってはならないし、放送文化の健全育成のために広告の総量規制を行うこと自体は致し方無いが、中国の場合媒体社は全て国有企業であり、広告市場も一方的な売り手市場であるため、値上げのリスクは全て広告枠の買い手である広告主および広告会社が負うこととなり、買い手側は広告枠の購入を抑えるくらいしか対応のしようがないという現状は、公正な広告市場の形成からは程遠いと言わざるを得ない。希少な広告枠をオークションで競上げるようなことはせず、広告取引に係わる広告主、媒体社、広告会社の協議機関の設置等を講じて、広告取引の公正化を望みたい。

曖昧な広告規制

更に広告規制に関し、上記以外にも規制条項の記述が曖昧であるために広告主および広告会社が本来負う必要のないリスクを負わざるを得ないケースが散見される。一例を挙げると、中国での「景表法」に当たる1993年12月24日に発せられた「景品付販売活動中の不正競争行為の禁止に関する若干の規定」（国家工商行政管理総局令第19号）では、販促活動に付随する懸賞賞品の最高金額は5,000円を超えてはならないと規定さ

れている。そして、現金以外の物品等の経済的利益を提供する場合には、同一時期の市場における同類の商品またはサービスの正常価格でその金額を算出するとされている。実際この規定に沿って懸賞活動を実施するに当たっては、何を以て市場の正常価格とするかが常に問題となる。

最近では、スマートフォンや海外旅行のパッケージツアーが賞品としてよく利用されるが、実際の市価が5,000円を超える場合も多いため、通常はスマートフォンの販売代理店あるいは旅行代理店と協議し、まとめて仕入れることにより、賞品の価格を5,000円以下に抑える努力をすることになるが、中国の場合は同一商品が市場において5,000円以上で売られている事実がある場合には、当局から指摘を受けた際にまとめ買いをして仕入れたことにより享受したディスカウントの正当性を証明する必要がある。広告主体は業者との間で交わした販売契約書のみでは不十分であり、この取引が一般的に正常で公正な取引であることまで証明する義務を負うことになる。中国においては、よくあることだが何を何処まで証明すれば良いのか、実際の運用は担当者によって対応が異なるため、広告主および広告会社は、本来負う必要のないリスクを負わされている。規制に關しての運用基準の明確化と、現場窓口での対応の統一を切に望みたい。

＜建議＞

- ① 広告表現規制：原則は法規に示されているが、個々のケースで各地方、関係部署間の見解が異なり、広告会社のリスクが大きい。統一的な運用を要望したい。
- ② 屋外広告：屋外広告の許認可システムが都市ごとに異なり、また統一的に管理する行政機関がないため、トラブルの調停に困難が発生している。改善を要望したい。
- ③ 媒体取引：適正な広告料金の基準となるデータが未整備、突然の変更が日常的に

発生している。改善を要望したい。

- ④ 課税手続きおよび海外送金について、大型イベント等の実施に当たり、海外との契約中に肖像権等の知的所有権の移譲に係る約定が含まれる場合、税務手続きが煩雑なため海外送金に非常に時間が掛かり、違約金等の発生したケースもあった。課税額が確定しない限り海外送金ができないという、現行の制度の見直しが必要である。少なくとも法的に有効な契約書による海外送金は先に送金させ、その後に課税額を確定させられるように改善を要望したい。
- ⑤ インターネット上で流通している著作物（文書、画像、映像、ロゴタイプ等を含む）の知的所有権の処理が曖昧なため、著作権フリーと誤解してダウンロードし使用し、後で著作権所有者から訴えられたケースがあり。著作権を侵害する恐れのあるものは、ダウンロード出来ないようインターネットプロバイダーへの規制を要望したい。

第6章 運輸業

1. 海運

外航海運において、中国の影響は年々強まっている。昨年前半は世界景気の緩やかな回復に伴い荷動きは好調で、特にコンテナ船輸送が強かったが、後半は中国の鉄鉱石の輸入量減少に伴い、バルク輸送は低迷した。

ここに、中国政府の交通運輸政策・バルク輸送の動向・コンテナ船輸送の動向・外航海運を取り巻く課題を順に振り返ると共に、日系企業が直面している課題、改善要望について言及する。

中国政府の交通運輸政策（2010 年までの実績と 2011 年の重点目標）

2010 年 12 月 28 日、交通運輸部の全国交通運輸工作会議で、以下の報告があった。

第 11 次五カ年計画期間中（2006 ～ 2010 年）の交通運輸業における達成実績（海運関連）

- ①深水バース 661 箇所を増設、取扱能力が 30 億トン増え、合計で 1774 バースとなり、55.1 億トンの貨物（石炭・石油・鉄鉱石・コンテナ・食糧）取扱いが可能となった。
- ②長江口深水航道三期工程が完了し、長江口から太倉までの全長 92.2 キロ、幅 350 - 400 メートル、水深 12.5 メートルの深水航道が全線貫通した。
- ③河川航路 4181 キロを新造・改善し、全国の河川航路通行可能距離が 12.4 万キロに達した。うち三級以上の航路は 9085 キロとなり国家高等級航道網の初期が完成した。

④ 10 万人余の危険遭遇船員を救助し、救助成功率は 96.2%に達した。

⑤船員条例、防治船舶污染海洋環境管理条例を發布した。

⑥省エネ・排ガス削減：2005 年末比 船舶 7 %、港湾 4 %の削減を達成した。

⑦海軍艦艇の協力を得てアデン湾・ソマリア海域で 278 回、3100 隻の商船を護衛した。

第 12 次五カ年計画に基づいた 2011 年の交通運輸行政の重点目標

- ①秩序ある沿海港湾建設と河川航路の発展を加速。
- ②運輸保障能力の強化と運輸サービスレベルの向上。
- ③市場監督を強化し、管理水準を上げる。
- ④情報化を進める。
- ⑤省エネ・排ガス削減の推進とグリーン交通運輸体系の建設。
- ⑥交通運輸安全監督と緊急対応能力を高める。
- ⑦法に基づいた交通運輸行政の推進と体制規制改革の深化。
- ⑧ウィンウィンの精神に基づく国際交流協力の積極展開。

以上から、2011 年は、秩序ある港湾建設と河川航路の整備を中心に、輸送力の強化、運輸施設装備の技術と情報化のレベル向上、省エネ・排ガス削減でグリーン交通運輸業を目指す政策とともに、対外的な交流を積極的に深化・拡大する方針であることが伺われる。

バルク輸送の動向

2010年の回顧

ドライバルク市況は上期堅調に推移、秋以降、インド鉄鉱石のモンスーン時期の終結、穀物の出荷時期にあたり、再上昇が予想されたが、インドの鉄鉱石輸出規制に加え、穀物も期待された程の大きな伸びはなく、更に鉄鉱石輸入量も伸び悩んだ結果、じわじわと下げて年を終えた。

ケーブサイズに関しては、ブーム時に発注された新造船の大量竣工による需給緩和が懸念されていたいわゆる「2010年問題」の年であったが、キャンセルや引渡し遅延等の結果、200隻程度となり、大方の予想を下回る竣工量であり、供給面での影響は少なかった。

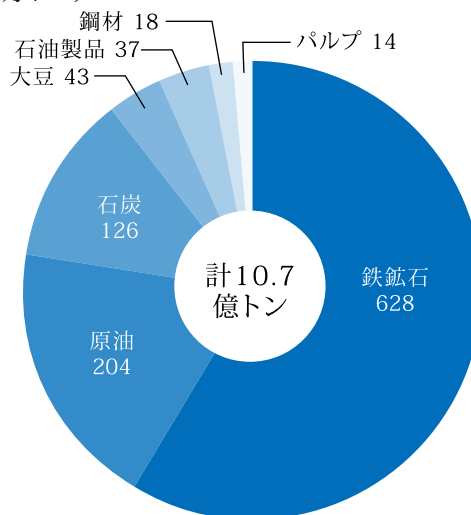
需要に関しては、2010年の中国の粗鋼生産は当初の予想通り6億トンを超え、昨年比10%増の6.2億トンとなった。一方鉄鉱石輸入に関しては、年初より堅調な滑り出しであったが、欧州の需要回復により、供給がタイトとなり、価格が上昇、結果、国内鉄鉱石へのシフトがおきたため、年後半は伸び悩み、粗鋼生産増にも関わらず年間鉄鉱石輸入量は昨年比微減となってマーケット下落の主要因の一つとなった。

2010年のタンカー市況は2009年比較で上昇したものの力強さに欠ける。

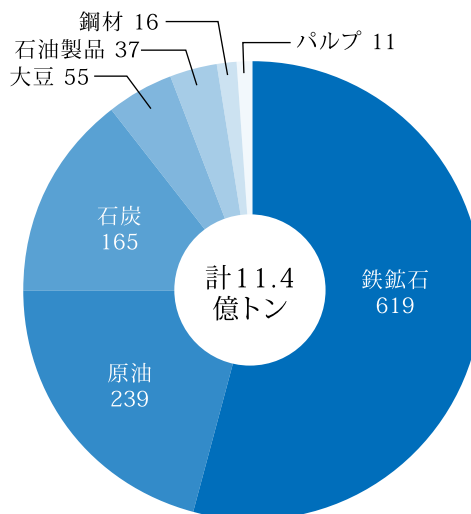
中国の需要が下支えしているが、スポット比率が低く、スポット市況を左右する欧米の石油の消費が伸び悩んでいるためである。

中国の主要バルク輸入量の09年と10年の比較では、鉄鉱石が減少、原油と石炭が増加した。

図表1a：2009年中国主要バルク輸入量
(百万トン)



図表1b：2010年中国主要バルク輸入量
(百万トン)



図表1：中国通関統計より抜粋

2011年の展望

中国を初めとする新興国向けの輸送需要増加、原料調達ソースの多様化によるトンマイルの伸びによる需要増が期待されるも、ドライバルクに関しては新造船竣工ラッシュによる供給をどれだけ吸収するかが焦点となる。鉄鉱石に関しては需要は堅調と予測されるも、鉄鉱石価格の大幅な下落が無い限り鉄鉱石輸入の大幅な増加は見込めない。石炭に関しては国内炭の品質低下、コスト上昇要因もあり、海外炭への依存は増加し、船腹需要は底堅いと思われる。

原油に関しては中国、インドの需要の増加が期待でき、調達先も西アフリカや中南米にまで拡がり、トンマイルの伸び、ストレージ需要が期待できる。

マイナス要因としては、中国においては金融引き締め策行き過ぎによる経済成長の鈍化というリスクを考慮する必要がある。

供給に関しては、2011年はケープ、パナマックス合わせておよそ400隻の新造船の竣工が予測される。タンカーに関しては、2011年はシングルハルタンカーの撤退が加速するも、新造船の竣工もほぼ同数あることから、船腹増加数は限定的であると予測する。

コンテナ船輸送の動向

2010年の回顧

2010年、中国の全国港湾コンテナ取扱量は、金融危機後の中国と世界の景気の回復に伴い前年比で18.9%増の1.45億TEUとなった。なかでも上海港のコンテナ取扱量は上海航運交易所の速報値ベースで、前年比16%増の2907万TEUとなり、シンガポールを約60万TEU上回って世界一となったもよう。

主要航路毎に10年を09年と比較して振り返ってみたい。

図表2：北米貨物輸送量

アジア / 北米荷動き量と中国 + 香港のシェア
(単位：万TEU)

	東航	中国 +香港	シェア	西航	中国 +香港	シェア
10年 1-11月	1208.8	838.1	69.3%	568.4	254.2	44.7%
09年 1-11月	1039.8	722.6	69.5%	544.9	251.4	46.1%
	16.3%増	16.0%増		4.3%増	1.2%増	

(財)日本海事センターが纏めた資料(出所はPIERS)を基に、10年と09年を比較した。

北米貨物輸送量(1～11月)は上記の通り。東航(アジア→北米)は、荷動きの約20～25%を占める住宅関連貨物が11月積まで12カ

月連続の伸びを示しており、衣類・電気製品・自動車部品も積高を増やした。西航(北米→アジア)は、荷動きのシェアトップを占める中国向貨物のうち紙・板紙類とその製品や金属鉱・スクラップなどが減少し10年5月より五カ月連続で前年同月比マイナスが続いていたが、10月に中国揚げがプラスに転じたため、6カ月ぶりに対前年比増加と復調した。

図表3：欧州貨物輸送量

アジア / 欧州荷動き量

(単位：万TEU)

	西航(アジア発)	東航(アジア着)
10年1-12月	1352.4	553.8
09年1-12月	1149.3	545.8
	17.7%増	1.5%増

欧州貨物輸送量は欧州定期船社協議会(ELAA)の荷況統計を継続しているCTS社の纏めを基に、10年と09年を比較すると上記の通り。

欧州経済は弱含みであったが、09年の不況で在庫を抑えていた小売業者の在庫積み増しにより、10年のアジア発は堅調に推移し、12月まで14カ月連続で前年同月比プラスが続いた。アジア着は5月から8カ月連続で前年同月比マイナスが続いている。太宗貨物である中国向けの古紙やスクラップが減少しているのが原因となっている。

図表4：日中間コンテナ貨物輸送量

日本 / 中国荷動き量

(単位：万TEU)

	日本→中国	中国→日本
10年1-12月	102.7	195.4
09年1-12月	94.2	184.7
	8.9%増	5.8%増

SCAGA(海運同盟事務局)発表の統計によると、10年の日中間コンテナ貨物輸送量は、上記の通り。総輸送量は前年比6.8%増の298万863TEU。過去最高を記録した07年実績比5.6%減と金融危機前の水準には至らなかったものの、08年から続いた2年連続の減少からプラスに転じて、回復基調が鮮明となった。輸出は、中国の内需拡大と、中国から先進国への輸出の回復で、CKDを含む自動車関連貨物やレジン等化学工業品など、中国での完成品生産に必要な部品・原材

料の輸出が増加し、過去最高の輸送量となった。輸入は、エコポイント制度実施に伴う液晶テレビなど電気機器等の完成品の輸入が増加したほか、食料品の輸入も回復した。一方、輸入品目最大の衣類及び付属品は、一部企業の生産拠点の第三国移転などもあり輸入量がやや減少した。

アジア域内貨物輸送量

アジア域内貨物輸送量はアジア域内協議協定(IADA)の統計によると、10年は、09年比8.87%増の1267万TEUであった。南中国・北中国の輸出入量は下記の通り。

輸出 南中国出し 131.3万TEU 16.7%増
北中国出し 216.8万TEU 9.1%増

輸入 南中国向け 72.4万TEU 9.9%増
北中国向け 167.1万TEU 4.1%減

注：南中国：南中国 + 福建省、北中国：北中国 + 中中国

中国貿易のアジア域内貨物輸送量に占める割合は、南中国・北中国合計587.6万TEUで46.4%である。アジア域内のコンテナ貨物の動きで中国の果たしている役割は大きい。

2011年の展望

「海事プレス」や「SHIPPING GAZETTE」など業界紙情報を総合すると、2011年の海上コンテナの荷動きは、好調だった10年の荷動きの反動もあり、伸びは昨年を下回ることが予想される。アジアから北米向け（東航）は5～7%増加、北米からアジア向け（西航）は横ばい乃至微増、アジアから欧州向け（西航）は10%前後の伸び。日中トレードは、経済危機前の07年を境にかつての急拡大から安定成長の段階に入っていることもあり、今年は2-3%を程度の伸びで推移しそうだ。（海事プレス20110年1月17日&18日2011年コンテナトレード予測）

アジア域内の荷動きに関しては、昨年1月1日に正式発効した中国とASEAN（東南アジア諸国連合）間のFTAの影響で、貿易増に伴う、力強い荷動きが見込まれる。

外航海運を取り巻く課題

- ・外航海運各社は、2008年の世界金融危機後、荷動き減に対応すべく、減速航海・停船・減船・スクラップなどあらゆる手段を使って、船舶供給量の削減を行った。これが実を結んだのが2010年で、景気回復に伴いコンテナ船輸送では、需給が引き締まった。日中航路においては、09年夏から罰則規定を伴う厳格運用が開始された「国際コンテナ定期船運賃届出制度」も航路の安定に寄与したものと思われる。
- ・中国国務院(中央政府)は、2009年3月25日に、「国際金融センター・国際航運センター構想」を認可した。2020年までに上海を金融と航運の中心とする構想である。国際航運センター構想に外航船社が如何に貢献できるか気になるところである。

もし、実入り国際コンテナの自社運航船での国内海上輸送（カボタージュ）が可能となれば、現在、中国から一旦、韓国・香港へ移送して行われている国際コンテナの積み替えが、中国国内で可能となり船社にとっては時間とコストセーブ、上海港にとってはコンテナ貨物の取扱量の増加にもつながると思われる。

<建議>

国際コンテナ輸出入貨物の外国船母船による国内部分の輸送認可（実入りカボタージュ規制）の緩和をお願いしたい。

2. 空運

中国の高度経済成長に伴い、航空市場の需要は旅客、貨物ともに飛躍的に拡大している。その一方で、旺盛な需要を吸収するために、中国当局は空港施設などインフラ整備を進捗させているものの、需要拡大の速度に追いついていない状況が散見される。

日中間の航空市場においては、堅調な中国経済に支えられたことに加え、5月から10月の上海万博の開催や、7月からの中国人への訪日渡航ビザ発給緩和などにより、2010年半ばまで、旅客は勿論のこと、貨物も前年比で大幅に輸送実績を伸ばした。しかし、9月の尖閣諸島問題発生以降、一転して需要は低減したままであり、早期の回復が望まれる。

国内高速鉄道網の急速な発達もあり、今後は、鉄道、国内航空、国際航空のバランス良い発展のために、総合的な交通政策が求められるものと思われる。

2010年の概況

航空旅客

2010年、中国の旅客輸送実績（国内線・国際線合計）は2億6,699万人となり、前年比プラス15.9%、3,648万人増加した。2008年秋のいわゆる「リーマンショック」により旅客数が減少した2009年の反動もあり、国際線旅客が前年比プラス23.3%と大幅な伸長となったのが特徴。国内線についても、堅調な経済成長を反映し、前年比プラス22.2%の伸びとなった。（出所：中国民用航空局 特に記載のない限り以下も同様）

2010年の日本人の中国訪問者数は373万人、前年比プラス12%であり、一方、中国人の訪日者数は141万人、前年比プラス41%といずれも増加した。（出所：中国国家旅遊局及び日本政府観光局統計）

日本人の中国訪問者数の伸びは、新型インフルエンザ流行の影響を受けた2009年からの反動要素もあり、2008年比ではプラス8%に留まるが、中国人の訪日者数は2009年に続き最高記録を更新し、大幅な増加となった。

日中間の航空旅客流動は、2010年9月までは堅調に推移したものの、尖閣諸島問題が発生後は、訪日、訪中ともに一転して冷え込んだ。10月から12月までの3カ月間のみの実績を見ると、日本人の中国訪問者数は、前年比マイナス4.3%、中国人の訪日者数は前年比マイナス6.3%（推定値）と、いずれも前年を下回って推移した。

航空貨物

2010年、中国の貨物輸送実績は、557万トンと前年比プラス25%の実績であった。国内貨物（香港、澳門、台北路線を含む）は367万トン（同プラス15%）、国際貨物は191万トン（同プラス51%）との実績、金融危機の影響により成長が鈍った2009年の踊り場を脱し、再度急成長を開始した。2000年統計との比較でも、国内で2.5倍、国際で3.9倍の実績で、過去10年間のマーケット拡大の規模感は莫大である。

中国発日本向け貨物については、統計が存在しないため、重量等を把握できないが、エコポイント需要で液晶テレビ等の完成品が大量に航空輸送され活況を呈した。日本発中国向け貨物は、18万トンと前年比プラス37%の実績、同香港向けが9万トン（同プラス24%）と、これもリーマンショック以前の2008年の実績に戻ってきている。

中国発着の国際貨物は、中国経済の高度成長と今後の各国とのFTA締結増加に伴って、更に大きく拡大してゆくものと思われる。

2010年航空政策、2011年の施策

2010年の中国の国内航空会社の総収入は4,115億元（約5兆1,721億円）で、前年比プラス37.2%した。また、総利潤は437億元（約

5,493 億円)で、2009 年の 3 倍に達したとのことで、中国の航空需要伸張の顕著さを示している。今後も中国の経済成長に伴って、旅客、貨物ともに中国航空市場の活況は続くものと予想される。

中国の航空業界発展のリスクとして、主要空港での発着枠容量の不足が上げられる。中国民用局は、北京で 2015 年までに首都第 2 空港を建設する等、各地で空港容量拡大の意向を持っているが、毎年増加してゆく航空需要をどう支えてゆくのか、その道筋は険しいと思われる。

更に、国内高速鉄道網がここ数年で急速に発達しており、今後は、鉄道と航空における「競合」と「協調」の関係を考慮した、戦略的かつ総合的な交通政策が必要になるものと思われる。

<建議>

①羽田＝北京、

羽田＝上海虹橋の増便実現：

2009 年の日中航空交渉で羽田＝北京、羽田＝上海虹橋の増便について日中双方は基本的に一致したものの、最終的な合意に至らず、その後、交渉は再開されていない。早期に日中航空交渉を再開し、羽田＝北京、羽田＝上海虹橋の増便を実現して頂きたい。

②混雑空港におけるスロット配分：

中国内の主要な空港は全て混雑空港であるが、その空港のスロット配分の責任部署が民航総局か地方管理局が曖昧なままになっている。配分のルールや、プロセスも不明確である。IATA ルールを適用することを原則とし、責任部署と詳細な規則やプロセスの開示をお願いしたい。

③各種空港料金の見直し：

2008 年から導入された新空港料金体系について、国際標準を踏まえて見直しが

必要だが、未だ実施されていない。以下の如き料金の是正をお願いしたい。

- ・着陸料等の空港使用料の内外価格差（外航と中国航空会社の料金格差）の是正。
- ・PSC（Passenger Service Charge）の航空会社負担から直接旅客負担への変更。
- ・TNC（Terminal Navaid Charge）を発着毎 1 回の請求にすること。
- ・GHA 契約料金に含まれるロイヤリティーの廃止。
- ・着陸料に附加されるサーチャージ（着陸料の 10% 上限）の廃止。

④人材派遣会社の選択自由化：

外国航空会社は現地法人化できず、「駐在員事務所」として登記しているために、中国人職員を直接雇用はできず、国家認定の人材派遣会社経由にしなければならない。他業界では、その派遣会社を自由に選択できるが、在北京、上海、大連の外航社はその派遣会社すら中国民航総局傘下の派遣会社 1 社のみで、他の派遣会社を使う事が実質的に不可能である。外国航空会社が直接職員を雇用できるようにするか、少なくとも人材派遣会社の選択が自由にできるよう、変更するようお願いしたい。

⑤国際運賃申請時の認可基準の明確化：

民航総局に運賃を申請後、認可されないまま長期化し、何の説明もないことが度々あり、事業運営に支障を来している。認可基準を明確化した上で、運賃申請時に通常通りの認可ができない場合には何らかの説明して頂くようお願いしたい。

⑥中国発着便の管制事由による 出発遅れの改善：

航空路混雑や天候事由が重なるケースが

多いが、各空港の管制事由による航空便の遅れが増加し、常態化している空港も多い。管制から航空会社への提供情報も限定的で、お客様への案内も不十分にならないを得ない。根本的な航空路混雑の解消や、管制能力の向上を図るよう、計画的な改善をお願いしたい。また、航空会社へ十分な情報提供（待機順番、出発時間予定など）をタイムリーに行うようお願いしたい。

第7章 流通・小売業

1. 卸売業

中国卸売業界の概況

中国の2010年度消費販売額合計は15兆4,554億元、前年比18.4%と高い伸びを記録した。

中国は国民所得レベルの底上げに伴い、中長期的に消費拡大が見込まれることから、卸・小売業の販売額は堅調に推移していくと予想される。同時に、消費が多様化・高級化していくことが見込まれる。

消費販売総額における卸・小売業のポジション
(単位：億元)

	2007年	2008年	2009年	2010年
消費販売総額	89,210	108,487	125,343	154,554
前年比	16.8%	21.6%	15.5%	18.4%
卸・小売業	75,040	91,198	105,413	136,918①
ホテル業、飲食業	12,352	15,404	17,998	17,636②
その他	1,818	1,885	1,932	—

出所：中国統計年鑑

注：2010年内訳は①は小売業、②は飲食業の数字。

中国国内貿易の今後の政策展望

商務部の全国商務会議（10年12月22日）では、第12次五カ年規画における流通に関する基本的な考え方についても議論された。同期間中、流通を活性化させ、消費を拡大する、長期的且つ有効なメカニズムを構築するとしている。そのために、流通ネットワークの整備、流通のレベルアップ、流通企業の集団化・チェーン化等を進めていくとしており、中国国内流通は益々発展していくものと見られる。

卸売業の問題点

我々日系企業が中国卸・小売業において直面している幾つかの問題点について以下触れたい。

経営範囲の許認可

企業が新規分野へ参入することや新規アイテムの生産・販売を開始すること等は企業経営において一般的なことであり、企業活動を維持・拡大させていくためにも不可欠である。卸売業者が新規分野の商品を取扱う際には、当局に対して経営範囲の拡大を申請する必要がある。しかしながら、手続きに必要以上に時間がかかることや窓口職員によって要求する書類の数・内容が異なることがあり、対応に苦慮することが多々ある。

また、卸売企業として、商流に入るがモノがメーカーから客先へ直送されるケースもある。この場合においても、取扱の許可要件として一律に倉庫所有が挙げられることが参入を難しくしている。

小売との取引条件の改善

中国では大きな売り場を持っている、特に外資を含む大手小売の力が強く、店舗に商品を置いてもらうには「入場料」を払う必要がある。また、「入場料」以外に、販売促進や広告のための「協賛金」等を取られることが慣習化している。従い、野菜・肉類・魚類等の生鮮以外の加工食品や日用品については、資本力・知名度を有する大手メーカーの寡占が起きやすい状況である。

更に、商品の売れ残りリスクは卸売側負担で、小売側が有利な構図になっているケースが多い。

契約上、売切りになっている場合においても、卸売企業は小売企業から返品を要求される例がある。

以上の通り、卸売企業の立場が一般的に弱く、小売店舗での多種多彩な商品陳列が困難であり、卸売業の健全な発展を阻害している面がある。

低温商品群に対する対応

嗜好の変化、加工食品の増加等により、低温商品群の市場が拡大しており、低温物流の発展が期待されている。これら低温商品群の流通需要の拡大に応えるため、また流通における低温商品群の安全性確保のため、低温物流の専門知識・技術を有した人材の育成が急務となっている。

大手卸売の育成

内陸都市含め、購買力が高まっていく状況下、中国で生産した製品を中国各地に広く販売するニーズが増えてきている。しかしながら、中国の卸売企業の特徴の一つとして、中小が多く、またカバーするエリアが小さいことが挙げられ、安心して任せられる卸売企業が少なく、全国への販売が難しいのが実態である。

通行証の問題

北京市内においても小売店舗が増加していく中、スムーズな市内物流が求められている。しかしながら、北京市内の物流を行なうためには通行証を入手する必要がある。当局に対して申請することになるが、国有企業は通行証を取得しやすいが、外資系企業は取得しにくい事例がある。

卸売業における改善要望点

卸売業者は、調達・販売、物流、金融、リテールサポート等の機能を有する。

一方、第12次五カ年計画では流通の活性化、

消費の拡大が挙げられているが、これを実現するためには小売業のみならず、卸売業の発展が望まれる。これは卸売業に小売業の発展、消費の拡大を側面的に支援する機能・役割があるためである。

ここで卸売業の代表的な機能・役割について以下で触れておきたい。

調達・販売機能

商品をメーカーから調達し、メーカーに代わって販路を開拓し、小売業者に販売する基本的な卸売業者の機能。小売業者は卸売業者経由、商品を仕入れることで、仕入れ先を限定でき、効率的な仕入れが可能となる。

物流機能

メーカーから仕入れた商品を小売業者へ配送する機能。必要に応じて、卸売業者が保管・在庫し、また値付け、仕分け、包装等の流通加工を行ない、小売業者へ配送する。複数店舗への同時配送、多頻度小口配送などのサービスも提供する。小売業者にとっては在庫のミニマイズ、作業のアウトソーシングにより、経営の効率化という大きなメリットを享受できる。

リテールサポート機能

卸売業者がメーカーに対して、商品の販売状況や売れ筋など商品に関する情報を提供し、生産計画や新製品開発をサポートする機能。

小売業者に対しても同様の情報を提供する以外に、棚割、陳列方法、また販売員の教育等を行ない、販売促進をサポートする機能。

卸売業の今後の発展方向性、並びに上記機能・役割を踏まえ、日系企業が直面している問題点に関して、以下建議したい。

<建議>

①経営範囲の許認可：

卸売業者が取扱分野を増やすことは、小売業者に提供できるアイテム増加となり、小売業者・メーカーにとってもプラスとなる。しかしながら、当局に対する経営範囲の拡大申請において、手続きに必要な以上に時間を要する、また窓口職員によって要求する書類の数・内容が異なることがあるので改善を要望したい。また、許可要件として一律に倉庫所有が挙げられる等あり、実態に応じた許認可をお願いしたい。

②小売との取引条件の改善：

一般的に中堅企業が多い卸売業者の立場は小売業者に比べ弱いことから、卸売業の健全な発展を阻害している面があると言える。より対等な立場となるよう、関係当局・協会より改善を促して頂きたい。

③低温商品群に対する対応：

低温商品群の流通需要の拡大、また低温商品群の流通面における安全性確保という卸売業が求められているサービスの高度化のニーズに応えるために、専門知識・技術を有した人材育成に注力頂きたい。

④大手卸売の育成：

中国の購買力が沿海都市から内陸都市含め各地に広がり、広範囲に跨る配送等が必要になっている状況下、より広い地域をカバーできる、また総合的な卸売企業の育成をお願いしたい。

⑤通行証の問題：

配送は卸売業者の1つの機能であるが、北京市内の物流を行なうためには当局から通行証を取得するにあたり、外資系企業は取得しにくい事例があると言われ、外資系企業にも十分な活動が出来るよう配慮頂きたい。

2. 小売業

日本の小売市場全体が頭打ちになる中で、中国は高成長を続けており、日本の市場関係者の注目が集まっている。本稿では、中国小売市場を業態別に俯瞰することによる市場環境の現状および将来像の捕捉と在中国日系企業が直面している問題点を提起することをその目的とする。

驚異的な成長を続ける中国小売市場

中国小売業の市場規模

中国の小売業が成長を続けている。中国小売市場の規模は2009年には約118兆円に達しており、日本市場と肩を並べるほどの市場規模となっている。成長率についても、2004～2009年まで年平均15%という高成長を維持している。

一般的に小売業はドメスティックな業界といわれているが、他の新興国と比較しても中国は日本から距離的に近く、ライフスタイルも相対的に似ていることから、中国は日本小売業のノウハウが生かせる市場である。

小売業発展の素地は整っている

中国統計年鑑によると、中国の一人当たりGDPは2008年に3,300ドル超と、初めて3,000ドルの大台を突破した。一般に小売業は一人当たりGDPが2,000ドルでスーパーマーケットが、3,000ドルでコンビニエンスストアが成立するといわれている。中国全体で3,000ドルの大台を超えはしたものの、地域によってその発展の度合いが大きく異なっていることも見逃せない。2010年時点で北京、上海などの大都市はGDPが1万ドル前後であるのに対し、多くの地域は2～3,000ドルのゾーンから抜け出せていないのが現状である。

とはいえ、これらの地域が3,000ドルの壁を超えるのは時間の問題であり、単純計算しても、現段階で人口計6億程度を擁する地域で小売業の発展する素地が整いつつあると言える。推計では2020年には中国約280都市のうち約半数が1万ドルの大台を超えるとみられており、そのインパ

クトは小さくない。

業態別の市場規模

図1は、業態別の日中の小売市場の規模、店舗数、1店舗当たり売り上げを比較したものである。中国はいわゆる現代チャネルと呼ばれる業態の市場規模が小さく、店舗数が多いのが特徴的である。個別の統計に表れてこない伝統チャネルという業態も依然として存在感を有する。

業態別に見ると、すべての業態で日本の市場規模より小さいが、特に百貨店、大型スーパー、薬局については既に日本の約半分の市場が存在し、ドラッグストア（本項では、化粧品をメインにしたバラエティストア業態を指す）業界に至っては1店舗当たりの売り上げが日本と近い水準となっている。

店舗数については、コンビニエンスストア、ドラッグストア業態を除き、日本の数倍～数10倍存在しているため、1店舗当たりの売り上げは日本に到底及ばない。競争力の劣る下位企業については早晩淘汰・再編されていくであろう。百貨店、大型スーパー、薬局などは市場規模も大きく、特に省都クラスの都市においては、沿岸部内陸部を問わず、業態として確立されつつあると言って良いだろう。

図1：業態別市場規模・店舗数・1店舗当たり売上日中比較

小売業態	日本の業態別の状況 (06年度実績値)			中国の業態別の状況 (09年推計値)		
	小売市場規模	店舗数	1店舗当たり売上	小売市場規模	店舗数	1店舗当たり売上
百貨店	7.7兆円	271	270億円	4.1兆円	約6,800	6.0億円
大型スーパー	7.4兆円	1,585	47億円	4.7兆円	約14,400	3.2億円
スーパー	17.0兆円	17,865	9.6億円	6.9兆円	約80,300	0.85億円
コンビニエンスストア	7.0兆円	43,684	1.6億円	0.8兆円	約33,000	0.24億円
薬局	4.5兆円	51,952	8,700万円	2.9兆円	約200,000	1,400万円
ドラッグストア	4.7兆円	15,014	3.1億円	0.2兆円	約800	2.5億円

出所：経済産業省商業統計、ドラッグストア協会ドラッグストア実態調査、中国統計年鑑および各種報道により作成

業態別の発展の見通し

百貨店

1990年代の流通業近代化以前までは、非常

に強い業態であった。しかし、WTO 加盟に伴う 2004 年の流通業完全開放化に伴う外国企業の参入をトリガーとした専門店業態の成長、またセグメンテーション化され、多様化した消費者のニーズに対応できなくなってきたおり、業態としてのプレゼンスは日本と同様に下降していくであろう。都市部においては、好立地の出店を確保することが難しく、建物という「ハコ」も中国系企業と大差ない以上、日本企業には中国にない売場づくり、サービスの構築が従来以上に求められる。

大型スーパー・スーパー

カルフルを初めとする主要企業は、内陸部の二級都市、三級都市への出店を加速させているが、それを避け農村部に集中してドミナントを築いている国内企業も見られる。ベッドタウン化による衛星都市の発展、マイカーの普及とライフスタイルの欧米化などにより、大型スーパーについては都市部では郊外型のロードサイド店の増加、内陸都市では市の中心部への出店攻勢が続くと見られる。スーパーについては、国内プレーヤー中心の市場である。食料品（生鮮、加工食品）の売り上げ比率が大型スーパーと比べ高く、普段使いの買回品は近場で済ませる習慣も根強く残っているため、今後は自由市場や零細食品小売店から客を奪いながら発展するであろう。

コンビニエンスストア

ここ 15 年で急発展した新しい業態である。局地的には、上海において過当競争により淘汰まで起こっているが、特殊なケースで北京、深圳、広州を除くとその存在すら認知されていない地域が多数存在し、その潜在性は非常に大きい。コンビニエンスストアの補完的な役割を担ういわゆる零細パパ・ママストアは時間をかけてその数を減らしていくであろう。セブン・イレブン、ファミリーマート等は中国大陸でのフランチャイズ権を台湾系流通企業に任せ、店舗網構築に本腰を入れ始めており、事業の加速が期待される。2010 年下半期に、セブンイレブンは成都、ローソンは重慶へ出店を始めており、日系主導での内陸部での面の拡大が期待される。

薬局・ドラッグストア

薬局もコンビニエンスストアと同様この 15 年程度で発展した新しい業態である。プレーヤーが多く、チェーン薬局上位 100 社の売り上げを合計しても、シェアは 15% 程度にとどまり、まだ寡占化は進んでいない。中国の薬局は日本のドラッグストアとは売り上げ構成が異なり、薬品がメインで売り上げの 6～7 割を占めている。過当競争と薬価抑制による利益率の低下を嫌い、別業態でドラッグストアブランドを出店する国内企業も出始めており、その動向を注視する必要がある。一方、ドラッグストアは、ワトソンの 1 人勝ち状態で、2010 年 8 月に「セガミ」ブランドで出店するココカラファイン・ホールディングスが上海に進出、日本の有力なドラッグストアも中国進出を検討している模様である。「日本ブランド」が訴求するドラッグストア業態は、日系企業にとって最も有望な業態の一つと思われるが、日本の市場が完全に頭打ちになっていないこと、商品調達（薬品・化粧品等の輸入にかかる製品登録の難しさ）、レギュレーション（薬品小売許可証の取得、関税など）の問題も残されている。

日本企業への示唆

内陸部からの事業展開も検討に値する

これまで中国小売市場への事業展開に際しては、沿岸部の大都でのドミナント形成、同地域における中間層以上をターゲットとしたアプローチがセオリーであった。しかし、競合他社も同様の戦略を採る結果、どの業態においても沿岸部は国内外のプレーヤーが割拠する激戦区と化す。結果、日系企業は経営資源を迅速に惜しみなく投入し、大胆な現地化を進める欧米系・台湾系・アジア財閥系に押され、また店舗網、価格、ブランド認知度などの面で地元の中国流通集団企業に太刀打ちできないといった事態に陥りやすかった。

中国にはポテンシャルの高い市場が地方部に複数存在するため、内陸部からの事業展開も検討の余地がある。中国の流通業は、国有企業集団であるこ

とが多いため、チェーン化した一部の外国企業および民営企業を除いては、事業が一定の地域内で閉じているケースが多い。従って、外国企業の参入が進んでいない内陸部では、競合の少ない優良な市場を発掘できる可能性が十分にあると思われる。内陸部において地域一番店成都のイトーヨーカドー、湖南省の平和堂の事例、2010年に大都市を避け瀋陽に事業展開したヤマダ電機の動向は後発企業においてはスタディする価値があると思われる。

問題点・改善点

WTO 加盟時の約束の履行状況

2001年の中国のWTO加盟の際に交わされた約束は、外国企業の小売業の参入地域と出資制限の撤廃、フランチャイズ経営の開放、いわゆるインターネット販売などの固定店舗を持たない小売業への投資解禁を2004年の12月までに実行するというものであった。

その結果、いわゆる商務部8号令と呼ばれる「外商投資商業領域管理弁法」（中文：外商投资商业领域管理办法）が2004年4月に公布され、参入地域と出資制限が撤廃され、その結果外国企業の参入が一段と進んだ。フランチャイズ経営についても、2005年2月に「商業フランチャイズ管理弁法」（中文：商业特许经营管理办法）が公布されており、一定の約束が履行されていると見て良いであろう。

一方、固定店舗を持たない小売業への投資については、上述の商務部8号令で一定の言及がなされていたものの、実際に商務部に許認可申請すると認可されず、工業情報化部管轄のICP（Internet Content Provider）資格も取れないという状態がしばらく続いてきた。2010年8月によりやく商務部により「外商投資インターネット・自動販売機方式の販売項目にかかる審査認可管理に関する問題」（中文：关于外商投资互联网、自动售货机方式销售项目审批管理有关问题的通知）が公布され、外国企業がインターネット販売を行うことができる旨が明記されたが、実店舗を持たない企業がインターネット販売を行うことの可否など不透

明な部分も残されており、当局の解釈や細則の公布が待たれる。

国内企業との待遇差の改善が求められる

事業スピードの速い中国小売市場においては、外国企業が国内資本より不利な条件が設定されていることが外国企業の事業展開のボトルネックとなっているため、国内企業との同一な基準の適用が待たれる。例えば、店舗出店時の認可にかかる審査において国内企業が期間、条件的に有利であったり、最低登録資本金についても国内企業の方が低かったりと、優遇されているケースも未だに存在する。

具体的な事例では前述の「外商投資商業領域管理弁法」について、第18条に図書、新聞、雑誌、自動車、薬品、農業（フィルム含む）、化学肥料、食用油、砂糖、綿花などの取り扱いについては外国企業が独資で運営できる企業数を30店舗と限定しており、大規模小売を制限する意図がなされているが、未だ撤廃されていないのが現状である。

これらの外国企業と中国国内企業との待遇差についても撤廃が待たれるところである。

<建議>

- ①「外商投資商業領域管理弁法」およびその他の関連法規を改訂し、中国がWTO加盟時に行った約束の履行を要望したい。
- ②新店舗を登記する際、最低登録資本に関し、国内小売企業と同等の待遇を与えるよう要望したい。
- ③「外商投資商業領域管理方法」第18条にある外資系小売企業に対する出資比率制限と店舗数制限の撤廃を要望する。
- ④商品種類、例えば、薬品、タバコに対する制限の撤廃を要望したい。また、少なくとも小売制限規定に関し、国内小売企業と平等な適用を保証するよう要望したい。
- ⑤外資系小売企業のネット販売申請の関連規定をできるだけ早く制定、公布していただきたい。

第8章 金融・保険業

1. 銀行

中国政府の「4兆元」の景気対策に触発された旺盛な投資需要を背景に、銀行貸出は2010年も高い伸びが続いた。地場銀行の業績や財務状況は極めて良好であったが、不動産価格が高騰した他、インフレ昂進も懸念される等、景気過熱の兆候が見られたため、中国人民銀行は6回の預金準備率引き上げや2度の預金・貸出金利引き上げ、住宅ローン規制の強化等を通じて引き締めを図った。しかし、2010年の人民元建て銀行貸出の純増額が政府目標を上回るなど、過熱感の払拭には至らなかった。「穏健な」金融政策へと舵を切った中国人民銀行と中国銀行業監督管理委員会（銀监会）は今後、政策ツールを総動員して一層厳格な貸出のコントロールに努めるものと見られる。

銀行業の経営状況

中国経済の急速な回復が追い風となり、地場銀行の業績は好調が続いた。2010年第3四半期決算では、中国工商银行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行の大手5行の1～9月の純利益はそれぞれ前年同期比27.2%、36.3%、27.7%、28.3%、28.2%と大幅に増加した。

全金融機関による2010年末の人民元・外貨建て合計の貸出残高は50.9兆円で、前年末比19.7%増と依然として高い伸び率を示した（表1）。うち人民元建て貸出については、中国政府が2009年末の中央経済工作会议で2010年通年の純増額の目標を7.5兆元と定めていたが、毎月の新規貸出額が堅調に推移した結果、通年で7.95兆元の純増となった（表1、図1）。この純増額の4分

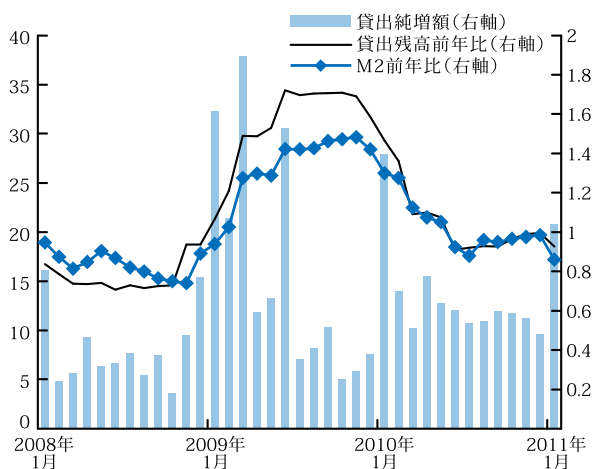
の1に当たる2.02兆元が不動産関連貸出で、さらにそのうちの1.4兆元が個人向け住宅ローンであった。これらの2010年末の貸出残高の伸び率はそれぞれ前年末比27.5%増、29.4%増と、全貸出の伸び率を大きく上回った（中国人民銀行『2010年金融機関貸出動向統計報告』）。

表1：金融機関貸出・預金統計

		2009年末		2010年末		
		残高 単位	残高	前年 末比	残高	前年 末比
貸出						
合計	兆元	42.6	+33.0%	50.9	+19.7%	
人民元建て	兆元	40.0	+31.7%	47.9	+19.9%	
外貨建て	億ドル	3,799	+56.0%	4,534	+19.5%	
預金						
合計	兆元	61.2	+27.7%	73.3	+19.8%	
人民元建て	兆元	59.8	+28.2%	71.8	+20.2%	
外貨建て	億ドル	2,089	+8.4%	2,287	+9.5%	

出所：中国人民銀行『貨幣政策執行報告』
2009・2010年第四季度

図1：金融機関人民元建て貸出
（左軸単位：%、右軸単位：兆元）



出所：中国人民銀行

貸出急増に伴って信用コストの増加が懸念されるが、不良債権比率は依然低下傾向にある（表

2)。これには、不良債権比率の分母である貸出残高が急増したことばかりでなく、分子の不良債権額が減少したことも寄与している。ただし、地方政府に代わって開発プロジェクトの資金調達を行う「地方融資プラットフォーム」宛銀行貸出の一部が焦げ付いて、今後不良債権が増加する恐れがあると懸念されており、注意が必要である（World Bank “China Quarterly Update – November 2010”）。

銀行業を巡る動き

相次ぐ資本調達

近年の貸出の急増や国際的な銀行規制強化の動きを受けて、中国の銀行は軒並み資本増強の必要に迫られた。中国工商銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行の大手4行は相次いで増資を行い、転換社債発行や株主割当増資を通じて2010年中に2,636億元（約400億ドル）の資本調達を行った（中国人民銀行『貨幣政策執行報告』2010年第四季度）。また、いわゆる「四大国有銀行」の中で唯一未上場であった中国農業銀行は、7月15日に上海証券取引所に、翌16日に香港証券取引所に上場し、計221億ドルを調達した。これは、新規株式公開としては、2006年に219億ドルを調達した中国工商銀行を抜いて史上最大規模となった。結果、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行の2010年第

3四半期末の中核的自己資本比率（Tier 1比率）はそれぞれ9.3%、9.8%、9.4%、9.3%、9.5%であった。また、銀監会によると、2010年末の商業銀行全体の中核的自己資本比率は10.1%と、前年末を0.9%ポイント上回った。

住宅ローン規制の導入

2009年以降、不動産取引が活発化して住宅ローン等の関連貸出が急増し、2010年春にかけて不動産価格が上昇したため、中国国務院は4月、住宅ローンの頭金比率を高めること等を定めた不動産投機抑制策を打ち出した（表3）。この抑制策はある程度の効果を示したが、秋口に入って再び不動産取引が活発化したため、中国人民銀行と銀監会は9月、連名で投機抑制強化策を発表した。

表3：中国政府の不動産投機抑制策

発表日	主な内容（住宅ローン関連のみ抜粋）
国務院 4月17日	① 90㎡以上の住宅を購入する世帯に対して、1軒目なら頭金比率30%以上を、2軒目なら同50%以上かつ通常の1.1倍以上の金利を義務付け。3軒目以上なら更に厳しい条件を適用 ② 商品住宅価格高騰が著しい地域の商業銀行は、実際にその地域に居住していることを証明できない者及び3軒目以上の購入者への融資は見合わせる
人民銀行 銀監会 9月29日	① 全ての住宅購入者に対して、1軒目なら頭金比率30%以上を、2軒目なら同50%以上かつ通常の1.1倍以上の金利適用を義務付け ② 3軒目以上の住宅購入者や実際にその地域に居住していることを証明できない者への融資を禁止

出所：国務院、中国人民銀行

外国銀行の動き

2009年末時点で、13カ国・地域の外国銀行が外資100%出資の現地法人33行を設立してお

表2：商業銀行不良債権

（残高単位：億元）

	2008年末		2009年末		2010年末	
	残高	不良債権比率	残高	不良債権比率	残高	不良債権比率
不良債権合計	5,602.5	2.42%	4,973.3	1.58%	4,293.0	1.14%
債務分類別内訳						
次級類（破綻懸念）	2,625.9	1.13%	2,031.3	0.65%	1,591.6	0.42%
可疑類（実質破綻）	2,406.9	1.04%	2,314.1	0.74%	2,042.7	0.54%
損失類（破綻）	569.8	0.25%	627.9	0.20%	658.7	0.18%
金融機関分類別内訳						
主要商業銀行	4,865.3	2.45%	4,264.5	1.59%	3,646.1	1.15%
うち大型商業銀行	4,208.2	2.81%	3,627.3	1.80%	3,081.0	1.31%
うち株式制商業銀行	657.1	1.35%	637.2	0.95%	565.1	0.70%
都市商業銀行	484.8	2.33%	376.9	1.30%	325.6	0.91%
農村商業銀行	191.5	3.94%	270.1	2.76%	272.7	1.95%
外資銀行	61.0	0.83%	61.8	0.85%	48.6	0.53%

出所：中国銀行業監督管理委員会

り、199の支店を有する（2008年末は現地法人28行が157支店を設置）。また、2行の合併銀行が営業している他、24カ国・地域の71の外国銀行が95の支店を設置している。さらに、46カ国・地域の194の外国銀行が229カ所の駐在員事務所を設置している。

外資銀行（外資100%出資現地法人、合併銀行、外国銀行支店）の資産が国内銀行業全体の資産に占める割合は、2007年末までに2.4%に漸増して以降減少に転じ、2009年末には1.7%に落ち込んでいたが、2010年末は1.8%と回復の兆しを見せた。

2011年の銀行業展望

中国政府は2010年12月の中央経済工作会议において、金融政策姿勢をそれまでの「適度に緩和的な」ものから、2011年は「穏健な」金融政策へと転換することを決定した。中国人民銀行や銀監会はこの方針の下で、預金・貸出金利や預金準備率の引き上げ、窓口指導の強化といった政策ツールを総動員して、銀行貸出の膨張を食い止めようとするものと思われる。なお、預金準備率に関しては、2010年中に50bpずつ都合6回引き上げられたが、当局は2011年からこうした全行一律の引き上げとは別に、「差別的預金準備率調整措置」（中文：差別存款准备金动态调整措施）を導入する方針である。これは、自己資本比率が低いもしくは貸出増加率が高い銀行に対して、法定預金準備率に追加準備率を上乗せして、貸出を銀行ごとにより厳格にコントロールしようというものである。

こうした中、2011年の国内銀行業は、昨年より緊縮的な市場環境に置かれるものと見られる。まず、利ざやに関しては、これまでの預金・貸出金利引き上げの過程で期間1年以上の貸出のスプレッドが縮小したが、2011年も利上げが続いた場合にはさらに縮まる恐れがある。また、政府が大幅な引き締め策をとった場合には、資金調達コストがかさむばかりでなく、中国経済が急減速

を強いられて信用コストが増加することも懸念される。国内銀行の収益は、中国経済の底堅さを背景に基本的には堅調に推移するという見方が多いが、これらのリスクが顕在化した場合には少なからぬ影響を受けることに留意すべきである。

<建議>

① 外資銀行は2011年末までに預貸比率規制を達成することが求められている。一部の外資銀行が預貸比率対応のために貸金を調整せざるを得なくなった場合、顧客企業の資金調達に支障をきたすことが懸念される。そのような事態を回避して、今後とも中国に進出する企業が円滑に業務に取り組むことのできる環境を整備していくためにも、外資銀行が取り扱うことのできる預金を増やしたり、預貸比率の分子及び分母の算入項目を変更するなどといった緩和策を検討頂きたい。

② 外資銀行の中国内での拠点展開に関しては、実質的に様々な制約が存在する。外資銀行としても、中国の金融市場の健全な発展に資するべくこうした政策を尊重しているが、一方で拠点開設の検討にあたっては商業ベースの視点も欠かせないことから、当局の一層柔軟な対応をお願いしたい。

2. 生命保険

2010年の中国生保市場は、保険料収入が前年比28.93%の高い伸びを見せた。2010年末時点の生保会社数60社（中資系会社32社、外資系会社28社）。中資系と外資系は会社数では拮抗するものの、保険料収入の市場シェアは中資系会社が約94%を占めた。2010年は商業銀行による保険会社への資本参加が進んだ。また、外資系会社において、中国側株主がマジョリティ株主（51%以上）になる事例、外資株主の持分が25%未満になり中資系会社に区分変更される事例が見られた。保険会社に対する資産運用規制や再保険規制が緩和・撤廃される一方、顧客保護等の観点から販売チャネルの規範化、保険会社の内部管理・リスク管理が強化される動きが見られた。

2010年の市場動向

市場概況（業績出所：
中国保険監督管理委員会ホームページ）

生保業界全体の保険料収入は約1兆500億元で前年比28.93%の伸びを見せた。中国の生保業界は保険料収入規模が1兆元台に突入した。

表1：生保業界の保険料収入推移（3カ年）

年	2008年	2009年	対前年	2010年	対前年
保険料収入	約7337億元	約8144億元	10.99%	約10500億元	28.93%

中国の生保会社は、外資出資割合に応じて中資系会社と外資系会社に区分される。中国保険監督管理委員会（以下、保監会）のホームページによれば、2010年12月末時点の生保会社数は60社（中資系会社32社、外資系会社28社）。会社数では拮抗しているものの、中資系会社（外資出資割合が25%未満）の2010年保険料収入は約9909億元、外資系会社（外資出資割合が25%以上）は約591億元。中資系会社と外資系会社のマーケットシェア比率は94.37%対5.63%で、中資系会社のシェアが大きい。

表2：中資系会社と外資系会社の市場シェア推移

資本区分	2008年	2009年	2010年
中資系会社	95.08%	94.77%	94.37%
外資系会社	4.92%	5.23%	5.63%

2010年の主なニュース

商業銀行による保険会社への資本参加の動き

2009年に中国銀行監督管理委員会（以下、銀監会）が商業銀行による保険会社への資本参加を試験的に認めたため、中保康聯人寿の株式（中国人寿が保有する51%分）を中国交通銀行が取得することが保監会に認可され、社名が交銀康聯人寿に改められた。

2010年、中国工商銀行は金盛人寿（仏：AXA）、中国建設銀行は太平洋安泰人寿（蘭：ING）、北京銀行は首創安泰人寿（蘭：ING）といった外資系会社を買収する形での生保市場参入を検討中との報道が見られた。中国農業銀行が中資系会社の嘉禾人寿の51%株主になることを検討しているとの報道もあり、2010年は商業銀行の保険業進出検討に関する報道が目立った。

外資系会社の株主変更

海尔約紐人寿（ハイアール・グループと米ニューヨークライフの合併会社）は、外資株主の米ニューヨークライフが50%持分をハイアール・グループと明治安田生命保険相互会社に各25%売却。社名が海尔約紐人寿から海尔人寿に変更された。その後、予定されている増資を経て、海尔人寿の出資持分比率は、ハイアール・グループ70.76%、明治安田生命保険相互会社29.24%になると報じられている。中国株主がマジョリティを有する外資系会社になった。

外資系会社の中資系会社化

光大永明人寿（加：サンライフ）は2010年7月に保監会から増資・株主構成変更の認可を取得。外資株主の出資持分が24.99%になり、外資系会社から中資系会社になった。一般的に中資系会社は支社等の営業拠点の開設認可のスピードが速く、営業拠点拡大等により保険料収入の増加速度が速いと報道されている。光大永明人寿（加：サ

ンライフ)の2010年保険料収入は約51億円で、2009年の約14.9億元から大きく増加。

販売チャネルの規範化の動き

2010年11月、銀監会が『关于进一步加强商业
銀行代理保险业务合规销售与风险管理的通知』を
発出。これにより、商業銀行の各ネットワークは、
原則として保険会社3社までしか提携できないこ
とや販売時の顧客保護強化等が打ち出された。

2010年12月、保監会は『关于进一步规范人
身保险电话销售和电话约访行为的通知』を発出。
生保会社の販売員がテレマーケティングセンター
等の所定の組織以外で、顧客に対して電話販売・
電話予約訪問を行うことについて、顧客の合法的
権益保護の観点で規範化が進められた。

保険会社に対する内部管理強化の動き

2010年7月、保監会の『保险机构案件责任追究指
导意见』が施行された。2010年8月、保監会から『保
险公司内部控制基本准则』が公表され、2011年1月
から施行される予定。保険会社は内部管理に対する取
り組みを一層強化することが求められている。

保険会社の資産運用規制の緩和

2010年7月に『关于调整保险资金投资政策有
关问题的通知』が発表され、保険会社の資産運用
規制が緩和された。2010年8月末から『保険資
金運用管理暂行办法』が施行され、条件を満たす
保険会社は、無担保債・不動産・非上場株式等へ
の投資が認められることになった。

再保険に関する規制撤廃

2010年7月から新しい「再保険業務管理規定」
が施行され、再保険に関する報告・情報開示が強
化される反面、旧規定にあった再保険を出再する
場合に中国国内の保険会社への優先的な出再を定
めた規制が撤廃された。

2011年の展望と課題

銀行窓販の変化

商業銀行の保険会社への資本参加の動きを受

け、2011年は銀行と出資関係のある生保会社の
銀行窓販戦略が注目される。銀行窓販に関する規
制(商業銀行の各ネットワークは、原則として保
険会社3社までしか提携できない等)が銀行と出
資関係のない生保会社、後発生保会社に与える影
響も注目される。

生保会社のテレマーケティングチャネル動向

外資系会社が積極的に取り組んできた電話を通じ
た保険販売に、大手中資系会社や新設中資系会社
が新しい販売チャネルとして注目し、取り組みを拡大
する動きが見られる。テレマーケティングは、新チャ
ネルとしての潜在力が注目される一方、個人情報保
護の規制動向を踏まえた市場の変化が注目される。

資産運用の多様化とリスク管理

2009年の保険法の改正、2010年の保険会社に
対する資産運用規制の緩和の流れは、保険会社にさ
まざまな収益機会を提供する一方、保険会社のリス
クも多様化することから、各社にとってリスク管理
の強化が従来以上に重要な課題になるだろう。

<建議>

- ① 外資系企業が中国に参入する場合、合資
企業の設立を義務付けられている。加え
て、外資の出資比率は50%が上限になっ
ている。同制限の緩和を要望したい。
- ② 外資系企業は、中国保険監督管理委員会ま
たは進出先の中国保険監督管理委員会監督
管理局より、複数の支社の設立申請を同時
に行ってはならない旨を通達されている。
仮に申請したとしても、同時に審査・承認
されることはないと言われている。新たな
支社の設立許可証の申請過程において、外
資系保険会社が中国企業と同等の国民待遇
を受けられるよう要望したい。
- ③ 外資保険会社に対して、合理的な範囲内
で資産運用における投資の許可範囲を拡
大してほしい。

3. 損害保険

中国損害保険市場の現状

市場成長力の強さ

中国損害保険市場は、1979年から始まった改革開放政策以来、急速な経済発展や国民の生活水準の向上に伴い急速な成長を続けている。2010年の損害保険総収入保険料は4,026.9億元となり、ついに4,000億元台に乗せた。対前年比でも34.5%増と過去最高となる増率を記録し、2005年の損害保険総収入保険料1,281億元と比較して5年間で314%となる成長を遂げている。2011年の中国における損害保険業の見通しであるが、安定したGDP成長に支えられ引き続き2ケタ成長が見込まれる。

表1：2005年～2010年
中国損害保険市場の発展状況
(単位：億元)

年度	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
収入保険料	1,281	1,580	2,086	2,446	2,993	4,026
対前年比	13.9%	23.3%	32.0%	17.3%	22.4%	34.5%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP

中国保険市場の展望～大きい潜在余力～

中国損害保険市場は2006年以降、リーマンショックのあった2008年を除き、対前年比で20%を超える成長を持続、加えて2010年は過去最高の成長率とその潜在力の強さをみせている。損害保険市場の高成長の背景には、当然のことながら、中国経済の持続的な成長がある。2010年の一人当たりの名目GDPは2001年の3倍強、2010年の実質GDPは対前年比10.3%増と3年ぶりに2ケタ成長を回復し日本を抜き世界第2位の経済大国となった。こうした経済成長は都市部の保険市場への資金流入を加速し、損害保険市場の長期にわたる安定した成長をもたらしている。しかしながら、世界の損害保険市場規模と比較した場合、そのポジションはまだ低い。損害保

険の普及率を示す人口一人当たりの年間保険料を示す『保険密度』、GDPに占める収入保険料の割合を示す『保険深度』は、未だ低い水準にある。2009年度の中国の保険密度と保険深度は40.0ドル1.1%であり、世界平均の保険密度253.9ドル、保険深度3.00%と比べても低い。経済がある程度のスピードを保って成長している中で、このように保険密度と保険深度がまだ低い状況にあるということは、一方で損害保険市場の発展にはまだ大きな潜在力があると言える。GDPの高成長という基盤の上に、保険市場は高成長を実現してきたが、これから更に成長していくことが期待できるだろう。

表2：2009年 世界損害保険市場規模比較

国別	収保総額 (百万ドル)	順位	世界分布	保険深度	保険密度 (ドル)
中国	53,872	9位	3.11%	1.1%	40.0
アメリカ	647,401	1位	37.32%	4.5%	2,107.3
ドイツ	126,591	2位	7.30%	3.7%	1,518.7
日本	106,856	3位	6.16%	2.1%	840.4
英国	91,560	4位	5.28%	3.0%	1,51.2
フランス	88,993	5位	5.13%	3.1%	1,289.4
韓国	34,527	12位	1.99%	3.9%	709.7
全世界	1,734,529	--	100.0%	3.0%	253.9

出所：2010年中国保険年鑑

損害保険業の具体的な問題点

外資系損害保険会社の現状

2010年末時点で中国の損害保険会社は53社。その内、中資系損害保険会社が34社、外資系損害保険会社は19社となっている。収入保険料総額を比較した場合、中資系損害保険会社が3,984億639万元に対し、外資系損害保険会社は42億8,293万元となっている。中国がWTOに加盟して以降、外資系損害保険会社に対する規制は徐々に撤廃され、拠点認可等の速度も以前と比し速まった感があり、当局の開放姿勢が窺えるものの拠点設立地域に営業範囲が縛られてしまう現状、市場規模で比較した場合は依然として外資系損保の収入保険料シェアは昨年と同じであるわずか1.06%の低位にとどまっている。

表3：中国系損害保険会社の収入保険料及び市場シェア
(単位：万元)

会社名	拠点(支店)数 (2009年末)	2010年度 収入保険料	市場 シェア
中国人民財産保険	36	15,393,002	38.23%
平安財産保険	36	6,211,569	15.43%
太平洋財産保険	40	5,152,904	12.80%
中華聯合保険	37	1,933,631	4.80%
大地財産保険	37	1,381,722	3.43%
国寿財産保険	19	1,126,548	2.80%
陽光財産保険	34	1,063,558	2.64%
輸出信用保険	25	890,787	2.21%
天安保険	32	802,773	1.99%
安邦財産保険	37	703,028	1.75%
永安財産保険	19	578,996	1.44%
永誠財産保険	26	540,013	1.34%
太平保険	28	534,906	1.33%
華安財産保険	29	396,611	0.98%
華泰財産保険	25	385,147	0.96%
都邦財産保険	32	357,550	0.89%
天平自動車保険	13	314,739	0.78%
安華農業保険	6	258,800	0.64%
中銀保険	19	249,173	0.62%
英大保険	4	175,442	0.44%
その他(14社計)	--	1,389,737	3.45%
中資系損害保険会社 小計		39,840,639	98.94%
全損害保険会社合計		40,268,933	100.00%

出所：中国保険監督管理委員会(CIRC)HP、2010年中国保険年鑑

表4：外資系損害保険会社の収入保険料及び市場シェア
(単位：万元)

会社名	国名	拠点(支店)数 (2009年末)	2010年度 収入保険料	市場 シェア
チャーティス(AIU)	米国	7	102,112	0.25%
東京海上日動火災保険	日本	2	41,335	0.10%
三井住友海上火災保険	日本	3	40,530	0.10%
リバティ	米国	3	38,147	0.09%
三星火災保険	韓国	5	36,213	0.09%
アリアンツ	ドイツ	1	30,241	0.08%
ジェネラル	イタリア	2	19,282	0.05%
チューリッヒ	スイス	1	18,751	0.05%
損害保険 ジャパン	日本	3	18,357	0.05%
ウィンタートウル (AXA)	スイス	1	17,520	0.04%
ロイヤル・サン・ アラリアンス	イギリス	2	16,276	0.04%
チャブ	米国	1	14,438	0.04%
現代海上火災保険	韓国	1	11,132	0.03%
国泰産物保険	台湾	2	6,968	0.02%
ゲルパマ	フランス	1	6,844	0.02%
LIG	韓国	1	4,414	0.01%
あいおい損害保険	日本	1	3,102	0.01%
日本興亜損害保険	日本	1	2,505	0.01%
富邦産物保険	台湾	--	125	0.00%
外資系損害保険会社 小計			428,294	1.06%
全損害保険会社 合計			40,268,933	100.00%

出所：中国保険監督管理委員会(CIRC)HP、各社HP、2010年中国保険年鑑

自動車強制責任保険の現状

2006年7月1日に中国において自動車強制責任保険(机动车交通事故责任强制保险)が施行され4年が経過した。2010年8月に各保険会社が公表した自動車強制責任保険のデータによれば、2009年度の業績は29億元欠損、その内保険引受損失は53億元で、投資収益が24億元であった。また、自動車第三者強制責任保険業務が開始して以来約3年間、経営欠損は累計で8.5億元であり、ノーロス・ノープロフィットが実現されたとしている。自動車強制責任保険引受数は8,502万件。(内、自動車5,683万台、バイク2,514万台、トラクター304万台)前年同比23%増。損害賠償額は472億元で2008年より26%増。損害率は78%で、2008年より9.4%増えた。経費率は186.4億元で、経費率は2008年より1.8%下げている。

なお、自動車強制責任保険は外資損害保険会社には市場開放されていない。中国においても自動車強制責任保険と任意の自動車保険を同一保険会社と結ぶ傾向が強い中、外資損害保険会社は事実上、自動車保険市場から締め出されている。上述の通り外資損害保険会社の市場シェアはわずか1%強であり中国損害保険市場に大きな影響を与えるとは考えにくく、今後早期での市場開放が期待される。

表5：自動車強制責任保険の推移

年度	付保 台数 (万台)	保険料 収入 (億元)	支払 保険金 (億元)	損害率 (%)	経費率 (%)	累計利 (損)益 (億元)
2006年 (7月1日～)	2,521 万台	218.8 億元	30.0 億元	57.3%	124.3%	==
2007年	6,178 万台	537.5 億元	269.8 億元	62.0%	39.2%	==
2008年	6,930 万台	553.4 億元	370.8 億元	66.4%	32.6%	17.6 億元
2009年	8,502 万台	668.0 億元	472.0 億元	78.0%	30.8%	▲29.0 億元

出所：中国保険行業協会 HP

社会変化に伴う保険商品・販売チャネルの多様化

中国保険業が再開した1980年における損害保険元受収保険料はわずか4.6億元であった。それが2010年では損害保険元受収保4,026億元の規模にまで拡大している。こうした成長の背景には、

中国の保険会社が保険市場の競争環境の変化を一定受け入れつつ、積極的に海外保険会社の経営理念、商品、サービス、システムなど、経営モデル戦略を取り入れていることが窺える。また、急速な経済成長に伴う社会変化にも即した販売ルートなど消費者の利便性を重視したチャネル開発も今後の更なる課題となる。2007年より開始されたテレマーケティングによる自動車保険販売は依然として好調であり、今後もこうした市場需要に加え、テレマーケティングにより販売する商品の拡大、インターネット販売、銀行窓販など顧客の利便性がさらに向上すれば、保険商品・販売チャネルの多様化は加速していくものと思われる。

市場競争による体質の強化

過度な価格競争は市場の疲弊につながる可能性がある。近年中国損害保険業界の間で『自律公約』が増加傾向にある。自律公約とは保険業界の合理的利益を保護するため、不当な価格競争や利益供与の禁止等について、一定地域内（市など）にある損害保険会社等の保険業従事者間で合意した規定であるが、内容については各地域によりばらつきがあり、主に最低保険料や仲介手数料率の上限について線引きがなされている。各地域の保険行業協会等が主導で実施されているものだが、これら実施地区の効果を見て他の地域でもこれに倣う傾向が見られる。また、自律公約内容の発表から施行日までの期間が短く、保険会社が顧客に十分説明できないままスタートしてしまうといった問題も起こっている。さらに、自律公約の定める最低保険料水準が、従来の平均的な保険料水準よりかなり高い数字であることから、損害保険の保険料が施行前の2倍以上に跳ね上がったという例も少なからず出ている実態がある。しかしこのように保険市場の安定を第一義にし過ぎると弊害がでることが懸念される。つまり保険会社の体質形成まで時間がかかり、また市場競争が制限的になることである。消費者視点に立った商品開発やサービスの充実といった保険会社が本来保持すべき競争力の涵養を遅らせてはならず、消費者重視のビジネスモデルの形成が必要となる。顧客との接触の質が、顧客満足度と顧客ロイヤルティ

を増大させる極めて重要な要因であり『消費者ニーズの把握』をした上で保険会社がさらに競争力を高めていくためには、従来型の収保拡大戦略のみではなく、収益性やコア・コンピタンスの向上といったことが、今後更に重要になってくるものと思われる。

外籍高級管理人員に対する 任職試験制度及び研修制度

2010年4月1日に『保険会社取締役・監査役・高級管理職就任資格管理規定（保険公司董事、監事 and 高级管理人员任職資格管理規定）』が施行された。また、2011年1月1日からは『保険会社取締役・高級管理職監査管理弁法（保険公司董事及高级管理人员审计管理办法）』も施行された。これにより保険会社の取締役・監査役・高級管理人員に対する資格要件が厳しく設けられた。具体的には本社総経理（总公司总经理）、副総経理と総経理助理（副总经理和总经理助理）、本社董事會秘書（总公司董事會秘書）、コンプライアンス責任者（合规负责人）、アクチュアリー（总精算師）、財務責任者と監査責任者（财务负责人和审计责任人）、支店長（分公司总经理）、副支店長と支店長助理（副总经理和总经理助理）など。任職する為には規定に定められた資格要件を満たすことはもちろんのこと、別途で試験や研修なども実施されている。試験や研修自体を否定するものではないが、外資保険会社の場合、言語の問題や拘束時間の問題等、実態として実業に影響を及ぼすケースも多々発生している。高級管理職は保険会社の経営者として適格であるという前提で各国各社から選ばれ派遣されてきた人材である。今後の運用で監督管理者側の理由（例えば試験や研修の結果が思わしくない等々）で中国側から拒否されることが無いことを望む。

＜建議＞

- ① 分支機構の設立認可スピードを早めてもらう事を要望する。
- ② 外資系損保に対しては、未だ自動車強制責任保険についての販売規制が残っている

る。早期の緩和を要望する。また緩和後は秩序ある公正な制度実施を要望したい。

③テレマーケティングでの商品拡大やネット販売、銀行窓販など顧客の利便性が向上してきているが、さらなる利便性の向上・販売チャネルの多様化を図ることを要望したい。

④過度な価格競争は市場の疲弊につながる可能性がある一方で、保険市場の安定を第一にし過ぎることの弊害も懸念される。従来型の収入保険料の拡大戦略のみではなく、収益性やコア・コンピタンスの向上に立った制度整備を要望したい。

⑤外籍高級管理人員に対する任職試験制度及び研修制度の弾力的運用を要望したい。

4. 証券

2010年の中国株式市場では、GDPだけでなく、時価総額でも日本と並んだことが特徴である。2010年末時点の時価総額は、東京証券取引所が3.8兆ドルで世界第3位、上海証券取引所が2.7兆ドルで同6位、深圳証券取引所が1.3兆ドルで同14位、大阪証券取引所が2,700億ドルで同31位であった。これを国別に集計すると、日本が4.1兆ドル、中国が4兆ドルとなる。

2010年の株式売買代金では日本を超えたことも特徴である。2010年の株式売買代金は、上海証券取引所が4.5兆ドルで世界第3位、東京証券取引所が3.9兆ドルで同4位、深圳証券取引所が3.6兆ドルで同5位、大阪証券取引所が1,788億ドルで同27位であった。これを国別に集計すると、日本が4兆ドル、中国が8.1兆ドルとなる。特に上海証券取引所の株式売買代金は、2009年同様、2年連続で東京証券取引所の売買代金を上回った。

中国の証券業界状況

株式市場

2010年末現在、上海証券取引所及び深圳証券取引所に上場している企業は合計2,063社で、株式時価総額は26兆5,422億元となった。2009年末の24兆3,939億元と比べ約1.1倍に増加した。うち、流通株の時価総額は19兆3,110億元と、2009年末の15兆1,259億元に比べ、約1.3倍増加した。また、2010年の中国企業の株式発行によるA株市場での資金調達では、347社が新規上場し、資金調達額は4,911億元となった。創業板では、2010年は117社が上場した。増資等も含めたA株市場での資金調達額全体は、8,955億元となり、2009年の5,711億元に比べ、1.6倍近く増加した。

2010年の国内大型IPOでは、中国農業銀行が685億元を調達し、第1位となった。なお、

2010年は海外では2,363億元の資金調達が行われ、国内分・海外分を合計すると1兆1,318億元となった。

次に証券口座数について見てみると、A株口座は2009年末の1億3,782万口座から2010年末の1億5,204万口座へと1,422万口座増加、B株口座は2009年末の246万口座から2010年末の250万口座へと4万口座増加した。

債券市場

2010年の中国の債券市場における銘柄別の発行状況を見てみると、国債が1兆7,882億元、金融債が1兆4,504億元となった。

2010年の中国の国内社債市場では、短期融資債券(CP)が6,742億元、中期手形(MTN)が4,924億元、企業債が3,627億元、公司債が512億元、転換社債が717億元、中小企業共同発行債券が47億元、新たに導入された「超短期融資債」(期間1年未満のCP)が150億元、計1兆6,719億元が発行された。同時に、2008年から3年連続で、国内・海外分を合わせたエクイティ・ファインダンス金額を超えた。

QFII(適格外国機関投資家)とQDII(適格国内機関投資家)

2002年11月、外国人投資家による国内証券市場への投資を認めるQFII(適格外国機関投資家、Qualified Foreign Institutional Investorsの略称、キューフィーと呼ばれる)制度が導入された。QFIIの認可第一陣は2003年5月の野村證券とUBSで、2010年末時点で106社が合計189.7億ドルの国内運用枠を認められている。運用枠のうち、日本勢は20億ドルで、世界で第4番目に位置している。2010年は、新規に13社(うち日本は1社)が新たに認可された。

今度は逆に、中国国内の金融機関による対外証券投資は、2006年4月、QDII(適格国内機関投資家、Qualified Domestic Institutional Investorsの略称、キューディーと呼ばれる)制度として導入された。基金管理人(運用会社)が設定・販売している海外株投信では、2010年12月末時

点で、計5社、6商品が日本株での運用を行っている。当該6商品の日本株の保有残高は約3億円となっている。

合併証券会社及び合併運用会社の新設・再編

2010年は、再編も含め、新たに4社の合併証券会社が認可された(図表)。一つは撤退と再編で、中国国際金融から米国モルガン・スタンレーが撤退し、代わりに米国のTPG及びKKRというプライベート・エクイティ・ファンドと、シンガポールのGreat Eastern LifeとGIC(シンガポール政府投資公社)の計4社が資本参画し、再編された(2010年11月に撤退と再編が認可)。もう一つは新設である。2010年11月には英国RBSによる国聯証券との合併の華英証券が認可された。また、同年12月末には、米国J.P.モルガンと第一創業証券の合併である第一創業摩根大通証券と、米国モルガン・スタンレーと華鑫証券の合併である摩根士丹利華鑫証券の2社が認可された。

アセット・マネジメント業では、西部証券とThe Bank of New York Mellonによる合併運用会社が2010年6月に設立された。また、従来国内資本で設立されていた国泰基金管理会社の持分がイタリアのGeneraliグループに売却され、合併運用会社として再編された。さらに従来BNPパリバが資本参画していた申万巴黎基金管理会社の同社持分が三菱UFJ信託銀行に売却される方向で手続きが進められている(2010年9月7日付日本経済新聞)。

具体的な問題点と改善状況

外資による中国証券業及びアセット・マネジメント業への参入規制緩和

外資による証券業への参入については、世界貿易機関(WTO)加盟以前は、個別の認可によって認められたケースもあったが、正式に認められたのは、やはりWTO加盟後である。外資の参入は、主に合併会社の設立による形式であり、33%が外資の出資上限となっている。また、合併会社に

は、国内系証券会社の主要業務の一つである国内投資家向け上場株式(A株)のブローカレッジ業務やトレーディング業務が認められておらず、認可取得までに5年程度かかるとされる。2010年末時点で登録証券会社は106社あり、うちWTO加盟と前後して合計12社の証券会社が認可されているが(うち1社は既に合併を解消、図表)、WTO加盟以前に認可された中国国際金融と中銀国際証券については、例外としてA株のブローカレッジ業務やトレーディング業務が認められており、国内系証券会社と同等の業務を行っている。また、ゴールドマン・サックスのように破綻した証券会社の処理費用負担などを通じて、実質的にフルラインの国内証券業務への進出を実現しているケースもある。

図表：中外証券会社の状況

会社数	合併会社名	設立時期	中国側パートナー	外資パートナー/持分
1	中国国際金融	1995年4月⇒2010年11月合併相手変更	建設銀行	モルガン・スタンレー 34%⇒米国TPG・KKR、シンガポールGreat Eastern Life・GIC
2	中銀国際証券	2002年1月		中銀国際ホールディングス49%
3	財富里昂証券(当初、華欧国際証券)	2002年12月	財富証券(当初、湘財証券)	クレディ・リヨネ 33%
4	長江巴黎百富勤証券	2003年11月開業⇒2006年12月合併解消	長江証券	BNPパリバ 33%
5	海際大和証券	2004年6月	上海証券	大和証券キャピタル・マーケット 33%
6	高盛高華証券	2004年6月	北京高華証券	ゴールドマン・サックス 33%
7	瑞銀証券	2006年6月	北京証券	UBS 北京証券へ 20%出資
8	瑞信方正証券	2008年6月	方正証券	クレディ・スイス 33%
9	中德証券	2009年1月	山西証券	ドイツ銀行 33%
10	第一創業摩根大通証券	2010年6月9日覚書締結、同年12月末証監会認可	第一創業証券	J.P.モルガン 33%
11	華英証券	2010年11月証監会認可、向こう6カ月以内に設立予定	国聯証券	RBS 33%
12	摩根士丹利華鑫証券	2010年12月7日、証監会申請受理、同年12月末認可	華鑫証券	モルガン・スタンレー 33%

出所：野村資本市場研究所編『中国証券市場大全』、各種資料より野村資本市場研究所作成

中国で証券投資信託の設定・運用を行う基金管理会社（運用会社）は、2010 年末現在で 63 社設立されており、うち 37 社が外資系基金管理会社となっている。証券業と同様に、WTO 加盟以降、外資 33% 出資の合併による基金管理会社の設立が認められ、その後、出資可能な比率が 49% まで引き上げられてはいる。

一方、日本の法制上は、中国金融機関の日本進出を阻むものではなく、内外無差別の取扱いになっている。「戦略的互惠関係」の証券分野における進展のために、また中国の証券業及びアセット・マネジメント業のクオリティ向上への貢献や中国企業の資金調達への貢献の観点から、現行の出資比率条件及びライセンス取得における制限の撤廃、規制緩和日程の公表を期待する。

国内外投資規制の緩和

QFII にしても QDII にしても、ライセンスと運用枠の制限がある。また、非公開市場での PE（プライベート・エクイティ）投資や不動産投資に関する法令も整備されてきてはいるが、申請手続きや認可基準などが必ずしも明確になっていない。税制上の取扱いも同様である。

国内投資規制の緩和による外国人投資家、特に機関投資家の参画は、（１）市場の流動性提供、（２）新たな投資手法や評価手法の導入、（３）企業のガバナンスの改善等の効果が期待され、市場の質的向上に繋がるものである。しかしながら、中国の株式市場では、株式保有比率は個人投資家が 51% に対し、外国人投資家は 1.6% に過ぎない（2008 年末）。逆に日本は個人投資家が 20.1%、外国人投資家が 26% となっている（2010 年 3 月末）。国内株式の売買回転率（2009 年）は、東証の 119.2% に対し、上海は 207.3%、深圳は 408.2% と、海外から投機性の高い市場と見られている。また、国外投資規制の緩和は、中国投資家に分散投資の機会を提供し、国内市場の過熱を押さえる効果がある。

このため、QFII・PE・不動産投資の規制の緩和、申請手続きの簡略化と透明化、投資に関する税制

の明確化、QDII 等の対外投資の規制緩和を期待する。

中国国内での外資企業のファイナンス緩和

外資企業が中国国内で資本市場を使って資金調達を行おうとする場合、制限的に運用されているか、そもそも関連制度が無い場合がある。株式市場では、合併企業の国内上場に関する法令は整備され、日本企業（事業法人）の上場実績もあるが、非居住者については上海証券取引所の国際板の開設を待たなければならない。また、外国企業（事業法人）の中国国内での債券発行については関連法令さえも定められていない。中国国内での株式発行にせよ債券発行にせよ、前述のような世界有数規模となった中国の発行市場を外資企業が活かしていきたくないのが実情である。

中国国内での外資企業のファイナンス緩和は、発行体の多様化を通じた中国資本市場の発展を促し、投資環境の改善に繋がるものである。このため、外資企業の中国国内市場への株式上場及び中国国内での債券発行を緩和することを期待する。

中国企業の海外での株式上場規則改正・緩和

中国企業のグローバル化に伴って、海外進出に伴う柔軟な財務戦略を確保できることがますます重要になってきている。以前は、中国企業が海外で上場する場合、海外でタックスヘイブンの SPV（Special Purpose Vehicle）を設立し、当該 SPV が上場するスキームを組むことが出来ていた。

ところが、2006 年に制定・施行された「外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定」（いわゆる 10 号令）により、SPV の設立や海外上場に関し審査・認可が厳格に行われるようになった。また、資本取引の面からは、国家外為管理局が 2005 年 10 月の 75 号令により、SPV が海外上場によって調達した資金を国内に持ち込む方法が制約を受けることとなった。この結果、新規に SPV を設立して中国企業が海外で株式上場を行うことは事実上困難となった。このため、中国企業の海外での株式上場規則改正・緩和を期待する。

外国指数 ETF 市場の早期開設

外国指数 ETF（Exchange Trade Funds、上場投資信託）の中国国内上場は、中国投資家に分散投資の機会を提供し、国内市場の過熱を抑さえる効果がある。また、中国投資家に対外投資を解禁するにあたり、個別銘柄であると発行体情報、証券情報の提供の問題が生じるが、株価指数の ETF 経由の投資であれば、情報アクセスの問題が生じず、リスク分散効果もある。加えて、ETF は原指数との連動性が高いことが信頼性のキーとなるが、中国と同一時間帯で取引が行われており、指数との連動性が実感しやすい日本株は ETF を使った投資の入り口として適している。

以上の背景に加え、外国指数 ETF の中国国内上場は、中国証券取引所の国際化や中国投資家の対外投資を定着させていくことにも繋がるものである。このため、外国指数 ETF 市場の開設、特に早期開設を期待する。

中国国有企業の新規公開や株式売出しに関する日本の金融機関の主幹事獲得への協力

2010 年の中国国有企業の大型の新規公開案件では、欧米の金融機関を中心とした主幹事選定が行われている。一方、中国の隣国である日本には、約 1,500 兆円に上る個人金融資産があり、中国国有企業は日本から多額の資金を有利な条件で調達することが可能である。同時に、日本は中国国有企業の経営に理解を示す株主となり、長期的視野での安心できる企業経営の基礎を提供することが出来る。こうした日中の事情に通じた日本の金融機関は、中国国有企業の資金調達において重要な役割を果たすことが出来る。

このため、中国国有企業の新規公開や株式売出しにおいて、日本の金融機関の主幹事獲得への協力を検討頂きたい。

<建議>

- ① 外資による中国証券業、アセット・マネジメント業への参入規制の緩和について、以下を要望したい。

- ・ 参入規制の緩和と業務範囲の拡大
 - ・ 緩和日程の公表
- ② 国内外投資規制の緩和について、以下を要望したい。
- ・ QFII・PE・不動産投資の規制の緩和
 - ・ 申請手続きの簡略化と透明化
 - ・ 投資に関する税制の明確化
 - ・ QDII 等の対外投資の規制緩和
- ③ 中国国内での外資企業のファイナンス緩和について、以下を要望したい。
- ・ 中国国内市場への株式上場
 - ・ 中国国内での債券発行
- ④ 中国企業の海外での株式上場規制改正・緩和を要望したい。
- ⑤ 日本株を対象とした ETF の早期認可を要望したい。
- ・ 外国指数 ETF の上場基準の明確化
 - ・ 外国指数 ETF の上場申請手続きの明確化
- ⑥ 中国国有企業の新規公開や株式売出しについて、日本の金融機関の主幹事獲得への協力を依頼したい。

第9章 観光・レジャー

1.旅行

184日間に及ぶ上海万博の開催が大きく訪中需要を牽引した形で、10月までの訪中者数は前年比増で推移した。訪日者数も、好調な中国経済成長、訪日旅行の宣伝効果、個人観光査証取得条件の緩和などの影響で、過去最高の140万人超を記録した。但し、10月以降は中国漁船衝突事件の影響で双方とも減少に転じた2010年であった。

日本からの訪中者数

法務省ならびに日本政府観光局（JNTO）の出国日本人数によれば、2010年通年で前年比7.7%増の1,663万6,999人（2月と9月のみ前年比割れ）に達した中で、訪中者は通年で前年比12.5%増の373万1,100人（2月・11月・12月は前年比割れ）の結果となった。

2009年は金融危機不況の影響、新型インフルエンザや新疆での暴動発生の影響などで非常に厳しい一年であったが、5月1日から10月31日までの184日間に渡り開催された上海万博には、日本政府館、日本産業館、ベストシティ実践区内の大阪ケースに携わる出展・出資・協賛企業はじめ、自治体イベント参加者やその関係者、そして大小様々なインセンティブツアー、研修・視察旅行、募集観光ツアー客などが多数訪れ、訪中需要全体の底上げに効を奏した。また、2008年5月に発生した四川大地震以来訪問が難しかった九寨溝・黄龍方面（世界自然遺産の中でも特に人気が高い）へも、道路などインフラ復興の成果で夏場を中心に渡航者が復活した。しかしながら、9月の中国漁船衝突事件および10月の反日デモ発生で、特

に教育旅行と観光旅行へ大きな影響を及ぼし、11月からは一転、前年比減少となった。そんな日中関係がぎこちない状態が続いた中で、11月12日～27日に開催された第16回アジア競技大会には史上最多の日本選手団1,100名近くが派遣され、その支援者や応援者らが広州を訪れた。

中国からの訪日者数

JNTOが算出した2010年の訪日外国人は前年比26.8%増の861万2,000人と過去最高となり、2008年以来、2年ぶりに前年比を上回った。前年比の伸び幅としては、大阪万博が開催された1970年（同40.4%増）に次ぐ第2位を記録した。前年2009年はリーマンショック以降の経済不況、新型インフルエンザ流行などの影響で、訪日外国人数が18.7%と大きく落ち込んだが、2010年はその反動が生じ増加幅が拡大した。中国からの訪日者数も、前年を一挙に40万7,000人増加し、141万3,000人と過去最高を記録。好調な経済成長、各種媒体での訪日旅行の宣伝効果、九州クルーズ需要増などの要因が増加に大きく貢献した。7月1日から訪日個人観光査証の発給条件が緩和され、個人旅行ができる層が拡大した。ちなみに7月の査証発給は前年同月比42.8%増であった。7月は、教育旅行の需要も高まった。前年は新型インフルエンザの影響で海外への旅行計画の多くが中止されたので、前年同月より1万人ほど多い約12,000名を記録した。

また、北海道の道東を舞台として映画「非誠勿擾（Feicheng Wurao）」（2008年12月末公開）の大ヒット効果で、2010年も旧正月や夏休みシーズンに、チャーター便による北海道ツアー

が多数催行された。

但し、2010年9月の中国漁船衝突事件の影響で、国慶節休暇期間（10月1日～7日）後は観光客、インセンティブ旅行者を中心に落ち込み、減少基調に転じた。それでも、訪日外国人全体に占める中国の割合は16.4%となり、国・地域別訪日客順位では韓国に次ぐ2位に浮上した。

中国国内市場で多様化する観光スタイル

2000年9月から団体観光の形式で実施されてきた中国人の訪日観光も10年が経過した。この間、中国人観光客の成熟度が増すにつれ少人数で自由にとの要望にこたえる形で、2009年7月から一定の条件を満たす個人観光客への査証発給が開始され、2010年7月1日には更なる条件緩和（①「十分な経済力を有する者」から「一定の職業上の地位及び経済力を有する者」に②申請受付公館を北京・上海・広州3公館から中国本土全7公館に拡大③取扱旅行会社を8社から290社に拡大）がなされたので、個人観光査証取得者も増えている。

従来は名所巡りや買物ツアー中心の団体観光旅行型が中心であったが、現在はMICE（Meeting＝企業などの会議、Incentive Travel＝報奨・研修旅行、Convention・Conference＝大会・学会・国際会議、Event・Exhibition＝イベント・展示会・見本市）旅行需要の高まりとともに、スキー・ゴルフ・マリンスポーツなど目的別体験型やリゾート地滞在型などの個人旅行への関心が広まり、医療観光も含め、様々なスタイルへと多様化する動きが一層拡大している。

これらの需要に呼応する形の一例として、星野リゾート（本社：軽井沢町）が2010年12月25日に北京市内から1時間、空港から30分の地にスノーボーダー専用ゲレンデを開設。北京市で初めてのスノーボーダー専用ゲレンデで、近年増加率が目覚ましい中国スキーヤーのインバウンドの誘致活性化につなげようとしている。

2011年の展望

中国旅遊研究院の予測によれば、2011年の中国の観光関連収入は前年比11%増の1兆6,000億元になると。中国国内旅行者からの収入は12%増の1兆3,000億元。外国人からの外貨収入は8%増の500億ドルとの見込みである。旅行者数は、国内客が23億4,000万人（10%増）、外国人客が1億3,500万人（2%増）。また、中国人は5,700万人（5%増）が海外旅行に出かけ、550億ドル（同14%増）を消費すると予測されている。

中国内における旅行先としては、4月28日から10月22日の178日間にわたり世界園芸博覧会が開催される西安が注目される。日本からの訪中者への興味・関心が高まるのは、開幕後の会場内様相がTV放送などでビジュアルに紹介がなされたのちとなるだろう。6月から、ANAが成田＝成都線の開設を計画をしており、沿岸開発都市以外の中国内陸部への訪問増フックとして期待が寄せられる。

また、訪日観光と共に連携して医療サービスを提供する施策として外務省が「医療滞在ビザの運用」（同伴者桃含め最大6カ月の長期滞在が可能）を打ち出したのに伴い、今後は訪日中国人の医療観光も個人旅行型の需要増加と共に期待されている。

しかるに東北地方太平洋沖地震により、旅行業界にとってこれまでの経験にない大きなダメージを受け、訪中・訪日も含め旅行需要全体の回復に相当な時間を要する事態に陥ってしまった。

旅行業の具体的な問題点

外資企業への中国公民海外旅行の解禁

飛躍的な拡大を続ける中国公民の海外旅行において、すでに長年の海外旅行企画・販売に携わってきた外資旅行会社のノウハウ、経験を取り入れ、活用することでさらなる発達が見込まれることが大いに期待されている。

外資との合併旅行会社を対象に、中国人の海外旅行業務の取扱いを試験的に解除する規定が盛り込んだ「中外合併旅行社出国旅行業務試験経営監督管理暫定施行弁法」（国家旅遊局・商務部令第33号）が2010年8月29日に公布・施行され、9月30日を期限に認可申請の受け付けを始めた。対象となるのは、中国で2年以上の運営実績がある合併17社で、昨年中に認可が下りる可能性が高いとみられていたが、未だ認可発表はなされていない。この試験解除が早く実施され、独資旅行会社の全面開放へと進展が待ち望まれている。

中国観光ディステーションマネジメントの強化

世界遺産（40カ所）を保有し、56の民族が多彩な文化を育んでいる中国は豊富な観光資源を有し、世界有数の観光資源国と言える。しかしながら、十分なディステーション開発、プロモーションが行われているとは言い難く、日本市場においても旅行代金ありきの旅行企画が氾濫し、中国の魅力を十分に伝えきれていない。食の安全、環境汚染、民族問題等ここ数年にわたり、中国のイメージを悪化される要因が継続して発生したこともあるが、今一度原点に立ち返り、世界文化自然遺産と共に、各種体験・国際交流ツアーなどの広告宣伝により一層の注力が必要とされる。

日中相互交流の観点から中国公民の訪日旅行の更なる拡大とともに、中国に来る日本からの教育旅行・観光客の拡大も日中、官民一体となって対策を講じることが求められている。

観光物産販売センターの開発

ホテル、レストラン、都市間の移動交通機関、空港・駅などの公共施設はかなり整備され、快適な旅を過ごせるようになったものの、観光地の土産店は旧態依然の箇所が多い。

旅遊産業をより発展させるためには、安全な品物を良心的な価格で安心して買い求めることができる「観光物産販売センター」の開発が求められる。品質と値付けにきちんと管理が行き届き購買意欲を掻き立てる魅力あふれる名物産品や銘柄食品が勢揃いした施設が出現すれば、内外問わず来訪者

の購買力向上に繋がります。『地域興し』の発信基地として、特産品開拓と売上で経済効果を上げながらその地域の知名度を高めることができる。

<建議>

① 拡大が続く中国公民海外旅行だが、MICE

（Meeting＝企業などの会議、Incentive Travel＝報奨・研修旅行、Convention・Conference＝大会・学会・国際会議、Event・Exhibition＝イベント・展示会・見本市）旅行需要や、今後増える見込みの目的別に合わせた個人旅行それに医療観光などへの対応においては、顧客の高度なニーズを充分満たすノウハウを兼ね備えた経験豊かな外資旅行会社を活用してこそ中国旅行産業の一層の発展に繋がるはずです。外資企業への中国公民海外旅行の早なる解禁を要望します。

② 昨秋の中国漁船衝突事件および反日デモ発生で、とりわけ訪中需要が落ち込んだ教育旅行市場と観光レジャーの底上げを図るべく、日中、官民一体となって対策を講じることが求められている。今一度、世界遺産の紹介はじめ中国旅行の多種多彩な魅力（新たな観光スポット、ご当地グルメ、各種体験・交流プログラム、MICEに適したホテル・会議室や見本市&展示会の会場紹介etc）をより一層広告宣伝する必要があります、中国観光ディステーションの強化を要望したい。

③ せっかく旅行しても、訪問先で安全な品物を良心的な価格で安心して買い求める場所がほとんどない。『地域興し』発信基地として、その土地の物産品開拓とその売上で経済効果を上げながら知名度アップが図れる観光物産販売センターの開発に取り組んでいただきたい。

2. ホテル

中国のホテル産業の状況

2010年の中国における観光産業は急速な発展の段階に入っている。2009年時点での旅行業の総収入は1.26兆を達成し、星付きホテル数も1万3,507軒となった。2010年度の総括的な収入は約20%増加したと予測されている。ホテル業も国際的な金融危機、自然災害などに耐え、急速な発展を遂げた。2011年の中国ホテル業は、国民一人当たりの平均収入増、消費概念の転換、高速鉄道網建設の加速などにより、伝統的なハイクラスの星付きホテルはチェーン化して発展し、ミドルクラスの星付きホテルは新しい客層、つまり新しい個人旅行客市場を開拓し、新興業態のロークラスの星付きホテルの市場規模はポテンシャルも高く、急激に拡大すると見込まれる。特に国内で増加傾向にある中小企業の出張機会が増える。また政府や公共機関、団体に属する人々や個人の出張、旅行の機会が増加する。その中で約80%以上の人は経済型ホテルを選択する。統計ではここ数年来徐々に多くなる国内旅行の団体も経済型ホテルを選んでいる。2011年の旅行市場は経済型ホテルの需要に対して大きな影響があると推定される。そのため中、ロー、ミドルクラスの星付きホテルは2、3線級の都市において出店を強化すると見られる。このような中、日系ホテル企業は、より充実したサービスを顧客に提供するため、人材育成などを通じたサービスの質の向上に取り組んでいる。

オンライン旅行市場に 巨大な変化が起きている

2010年4月、雲游天地（中国）有限会社がオンラインの観光業に進出することを宣言した。5月19日には8月23日から淘宝网の“淘旅游上”が正式にオンラインの旅行市場に入ることを宣言

した。そして9月1日に正式にQQ旅行サイトで航空券の予約と、ホテルの予約サービス提供する。この3社はすべてインターネット業界の巨頭で、実力は軽蔑を許さない。何社ものインターネットの巨頭はなぜこの市場に参加するのか？答えは潜在力が巨大なためだ。国外レジャーの旅行の60%および、商業旅行の40%はすべてオンラインを通じて予約する中国市場の潜在力はとても巨大だ。

国内旅行ウェブサイトの“到到网”のCEOはかつて中国オンライン旅行市場が苗の段階だと表現していた。しかし1、2年後には増加速度が爆発的に早まった。これを別としても比較的高い利潤率も巨大な誘惑要因だ。また受注にいたるコストは殆どかからない。データによれば2010年に中国ではオンラインの航空券、ホテルとパッケージ旅行商品の収入は昨年同時期と比較し27%増大の47.5億元を達成した。2013年、この数字は90.1億元まで上昇すると予想されている。市場は急速に増大し、その結果これらの企業の参加を決定させた。

現在、このような優位はホテル市場で、C-Tripが国内のフリー観光客のホテル予約市場で50%以上を占有している。多くのホテルではC-Tripから全体の20%~30%の予約受けている。これはC-Tripがホテルの価格政策に巨大な発言力を持っている。2010年3月10日、C-Tripでは“最安値の保証制度”を開始した。C-Tripのネット上でホテルを予約した場合、必ず地域内で最低価格であることを保証する。或いはホテル代金の3倍の賠償金を支払う制度を構築した。C-Tripはなぜこのような承諾をすることができるのか、各ホテルに対する十分な影響力を保有し、甚だしきに至っては独占力だ。しかしホテルは甘んじて支配権を放棄し、いくつかのホテルは世界博覧会期間中にも販売促進で“世界博覧会期間中も価格を破壊する”プログラムに参加し、C-Tripからの予約に限り価格を20%~60%低く設定している。なお、日系ホテルを含む高級ブランドホテルはすべて積極的に自社による直接販売を進めている。データ

によれば高級ホテルと国際ブランドホテルは直接販売額を全体の売上高の60%まで占めている。それらホテルは販売代理店との協力を拒絶している。しかし明らかにそれらのホテルでもC-Tripとの提携は継続する。そして販売手数料を支払う事を拒否できない。中国においては明らかに旅行会社による伝統的なホテルの代理販売制度は日々衰退する一方でC-Tripは豊富な資源条件を携えて利潤を得ている。一方が衰退し、そして新しい旅行の販売ルートが盛況な状況だ。オンライン旅行市場は巨大な変化を起こし新しい販売方法はおそらく古い形態に取って代わる。

星級ホテルの新評定制度とその問題点

上記の環境下でホテル業全体の品質向上と標準化を導くため2011年1月1日から国家機基準によるホテルの星ランクによる区別と新評定制度が実施される。2010年現在中国には約13,500軒の星級ホテルがある。星ランク制度自体は1988年から正式に実施され1993年、1997年、2003年の3回の改正が行われた。数年来の星ランク標準によりホテル業の施設の標準化と規範化に模範的な役割を果たしており、星ランクは既にホテル業界と国内外の消費者から広範囲な認知を得ることができたと思う。2010年9月～10月の期間、国家観光局は新制度の施行前全国各地の高星ランクホテルに対して秘密裏に検査を実施した。その結果、5つ星級ホテルで4社（その中の1社は既に休業中）。4つ星級ホテルで3社が標準的な要求に達していないことが判明した。それに基づき国家星ランクホテルの評価委員会を通じて河北省三河、黒竜江省ハルピン、海南省海口（2ホテル）、雲南省昆明、山東省済南、河南省鄭州の5つ星と4つ星級ホテルの資格を取り消した。

新制度では3つ星級とそれ以下のホテルおよび、4つ星級、5つ星級と分離した基準に分かれている。全ての星付きホテルの新基準では従来の設備と施設を採点する方法から運営の品質、客室などの核心設備、非常時の対応、食品衛生、ソフ

トウェアのサービス、省エネと環境保護の理念も要求される。実施方法は以前の5年に一回から3年に一回再審査が実施することにより星級ホテルの品質を確保する。これは消費者への信頼性の向上とさらなる投資を導く事に繋がる。新制度ではいかなるホテルも“同じクラス”、“5つ星を超える”、“某星級に相当する”、“某星ランク”、などの呼び名は規範に合わない、甚だしきにいたっては“7星級”の広告まで現れている。また、改善項目として北京市においては北京市星評価委員が4～5星ホテル、地区星評価委員が1～3星ホテルを対象に市内の1つ星級～5つ星級の全ホテルを“旅遊ホテル星級評価基準”“星級ホテル検査基準”に基づいて評価することになるが施設の老朽化、運営管理方法、消防、防犯、食品衛生、設備の維持修理状態、省エネの促進度などを評価する際、はたして全ての評価委員が専門的な分野での経験と知識があるのか疑問である。日本における建築士の資格、あるいは（財）日本省エネセンターなどに類似した施設での研修を義務付けるなどの措置が必要だと思う。

人材の争奪戦

海南省三亜市は自然と免税品販売などの有形無形の価値を生かした大規模開発を推進している。現在三亜市の観光ホテルは197社に達して総部屋数は34,500室。総ベッド数はすでに61,000を上回っている。すでに開業した5つ星級リゾートホテルは32軒を超え、2010年に建設中の5つ星級ホテルも21軒に及ぶ。2009年12月の時点ではスターウッド・ホテル・アンド・リゾート、マリオット、ハイアット、シャングリラ、インターコンチネンタル、ケンピンスキーなど全世界で有名なホテルグループ所属の37ブランド、48軒のホテルがすでに営業している。2010年2月時点で同地区におけるホテル従業員の需要は3万人に達する。ところが現職の従業員は1万人足らずだ。不足しているのは現場従業員だけではなく中級、上級管理職も不足している。問題は三亜市で従業員が不足しているだけではない。良い人

材が引き止められないのだ。他方、中国国内ではビジネス型ホテルの発展に従い、ビジネスホテルの人材の危機もはっきりと現れてきた。以前、大多数の教育機関が育成するのは4星級と5つ星級ホテル向けの人材であった。ビジネスホテル向けの人材育成機関は皆無であった。構造上すべての経済型ホテルでは、人材のコストを節約しなければならない。そのため、人材はたいへん不足する。経済型チェーンホテルにとって、最も肝要な客室マネージャー、宿直に当たるマネージャーの育成には、およそ2年を必要とする。支配人であれば3年を必要とする。中国本土の経済型ホテルに関する不完全ではあるが唯一の統計によれば、2009年は金融危機と市場の下降要素により、大規模経済型ホテル企業の拡張スピードはある程度緩まっている。しかし全体的に人材は依然として供給が需要に追いつかない状況だ。過去の3年間、ブランドビジネスチェーンホテル数は1,500数軒まで達した。1人の合格レベルの支配人には3年の育成時間が必要だと計算している。とても経験に富んでいる支配人が不足しているのは約半数のチェーンホテルだ。このような情況下、各ビジネスホテルは「全体が把握できない」或いは「功をあせって方法を誤る」ような人材であっても、やむなく経営を維持するしかない。資料によれば、一部のビジネスホテルは大学の2学年から学生の人材を育成している。しかしこれらの学生が卒業後に、本当にこのチェーンホテル入って来るのか？意外にも10%も満たないのが現状だ。このような状況に直面し、ビジネスホテルは現在主に2種類の方法をとっている。たとえば、人力に余裕のある同業者との提携、あるいは人材のアウトソーシングを実行する。「如家チェーンホテル」を支えるのは第1番目の方法の代表。「7 Days チェーンホテル」は第2番目の方法の代表。しかしこの2種類の方法では企業の核となる人材の欠陥と、不足に直面している。これは決して数軒の経済型ホテルだけの事ではない。そのため国内のホテル社員向けの研修施設を利用するあるいは、生徒を受け入れる方法もある。代表的な教育機関は北京市にて2008年5月にローザンヌホテ

ルスクール（スイス）と国立北京第二外国語大学により設立された中瑞酒店管理學院がある。同校は外部からの研修受け入れと、第二外国語大学のホテル管理学部生徒の教育を行う。同様に人材教育訓練機関として代表的なものは山東藍海専門学校（山東省）、上海旅遊高等専門学校（上海）、南京旅遊高等専門学校（南京）、陝西省旅遊学校（西安）、惠州旅遊学校（広州）雲南省旅遊学校（雲南省・昆明）などがある。

環境保護の観点から1回限りのアメニティ用品の使用制限

山東省の経済情報化委員会、山東省政府の省エネルギー関係部門は2010年10月20日に共同で公文書を発送した。12月1日から全省のホテルの業界で徐々に1回限りのアメニティ用品の使用を中止する。2011年6月1日からは、全省のホテル業界にて正式に無料で1回限りのアメニティ用品の提供を中止する。それ以後は用品価格を明確にして有償にて提供する。1回限りのアメニティ用品とは使い捨てハブラシセット、スリッパ、櫛、シャンプー、石鹸、バスキャップ、木製の箸などを言う。しかしながら今後山東省の事例が全国に拡大されることになれば、外資系を含む4、5星級ホテルの客層は概ね中国人50%、外国人50%程度の客層比であり、条例による一回限りの客室用品全面使用禁止措置は営業上受け入れがたい。それより収入に対する総エネルギーコスト比率の削減度合いの優劣など合理的な判断で優遇措置を講じる方法は取れないものか。

<建議>

- ① 星級ホテル評価委員の専門知識向上に努めていただきたい。
- ② サービス業を志す学生に対し教育機関の充実と中国内と世界でも活躍できる就職の機会を与えて欲しい。

- ③ 環境保護の規定はホテル客室備品の削減など一部分に限らず“NPO グリーン購入ネットワーク”などが規定している評価方法なども参考にしていきたい。
- ④ 現地ホテル社員のサービスレベル向上を目的とし日本国内から派遣する多くの経験を持つ優れた人材に対し、就労ビザ取得資格として大学卒業以上や大学卒業証書の提出を義務付ける等厳しい条件の緩和を要望したい。



第 3 部 各地域の現状・建議

第 3 部 各地区の現状及建議

第1章 華北地域(北京、天津、青島)

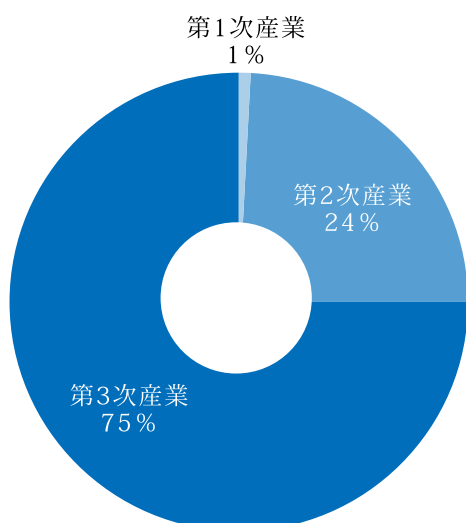
北京市

2010年の経済状況

北京市は中国の首都であり直轄市の一つでもある。東は天津市と接しそれ以外は河北省に囲まれている。人口は1,972万人(2009年末)、総面積は1万6,411km²、2010年のGRPは前年比10.2%増の1兆3,778億元である。2008年のオリンピック以降も北京市は好調な経済状況を維持し、消費も好調であり2009年には一人当たりのGDPが1万ドルを超えている。輸出は14.7%増の555億ドル、輸入は47.8%増の2,459億ドル。総額では40.3%増の3,014億ドルとなり好調な経済状況を示している。

産業構成は前年比で、第1次産業は1.6%の減少、第2次産業は13.6%増、第3次産業は9.1%増となった。各産業の内訳は下記のとおりであり、第2次産業と第3次産業の比率は概ね2.5:7.5の関係になっており、サービス業の割合が高い。

2010年、北京市の各産業のGRP構成



出所：北京市統計局

北京市の地区生産GRP

指 標	絶対量 (億元)	伸び率
地区生産総価	13,777.9	10.2
第1次産業	124.3	-1.6
第2次産業	3,323.1	13.6
工業	2,701.6	14.7
建築業	621.5	8.2
第3次産業	10,330.5	9.1
交通運輸・保管・郵政	640.6	10.7
情報通信・コンピューターサービス・ソフトウェア	1,242.2	16.5
卸小売業	1,878.4	20.9
宿泊・飲食	276	3.1
金融	1,838	8.6
不動産	937.2	-21.5
リースビジネス	964.4	14.4
科学研究、技術サービス、地質探査	912.9	7.8
水、環境、公共施設	71.7	3
住民サービスとその他のサービス	81.8	6.3
教育	475.9	3.3
保健、社会保障、社会福祉	233.2	5.6
文化、スポーツ	304.4	12.9
公共管理と社会組織	473.8	9.1

出所：北京市統計局

都市建設

北京市の道路は2010年末で2万1,201kmの道路があり前年比で446km増加した。うち高速道路は903kmを占める。都市部の総道路距離は6,380kmで前年は133kmの道路建設を行った。公共交通機関は、バスは713路線あり2005年と比べ120路線増えている。軌道交通(地下鉄・空港線)は14路線あり2010年末に5路線が開通した。公共交通の機関の総運行距離は1万8,743kmになり、前年比473km増加、2005年と比較して529km増加している。昨年末に地下鉄が5路線開通したことで108kmが延長された。軌道交通の路線距離は366kmに達した。公共バスの旅客数は年間50.4億人、前年比2.3%減であるが、2005年と比べ12.1%増加している。軌道交通の旅客数は前年比29.3%増の18.4億人となった。2005年と比べ1.7倍に増えている。

2010年の電力消費量は809.9億kW、前年比で9.6%増。生産用の電力は670.6億kW、家庭用の電力は139.3億kWで前年比8.2%増となっている。液化石油ガスの総供給量は、前年比21.6%減の29万トン。天然ガス（燕山石油化学を除く）は12.5%増の72億m³。623万の家庭に天然ガスを供給した。北京市の都市ガスパイプラインは2.4%増の1万5,500kmに達した。

物価

衣服・交通費・通信費の物価に関しては大きな変化は無いものの、生活に必要な野菜（24.1%増）などの農水産物（6.5%増）の高騰が続いている。

中国では国民の74%が物価の高さに不満を持っているといわれており、物価の高騰は北京市民の生活に大きな影響を与えている。

消費者物価の推移の割合

（単位：%）

指 標	2010年	低所得者	2009年	低所得者
全体的な消費者物価レベル	2.4	4	-1.5	-1
食品	5.5	7.9	2.4	0.9
水産品	10.6	13.9	4.5	-1.3
野菜	24.1	25.1	10.2	16.1
フレッシュドライフルーツ	9.6	14.7	6.4	-2.9
煙草と酒	1.1	1	2.2	3.5
衣服	-1.6	2.8	-1.6	-1.3
家庭用機器及びメンテナンス	-0.6	-0.3	0.3	1.6
医療保健・個人用品	1.5	2.8	-1.6	-1.3
交通・通信	0.8	-1.8	-4.1	-3
娯楽教育文化用品とサービス	-0.6	-0.4	-2.4	1.9
住居	5	6.5	-10.2	-12.5

出所：北京市統計局

賃金の上昇

北京市は2010年に2度の最低賃金の改定を実施した。7月1日から最低賃金を800元から960元に、そして2011年1月には960元から1,160元に改定した。それぞれ20%のアップ額であり、1年間で最低賃金が約40%上昇したことになる。最低賃金の上昇は経済効果として消費の向上につながるものの、企業の商品やサービスに対する価格の上昇にもつながる。また、最低賃金を超える給与を支払っている企業であっても、従業員の期待感から賃金を上げざるを得なくなり、結果として人件費の更なる上昇につながっている。

自動車の運行規制・登録台数制限

2010年における北京市の自動車の販売台数は92万台となった。自動車の増加は慢性的な渋滞と道路上の違法駐車に悩まされることになり、北京市は2008年のオリンピック前からナンバープレート末尾による週1度運転禁止日を定め、現在も継続している。それに加え、12月に下記の規制を発表した。

- 1) 自動車のナンバープレート登録台数規制。年間24万台に制限。
登録枠のうち、個人に88%、タクシー等営業車両に2%、その他の企業・団体に10%を割り当て、ナンバープレートの取得は抽選で実施。
- 2) 五環路内の北京市ナンバー以外の車両走行制限。
平日7時～9時、17時～20時の出退勤時を対象に、市外ナンバー車の五環路内走行禁止。

今後五年間の経済展望

2011年は第12次五カ年計画の初年度である。北京市は今後5年間、現代的な製造業、文化創造的産業、都市農業、カーエレクトロニクス、新エネルギーの分野の発展に力を入れることを発表している。そのために行政区域の一部を調整している。例えば、次の首都機能の核心エリアの更なる発展と「第12次五カ年計画」時の都市開発の準備のため、北京市内にある4つの区を合併して2つの区にした。朝陽区のCBD（Central Business District）を東に拡張させ、金融街は西に拡張させ、ビジネス・金融・商業などの機能をより集中することを計画している。

さらに北京市中心部の人口増加や交通事情の悪化により、現在、通州新都市の建設に注力している。通州新都市に北京市中心部の人口を移転させ、都市中心部の人口、交通増といった圧力を緩和しようとしている。

航空輸送に関しては、北京市の郊外（南）に新空港建設を予定している。新しく建設される空港は北京首都空港と共に、国際的なハブ空港としての機能を持たせ、2015年までに輸送能力を1億2,000万人まで拡大する予定。

人口増加、交通事情の悪化といった問題の解決

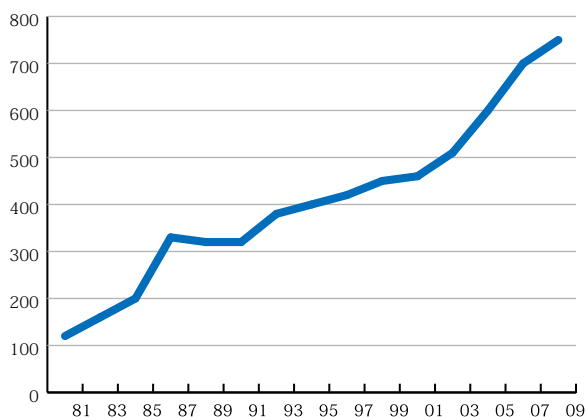
策として、第12次五カ年計画期に地下鉄の建設規模をこれまでの2倍超にする計画で、第12次五カ年計画の最終年には運行距離を約760kmにする予定だ。また環境面に関しては、北京西部の小型炭鉱はすでに全山閉山しており、2011年には西部のすべての小型の石灰場や小型のコールアッシュ鉱山も閉鎖の予定である。

在北京市日系企業が抱える 主な問題点・改善要望

北京市は、一人当たりのGDPが2009年に1万ドルを超え急速に大きな市場として拡大している。一方、道路建設や軌道交通（地下鉄）の路線拡大など公共交通機関の発展は著しいが、都心中心部に通勤するため慢性的な道路渋滞や混雑に悩まされている。北京に進出している日本企業は日本商会の会員企業だけでも約758（2011年3月現在の会員企業・個人会員数）に達しており、北京という地域性から地域統括本部としての機能を持つ企業が多い。ここ数年間、北京に進出していた日系企業が抱えていた課題として、日本からの中国出向駐在員の本社立替金の送金問題があった。これに関して北京市当局との話し合いにより「送金に関する税務証明の発行制度の要求に基づいて、規定された資料の受理ルート、審査手続き及び期限に基づいて業務を行い100%送金が出る」旨の回答を得た事は在北京の日系企業にとって朗報となり、大きな改善点として喜ばしい事項だった。

この他、今なお在北京日系企業が直面している主な問題点・改善要望は以下のとおりである。

中国日本商会会員数の推移 (1981年度～2009年度)



出所：中国日本商会

<建議>

① 京財予[2009]1209号「關於加強区县間税源戶遷移管理的通知」について：

北京市内に複数存在するグループ企業を一カ所に集中させる事により、業務の一層の効率化とシナジー効果およびオフィスコストの削減を目指したいが、京財予[2009]1209号「關於加強区县間税源戶遷移管理的通知」通達に「2009年、市工商局及び市国家税務局、市地方税務局は登記済の納税企業（税源戸）の区及び県間の住所変更を承認しない。」との文言がある為、申請は却下された。これは北京市の投資促進の面からも阻害要因になっている。

② 法律と細則：

法律が施行されても細則が発行されていない場合があり、当局に確認しても回答が出ない。法律（条例）の施行と共に細則も定めて効率よい運用を心掛けて欲しい。

③ 就労ビザに関して：

就労ビザ（60歳以上への発給制限・大卒、社会経験2年以上を要求）に関する発給制限を緩和して戴きたい。

④ 知的財産の保護：

知的財産権侵害に関して取り締まり強化を要望したい。

⑤ 交通渋滞・違法駐車の改善：

ナンバー規制を実施しているが、わずかな数キロの移動であっても道路渋滞が激しく予想外の時間がかかってしまう。また道路上の違法駐車が横行している事も渋滞に拍車を掛けている。地下鉄での通勤においても満員状態で乗れない事もある。

天津市

2010年の天津市の域内総生産（GRP）は、前年比17.4%増の、9,109億元となった。天津市は中国各省・市の中でもトップクラスの経済発展を遂げている。また2010年のエネルギー消費量削減率は05年比で21%と、中央政府が掲げていた20%前後の目標を上回った。天津市政府は2月10日、第12次五カ年計画（以下、十二五計画）期（11～15年）の環境・省エネ目標を発表。2011年の目標として、各工場に対し総生産一万元当たりのエネルギー消費量を前年比4%削減するよう要求している。天津市は十二五計画期において、第3次産業の更なる発展と天津エコシティ（中文名：中新天津生態城）に代表されるような、低炭素社会の実現を目指している。

天津経済技術開発区（TEDA）および濱海新区の現状

TEDA 管理委員会は、2010年の対内投資受け入れの特徴として、大手企業の増資案件が多かったことを挙げている。サムスン電子はTEDA内に10社の独資企業、3社の合弁企業を設立しており、LED、パソコンモニター、携帯電話分野の増資を行った。モトローラ、DHLなど米国企業の増資も多く、米韓企業からの投資が大きく伸びた。また、自動車・同部品企業の増資も国内市場の拡大に伴い増加している。TEDAには100社を超える自動車関連企業が進出しており、2010年はティア1、ティア2を中心とするサプライヤーの増資が多かった。新規投資を検討する新たなサプライヤーも増えた。サービス業では、イオンモールが新店舗をTEDAにオープンし、伊勢丹も2012年には、TEDAに新店舗を開業することを発表している。これまで製造拠点というイメージが強かったTEDAだが、住宅地の造成などに伴う居住人口の増加により、商業地としての発展も期待されている。また濱海新区は80年代の深圳、90年代の上海に続く中国第3の経済発展のエンジンとして期待されている。GRP、工業生産、固定資産投

資、輸出総額、外資利用実行額などにおいて、濱海新区は天津市全体の半分以上のシェアを占めており、進出している日系企業数は400社を超えている。

天津エコシティの概況

天津エコシティは濱海新区の北部に位置しており、現在、初期投資による第1期工事が急ピッチで行われている。07年11月に中国政府とシンガポール政府の調印によりプロジェクトがスタート。総投資規模は2,500億元、双方50%の出資で08年7月に開発が着工した。現在、中国国有企業、シンガポール、香港、マレーシア、台湾、日本などの企業が開発に参入しているが、華人系資本が圧倒的な力を示しているという印象が強い。天津エコシティは、ビル建築や公共交通などに環境技術の導入を前提としており、ゴミ回収利用率を60%以上、エネルギーの再生利用率を20%、水の再生利用率を50%以上にするなどの目標を定めている。同管理委員会からは、省エネ・環境分野に優れた技術と経験を持つ日本からの投資に期待する声が聞かれる一方で、政府プロジェクトであるため日本企業単独での参入が難しいという指摘があった。このような中、日立製作所は9月29日、天津エコシティのビジネス中心街区の開発における技術協力とビルエネルギーマネジメントシステム分野における協力に合意した。地域内のエネルギーを効率的に制御するためのシステム導入や電気自動車普及促進の協議会への参加などを通じて、より具体的なビジネスを行っていく。他の日本企業とも提携してプロジェクトに参画しており、同分野の技術に定評のある日本企業が連携して、中国国家級のエコシティ建設に参画する代表的なケースとして注目されている。

在天津日系企業が抱える課題・改善要望点

天津に進出する日系企業は従来、電気電子およ

び自動車関連企業が多いが、この1,2年は小売業を中心にサービス業の進出が増えている。

天津日本人会の会員企業だけでも369社（11年2月21日時点）に達している。日系企業は総じて各政府部門や開発区管理委員会などと良好な関係にあるものの、投資環境の急速な変化などに起因する問題に直面しており、今後は改善、解決に向けた当局との対話を強化していく必要がある。在天津日系企業が直面している主な問題、改善要望は以下のとおりである。

貿易・通関上の問題点・要望

- ・ 保税品目の管理（手冊）に非常に時間を要する。税関担当者によって対応に違いがみられるので、明確な運用を要望したい。
- ・ 個人輸入に関して、輸入可能な数量の変更が多く、通関時に初めて変更を知るケースが多い。事前の明確な情報公開を要望したい。
- ・ 09年から武清区に天津出入境検閲検疫局が設けられた。輸入設備は入荷後に法定検閲を行う必要があるが、当局の検閲に必要な書類送付が遅く、入荷後すぐに設備を使用出来ないケースが発生している。法定検閲業務の迅速化を要望したい。
- ・ 同じ貨物を数年にわたり通関しているが、突然HSコードが変更される事態が多々発生している。税関に確認しても対応が遅いことが多く、また16時30分を過ぎると受け付けない場合がある。事前の情報開示と業務時間の対応を徹底していただきたい。
- ・ 日本の検査基準および中国の検査基準に合格しているにもかかわらず、輸入ができない事態（圧力容器など）が発生している。両国の検査基準に合格した製品の輸入が滞りなくできるよう、改善を要望したい。

税務・会計上の問題点・要望

- ・ 移転価格の対象となる企業規模や売上規模などの条件が不明確なため、企業として対応が難しい。条件の明確化と運用の透明性を要望したい。
- ・ 税務局の領収書発行の簡素化と迅速化を要望したい。特に増値税の領収書に関して、企業が頻繁に必要なとする額面10万元、ないし100万元単位の発行手続きを迅速行っていただきたい。また営業税領収書の発行も手続きが煩雑であり、改善を要望したい。
- ・ 区を越えた移転手続きの簡素化と迅速化を要望したい。09年7月末から移転手続きを行っているが、1年以上経っても手続きが完了していない。
- ・ 日本人出向者にかかるPE課税の問題について、PE課税のガイドラインを明確にするよう要望したい。

労務上の問題点・要望

- ・ 08年以降、労働関連法規の整備が進んでいるものの、公布日に即日施行となる法律や通知が多く、対応に苦慮している。日系企業はコンプライアンスを重視しているため、公布から施行までに社内の制度・規定を整備するための時間が必要である。企業が対応できるよう一定期間を設けていただきたい。
- ・ 「天津市企業工資集体協商条例」が公布された。工会が賃金交渉や要求内容を作成するためには、工会への指導・教育が不可欠である。労使が納得できる結論に至る交渉をするためにも、工会への教育を徹底するなど、工会の機能強化を要望したい。
- ・ 近年、最低賃金が急激に引き上げられている。急激な賃金アップは企業への負担が非常に大きく、事業計画の変更などを余儀なくされる場合もある。最低賃金は徐々に引き上げるよう要望したい。

- ・労働者の欠員補充、新規採用を行うも適した人材が少ないなどの理由から採用率が上がらない。また、採用しても短期で退職するケースが多々ある。開発区として安定した人員確保ができるよう企業との対話の機会を設け、雇用条件などの調整を図っていただきたい。
- ・労働契約法に関し、政府機関の解釈、運用が理解しにくい。例えば、労働契約法では「労働者の契約期間中に契約を解除する場合、書面にて1カ月前に通知するか、その代りに1カ月分の月給を支払う」、「契約満了により契約を終了する場合、会社側は契約の継続を中止できる」となっている。しかし、契約満了時に会社側が再契約をしない場合の政府による解釈は「契約期間中に契約を解除する際と同様に、1カ月前に本人へ通知するか、1カ月分の月給を支払わなければならない」となっている。法律上では明記されていない事項であり、明確な説明をしていただきたい。
- ・昨年の白書でも要望したが、日本から60歳以上の社員を現地に赴任させるに当たり、依然として就業許可申請の際、ビザが取得できないという問題が一部で発生している。以前に比べ改善はしたものの、更なる改善を希望したい。

知的財産権保護の問題点と要望

- ・政府、中国企業とも、技術的特許など知的財産権保護の認識がまだまだ薄い。政府はもとより中国企業への教育の徹底をお願いしたい。

省エネ・環境における問題点と要望

- ・ごみの焼却などで発生するダイオキシン類の規制に関し、中国ではまだ認識が浅い状況。以前に比べ中国の環境対策は整備されてはいるが、更なる徹底した制度化を要望したい。資源リサイクルについても政府の徹底した政策的な指示が必要と考える。

- ・企業への省エネ補助金規程など、明確な制度構築を要望したい。
- ・ISO14001に取り組んでいるが、危険物や残飯の廃棄処理など、廃棄物を流通させるインフラ整備が不十分である。改善を要望したい。

その他

- ・環境保護などの政府プロジェクトを遂行するに当たり、契約前に遂行方法など詳細な説明を要求される。急ぎ対応するものの、説明前に契約が突如なくなるケースが多い。また、これら政府プロジェクトは中国企業が落札する傾向が強い。外資系企業には、政府が中国企業に優先落札させているように映り、不公正感は生まれている。落札プロセスの透明化と徹底した内国民待遇を要望したい。
- ・通行止などの交通規制が実施直前にならないと発表されない。少なくとも1週間前には公知するようにしていただきたい。また高速道路もインターまで行って初めて閉鎖されていることが分かる。道路標示などで公知するよう要望したい。
- ・道路インフラ整備に一層注力いただきたい。特に天津港では出入ゲートの朝夕の渋滞や路面の不整備などに起因する事故が多い。至急改善していただきたい。
- ・天津市内とTEDAや空港を結ぶ公共交通機関をさらに整備していただきたい。軽軌（モノレール）、列車、バスの乗り継ぎがスムーズにいくよう利便性の向上を要望したい。

<建議>

- ① HSコードなど、通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示時期および方法について配慮してもらいたい。

- ② 同一製品のHS番号が担当者により異なる。統一的運用の実施を要望したい。
- ③ 移転価格税やPE課税など、対象となる条件が不明確なため、早急なガイドラインの制定と運用の透明化を要望したい。
- ④ 区を越えた移転がスムーズに行くよう、区の税務局間の調整を迅速に行うよう要望したい。
- ⑤ 増値税や営業税の領収書発行に非常に多くの時間を要している。迅速な対応と手続きの簡素化を要望したい。
- ⑥ 労務関連の法制度の変更は、企業の事業環境に大きな影響を及ぼす。企業が新しい法制度に対応できるよう公布から施行まで一定期間を設けるよう要望したい。また、労働契約法は、未だ解釈・運用が不明確な点がある。政府としての解釈を公示願いたい。
- ⑦ 近年、最低賃金が急激に上昇している。企業の事業計画にも影響が出るため、引き上げは徐々に、計画的に実施していただきたい。
- ⑧ 60歳以上の社員を駐在させる際、ビザが円滑に取得できるよう改善していただきたい。
- ⑨ 政府、中国企業の知的財産権保護に対する意識向上を図るため、教育を徹底していただきたい。
- ⑩ 環境・省エネ関連の政策や法整備が進みつつあるが、更なる制度化を徹底していただきたい。廃棄物を流通させるインフラ整備、省エネ対応を実行した企業への補助金などの制定を要望したい。
- ⑪ 環境などの政府プロジェクトでは、中国企業が優先的に落札しているとも取れる事態が発生している。入札プロセスの透明化と徹底した内国民待遇を要望したい。

- ⑫ 天津市内とTEDA間の公共交通の整備を一層徹底して実施していただきたい。また、天津港ゲートでは道路の未整備などによる事故が発生しており、早急な整備を要望したい。

青島市（山東省）

山東省青島市は膠州湾を囲む7区5衛星都市から成る人口850万人（2010年）、2010年GDPは5,666億元（2009年比13.8%増）の副省級都市。

十二五計画の初年度となる2011年においては（1）産業構造の高度化の一層の推進と内需による経済の牽引、（2）重点区域発展建設による湾岸計画の推進、（3）社会保障や民政レベルの生活向上による公正で調和のとれた発展、（4）科学技術・人材育成・教育の充実、（5）環境配慮型の省エネルギー型経済発展の推進、（6）GDP12%増、財政収入15%増、都市住民収入12%増、失業率4%以内、消費者価格4%以内、人口増3.9%以内を目標として挙げている（2/22青島市人民代表大会における夏耕市長スピーチ）。2011年5月には膠州湾横断橋が、また2012年には海底トンネルが開通予定で、青島市中心部と開発区の交通の便が大幅に改善される。また、市内地下鉄網も建設中で、交通インフラは大幅にグレードアップされるものと期待されている。

当地には製造業では食品、繊維、電気・電子、機械等の日本企業が多く進出しているが、金融危機後、2009年夏以降、主として好調な中国国内経済に支えられる形で、増産体制をとっている企業も多く、増産対応のための新規投資や増資、中国国内市場参入を目指した新分野への投資、サービス業（飲食、教育、娯楽、観光、保険等）、山東省の市場調査目的での事務所設立、などが増えている。

2010年度の動向と 2011年の展望・重点施策

2010年度の動向（投資環境上の問題、 中国国内販売に関する懸念・問題）

投資環境上の問題としては以下の問題が挙げられた。

- ・ 賃上げ要求を背景とする労働争議（春～夏）。

- ・ ワーカー不足
- ・ 製造コスト増（労務コスト、原材料価格、光熱費、行政対応コスト等）
- ・ 課税強化（個人所得税・企業所得税の税務調査強化、本社への販売価格・移転価格調査強化、同期資料の提出要求、駐在員人件費・技術指導料・ロイヤリティ課税、事務所課税率のアップ等）
- ・ 土地問題（開発移転や未使用遊休地の返還要求（城陽区、李滄区、四方区、開発区等））
- ・ 行政目標達成のための電力制限（煙台市）
- ・ 税関調査の強化（免税輸入設備・機械の免税措置見直し、HSコード見直し、ブランド使用权調査の強化、税関監査の強化）

中国国内販売に関して、以下の懸念・問題が挙げられた。

- ・ 国内販売機能追加のための諸手続き
- ・ 合併展開における知的財産権の保護
- ・ 債権回収
- ・ 営業人材の確保

2011年の展望・重点施策 （山東省および主要都市の政府工作報告から）

山東省および省内主要都市での十二五計画中の重点施策では、国内消費と、産業の高度化に資する技術導入を牽引力とし、経済拡大を堅持することが挙げられている。

民政面では、健康保険制度などの保険制度の充実が国レベルの課題であるが、省及び各都市の地方レベルでは、消費・文化・生活・環境が調和した豊かな生活のためのインフラ整備がうたわれており、十二五計画期間中、社会消費小売総額は毎年16.5%増、計画終了年における、都市の1人当たり収入は3万元、農村では1万元超を目指している（山東省）。

都市における開発プロジェクトの推進による一層の都市化推進、消費生活充実に資するショッピ

ングモールの建設、チェーン店型小売店・レストランの進出推進、ネットショップの普及、物流の整備、観光資源開発などが挙げられており、農村においても、農村へのチェーン型小売店舗の普及や幼児教育の普及等、生活インフラの充実が挙げられている。

産業面では、経済構造転換に資する高度技術の導入や、サービス産業、循環型経済が、これらを担う人材育成も含めて奨励される一方で、エネルギー高消費型や公害型産業の淘汰が明示されている。農村人口の都市への移転や都市化を進展し、流通整備を含めた農業の集約化・規模化・現代化の推進を行い、農水産品における輸出も視野に入れた品質向上をうたっている。

産業の高度化に資する技術導入においては、合併を中心としたビジネスアライアンスが重視されており、中でも日本企業や韓国企業に注目している。今後、地元政府による中国企業とのビジネス交流が推進されると見込まれる。

＜建議＞

- ① 中国向け製品生産を行っている企業は、中国経済の好況に支えられ好調に業績を伸ばしている。今後、追加投資を行い、生産ラインの拡大などを計画しているところも多く、投資拡大、税収拡大、雇用創出といった地域経済・社会への寄与・貢献が望まれる中、電力・水の安定供給、原料価格の安定、輸出入手続の迅速化など、行政の役割が大きい分野での、より一層の経営環境の維持・安定につき留意いただきたい。
- ② 第12次五カ年計画が始まり、経済構造調整、環境・省エネ対応に連動した諸施策が打ち出されることが予想される。進出日系企業は中国の経済発展や社会の要求に合わせて対応をしていく所存であるが、企業経営に深刻な影響を与えるもの

については特に、十分な対応時間を考慮して、諸施策の実施をしていただきたい。

また、新しい施策の実施にあたっては、重要な事項については文書による通達を行っていただくほか、行政単位や事務担当によって対応や解釈が異なり、混乱を生じさせることがないように、事務レベルまでの周知徹底を行っていただきたい。

- ③ 日本から社員を現地を赴任させ就業許可申請を提出した際に、従来は当初から1年にてビザが取得できていたにも関わらず、最近6カ月に短縮される例が発生している。外資企業の誘致を促進するためには派遣社員のより快適な駐在環境を整えることが肝要と考えられ従来どおり、当初から最低1年は滞在できるよう改善を要望したい。
- ④ 山東省独自の行政費用負担として企業売上に対する0.1%の河道工程費を課しており、この撤廃についてお願いしたい（2010年まで青島市では0.05%、2011年1月1日から0.1%）
- ⑤ 地元政府によるサービス産業の基礎となる人材育成・供給体制の整備。
- ⑥ 従来同様、他地域では殆ど実施されていない市政府と日系企業との定期的な投資環境研究の会合等の実施により、日系企業にとってより投資しやすい環境づくりをすすめていただきたい。

第2章 華東地域（上海、江蘇、浙江）

2010年の華東地域の経済動向

国家統計局の公表資料によると、長江デルタ地域（上海市、江蘇省、浙江省）の2010年のGRP（域内総生産）は前年比12.6%増の6兆9,872億元と前年の成長率を1.6ポイント上回った。GDP総額に占める割合は17.6%であった。

また、2010年は上海―南京の高速鉄道、上海―杭州の高速鉄道が相次いで開通し、華東地域内の主要都市間の効率的な人の移動が可能となった年でもあった。

上海市

- 2010年の上海市のGRPは前年比9.9%増の1兆6,872億元。このうち、第1次産業は前年比6.6%減の114億元、第2次産業は16.8%増の7,140億元、第3次産業は5.0%増の9,618億元であった。
- 上海万博の開催により、卸売、小売、宿泊、飲食、交通、運輸等のサービス業が急速に成長し、商品販売総額の伸び率は前年比24.2%増と前年よりも4.9ポイント増加した。宿泊及び飲食業の付加価値額は前年比6.8%増、一定額以上の宿泊及び飲食業の売上額は35.3%増、ホテル客室平均賃貸率は66.0%と前年よりも15.8ポイント増加した。国際旅行入境人数は前年比35.3%増の851万人。空港利用者数の伸び率は31.4%増であった。

一方で、住宅購入規制の発動等により、不動産業の付加価値額は前年比22.8%減、住宅・オフィス販売面積は39.0%減、うち住宅販売面積は42.4%減と大幅に下落した。

また、上海証券取引所の取引額は30兆元で、前年比12.2%減と低迷した。

- 工業生産増加額は前年比18.4%増の6,226億元。付加価値額ではハイテク産業と重点発展産業の伸びが著しかった。
- 社会消費品小売総額は前年比17.5%増の6,037億元であり、前年よりも12.9ポイントの増となった。製品別に見ると、宝石類（76.6%増）、自動車関連商品（24.9%増）、家電及び音響機材関連商品（21.6%増）等の伸びが大きかった。
- 全社会固定資産投資は前年比0.8%増の5,318億元にとどまった。このうち、不動産開発投資が前年比38.5%増であったのに対し、都市インフラ投資は29.1%減となった。
- 輸出総額は前年比27.4%増の1,808億ドル。地域別では、ロシア、ブラジル、アセアンといった新興国向けの増加率が大きかった。輸入総額は前年比38.5%増の1,881億ドル。
- サービス業が上海経済を牽引する傾向は対内直接投資でも顕著であり、対内直接投資額（実行ベース）は111億ドル（5.5%増）のうち、第3次産業は前年比16%増加し、全体の79.4%を占めた。一方で、工業は23.7%減で全体の19.4%のシェアにとどまった。
- 消費者物価は年の後半から上昇し、年平均では前年比3.1%の増であった。特に食品類価格は7.7%上昇し、その寄与度は80.6%に達した。食品類の中では、米16.6%、野菜11.5%、水産品16.4%、砂糖22.6%といずれも上昇した。
- 都市住民家庭の一人当たり可処分所得額は前年

比 10.4%増の 3 万 1,838 元であり、物価要素を除いた実質ベースでは 7.1%の増。農村住民の一人当たり純収入は前年比 11.5%増の 1 万 3,746 元であった。

江蘇省

- ・ 江蘇省の 2010 年の GRP は前年比 12.6%増の 4 兆 903 億元。うち、第 1 次産業は前年比 4.3%増の 2,540 億元、第 2 次産業は 13.0%増の 2 兆 1,754 億元、第 3 次産業は 13.1%増の 1 兆 6,610 億元であった。
- ・ 工業生産増加額は前年比 16.0%増の 2 兆 1,224 億元。付加価値額では、交通運輸設備製造業 (35.0%増)、電気機械・機材製造業 (33.1%増)、専用設備製造業 (32.0%) 等の伸びが大きかった。
- ・ 全社会固定資産投資は前年比 22.4%増の 2 兆 3,187 億元であり、このうちハイテク産業投資は前年比 44.6%増となり、工業投資全体の 26.7%を占めた。
- ・ 社会消費品小売総額は前年比 18.7%増の 1 兆 3,482 億元。製品別では、宝石類 (40.2%増)、自動車 (38.4%増)、石油及び石油製品 (35.2%増) の伸びが大きかった。
- ・ 輸出総額は前年比 35.8%増の 2,706 億ドルであり、地域別では、ロシア、ラテンアメリカ、台湾、EU 向けの伸びが大きかった。輸入総額は前年比 39.0%増の 1,952 億ドル。
- ・ 対内直接投資額（実行ベース）は前年比 12.5%増の 285.0 億ドル。契約ベースで 3,000 万ドル以上の大規模プロジェクトは 660。サービス業の対内直接投資（実行ベース）は前年比 22.8%増 (81.5 億ドル) となった。
- ・ 都市住民一人当たり可処分所得額は前年比実質 7.8%増の 2 万 2,944 元。農村住民一人当たり純収入は前年比 13.9%増の 9,118 元であった。
- ・ 長江デルタ地域の都市別の GRP 成長率ランキングの上位 5 位の中に泰州 (13.5%)、揚州 (13.4%) という長江以北の 2 都市がランクイ

ンした。

浙江省

- ・ 浙江省の 2010 年 GRP は前年比 11.8%増の 2 兆 7,227 億元。第 1 次産業は前年比 3.2%増の 1,361 億元、第 2 次産業は 12.3%増の 1 兆 4,121 億元、第 3 次産業は 12.1%増の 1 兆 1,745 億元であった。
- ・ 工業生産増加額は前年比 16.2%増の 1 兆 397 億元。品目別の生産量では、住宅用空調機は 80.4%増の 510.8 万台、自動車は 15.2%増の 31.9 万台であった。
- ・ 全社会固定資産投資は前年比 16.3%増の 1 兆 2,488 億元であった。このうち、第 3 次産業投資が 22.4%増と第 2 産業の伸び率 9.6%を大きく上回った。
- ・ 社会消費品小売総額は前年比 19.0%増の 1 兆 163 億元であり、業種別では卸売小売貿易業や宿泊、飲食業が伸びた。製品別では、宝石類 (52.8%増)、通信機材類 (42.7%増)、自動車類 (37.2%増)、石油及び石油製品類 (33.6%増) の伸びが大きかった。
- ・ 輸出総額は前年比 35.7%増の 1,805 億ドル。全国シェアは前年の 11.1%から 11.4%に上昇した。地域別ではロシア、台湾、香港向けの伸び率が大きかった。
- ・ 対内直接投資額（実行ベース）は前年比 10.7%増の 110 億ドル。うち第 3 次産業は 21.8%増の 41.4 億ドルであり、37.7%のシェアを占めた。
- ・ 都市住民一人当たり可処分所得は実質 7.0%増の 2 万 7,359 元であり、農村住民一人当たり純収入は実質 8.6%増の 1 万 1,303 元であった。

日系企業の動向

在上海日本総領事館の発表によると 2010 年末時点の日系企業数は 8,155 であり、前年比 7.5%

の伸びであり、サービス産業を中心に日系企業の華東地域への旺盛な進出意欲が持続していることが伺われる。また、製造業に関しては、第2工場を江蘇省等に設立する動きが見られるなど、上海市以外の省への投資が目立っている。

日系企業の抱える問題点・要望

内外無差別の規制緩和の徹底

金融を始めサービス産業については、内外企業の差別的な規制がまだ多い。また、新規事業についても原則許認可制となっている。このため、内資企業と対等な条件で競争することができず、かつ、新規事業を迅速に展開しにくい。国際的都市の一つである上海がグローバル企業を引き付けるためにも率先して規制緩和を行っていただきたい。

法的根拠のない電力制限規制の撤廃

第11次五カ年規画上のエネルギー消費効率目標達成のために江蘇省及び浙江省で実施された電力制限は、法的根拠がなく、かつ、手段の妥当性も乏しい（電力供給量を制限すれば自家発電等の不効率なエネルギー使用形態が増加する）。第12次五カ年規画期間中に同様の措置が繰り返されることのないようにしていただきたい。

輸入通関の短縮化

通関手続に要する時間が長く、その手続も煩雑である。食品原料等の輸入通関に1か月もかかることはその劣化を招きかねないので、できるだけ早く通関できるようにするとともに、手続を簡素化していただきたい。また、各地域の税関によって要求される書式が異なっているため、事務手続きが煩雑になっているところ、各税関における提出書類の書式を統一していただきたい。さらに、上海市の虹橋国際空港には通関機能がないため、浦東国際空港の通関を利用するなどの煩雑な事務手続が必要となっているところ、虹橋国際空港に通関機能を付与していただきたい。

工場移転に当たっての十分な情報開示及び補償の確保

上海が第3次産業中心の産業構造と変化するにつれて工場の移転を求められる事象が増加しつつある。都市計画の変更に基づく工場移転に当たっては、事前の十分な情報開示及び相当の補償を適切に行っていただきたい。

総合的な交通安全施策の実施

交通安全に関しては、最近飲酒運転の取締りの強化等の措置が講じられているものの、歩行時や自動車乗車時の安全確保が十分なされていない。中国における事業活動に従事する者の安全を確保するための総合的な交通安全対策を率先して講じていただきたい。

区間等をまたがる事務所の移転の円滑化

区間等をまたがる事務所の移転・撤退に際し、税務署による発票の発給遅延、過去に遡った徹底的な税務調査等の不利益な行為を受けることがある。華東地域における事業所の移転、事業の再編が円滑に進められる仕組みを構築していただきたい。

就労ビザ発給制限の緩和

定年退職者を再雇用の形態で採用する場合も多いため、60歳以上の外国人に対する就労ビザの発給制限を緩和していただきたい。

輸入決済の90日ルール撤廃

輸入決済の90日ルールについては、これを超えた場合に膨大な書類の添付が求められるなど健全な商取引の妨げとなっているので、撤廃していただきたい。

非居住者に対する源泉所得税の撤廃

上海の非居住者が上海に持ち込んだ資金を海外に送金しようとする際に10%の源泉所得税がかかる。このような規制は他の国際金融都市には存在しないところ、国際金融都市としての上海の発展を図るためには、かかる規制は撤廃されるべきである。

環境規制の徹底

環境規制の適用については、内資企業に対しては十分徹底されていないという問題がある。この

点、環境規制を遵守している外資企業のコスト負担が一方的に大きくなってしまったため、製造コストの公平性を担保する観点から、環境規制を徹底すべきである。また、一部地域においては、排出規制対象物質を前年度よりも1/2に削減するという規制手法が毎年採用されているため、実際上排出基準を満たすことが不可能な状況になっているところ、合理的な規制内容にしていきたい。

税務ルールの明確化

税務局に質問をしても、担当者により回答が異なり正確な回答を得ることが難しい。また、メールや文書による回答を得ることができない。このため、メールや文書による回答を実施するようにしていきたい。

電力の供給制限に係る事前通知の徹底

工場に対する電力制限に係る通知が十分な時間的余裕をもって行われておらず、不測の生産停止により品質の劣化、納期の遅延等が発生している。電力の供給制限については十分な時間的余裕を持って通知していただきたい。

預貸比率規制の緩和

金融機関に対する預金額に占める貸出額の比率の制限については、預金を容易に集めることの困難な外資銀行にとってはより厳しい規制となっている。このままでは日系企業の新たな投資ニーズに応えられなくなるおそれがあることから、その緩和を検討していただきたい。

建設業における地域ごとの支店設立規制の緩和

日系企業の内陸部への進出に伴い、内陸部での工場建設が増加している中、各省や市によって分公司の設立が求められたり、求められなかったりする。また、分公司設立の際に要求される保証金の返還を求めると、保証金を返還した場合には当該地域で1年間工事を行うことができないとされている。このため、分公司設立に係る規制を統一するとともに、保証金の返還に当たっての工事制限を撤廃していただきたい。

外資企業に対するデジタルコンテンツ配信規制の緩和

外資の独資企業によるデジタルコンテンツの配信は困難である。この点、規制緩和を行っていただきたい。

海外発注印刷物に係る規制緩和

海外から発注を受け印刷した物については全量輸出しなければならないとされているところ、観光誘致に関するパンフレット等中国国内で使用する目的のものもあることから、その規制緩和をお願いしたい。

知的財産保護の強化

未だ模倣品・海賊版が流通していることから、知的財産保護に係る罰則を強化すべきである。また、商標登録に係る審査を厳格化していただきたい。

会社清算の円滑化

法律上は普通清算と特別清算が認められているが、事実上外資企業には特別清算が認められてない。外資企業に対しても特別清算が認められるべきである。

合理的な社会保障経費負担の確保

社会保障制度改革により外国人従業員に対する企業の社会保障経費に係る負担増が予想されるところ、外資企業の中国への投資意欲を損なうことのないよう十分配慮いただきたい。また、日中間の社会保障協定の早期締結を望む。

高度技術人材の育成支援

日本から技術を移入しても、企業だけでは高度な技術人材を育てることは難しい。このため、企業の技術者を受け入れて技術・技能の研修を行う施設を運営するなど高度な技術人材の育成を支援していただきたい。

<建議>

- ① 参入規制等に係る規制緩和を徹底していただきたい。

- ② エネルギー使用効率の目標達成のために、法的根拠のない電力供給制限を行わないでいただきたい。
- ③ 税関への提出書類の書式を統一するとともに、輸入通関を極力短縮化していただきたい。また、虹橋空港に通関機能を付与していただきたい。
- ④ 工場の移転要請に関する事前の十分な情報開示及び相当の補償を適切に行っていただきたい。
- ⑤ 総合的な交通安全対策を実施していただきたい。
- ⑥ 区間等をまたがる事務所の移転を速やかに認めていただきたい。
- ⑦ 60歳以上の外国人に対する就労ビザの発給制限を緩和していただきたい。
- ⑧ 輸入決済の90日ルールを早期に撤廃していただきたい。
- ⑨ 非居住者に対する源泉所得税の賦課を撤廃していただきたい。
- ⑩ 環境規制を徹底するとともに、遵守可能な環境基準を設定していただきたい。
- ⑪ 税務局は問い合わせに対し、メールや文書による回答をしていただきたい。
- ⑫ 工場に対する電力の供給制限については十分な時間的余裕を持って通知していただきたい。
- ⑬ 金融機関に対する預貸比率規制を緩和していただきたい。
- ⑭ 建設業における地域ごとの支店設立規制を緩和していただきたい。
- ⑮ 外資企業に対するデジタルコンテンツ配信規制を緩和していただきたい。
- ⑯ 海外発注印刷物に係る国内流通禁止措置

を緩和していただきたい。

- ⑰ 知的財産保護に係る罰則を強化するとともに、商標登録に係る審査を厳格化していただきたい。
- ⑱ 外資企業に対する特別清算の適用を認めていただきたい。
- ⑲ 外資企業の中国への投資意欲を損なうことのないような社会保障制度の構築と日中間の社会保障協定の早期締結を要望する。
- ⑳ 企業の技術者を受け入れて技術・技能の研修を行う施設を運営するなど高度な技術人材の育成を支援していただきたい。

第3章 華南地域(広東、福建)

2010年華南経済の動向

広東

2010年の広東省の域内総生産（GRP）は4兆5,473億元、前年比12.2%増。中国全土の11.4%のシェアを占め、22年連続で一位を誇っている。貿易は金融危機以前の状況に戻り、2008年比で貿易総額14.8%増、輸出12.1%増となった。

- ・域内総生産の目標値は前年比9%であったが、同12.2%増と大幅に上回った。経済成長に貢献する三頭の馬とされ、その一つ目の固定資産投資は目標値前年比16%増を大きく上回り同20.7%増、次の消費は目標値前年比15%増に対し同17.3%増、三つ目の貿易総額は目標値前年比5%増に対し同28.4%増と大幅に増加した。固定資産投資の中で約1/4を占める不動産開発投資は前年比23.6%増となった。また、消費は政府の消費刺激策の家電下郷（農村での家電購買促進）、以旧換新（旧製品から新製品への購買促進）策が功を奏し、それぞれ、前年比2.45倍、9.31倍の大幅な増加となり内需を刺激した。また、外需は輸出も前年比26.3%増と大幅に伸び、2008年時点より貿易総額が同14.8%増、輸出が同12.1%増と金融危機以前の状況を上回りつつある。輸出の内容も機械電子関連が前年比26.2%増、ハイテク製品関連も前年比25.8%増と回復した。
- ・工業分野では一定規模以上の工業付加価値額が前年比17.6%増となり、工業生産数量も鋼材分野で同23.3%増、自動車分野で同21.6%増、携帯電話で同59.6%増と大幅に増加した。特に、自動車生産量は156.29万台に達し、そのうち乗用車は132.67万台となり全国第2位の生産

となった。重工業と軽工業の割合は60.1%：39.9%と初めて重工業が6割を超えた。サービス産業を含む第三次産業では前年比10.1%増となり、産業構造も1次、2次、3次比率が、各々5%：50.4%：44.6%となり、第三次産業比率が上昇した。サービス産業ではソフトウェア等情報産業の付加価値額が前年比15.1%増、交通運輸業は同11.9%増となったが、不動産業では同付加価値が前年比2.1%増、販売金額の同19.1%増と比べると安定した伸び率となった。

- ・広東省経済は輸出加工企業が多く、かつ製造業も多いとのイメージがあり、広東省政府は如何に産業高度化を図るかに躍起になっている。製造業では自動車、石化、鋼鉄等の先進製造業及び電子情報等の高技術産業に重点を置き支援をしている。結果として2010年は先進製造業の工業増加の貢献度が47.3%、高技術産業の工業増加の貢献度は22.5%となり、広東省の工業付加価値増加の約7割を占めるに至っている。また、内需拡大を進めたこともあり、工業製品の販売も内需向け68.5%：外需向け31.5%と昨年に比べ1ポイント内需向けが増加。なお、広東省の珠江デルタ地区に経済が集中している状況から広東省の東西両翼及び北部地域に労働力、工場を移転させ、珠江デルタ地区には付加価値産業を拡大させる状況については、珠江デルタ地区のGDPは未だ78.8%を占め、0.6ポイントしか減少していない。しかしながら、自主ブランド構築で付加価値を上昇させる戦略では、特許出願件数は前年比21.7%増、特許授權件数は同42.7%となり特許授權数は中国第一位となっている。なお、第11次五カ年計画中の省エネ目標は2005年比で単位GDP当たりエネルギー

消費量は16%減であったが16.7%減と辛うじて目標を達成した。

- ・貿易では、2008年時点に回復、香港向け、米国向け、欧州向け、日本向けが各々前年比31.8%増、同21.8%増、同23.6%増、同24.2%増と4地域向けで輸出全体の71.7%を占めた。貿易黒字は1217億ドル、前年比14%増となった。こうした中、東南アジア向けは前年比16.8%増と中国―東南アジア自由貿易協定により関税引き下げがあったものの、輸出は平均より、9.5ポイント下回った。一方、輸入は前年比35.1%増となり、広東省側の輸入超過となっている。
- ・広東省における日系企業は広州日本総領事館調べによると約1,800社である。2009年10月の数字と比較すると減少傾向にあるが、中国市場向けの投資は増加中である。特に北京、上海進出企業が営業拠点を中国華南に設置、また、中小自動車部品企業の進出が特徴的といえる。一方、来料加工の法人化転換に伴い事業再編を行う企業も出てきている。

福建

- ・2010年の福建省の域内総生産（GRP）は1兆4,357億元、前年比13.8%増。第二次産業が前年比18.5%増と顕著な伸びを示しており、一人当たり総生産も3万9,432元、前年比13%増となった。
- ・経済成長における固定資産投資は前年比30%増、都市部投資が同31.4%増、特に不動産業の投資が同60.3%となり都市部の全固定資産投資の約27%となり、製造業投資と同等の金額まで膨れ上がった。また、不動産業投資のうち開発投資は前年比60.1%増、うち住宅投資が約980億元と半分以上を占め、新規開発住宅面積は前年比82.7%増となった。2009年が電力・ガス、道路建設等政府インフラ投資が牽引となったことと比べると住宅を中心に不動産投資によ

り経済成長が見て取れる。

- ・国内消費の社会小売総額は前年比18.5%増と2009年に比べ改善傾向にある。家具類が前年比65.3%増、家電製品類が同50.2%増と新規住宅開発に伴い増加したと思われる。
- ・貿易総額は前年比36.6%増、輸出同34.1%増、輸入41.6%増、貿易黒字額342億ドル同72.22%増となり、2008年の金融危機前を上回った。輸出では最大の輸出向けとなり米国が前年比37.1%増、欧州向け同28.8%増に続き、東南アジア向けが同38.3%増と第3位となった。輸入では台湾からの輸入が同50.1%増となり全体の2割以上を占め、兩岸貿易が確実に拡大している。
- ・2010年が第11次五カ年計画の最後の年となるが、域内総生産は計画の9%を大きく上回る平均13.8%増。固定資産投資は第10次五カ年計画の3.4倍となり年平均伸び率28.7%。社会小売総額は第10次五カ年計画の2.1倍となり年平均17.7%増を記録した。
- ・福建省における日系企業は広州総領事館調べによると約180社。日系企業の投資が拡大しているわけではない。

貿易・通関上の問題点・要望

- ・製品に対するHS番号への当てはめ、商品検査検疫局の輸出入に対する検査標準が、地域、担当者毎により異なる。本来HS番号等の適用は各税関、商品検査検疫局において統一されるべきものである。
- ・輸出関税還付において免税措置がなくなる以前に還付されるべき税金があるにもかかわらず、免税措置がなくなったとして還付されていない。当局は免税措置業務がなくなり、政策上の問題として還付を認められないとして還付を拒否している。しかし、企業にとっては債権であり至急還付をお願いしたい。
- ・税関・商品検査検疫局に制度上の問題の質問に

対して、その回答に従った対応をしたにもかかわらず、担当者が異なれば対応が異なる場合がある。ついては、企業が制度上の質問を文書にて提出した場合は当局も5営業日以内に文書にて回答する制度の導入を要望したい。

税務・会計上の問題点・要望

- ・非居住者企業への配当に関する10%課税の撤廃を要望。中国国内株主に対しては非課税なのに対し、非居住者企業のみ課税するのは不公平な取り扱いである。
- ・外貨借入総額は投注差によって規制されているが、同制度の撤廃を要望したい。
- ・税務局に制度上の問題を質問して確認し、その回答どおりの対応をした場合においても担当者が異なれば対応が異なる場合がある。ついては、企業が制度上の質問を文書にて提出した場合は当局も5営業日以内に文書にて回答する制度の導入を要望したい。
- ・技術譲渡契約を履行するため派遣した出張者が係る業務を日中租税条約第5条を根拠にPE（恒久的施設）と認定され、ノウハウ等使用料に対する10%の企業所得税を源泉徴収するとともに、出張者に対する個人所得税の徴収を要求。企業所得税を徴収する国税と個人所得税を徴収する地方税との間で判断基準が異なっている。判断基準を統一すべきである。
- ・来料加工廠から中国法人への転換に係る問題

- ①来料加工廠の営業許可書の取り扱いが地域（鎮、税関管轄区）によって異なる。特に、延長に関して地域毎に判断が異なっており、取り扱いを統一化し地域による差をなくしていただくようお願いしたい。来料加工廠の法人化への転換に対する優遇措置が2011年6月末日であることは中央政府の決定により明確になっているが、同期限以降いつまで来料加工廠の営業が継続できるかが不明である。
- ②東莞等の一部地域においては来料加工廠から

中国法人に転換した後も当該地域の施設整備等として総合管理費の名目で当該地域政府より費用を徴収されており、かつ支払については政府の領収書が発行されないなど乱収費の性格となっている。係る費用の徴収を直ちに停止すべきことを要望したい。若しくは施設整備等政府として必要な経費であるのであれば正式に政府から領収書を発行すべきことを要望したい。

- ③東莞／深圳には工業団地方式で一つか二つの来料加工ライセンスの下に複数の企業が属して生産活動に従事しているところがある。このような場合、法人化する場合には現状では新規法人数は来料加工ライセンス数しか認められない。このため、個別企業がそれぞれ法人になれることとし、その場合には来料加工ライセンスを取得できるように要望したい。
- ④来料加工廠から中国法人に転換する優遇政策（税金の免除、関連行政手続の簡素化など）は1社が同じ場所で転換する場合のみ適用される。しかしながら、グループ内で複数の工場を統合、再編させるニーズが多い。従って、来料加工廠から中国法人に転換することを促進するには、異なる場所での転換について優遇政策を適用することを要望したい。
- ⑤来料加工廠から中国法人に転換する際に認められる無償設備の現物出資に対する取り扱いが地域（鎮、税関管轄区）によって異なる。このため、現場において混乱が生じており、統一した取り扱いが必要である。

労務上の問題点・要望

- ・華南地域においては人手不足が益々悪化している。政府は戸籍を容易に取得できるようにし、本土人と同等の社会福祉厚生を享受できるように制度変更しているものの、現状では全く不十分である。また、福祉厚生費用は省を跨いで支給することができず、華南地域で支払った分について省を跨ぐ内陸地域で受け取ることが不可能なため、内陸部で職があれば華南に戻ってこない状況が発生している。係る状態を至急改善す

ることを要望したい。

- ・広東省、深圳における労使協商関連条例に係る問題

①広東省企業民主管理条例を検討中であるが、以下の点を中心に改善を要望。

－董事会、監査会に職員代表が董事若しくは監事として参加することは、外資系企業関連法律との整合性から問題あるため、同規定の削除。

－労働者の代表に企業の秘密情報を開示する場合の守秘義務漏えいに対する処罰規定の導入とその実効性の確保。

－争議が発生した場合、労使双方に同等の権利を確保する等バランスある制度の導入。

②深圳集体協商条例関連

－特定の賃金水準を下回った場合における労使協議の設定を義務付ける規定の削除

－労働者の代表に企業の秘密情報を開示する場合の守秘義務漏えいに対する処罰規定の導入。

－争議が発生した場合、労使双方に同等の権利を確保する等バランスある制度の導入。

③広東省企業民主管理条例と深圳集体協商条例との関係

－賃金交渉の回数を年一回に限定。

知的財産権保護に関する問題点・要望

- ・北京、上海、広東に設置した日系企業知的財産権保護連盟IPG (Intellectual Property Group) 会員向けに例年実施しているアンケート調査では、模倣品の製造地域、流通地域として、広東省での被害が最も深刻とされている。一方、同省内の各地域では案件の受理、取締行動の積極性にばらつきがあり、各地の工商行政管理局、質量技術監督局、知識産権局、公安局など知識産権保護関連取締部門に対する全体的なパフォーマンス向上が求められる。

- ・地域的な特徴から、広東省は中国製模倣品が世界各地に流れる主要輸出基地になっている。通常の模倣品対策に加えて、さらに以下二点が求められる。①中国最大の輸出見本市、広州交易会における知的財産権保護の強化、②広東省は元より、華南地域各地の税関における模倣品輸出の水際対策の強化、及び華南地域の税関と法律が違う香港、マカオの税関との業務連携の強化。

省エネ・環境保護に関する問題点・要望

- ・環境アセスメントに対する基準が地域毎に異なるとともに、一定の割り当てがある状況である。CO2排出に関する当該基準の統一化及び割り当てを行う場合の状況等を外部公表するなどの透明性の向上が必要である。

- ・メッキ、塗装等を中心に工場排水に係る水処理規制の強化の必要性は認めるものの、適切に対処している企業と悪質業者への対応が同等である。悪質業者に対する生産許可の取り消し等取り締まり強化を要望。一方、メッキ等については、最新の設備を導入し環境基準を順守したとしても特定地域への移転を求められ、企業にとっては莫大な費用負担が生じる。基準を順守している場合は移転を要求しないなど合理的判断をお願いしたい。

- ・水資源の節約、エネルギーと排水低減を促進するため、近年来、環境保護主管部門が指定産業に対して廃水回収率の基準を制定した（「広東省メッキと紙パルプ業界の統一企画実施意見」

（粵環【2004】19号）、「我が省のメッキ業界の統一企画と基地建設を促進する実施意見」

（粵環【2007】8号）、「我が省のメッキ業界の統一企画と基地建設を促進する実施意見の補充規定（試行）」（粵環【2007】83号）、これらの関係規定によって、メッキ、基板、塩酸洗淨、リン酸化、陽極酸化、エッチング、金属塗布、亜鉛熱処理、金属熱処理などの業務を新設、変更、拡大する企業に対して、廃水回収率は50～60%以上に達しなければならない。しかしながら、汚染物の排出濃度と排出量は相互補

完的であり、排出濃度を調整すれば、排出量に影響が出るため、廃水排出量を制限せざるをえない。従って、日本と同様に水質規制に合格した廃水の量は規制しないことを要望したい。

- 鉛蓄電池等環境に影響を与える製品に対し規定を設けることの重要性は十分認識している。しかしながら、新既定を導入する場合一定の経過期間の導入により企業が十分に対応できるよう要望したい。更に、導入後は質問を受け付ける窓口機関の明確化、更に文書で質問した場合には文書にて回答するよう制度導入を要望。

危険化学品の安全生産許可証に関する問題点・要望

- 2004年に実施された「危険化学物品生産企業安全生産許可証実施弁法」では、危険化学品の生産企業は品種毎に安全生産許可証を取得しないと生産活動に従事できない旨規定している。広東省の日系企業が、生産施設の変更ではなく生産工程の改善により生産品種を変更したため、許可範囲の追加変更を広東省条例（粵安監【2007】135号の第3条）に基づき申請したところ広東省安全生産監督管理局は却下した。却下理由は「危険化学物品生産企業安全生産許可証実施弁法」に合致しないと記載されているだけで、具体的是正指導がない状況である。こうした事案は数多く見られ、生産拡大出来ない状況に追い込まれている例がある。品種追加に係る安全生産許可申請に関する明確な指導が必要と考える。

その他

- 突然の停電、供電局原因による事故停電、人為的停電に対する補償を要望したい。
- 高速道路等の工事情報、政府主催のイベント等による交通規制に関する情報等が即時に入手できるよう要望。国内物流網整備においては道路等のインフラ整備だけではなく、IT等を活用した関連情報の即時提供が必要と考える。
- 産業構造高度化、サービスの向上のためにもITの活用が重要であり、光ファイバー網等の整備

が必要である。特に、海外との交信において容量の大きいIT網の整備を要望したい。

- 中国においては中国人、外国人ともに身分証明書の提示を求められる。しかしながら、パスポートを携帯するには大きく大変不便であるため、居留外国人に対しては、中国人のIDカードサイズの居留証を発行して頂き、同居留証を提示すればすむよう制度化を要望したい。

<建議>

- ① 同一製品のHS番号の解釈が地域や担当者により異なる。国家税関総署から各税関への統一的運用の指示を要請したい。
- ② 輸出関税還付措置がなくなる以前の還付の速やかな還付の実現を要望したい。
- ③ 税関、商品検査検疫局、税務局に対し制度上の質問を書面で提出した場合は一定期間内に書面にて回答する制度の導入を要請したい。
- ④ 配当課税に対する内外無差別待遇の導入および賞与支給に対する税金徴収体系の見直しを要請したい。
- ⑤ 外債借り入れ総額は投注差によって規制されているが、同制度の撤廃を要望。
- ⑥ 技術譲渡契約に基づき中国に出張した者に対して、企業所得税、個人所得税を要求されており、国税と地方税の考え方の統一を要望したい。
- ⑦ 来料加工廠から中国法人への転換に係る問題につき、以下を要望したい。
 - ・ 来料加工の営業許可証の取り扱いの統一。
 - ・ 中国法人転換後に徴収される総合管理費の撤廃。
 - ・ 工業団地方式で一つの来料加工ライセンスの下に複数の企業が属して生産活動に

従事している場合でも、個別企業が法人転換できるような手続きの早期制定。

- ・ 来料加工廠から中国法人に転換する場合の優遇策の統合、再編企業への適用の要請。
 - ・ 来料加工廠の中国法人転換における無償設備の現物出資に対する取り扱いの統一。
- ⑧ 外来労働者に対する社会福利厚生を本土人と同等に適用。省を跨ぐ支給方法の制度化を要請。
- ⑨ 広東省、深圳における労使協商関連条例に係る問題：
- ・ 董事会、監査会に職員代表が董事若しくは監査として参加することは、外資系企業関連法律との整合性から問題あるため、同規定の削除。
 - ・ 労働者の代表に企業の秘密情報を開示する場合の守秘義務漏えいに対する処罰規定の導入。
 - ・ 争議が発生した場合、労使双方に同等の権利を確保する等バランスある制度の導入。
 - ・ 特定の賃金水準を下回った場合における労使協議の設定を義務付ける規定の削除。
- ⑩ 模造品対策に対する案件の受理、取り締まり行動に対し広東省内統一した積極的行動の適用を要請したい。
- ⑪ 模造品の輸出に対して、広州交易会を始めとする見本市での保護強化、香港、マカオとの税関との水際対策に対する関係強化を要請したい。
- ⑫ 環境アセスメントに関し、CO2 放出に関する基準の統一化および割り当てを行う場合の状況等を外部公表するなど透明性向上を要望したい。
- ⑬ 水処置規制に対する情報開示、およびメッキ等の排水処理規制に対し排水濃度に合

格した量の規制の撤廃を要望したい。

- ⑭ 鉛蓄電池等に対する規制導入の際の十分な経過期間の導入、窓口機関の明確化及び書面に対する質問に対する書面での回答を要望したい。
- ⑮ 危険化学品の安全生産許可証に関し、品種追加に係る安全生産許可申請に関する明確な指導を要望したい。
- ⑯ その他：
- ・ 突然の停電、供電局原因による事故停電、人為的停電に対する補償を要望
 - ・ 交通規制を導入する際の IT 等を活用した関連情報の即時提供の要望。
 - ・ 産業構造の高度化を進めるためにも容量の大きい IT の網の整備の要望。
 - ・ 外国人の身分証明書を中国人の ID カードサイズの居留証の発行の要望。

第4章 東北地域(瀋陽、大連)

2010年の遼寧省の域内総生産（GRP）は前年比14.1%増の1兆8,278億元。この多くを占めるのが省都瀋陽と沿海経済都市大連で、それぞれ同14%増の5,015億元、同15.2%増の5,150億元。大連は対内直接投資額も大きく伸びており、実行ベースでは同66.7%増の100.3億ドル。1都市で中国全体の約10分の1を占める。

瀋陽市

瀋陽市の経済動向

- 2010年、瀋陽市のGRPは5,015億元で、前年比14%増。産業別に見ると、第一次産業は同6.5%増、第二次産業は同15.3%増、第三次産業は同13.2%増。
- 瀋陽は伝統的に製造業が集積する一大重工業地域。瀋陽机床、北方重工、遠大集団など多くの有力国有企業が存在する。製造業の中でも、機械設備、農副産品加工、自動車・同部品、医薬化工、電子情報、非鉄、鉄、航空宇宙分野を「八大優勢産業」と位置付け、工業分野の発展を支える。八大優勢産業の総生産額は7,640億元で、前年同期比25.8%増。
- 規模以上工業付加価値額は前年比19.1%増の2,361.4億元。同総生産額は9,601.8億元で、同26.1%増。このうち、設備製造業の総生産額は同25.6%増の4,904.6億元で、規模以上工業総生産額の51.1%を占める。
- サービス産業、中でも金融、通信、情報サービスなどの現代サービス産業が成長。サービス産業付加価値額は前年比13.2%増の2,242.2億元。サービス産業全体における現代サービス業の付加価値額は、52.8%を占める。
- 固定資産投資額は、前年比36.2%増の5,007.4億元。うち、製造業などによる工業投資は同36.5%増の1,845.3億元、不動産開発投資は同31.9%増の1,567.7億元。華晨宝馬（BMW）やミシュラン、東薬集団などが工場を新設したほか、周辺7都市との「瀋陽経済区」建設、13年開催の国民体育大会に向けた施設・インフラ整備など、大規模投資が継続。地下鉄二号線建設や瀋陽—丹東間（北朝鮮との国境都市）を結ぶ旅客専用線建設も進む。
- 対内直接投資は実行ベースで50.5億ドル、前年比6.6%減。若干伸び率は落ちたものの、製造業や小売業の進出が堅調。
- 日系企業数は、瀋陽総領事館調べによると約80社。インフラが整備され、東北三省の交通ハブとなり、製造拠点以外にも消費市場としての魅力を見出す企業も増えつつある。

大連市

大連市の経済動向

- 2010年、大連市のGRPは前年比15.2%増の5,150億元。東北三省各都市の中で最大の経済規模。一人当たりのGRPは11,000ドル。
- 規模以上工業付加価値額は2,300億元で同23.5%増。分野では設備製造業の伸びが大きく、同32.6%増。設備製造業の中では、船舶製造が同42.6%増。

- ・ 対内直接投資額は実行ベースで 100.3 億ドル、同 66.7% 増。全国に 15 ある副省級市の中でトップ。中国全体の約 10 分の 1 を占める。オリックスが中国本社を設立したほか、韓国の STX キャピタル、台湾の大洋百貨、香港の和記黄埔（不動産開発）など、サービス産業の進出が目立つ。
- ・ 不動産関連投資額は同 32.7% 増の 763 億元。今年、大連で開催予定の夏季ダボス会議で利用される国際会議センター、地下鉄、空港第三期拡張、大連－ハルビン間を結ぶ高速鉄道および新大連駅などの建設が進む。
- ・ 輸出入総額は 502 億ドル、同 24.4% 増。内、輸出が同 25.1% 増の 260.5 億ドル、輸入が同 23.7% 増の 241.5 億ドル。輸出入総額は、遼寧省全体の 62%、東北地区の 40% を占める。輸出で最も多いのは機械・電気設備で、同 34.5% 増の 139.8 億ドル、輸出額の 53.7% を占める。なお、ハイテク製品の輸出が 40.3 億ドル、同 52.8% 増と大幅に伸びた。
- ・ 日系企業数は、瀋陽総領事館調べによると約 1,400 社。東北三省の日系企業の約 9 割が大連に存在。これまでは加工貿易拠点だったが、国内販売を視野に入れた製造業の進出も増加している。
- ・ 東北旧工業基地の振興策や遼寧沿海経済帯の開発計画が進展。東北三省の要としての位置付けは当面変わらない。

具体的問題点、改善要望

労務

- ・ 多くの企業で、賃金改定に関して工会と合意後や、賃金改定交渉中に労働争議が発生。工会・企業側いずれもコントロール外で、ストライキというよりもサボタージュ。また周辺企業での労働争議の妥結情報が、不正確な情報・断片情報として伝わり、更に別の企業の労働争議へと飛び火する形で労働争議の連鎖が起これ、その間に従業員の要求が際限なく高まる。さらに、

サボタージュの扇動者が、サボタージュに参加しない従業員を脅す・現場に戻ろうとする従業員を力づくでとどめるなど、ストライキの範疇を超えた事例あり。

人材・ビザ

- ・ 高級管理人員、専門職、技術者、作業者の慢性的な不足。転職（特に若い世代）が多く、従業員が安定しない。企業での人材育成に問題となっており、企業経営上、将来の発展に不安を与えている。
- ・ 平均賃金の大幅上昇（09 年：21.5% 10 年：13%）に伴う、社会保障費の増大。
- ・ 駐在員の就労ビザを 1 年ごとに更新しなければならず、煩雑。家族へのビザ発給がなかなか認められないケースあり。

貿易・通関

- ・ 各税関において HS コードの解釈が異なるため、手冊の差異・通関不可、などの状況が発生。
- ・ 保税港区物流圏 / ターミナル間の保税輸送が、大連では特定業者しか認可されていない。

税務

- ・ 経営に影響する規模の政策変更が頻繁に発生。また変更実施に際しては、過去への遡及や即日発効があり、企業努力で対策のしようがない場合が多い。数値の根拠も実体経済から乖離していると感じるものがある。
- ・ PE 課税の運用面での混乱。

都市インフラ

- ・ 10 年は大きな問題は起きていないと認識するが、今後も安定した供給が必要。
- ・ 車両の増加に、道路整備・駐車場整備が追いついていない。路上駐車が多くの渋滞を引き起こしている。事故の危険も増大。
- ・ バス、タクシー、軽軌などの運営上の改善が必要。
- ・ 商業地域、工業地域、居住地域は拡大しているが、交通機関の整備が遅れており、通通勤に支

障あり。終了時間が早く、残業後に帰宅方法がない、などの問題も発生。

＜建議＞

- ①労働争議に対するガイドラインの提示等
政府の積極的な介入のもと、今年度の争議で大きく崩れかけた労使の協調関係の安定化と投資環境の整備を要望したい。
- ②労働力確保・育成に政府としての施策を
要望したい。例えば、周辺地域からの労働力確保施策の推進、専門職・技術者育成への資金的支援、地方出身従業員が帰省した際の医療保険適用、社会平均賃金などの合理的算出、社会制度変更時の十分な影響調査。また、ハイテクに傾斜せず、従来からの雇用・人材育成に貢献してきた企業への継続的な支援や、若い世代への日系企業の考え方に関する教育・指導を要望したい。
- ③社員の入出国手続き業務の出来る窓口増加を要望したい。社員の出張機会が増え、技術・文化面での交流が広がる。また、駐在員の3～5年間有効のマルチビザの申請を認めるよう要望したい。
- ④日系企業は大連市・大連税関・検閲検疫局と協力し、大連を世界有数の貿易港として発展させ、中国東北地区の主要港としての位置づけを更に高めたいと考えている。物流業・製造業の競争力を強化するためにも、保税品と非保税品の分離管理コストの低減、通関・管理コストの低減などによる輸出入の利便性向上を要望したい。
- ⑤大連市の発展に沿う、戦略的な電力供給を要望する。万が一の不足時には、企業と連携し、需給バランスを見た早期の通知を要望したい。

⑥投資環境の悪化に繋がる政策変更の実施、運用方法・解釈の変更にあたっては、意見吸収などプロセスを明確にして実施し、準備期間を十分に取った上で、遡及に関しては絶対に避け、公平な制度運用への配慮を要望したい。

⑦計画的な道路整備・駐車場整備、公共交通機関の運営改善を要望したい。

第5章

中西部地域(安徽、湖北、湖南、重慶、四川)

2010年の経済概況

2010年の中西部地域の主要な市省である安徽省、湖北省、湖南省、重慶市及び四川省の経済成長率は平均で15%以上の高い水準を達成した。

安徽省

- ・安徽省の2010年の域内総生産（GRP）は前年比14.5%増の1兆2,263億元。
- ・工業生産増加額は前年比23.6%増の5,602億元。
- ・全社会固定資産投資は前年比33.6%増の1兆1,849億元。中でも第2次産業の伸び率が40.5%と目立った。
- ・社会消費品小売総額は19.2%増の4,152億元。
- ・輸出総額は前年比39.7%増の124億ドル。輸入総額は74.6%増の119億ドル。対内直接投資（実質ベース）は前年比29.1%増の50億ドルであった。

湖北省

- ・湖北省の2010年のGRPは前年比14.8%増の1兆5,806億元。第1次産業は4.6%増の2,147億元、第2次産業は21.1%増の7,765億元、第3次産業は10.1%増の5,894億元であった。
- ・工業生産増加額は前年比23.6%増の6,137億元。
- ・全社会固定資産投資は前年比31.6%増の1兆803億元。
- ・社会消費品小売総額は前年比19.0%増の6,719億元。
- ・輸出総額は前年比44.7%増の144億ドル。

- ・都市住民一人当たり可処分所得は前年比11.8%増の1万6,058元、農民一人当たり純収入は前年比15.8%増の5,832元であった。

湖南省

- ・湖南省の2010年のGRPは前年比14.5%増の1兆5,902億元。
- ・工業生産増加額は前年比23.4%増の5,890億元。
- ・社会消費品小売総額は前年比19.1%増の5,775億元。
- ・対内直接投資（実行ベース）は前年比12.8%増の52億ドルであり、このうち日本からの投資は約1億ドルで前年比27.6倍と激増した。

重慶市

- ・重慶市の2010年のGRPは前年比17.1%増の7,894億元。第1次産業は6.1%増の685億元、第2次産業は22.7%増の4,356億元、第3次産業は12.4%増の2,852億元であった。
- ・工業生産増加額は前年比28.6%増の9,088億元。一定規模以上の工業企業の実現利潤は前年比39.8%増の459億元であった。
- ・全社会固定資産投資は前年比30.4%増の6,935億元。
- ・社会消費品小売総額は前年比19.0%増の2,878億元。実質では17.0%増。中でも、金属・電子材料類（51.5%増）、宝石類（49.7%増）、家具類（49.6%増）、自動車類（41.4%）が高い伸びであった。
- ・輸出総額は75.0%増の75億ドル、輸入総額は43.9%増の49億ドル。

- ・都市住民一人当たり可処分所得は 11.3% 増の 1 万 7,532 元。農村住民一人当たり純収入は 17.8% 増の 5,277 元。

四川省

- ・四川省の 2010 年の GRP は前年比 15.1% 増の 1 兆 6,899 億元。第 1 次産業は 4.4% 増の 2,483 億元、第 2 次産業は 22.0% 増の 8,565 億元、第 3 次産業は 10.0% 増の 5,850 億元であった。
- ・工業生産増加額は 23.5% 増で前年を 2.3 ポイント上回った。
- ・全社会固定資産投資は前年比 13.0% 増の 1 兆 3,582 億元。このうち第 2 次産業が 12.7% 増、第 3 次産業が 14.6% 増であった。
- ・社会消費品小売総額は前年比 18.7% 増の 6,635 億元。自動車類は 22.2% 増。家電下郷販売品は 36.8% 増の 494 万台であった。
- ・輸出総額は前年比 33.0% 増の 189 億ドル。前年よりも 25.2 ポイント上昇した。
- ・都市住民一人当たり可処分所得は前年比 11.7% 増の 1 万 5,461 元であり、農民一人当たり純収入は 15.1% 増の 5,140 元であった。

日系企業の動向

中西部地域での経済成長の伸びが大きいことから、日系企業による中西部地域での設備投資の増強、販売活動の強化等の動きが見られており、今後も当面このような傾向が続くと予想される。

日系企業の抱える問題点・要望

電力・ガスの安定供給

冬に電力・ガスの需要量が増加する際、工場への電力・ガスの供給が削減される。これにより、生産活動の削減が余儀なくされている。電力・ガスの十分かつ安定的な供給体制を早急に整備していただきたい。

通関手続の明確化・合理化

税関担当者の交代により、追徴課税の納税が必要となった。このように担当者の交代により運用が変わらないようにしていただきたい。

日本の資格証明手続の合理化

中国企業の社員が日本で業務に従事する場合、日本の法務省の発行する在留資格証明が必要であるところ、情報サービス業においては大学本科の理工系学部の卒業が要件となっている。専門学校卒業、大学の日本語学科卒業等の優秀な技術者は特別な国家資格を持たなければ就業ビザが取得できないことから、在留資格証明に係る要件を緩和していただきたい。

<建議>

- ① 電力・ガスの安定的な供給体制を早急に整備していただきたい。
- ② 通関手続を明確化・合理化していただきたい。
- ③ 日本での情報サービス業における就業に際しての資格証明手続に係る要件を緩和していただきたい。